ASBJ

企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等に対するコメント

１．コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準公開草案第 89 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」（2025 年 10 月 29 日公表）（以下「金融商品会計基準案」という。）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（2025 年 10 月 29 日公表）（以下「予想信用損失適用指針案」という。）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 90 号（企業会計基準適用指針第 19 号の改正案）「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」（2025 年 10 月 29 日公表）
- 移管指針公開草案第 17 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（2025 年 10 月 29 日公表）（以下「金融商品実務指針案」という。）
- 移管指針公開草案第 18 号（移管指針第 12 号の改正案）「金融商品会計に関するＱ＆Ａ（案）」（2025 年 10 月 29 日公表）
- 企業会計基準公開草案第 90 号（企業会計基準第 11 号の改正案）「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」（2025 年 10 月 29 日公表）
- 企業会計基準公開草案第 91 号（企業会計基準第 29 号の改正案）「収益認識に関する会計基準（案）」（2025 年 10 月 29 日公表）（以下「収益認識会計基準案」という。）
- 企業会計基準公開草案第 92 号（企業会計基準第 34 号の改正案）「リースに関する会計基準（案）」（2025 年 10 月 29 日公表）（以下「リース会計基準案」という。）
- 企業会計基準公開草案第 93 号（企業会計基準第 37 号の改正案）「期中財務諸表に関する会計基準（案）」（2025 年 10 月 29 日公表）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 89 号（企業会計基準適用指針第 13 号の改正案）「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）」（2025 年 10 月 29 日公表）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 91 号（企業会計基準適用指針第 30 号の改正案）「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」（2025 年 10 月 29 日公表）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 92 号（企業会計基準適用指針第 33 号の改正案）「リースに関する会計基準の適用指針（案）」（2025 年 10 月 29

日公表）

- 企業会計基準適用指針公開草案第 93 号（企業会計基準適用指針第 34 号の改正案）「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（2025 年 10 月 29 日公表）
- 実務対応報告公開草案第 71 号（実務対応報告第 30 号の改正案）「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」（2025 年 10 月 29 日公表）
- 移管指針公開草案第 16 号（移管指針第 7 号の改正案）「持分法会計に関する実務指針（案）」（2025 年 10 月 29 日公表）
- 補足文書（案）「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）」（2025 年 10 月 29 日公表）（以下「補足文書（案）」という。）

以下、これらを合わせて「本公開草案」という。

２．コメント募集期間

- 2025年10月29日～2026年2月6日

３．公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（2026 年 10 月 16 日改正）（以下「金融商品会計基準」という。）
- 企業会計基準適用指針第 36 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」（2026 年 10 月 16 日公表）（以下「予想信用損失適用指針」という。）
- 企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（2026 年 10 月 16 日改正）
- 移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（2026 年 10 月 16 日改正）（以下「金融商品実務指針」という。）
- 移管指針第 12 号「金融商品会計に関するＱ＆Ａ」（2026 年 10 月 16 日改正）（以下「金融商品会計Ｑ＆Ａ」という。）
- 企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」（2026 年 10 月 16 日改正）
- 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（2026 年 10 月 16 日改正）
- 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」（2026 年 10 月 16 日改正）（以下「リース会計基準」という。）

・　企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」（2026 年 10 月 16 日改正）
・　企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（2026 年 10 月 16 日改正）
・　企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（2026 年 10 月 16 日改正）
・　企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」（2026 年 10 月 16 日改正）（以下「リース適用指針」という。）
・　企業会計基準適用指針第 34 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（2026 年 10 月 16 日改正）
・　実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（2026 年 10 月 16 日改正）
・　移管指針第 7 号「持分法会計に関する実務指針」（2026 年 10 月 16 日改正）
・　補足文書「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて」（2026 年 10 月 16 日公表）（以下「補足文書」という。）

以下、これらを合わせて「本会計基準等」という。

４．コメント提出者一覧

［団体等］

	団　体　名
CL1	生命保険協会
CL2	日鉄ソリューションズ株式会社
CL3	一般社団法人全国信用金庫協会
CL4	一般社団法人全国信用組合中央協会
CL5	農林中央金庫
CL6	全国農業協同組合中央会
CL7	一般社団法人 全国労働金庫協会
CL8	一般社団法人 日本貿易会
CL9	公益社団法人リース事業協会

CL10	全国漁業協同組合連合会
CL11	有限責任 あずさ監査法人
CL12	一般社団法人　日本損害保険協会
CL13	公益社団法人 日本証券アナリスト協会
CL14	日本公認会計士協会
CL15	EY 新日本有限責任監査法人
CL16	一般社団法人 第二地方銀行協会
CL17	一般社団法人全国銀行協会
CL18	有限責任監査法人トーマツ
CL19	PwC Japan 有限責任監査法人
CL20	合同会社新宿経済研究所

［個人（敬称略）］

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL21	阿竹　敬之	SMBC 日興証券株式会社
CL22	松井　順三	
CL23	服部　隆	ＣＭＡ、ＣＩＩＡ
CL24	香山　隆	
CL25	吉田　博樹	公認会計士
CL26	田淵　隆明	公認システム監査人、特定行政書士　IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント
CL27	前田　順一郎	立教大学大学院人工知能科学研究科客員教授 公認会計士

CL28	村上　勇太	村上勇太公認会計士事務所
CL29	兼田　克幸	北海道大学名誉教授
CL30	國見　琢	公認会計士

ASBJ

５．主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）のそれらに対するコメントです。
「コメントの概要」には、本公開草案に関連するコメントのうち、主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
全般的なコメント		
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		
1） 本公開草案の提案の方向性を支持する。	貴委員会の本公開草案について、開発にあたっての基本的な方針に示されているように、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という）の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」と「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」を開発するという本公開草案の方向性を支持する。 しかしながら、貴委員会の意図を本公開草案の提案に明瞭に反映するための明確化や実務における新基準の円滑な導入の観点からいくつかご検討いただきたい点があるため、本公開草案に付された質問項目に対する意見として以下に記載する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
（本公開草案に対するコメント全般についての前提）		
2） 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、今後当局と協議しな	［協同組織金融機関からのコメント］ 本基準案は、主に上場企業を対象とし、国際会計基準と整合性のあるものとすることを主眼に、貸倒引当金の算定方法等の大幅な見直しが提案されておりますが、地域や中小企業が主な利用者となる協同組織金融機関においては、地域金融機関としての役割や中小企業への資金供給に悪影響を及ぼすことが懸念されます。	コメントの前提を踏まえて、検討を行った。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
がら検討するため、同意・不同意への回答は差し控え、重要と思われる事項についてコメントする。	こうした背景を踏まえ、今後、本基準を参考に、協同組織金融機関が参照する会計の基準について当局と協議しながら検討していくものと認識しております。 そのため、各質問に対する同意・不同意への回答は差し控え、重要と思われる事項について以下のとおりコメントいたします。	
（質問 1）開発にあたっての基本的な方針に関する質問		
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		
1.1） 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
	同意する。 （理由等） 国際的な比較可能性を確保する原則的な方式に加えて、バーゼル基準で標準的手法を採用し、海外投資家や国際業務に関係のない中小金融機関に対して実務的に配慮したオプションを選択できる方式は、現実的であると考えます。	同　上
	ＥＣＬ草案について ＡＳＢＪが 2025 年 10 月 29 日付で公表した会計基準案等（以下、本稿において「一連のＥＣＬ草案」と称する）は、「金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図る」とともに、「わが国の会計基準を高品質なものとすること」などを目的に提案されたものでもあると理解している。 当社としては国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）が高品質な会計基準であるとする言説に	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	はまったく同意しないが、それでも少なくとも現行の金融商品会計における貸倒引当金（特に一般引当）の設定において過去の実績率を使用する方法には問題があると考えている。こうした観点からはＥＣＬ会計の開発自体は望ましいと考える。	
	ステップを分けて議論したという基準開発プロセスについては、非常に効率的な手法であり同意します。	同　上
1.2) 簡素化された予想信用損失の算定方法について説明の一層の明確化と開示の充実が必要である。	本公開草案における開発にあたっての基本的な方針に同意する。質問1に対応する我々のアンケートの Q1 では、「同意する」が 86.7%、「同意しない」が 0.0%、「どちらともいえない」が 13.3%であった。 国際的な整合性を踏まえ IFRS 会計基準のモデルを開発の基礎としつつ、一方で、国内の実務や会計慣行にも配慮し、国際的な比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取り扱いを定めて、予想信用損失モデルを導入した点を評価する。 アナリスト・投資家の視点からは、海外の大手企業と比較が容易であり、財務データを容易に把握しやすいことが、資本コストの低下につながると考える。 ただし、ステップ 4 で開発された「簡素化された予想信用損失の算定方法」については、説明の一層の明確化と開示の充実が必要であると考える。これらの点に関しては、質問 3-1（信用リスクの著しい増大の判定に関する質問）、質問 3-2（予想信用損失の算定方法に関する質問）、質問 5（開示に関する質問）及び質問 7（設例及び開示例に関する質問）に対する各コメントを参照されたい。特に質問 5 に対するコメントでは、強い要望として具体的な改善提案を示している。 なお、以下の意見があった。 • ステップ 1（IFRS と米国基準のいずれのモデルを開発の基礎とするかの選択）において、IFRS 会計基準のモデルを開発の基礎とすることとした理由について、なぜ我	IFRS 会計基準のモデルが我が国の会計基準の考え方により親和性があるかの理由を明確化するために、予想信用損失適用指針案 BC7 項（予想信用損失適用指針 BC8 項）(2)を次のとおり修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「いずれのモデルが我が国の信用リスク管理の考え方及び実務並びに会計基準開発にあたり背景に据えてきた考え方と親和性があるかどうかの観点では、債権の信用リスクの状況にかかわらず常に全期間の予想信用損失を測定することを要求する米国会計基準の CECL モデルよりも、債権の信用リスクの著しい増大の有無に応じて異なる期間の予想信用損失の測

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	が国の会計基準の考え方により親和性があるかを、予想信用損失適用指針案の「結論の背景」にもう少し説明すると、関係者に背景が理解されやすいのではないか（金利収益と信用損失との対応が図られていることが理由と考えられる）。 • 1990 年代から 2000 年代初頭にかけての不良債権問題の再来は絶対に避けなければならない。当時と比べ、コーポレートガバナンスや信用リスク管理が強化されていることは認識しているが、経営者により予想信用損失が恣意的に悪用されることのないよう、監査可能性が十分に確保された基準設定を望む。	定を要求する IFRS 会計基準の ECL モデルの方が、我が国の契約キャッシュ・フローの回収可能性に応じて債権の管理方法を変えるという現在の信用リスク管理実務の考え方及び会計基準の考え方により親和性がある~~のは IFRS 会計基準のモデル~~と考えられる。」 本公開草案は、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という）の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準（ステップ 2 及びステップ 3）」と「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準（ステップ 4）」を開発するという基本的な方針に基づいて、審議を経て公表したものである。IFRS 第 9 号は 2014 年に公表され、2018

<table>
<tr><th>論点の項目</th><th>コメントの概要</th><th>コメントへの対応</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>年から適用が開始されており、IFRS 第 9 号の減損に関する適用後レビューについても 2024 年に完了し、国際会計基準審議会（IASB）は減損の要求事項が意図したとおりに機能していると結論づけている。これらの点から、IFRS 第 9 号の減損に関する要求事項について、実務上大きな問題は生じていないと理解している。このため、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを開発の基礎とした本公開草案についても、監査可能性も含めて実務上大きな問題が生じることは想定していない。</td></tr>
<tr><td colspan="3">（開発にあたっての基本的な方針に同意しないコメント）</td></tr>
<tr><td>1.3） 基準間における優劣の有無、及び、「我が国の信用リスク管理の考え方及び実務並びに会計基準開発にあたり背景に据え</td><td>ステップ１からステップ４までの各ステップに関して、下表に示すとおりに考える。<table><tr><td>要素</td><td>意見</td></tr><tr><td>ステップ１：
IFRS第9号の予想信用損失モデルを開発の基礎とする。</td><td>基準間における優劣の有無、及び、「我が国の信用リスク管理の考え方及び実務並びに会計基準開発にあたり背景に据えてきた考え方」との親和性を理由とするのであれば、同意しない。
一方、上記のことは必ずしも理由とせず、我が国の会計基準については、現在、基本的に、IFRS会計基</td></tr></table></td><td>ステップ１に関するコメントへの対応については、1.2）で記載している。

ステップ４について単に簡素化した会計処理方法を規定したものとして開発・設定することには同意しないとのコメントについて、簡素化された予想信用損失の算定方法は、審議におい</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>論点の項目</th><th colspan="2">コメントの概要</th><th>コメントへの対応</th></tr>
<tr><td rowspan="4">てきた考え方」との親和性を理由とするのであれば、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを開発の基礎とすることに同意しない。また、ステップ 4 について単に簡素化した会計処理方法を規定したものとして開発・設定することには同意しない。</td><td></td><td>準を国際的な整合性を図る対象としていることを理由とするのであれば、同意するが、ただし、その場合には、我が国における従来の取扱や米国会計基準ASC326における取扱を斟酌した修正・追加は、行うとしても極めて限定的なものとし、原則としてIFRS第9号における取扱をそのまま導入するべきだと考える。
（「意見の理由１」参照）</td><td rowspan="4">て、すべての企業が原則的な処理を適用することは実務上困難であると考えられたことから、原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているものと位置付け、特に実務上の負担が重いと考えられる論点について定めることを提案しているものである。いずれも、審議において、IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮したものであり、IFRS 第 9 号を適用した場合と比較して引当水準に著しい相違は生じないと想定している。</td></tr>
<tr><td>ステップ２及びステップ３：
国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準を開発する。</td><td>同意する。
なお、IFRS第9号の予想信用損失モデル、又は、米国会計基準ASC326の（現在）予想信用損失モデルのうち、いずれを開発の基礎とした場合でも、ステップ２及びステップ３は達成されると考える。</td></tr>
<tr><td>ステップ４：
IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準を開発する。</td><td>単に簡素化した会計処理方法を規定したものとして開発・設定することには同意しない。
（「意見の理由２」参照）
ただし、質問5及び質問8の項番１において述べる内容も参照されたい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【意見の理由】
（意見の理由１）
金融基準を改訂し、予想信用損失の認識・測定に関する規定を導入するにあたって、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルを採用することの理由について、ECL 適用指針</td></tr>
</table>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	EDによれば、次の通りである（ECL適用指針ED.BC7）。 (1)　我が国の会計基準は、2007年に国際会計基準審議会（IASB）とともに公表した東京合意以後は、基本的に、IFRS会計基準を国際的な整合性を図る対象としてきており、両者に優劣がつけられないのであれば、IFRS会計基準のモデルを基礎として基準を開発することが適当であると考えられる。 (2)　いずれのモデルが我が国の信用リスク管理の考え方及び実務並びに会計基準開発にあたり背景に据えてきた考え方と親和性があるかどうかの観点では、我が国の契約キャッシュ・フローの回収可能性に応じて債権の管理方法を変えるという現在の信用リスク管理実務の考え方及び会計基準の考え方により親和性があるのは IFRS会計基準のモデルと考えられる。 ここで、上記理由のうち、(2)において言及されている「我が国の信用リスク管理の考え方及び実務並びに会計基準開発にあたり背景に据えてきた考え方」については、債権を①正常先債権、（その他の）要注意先債権、要管理先債権、破綻懸念先債権、実質破綻先債権、破綻先債権に区分して、あるいは、②一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分して、各々の区分に応じた方法で貸倒引当金を設定するという考え方を指しているものと私は解している。 このとき、上記(1)及び(2)については、いずれも、IFRS第9号に基づく予想信用損失モデルを採用することの理由として成立するのかどうか、疑念を持たざるを得ない。これは次に示す理由による。 すなわち、まず、IFRS第9号が規定する取扱は、対象金融資産について当初認識以後において信用リスクの著しい増大（以下、SICR）がない場合には、12か月予想信用損失を認識・測定し、かかるSICRがある場合には全期間予想信用損失を認識するというもの	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	であって、すなわち、予想信用損失の認識・測定を、当初認識時点を起点とした信用リスクの相対的な水準に基づいて変化させるものである。 これに対して、我が国における従来の取扱は、貸倒引当金の認識・測定を、ある一時点における対象債権の債務者における信用リスクの絶対的な水準に基づいて変化させるものである。 このことについては、たとえば、金融基準が、①「一般債権」については過去の貸倒実績率等に基づいて貸倒引当金を測定するのに対して、「貸倒懸念債権」及び「破産更生債権等」については、(a)信用リスクを考慮に入れた将来キャッシュ・フローに基づいて算定した金額か、あるいは、(b)担保・保証による回収見込額を除いた残額の全部又は一部をもって貸倒引当金の測定額とすることを規定することで（金融基準.28)、「一般債権」の貸倒引当金を相対的に少額なものとしているなか、②当該「一般債権」について「経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権」と定義しており（金融基準.27(1)）、すなわち、債務者のある一時点における状態に着眼した定義をしていることから明らかである。 そのため、当初認識時点を起点とした信用リスクの相対的な水準に着眼するというIFRS 第 9 号が規定する取扱は、明らかに、我が国における従来の取扱とは根本的に大きく異なっている。 そして、このことは、単に貸倒引当金（予想信用損失）の認識・測定に関する実務上の方法の違いであるにとどまらず、その結果にも重大な違いをもたらす可能性が高い。 すなわち、IFRS 第 9 号が規定する取扱によれば、ある一時点における信用リスクの絶対的な水準に着目するとき、それがより大きい債権について当初認識後に SICR がないために 12 か月予想信用損失を認識・測定する一方、それがより小さい債権について当初認	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	識後に SICR があるために全期間予想信用損失を認識・測定することとなり、その結果として、ある一時点における信用リスクの絶対的な水準がより小さい債権について認識する予想信用損失の方が、それがより大きい債権について認識する予想信用損失よりも大きい、ということが、十分に生じ得ると考えられる。 ここで、銀行等監査特別委員会報告第 4 号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（以下、銀行実務指針）が、いずれも当面の間の取扱として、貸倒引当金について、正常先債権及びその他要注意先債権の場合には今後 1 年間の予想損失額とすること、及び、要管理先債権の場合には今後 3 年間の予想損失額とすることを容認している（同Ⅵ・注３）ために、銀行実務指針の適用を受ける銀行等金融機関の多くにおいては、常に全期間予想信用損失を認識・測定する米国会計基準 ASC326 による取扱よりも、SICR の有無に基づいて 12 か月予想信用損失と全期間予想信用損失を切り替える IFRS 第 9 号の取扱の方が、我が国における従来の取扱と親和性があるとの主張がなされるかもしれない。 しかしながら、かかる主張は、次に掲げる理由より、妥当性を欠いていると思われる。 ◆ 貸倒引当金について、正常先債権及びその他要注意先債権の場合には今後 1 年間の予想損失額とすること、及び、要管理先債権の場合には今後 3 年間の予想損失額とすることもまた、貸倒引当金の認識・測定を、ある一時点における対象債権の債務者における信用リスクの絶対的な水準に基づいて変化させるものであり、予想信用損失の認識・測定を、当初認識時点を起点とした信用リスクの相対的な水準に基づいて変化させるという IFRS 第 9 号が規定する取扱とは根本的に異なったものである。 ◆ 銀行実務指針は、あくまで貸出金等の平均残存期間に着目することを原則とした	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	うえで、先述の取扱については当面の取扱として容認しているに過ぎないなか、仮に、当面の取扱（＝いずれは変更されるはずの取扱）と IFRS 第 9 号による取扱との間には親和性があったとしても、それは IFRS 第 9 号による取扱を導入することの理由とはならない。むしろ、あくまで貸出金等の平均残存期間に着目することを原則としているのであるから、それとの親和性からすれば、米国会計基準 ASC326 による取扱を導入するべきと言っても過言ではない。 また、そもそも、銀行実務指針は銀行等金融機関に限定して適用されるものに過ぎないなか、広く適用される金融実務指針は、貸倒引当金の見積期間について、一般債権の場合には債権の平均回収期間であるとしており（金融実務指針. 110）、また、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の場合には債権の回収期間であるとしていて（金融実務指針. 112-117）、これを一律に 1 年間や 3 年間とする取扱はいっさい規定していない。 したがって、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルの方が、「我が国の信用リスク管理の考え方及び実務並びに会計基準開発にあたり背景に据えてきた考え方」と親和性があるとの主張については疑問を持たざるを得ず、ゆえに、先述(2)の理由は成立するのかどうか、疑わしい（注）。 （注）ここで、私は、当初認識時点を起点とした信用リスクの相対的な水準に着眼するという IFRS 第 9 号が規定する取扱について、我が国における従来の取扱との親和性は乏しいことを指摘しているのであって、かかる取扱それ自体が理論的に妥当でないとの指摘をしているものではないことに留意されたい。むしろ、私はかかる取扱について理論的な妥当性はあると考えており、そのことが、質問 8 の項番 1 で提案する内容につながっている。 また、次に示す理由より、米国会計基準 ASC326 に基づく（現在）予想信用損失モデル	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	の方が、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルよりも優れている可能性はある（＝両者間に優劣をつけられる可能性はある）と考えられることから、先述(1)の理由も成立するのかどうか、疑わしい。 ◆　大前提として、米国会計基準 ASC326 に基づく（現在）予想信用損失モデルを採用した場合であっても、予想信用損失の認識・測定を要求するという点で、我が国会計基準について国際的な整合性を図ることは達成される。 ◆　こうした中、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルを採用した場合には、購入・組成時信用減損資産に該当する場合を除いては、事後に SICR が生じるまでは、財務諸表から全期間予想信用損失の金額を知ることができない（その一部に過ぎない 12 か月予想信用損失の金額を知ることができるのみである）。このことについて、詳細を述べれば次の通りである。 ➢　当初認識時点における全期間予想信用損失は、たしかに、当初認識時点での公正価値（＝当初測定）に織り込まれている。したがって、当初認識時点で対象金融資産を公正価値で認識・測定したうえで、全期間予想信用損失を追加的に認識すれば、全期間予想信用損失を過剰に（二重に）認識することになるというのは、IFRS 第 9 号が指摘するとおりである（IFRS9.BC5.93）。 ➢　しかしながら、そうではあっても、全期間予想信用損失を追加的に認識しなければ、財務諸表（本体）からその金額を知ることはできない。これは次の理由による（いずれも、対象金融資産については、当初認識・測定時点において、諸条件がオンマーケットであり、その取引価格と公正価値は等しいことを前提とし、また、取引コストはゼロであるものとする）。 ✧　当初認識・測定時点のマーケット水準に基づく利率によるクーポン利息が	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	設定されている金融資産の場合には、予想信用損失がどのような金額であろうとも、貸付元本金額をもって当初認識・測定が行われるに過ぎないから、全期間予想信用損失を追加的に認識しなければ、当初認識時点での公正価値（＝当初測定）に織り込まれている予想信用損失の金額を財務諸表（本体）から知ることはできない。 ✧　ゼロクーポンである金融資産の場合には、たしかに、当初認識・測定時点における取引価格＝公正価値は、予想信用損失（信用リスク）も考慮に入れて貸付元本金額をディスカウントした金額となっているものの、信用リスク見合いでディスカウントされた金額がいくらであるかについて財務諸表から知ることはできないから、全期間予想信用損失を追加的に認識しなければ、当初認識時点での公正価値（＝当初測定）に織り込まれている予想信用損失の金額を財務諸表（本体）から知ることはできない。 ➢　もっとも、12 か月予想信用損失を認識・測定する金融資産については、全期間予想信用損失の金額を注記で開示することとすれば、全期間予想信用損失を追加的に認識せずとも、財務諸表から全期間予想信用損失の金額を知ることはできる。しかしながら、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルはそのような取扱を規定してはいないし、仮にそうした開示を要求する場合には、12 か月予想信用損失を認識・測定する金融資産については、12 か月予想信用損失及び全期間予想信用損失の両方を測定する必要がある上に、SICR 判定も必要になってしまい、実務上の負担が不合理に極めて重い。 ◆　これに対して、米国会計基準 ASC326 に基づく（現在）予想信用損失モデルを採用した場合には、常に全期間予想信用損失を認識・測定するから、常に、財務諸表（本	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	体）から全期間予想信用損失を知ることができる。 ◆　このように、財務諸表から常に（全期間）予想信用損失を知ることができるという点で、米国会計基準 ASC326 に基づく（現在）予想信用損失モデルの方が優れていると考えられるなかにあって、実務上の負担は、必ずしも、常に米国会計基準 ASC326 に基づく（現在）予想信用損失モデルの方が重いわけではない。このことについて、詳細を述べれば次の通りである。 ➢　米国会計基準 ASC326 に基づく（現在）予想信用損失モデルでは、全期間予想信用損失の認識・測定が必要となる範囲が、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルよりも圧倒的に広いことから、この点では、米国会計基準 ASC326 に基づく（現在）予想信用損失モデルの方が実務上の負担が重いことは否めない。 ➢　しかしながら、ここで留意するべきは、全期間予想信用損失を測定するだけならば、必ずしも、デフォルトが生じる可能性の程度（例：PD）と、デフォルトが生じたときに発生し得る損失の程度（例：LGD）とを分けて把握する必要はないということである。一般に、その必要が生じるのは、マクロ経済指標に関する予測結果に応じて将来予測を加味するときに、デフォルトが生じる可能性の程度（例：PD）と、デフォルトが生じたときに発生する損失の程度（例：LGD）とで、マクロ経済指標との相関が大きく異なる場合などであると考えられる。 ➢　これに対して、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルでは、実務上、一般的には、営業債権等についての単純化アプローチが適用される場合を除いては、多くの場合において、デフォルトが生じる可能性の程度（例：PD）と、デフォルトが生じたときに発生する損失の程度（例：LGD）とを分けて把握する必要があると考えられる。これは、①SICR 判定においては、デフォルトが生じる可能	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	性の程度（例：PD）に着目をしなければならないためであり、また、②12 か月予想信用損失を測定するためには、デフォルトが生じる可能性の程度（例：PD）と、デフォルトが生じたときに発生する損失の程度（例：LGD）とを、別々のタイムスパン（前者は 12 か月、後者は全期間）で把握する必要があるためである。 ➢ 前段落に示した点、及び、そもそも SICR 判定が必要であるという点においては、明らかに、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルの方が、実務上の負担が重い。 ➢ したがって、実務上の負担は、必ずしも、常に米国会計基準 ASC326 に基づく（現在）予想信用損失モデルの方が重いわけではない。 以上のことから、先述(1)及び(2)については、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルを採用することの理由として成立するのかどうか、疑念を持たざるを得ない。 したがって、基準間における優劣の有無、及び、「我が国の信用リスク管理の考え方及び実務並びに会計基準開発にあたり背景に据えてきた考え方」との親和性を理由とするのであれば、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルを基礎とすることに同意しない。 一方、基準間における優劣の有無や、我が国における従来の取扱との親和性を必ずしも理由とせず、我が国の会計基準は、2007 年に IASB とともに公表した東京合意以後は、基本的に、IFRS 会計基準を国際的な整合性を図る対象としてきていることを理由として、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルを基礎とする、ということであるならば、かかる結論については同意する。 ただし、その場合には、IFRS 会計基準と整合性を図るということが、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルを基礎とすることの唯一の論拠である可能性が高いから、我が	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	国における従来の取扱や米国会計基準 ASC326 における取扱を斟酌した修正・追加は、行うとしても極めて限定的なものとし、原則として IFRS 第 9 号の取扱をそのまま導入するべきだと考える。 （意見の理由２） IFRS では、IAS 第 8 号が、IFRS 基準書が定める会計方針を適用することの影響に重要性がない場合には、当該方針を適用する必要はない旨を明文で定めている（IAS8.8）。 したがって、IFRS 適用企業においては、IFRS 第 9 号における予想信用損失の認識・測定に関する規定についても、それを適用した場合と比較して重要な違いが生じない限りにおいては、一定の簡便的な取扱をしているケースがあるものと思われる。 この点、我が国会計基準においても、同様に、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる旨が明文で定められている（企業会計原則注解１）。 そのため、金融基準 ED 等において、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」として開発された内容についても、それを適用した場合と比較して重要な違いが生じない限りにおいて、一定の簡便的な取扱をすることは、一般的重要性の観点から当然に認められるはずである。 したがって、あくまでも一般的重要性の観点で許容される範囲内において一定の簡便的な取扱を認める場合には、IFRS 第 9 号（又は米国会計基準 ASC326）を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準を開発する必要はない。 ここに、今般、我が国会計基準にも、予想信用損失の認識・測定に関する規定を導入することは、国際的な整合性を確保することを目的としたものなのであるから（ECL 適用指針 ED.BC1）、簡便的な取扱は、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	会計基準と遜色がないと認められる会計基準」を適用した場合と比較して重要な違いが生じない場合に限って認めるのが適当である。 以上のことに加えて、IFRS 第 9 号はすでに欧州各国をはじめとする様々な法域の企業において適用されている会計基準であるなか、主要先進 7 か国（G7）の一角を占め、世界有数の経済大国でもある我が国が、実務上の負担への配慮を主たる理由とした改変を加えるということについては、国際的な理解を得ることが難しい可能性もある。 したがって、「IFRS 第 9 号（又は米国会計基準 ASC326）を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」について、単に簡素化した会計処理方法を規定したものとして開発・設定することについては同意しない。	
（個別財務諸表への適用についてのコメント）		
1.4） 個別財務諸表に国際的に比較可能な会計処理を求める必要性を確認して頂きたい。	連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表においては注記を省略できる（金融商品会計基準(案)40-2 項及び予想信用損失適用指針(案)93 項）とされている。連結ベースの開示・比較が主流となっている現在において、単体まで国際的に比較可能な会計処理を求める必要性があるのか（IFRS 会計基準を採用している会社は連結財務諸表において IFRS 第 9 号を適用済であり、国際的な比較可能性は十分に測れる）。この点、連単一致の基準の採用が ASBJ における基本方針であることは理解するが、実際に採用するかは個々の基準で判断されるものと理解しており、コストベネフィットにつき改めて確認願いたい。	当委員会は中期運営方針において次の方針を記載している。 「これまで当委員会では、原則として、開発された会計基準が連結財務諸表と単体財務諸表の両方に同様に適用されるものとして開発してきており、今後もその方針に変わりはない。ただし、単体財務諸表においては、関連諸法規等の利害調整に関係することが連結財務諸表よりも多いと考えられるため、個々の会計基準の開発においては、これらを考慮の対象として

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		検討を行う。」 　また、当委員会が公表した会計基準では、ごく一部を除き、連結財務諸表と個別財務諸表に同一の会計処理が用いられてきた。これは、我が国においては、歴史的に個別財務諸表の積み上げとして連結財務諸表が捉えられてきており、また、投資家の意思決定の有用性について、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる説明をすることは難しく、連結財務諸表と個別財務諸表とで、同じ経済実態に対し異なる考えに基づく会計処理を求める会計基準を開発することは適切ではないとの考えに基づいている。 　このため、本公開草案の提案を変更しないこととした。
（一般事業会社に関する検討についてのコメント）		
1.5）　一般事業会社に関する検討の十分性に疑義がある。	基本的な方針自体には同意するが、「ステップ５：一般事業会社に関する検討」の十分性に疑義がある。 　まず、「一般事業会社を想定すると、金融商品会計基準等の改正等の影響が必ずしも大きくないと考えられる」との記載が見受けられるが、その根拠が不明である。一般事業会	金融商品の分類及び測定の開発に着手するかどうか今後検討を行うとしていることを踏まえ、ステップ５の基本的な方針として、現行の日本基準

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	社において、予想信用損失を算定する範囲に含まれる金融資産として、営業債権等、満期保有目的の債券、未収入金、貸付金、金融保証契約などが想定される。このうち営業債権等については単純化されたアプローチが取り入れられていること、期日経過日数に応じた引当率を用いて予想信用損失を算定し開示を行うことができること、設例が示されていることが確認できるものの、ここで示されている予想信用損失の算定方法は現行基準における貸倒見積高の算定方法と同一ではない。また、満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定についても、補足文書でイメージが示されていることは確認できるが、これは現行基準における実務とは大きく異なるものである。そのうえ、未収入金、貸付金、金融保証契約については原則的な定めしか存在しないうえに一般事業会社の実務において参考となる設例も存在しない。それにもかかわらず、一般事業会社への影響が必ずしも大きくないと考えられるというのであれば、その根拠や影響を軽減するための具体的な対処方法の一例を一般事業会社に共有すべきである（適用指針に盛り込めない場合であっても、補足文書や解説記事等で示す方法も考えられる）。それがなされていない現状においては「ステップ５：一般事業会社に関する検討」の十分性に疑義を抱かざるを得ない。	における金融商品の分類及び測定を前提として、IFRS 第 9 号における取扱いや金融資産の性質等に基づいてグルーピングした上で、IFRS 第 9 号の定めを取り入れるか、当面の間は現行の金融商品会計基準等における取扱いを継続するかを判断することとした。審議の結果、ゴルフ会員権など一部の金融商品については、従来の取扱いを継続することとした。 また、本公開草案の公表に至る審議の過程において、一般事業会社における未収入金、貸付金、金融保証契約に関する実務負担について、一般事業会社向けの簡素化したモデルを作成するほどの意見は聞かれていない。 このため、本公開草案の提案を変更しないこととした。
（条件変更についての取扱いの明確化を求めるコメント）		
1.6) 条件変更について、当面の会計処理を明	以下にコメントする点を除き、同意する。 条件変更についての取扱い （コメント）	本公開草案においては、条件変更について、IASB において IFRS 第 9 号の要求事項を明確化するためのプロジ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
確化して頂きたい。	条件変更について、当面の会計処理（償却原価や予想信用損失の算定等）を明確化していただきたい。 （理由） IFRS 第 9 号の定めのうち、条件変更については、国際会計基準審議会（IASB）においてその要求事項を明確化するためのプロジェクトが予定されていることから、当面の間、条件変更に関する定めを取り入れないこととされている（企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針案」という。）BC13 項）。このとき、2023 年 1 月 17 日開催の第 494 回企業会計基準委員会の審議資料(4)-2 においては、現行の日本基準では、債権の条件変更等が行われた場合の取扱いに関する明確な定めは存在しないとして、既存資産の消滅と新たな資産の認識を行うのか、既存資産の継続とするのかは、個々の状況に応じて判断することになるとされていたが（同資料第 29 項参照）、本公開草案にて導入される償却原価や予想信用損失の算定等も含めて、個々の状況に応じて判断してよいのか、不明瞭となっている。したがって、本公開草案の提案どおり、条件変更に関する IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めを取り入れない場合、本公開草案の影響を受ける償却原価や予想信用損失の算定等に関しては、当面の間、企業の会計方針に基づき会計処理を行う等、BC13 項の記載を拡充することで、当面の会計処理の指針を明確化することが望まれる。	ェクトが予定されており、現時点で IFRS 第 9 号の定めを取り入れたとしても、将来において日本基準を再度見直すことが必要となる可能性があるため、当面の間、条件変更に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れないこととした。 コメントを踏まえて審議を行った結果、IASB の当該プロジェクトは現在進行中であるため、現時点で IFRS 第 9 号の定めを取り入れたとしても、将来において日本基準を再度見直すことが必要となる可能性がある状況にあることは公開草案の公表時と変わっていないため、公開草案の提案を変更しないこととした。 したがって、改正後の金融商品会計基準等は条件変更に関する会計処理を定めていないため、既存資産の消滅と新たな資産の認識を行うのか、既存資産の継続とするのかについては、個々の状況に応じて企業が判断する

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		ことになると考えられる。
（その他）		
1.7） 建設協力金、敷金及び差入預託保証金について、経済的実質に基づいて本公開草案の適用対象か否かを判断するための明確な定義規定及び判断規範を設けるべきである。	【意見】 建設協力金および敷金・差入預託保証金について、名称の如何にかかわらず「経済的実質」に基づいて本公開草案の適用対象か否かを判断するための明確な定義規定および判断規範を設けるべきと考えます。 また、判断に迷いが生じやすい境界線上の取引について、具体的な設例を追加することを提案します。 （理由） ① 現状の提案における判断基準の曖昧さとリスク 本公開草案において、「建設協力金」は適用対象とされる一方、「敷金」等は対象外（現状維持）と整理されています。その結果、適用対象か否かにより、極めて大きな会計処理の差異が生じます。適用指針案の結論の背景では、建設協力金を対象とする根拠として「一般的に満期までの期間が長期であり、経済実態としては貸付金に類似した金融資産である」ことが示されています。 しかし、本文中に明確な定義規定が設けられておらず、適用対象外の項目として「敷金」が明示的に列挙されているため、実務上、以下のケースにおいて作成者や監査人の判断に重大な乖離が生じる懸念があります。 • 貸付金的性格を持つ「敷金」の取扱い 契約上の名称が「敷金・保証金」であっても、実質的に建設資金に充当され、返還期間が長期に及ぶものや賃貸借契約期間が終了しても、その後一定期間経過後でなければ返還しないものなど、経済的実質において建設協力金（貸付金）と差異がないものが存在し	建設協力金、敷金及び差入預託保証金については、従前から当委員会が公表している会計基準等において用いられている用語であり、その範囲について現行基準からの改正は提案していない。特に建設協力金については、現行の移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」第 221 項において、「建物建設時に消費寄託する建物等の賃貸に係る預託保証金」としており、本公開草案において改正を提案していない。 また、建設協力金、敷金及び差入預託保証金の区分について、現行実務上問題があるとの意見は聞かれていない。 以上を踏まえて、特段の対応は行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ます＊。現状の文言では、「敷金」という名称を優先して対象外と判断されるリスク、あるいは実質を優先して適用対象とすべきか迷うリスクがあります。 ＊国税庁建設協力金、保証金の取扱い https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/10/11.htm • 短期の「建設協力金」の取扱い 結論の背景では「一般的に満期までの期間が長期」とされていますが、短期（例：1年以内）で決済される契約の場合、名称が建設協力金であっても「貸付金類似の長期性がない」として対象外とするのか、名称を優先して対象とするのかが不明確です。 ② 会計処理の比較可能性の確保 建設協力金に該当するか否かは、極めて大きな会計処理の差異を生じさせます。したがって、単に「建設協力金」という名称や「一般的に長期」という緩やかな記述に依拠するのではなく、経済的実質に基づく緻密な規範が必要です。 ③ 具体的な判断規範と設例の必要性 上記のリスクを回避し、実務のバラつきを防ぐために、以下の対応を求めます。 1. 判断規範の具体化 貸付金代替性私募債、満期保有目的の債券も含め、建設協力金、敷金、保証金など名称にかかわらず、「経済実態としては貸付金に類似した金融資産」に該当するか否かで判定する旨を本文に明記し、該当要件を記載すること。 2. 設例の追加 判断に迷うケースについて、結論を示す設例を設けること。	
1.8) IFRS 第9号の条件変更の	基本的に同意するが、一部不同意である。 ・「条件変更」について、IFRS9の対応する基準を取り入れないことの合理的理由がない。	条件変更に関するコメントへの対応については、1.6)で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
定めを取り入れるべきである。また、「手形」は「電子記録債権」などの用語に置き換えるべきである。	これは IFRS との余計な乖離を作るだけなので、取り入れるべきである。 ・「手形」という用語が散見されるが、2026 年度末で廃止される以上、「電子記録債権」などの用語に置き換えるべきである。 ※1. 貸倒引当金の設定の対象範囲の見直しを行ったことは高く評価する。 ※2.「敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権については現行の金融商品会計基準等における取扱いを継続することとした。」の部分は、実務に適合しており、積極的に評価できる。 ※3. EU 委員会の EFRAG が IFRS9 の一部を適用除外(カーブ・アウト)した際のように、具体的に IFRS7 や IFRS9 の「この項とこの項は除外する」と明示した表が、補足文書または解説書に記載されるべきである。	会計基準における「受取手形」という用語については、今後、電子交換所における手形・小切手の交換の廃止により、受取手形による取引が大幅に縮小した時点で、用語の置換えの必要性について検討することとなると考えられる。
1. 9) 現行の会計基準を改正しなければならない実質的な理由を明記して頂きたい。	金融商品会計に関する今回の改正案は、我が国で定着している現行の会計処理方法を大幅に変更するものであり、複雑な内容になっています。会計基準案の 50-5 項及び予想信用損失適用指針の BC1 項から BC27 項において「改正の経緯」が記載されています。 しかし、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルを採用することが、「我が国における会計基準を高品質なものとすることにつながり得る」ほか、「国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることし得る」との記述のみでは、不十分であると思われます。現行の会計基準を改正しなければならない実質的な理由を丁寧に記載して頂くよう、要望します。この点は、会計教育上も必要であると考えられます。 特に、下記の点については、現行基準にいかなる問題点があり改正するのか、改正理由を明記して頂きたい。 ① 貸倒引当金の計上について、債権を債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分して計上する現行の会計処理を廃	当委員会では、我が国の資本市場への信認を確保する観点から、当該市場で用いられる日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして維持・向上を図るべく、開発を行ってきており、中期運営方針において、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みとして、金融商品をテーマに含めている。本公開草案は、その枠組みの中で取り組んでいるものであり、IFRS 会計基準のモデルを開発の基礎として開発していることから、コ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	止し、将来の予想信用損失に基づき算定する方法に変更する理由 ② 満期保有目的債券の評価方法について、現行の償却原価法を廃止し、未収益（未収利息）を計上しない「実効金利法」に変更する理由	メントいただいている左記の点についても変更することを提案している。
（質問 2）範囲に関する質問		
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		
2.1） 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
	同意する。 （理由等） 範囲については IFRS 会計基準と同じである認識のため。	同 上
	金融資産及び金融負債の分類及び測定については、見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定であると示されており、今後その議論が行われることを前提として同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。 なお、金融商品の分類及び測定については、第 571 回企業会計基準委員会（2026 年 2 月 24 日）において見直しに着手することとした。
	本公開草案の提案に同意する。質問 2 に対応する我々のアンケートの Q2 では、「同意する」が 86.7%、「同意しない」が 0.0%、「どちらともいえない」が 13.3%であった。 予想信用損失を算定する範囲の決定に当たっては、いわゆるオフバランス項目を含め、金融機関や企業の信用リスク管理実務を踏まえ、適切に行われたものと考える。 なお、以下の意見があった。 • 劣後債券、劣後受益権等の金融商品は予想信用損失の算定範囲外とされているが、	本公開草案において予想信用損失の算定の対象外とした金融商品についての議論の経緯は、予想信用損失適用指針案 BC29 項から BC31 項に記載している。金融商品の分類及び測定については、第 571 回企業会計基準委員会

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	その議論の経緯や今後の方向性について「結論の背景」等で言及があれば、今後の基準開発の示唆となり、利用者にとって有益である。 • 恣意的な区分を避けるため、「貸付金代替性私募債」の定義をより明確化すべきである（例えば、内部リスク管理区分による等）。	において見直しに着手することしており、当該プロジェクトにおいては予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域を優先して基準開発を進める予定である。 貸付金代替性私募債は、通常、市場で売却することは想定されておらず銀行と取引先との関係性から満期まで保有することを前提に債券を引き受けていると考えられ、その経済的な実質が貸付金とほぼ同一と考えられるため、予想信用損失モデルの適用対象に含めたものである。このため、内部リスク管理区分等の企業固有の状況によって定義する必要はないと考えられ、本公開草案の提案を変更しないこととした。
（一部の金融商品について予想信用損失モデルの適用対象外とすることを求めるコメント）		
2.2) 貸出コミットメント等の予想信用損失の	［協同組織金融機関からのコメント］ 貸出コミットメント等は、実際に利用されるケースが少なく、信用リスクは限定的にもかかわらず、予想信用損失の算出作業には過大なコストや労力が掛かることが想定さ	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭におい

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
算定を不要とすることができるようにして頂きたい。	れる。このため、こうした信用リスクの低い貸出コミットメント等については、各金融機関の判断で算出不要とすることができるよう見直ししていただきたい。	て開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留めることとする。
2.3) 保険契約から生じる債権について、保険契約全般に関する会計基準の開発の議論が行われるまでの間、予想信用損失モデルの適用の対象外とし、現行の金融商品会計基準等における取扱いを選択できるようにして	保険契約から生じる債権について、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの中で保険契約全般に関する会計基準の開発の議論が行われるまでの間、本公開草案で提案されている予想信用損失モデルの適用の対象外とし、現行の金融商品会計基準等における取扱いを選択できるようにしていただきたい。 【理由】 IFRS 第 9 号「金融商品」では、IFRS 第 17 号「保険契約」の範囲に含まれる契約により生じる権利は、その適用範囲から明確に除外されている（2.1 項、5.5.1 項）。 しかしながら本公開草案においては、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」では保険契約は金融商品会計基準の対象外と規定されている（13 項）ものの、保険契約から生じる債権を適用対象から除外する旨が明記されておらず、この点において国際的な会計基準の定めと整合していないものと考える。 また貴委員会では、国際的に整合性のあるものとするための取組みの中で保険契約全般に関する会計基準の開発の検討を進められていると承知している。将来的に IFRS 第 17 号に準拠した会計基準が導入された場合、保険契約から生じる債権は、IFRS と同様に予	左記のコメントは、現行の実務において貸倒引当金の計上の対象としている保険契約から生じる債権について、予想信用損失モデルの適用の対象外とすることを求める意見であると考えられる。 この点、保険契約については、当委員会の中期運営方針において、国際的に整合性のあるものとするための取組みの対象の 1 つとしており、金融商品の分類及び測定に関する議論と合わせて、国際的な動向や関連法令との関係を踏まえながら、着手に関する議論を行うこととしているものの、現時

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
頂きたい。	想信用損失モデルの対象外となることが見込まれる。 仮に本公開草案がこのまま最終化されると、保険会社は、将来的に IFRS 第 17 号対応基準の対象となることが見込まれる債権に対し、一時的な対応のために、予想信用損失モデルを適用するためのシステム開発や業務プロセスの構築というコストを負うことになる。このような二重投資を前提とした会計処理は、本改正の本来の趣旨に添わないものと考える。	点において会計基準の開発の着手に関する決定はなされていない。 保険契約に関する会計基準の開発の着手に関する決定がなされていない状況においては、現行の実務において貸倒引当金の計上の対象としている保険契約から生じる債権についても、予想信用損失モデルによって予想信用損失を算定することになると考えられる。
2.4)「購入又は組成した信用減損債権」の範囲から「組成した信用減損債権」を除いて頂きたい。	(対象文書) 金融商品会計基準案 予想信用損失適用指針案 金融商品実務指針案 (項目・論点) 「組成した信用減損債権」の想定される対象について (意見等) 「組成した信用減損債権」について、本邦金融機関で生じる可能性を鑑み削除いただきたい。 (理由等) 金融商品会計基準案第 26-4 項(注 8-5)では、「購入又は組成した信用減損債権とは、購入又は組成した債権のうち、発生の認識時に信用減損しているものをいう」とされて	貸付けを新規に実行する場合や条件変更により新たに信用減損金融資産を認識する場合において、購入又は組成した信用減損金融資産が生じる状況は限定的であると考えられるものの、国際的な比較可能性を確保することを重視して、購入又は組成した信用減損金融資産についての IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることとした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	おり、予想信用損失の算定、実効金利法の対象とされている。 一方、本邦金融機関におけるビジネスとして、信用減損した債権を組成することは通常想定されていない。この点は貴委員会の 2024 年 2 月 20 日審議事項(2)-3 において、「我が国の銀行等金融機関では、通常その規模に見合った信用リスク管理体制を構築し、運用しているものと考えられる。このため、コロナ対応など金融円滑化法の要請を踏まえて通常の経済環境下に比して一定程度リスクを取った貸付けを新たに実行する場合であっても、各銀行等金融機関における信用リスク管理体制の下で新規の貸付けが実行可能なものであると判断されている」(25 項)、「このような状況において、貸付実行時から比較的短期間で信用リスクの見直しにより信用減損金融資産とされる場合はあると考えられるものの、通常は貸付けの新規実行時点において信用減損金融資産であるという状況は限定的であると考えられる」(26 項) と言及されている点と同じ認識である。 また、IFRS 第 9 号 BC5.216 においても、組成した信用減損金融資産は稀な状況で発生することが想定されており、稀な状況の一例として、大幅な条件変更により認識の中止が生じ、新たな資産が組成されたケースが挙げられている。 加えて、基準(案)90-5 項に記載のとおり、IFRS に存在する「市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメント」の規定については我が国では一般的ではないことを理由として取入れの対象としていないが、我が国では一般的でない点は「組成した信用減損債権」と類似した状況である。 以上から、「組成した信用減損債権」の規定が取り入れられた場合、通常のビジネスではその発生は想定されないが、そうした取引が無いかどうかを網羅的に探索する実務上のコストが生じ、コスト・ベネフィットを伴わないものと考えている。この点は「市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメント」の規定を取り入れない背景と類似	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	するものであると認識している。	
2.5）満期保有目的の債券にはより柔軟な取扱いを認めてほしい。また、当座貸越契約及び貸出コミットメント等については当面の間、予想信用損失モデルを適用しないことを認めてほしい。	［協同組織金融機関からのコメント］ 満期保有目的債券については、信用リスクが著しく増大していない場合でも予想信用損失の算定が求められているが※１、地域金融機関が長期保有する国債や地方債の多くは AA 格以上の高格付けであり、実際に損失が発生する可能性は極めて低い。このような債券に対しても算定作業自体が必要となることは、業務効率の観点から課題となり得る。 また、当座貸越契約や貸出コミットメント等については、当面の間、規制上の目的で用いられる数値（例えば、自己資本比率規制上では、一般的な当座貸越契約に対しては、10%の掛目が設定されている）を用いて、予想信用損失の金額をもって貸借対照表価額とすることが示されているが※２、当座貸越契約や貸出コミットメント等は、実行されないケースも多く、規制上の目的で用いられる数値をそのまま適用した場合、金額が過大に見積もられる可能性がある。 このため、満期保有目的債券にはより柔軟な取扱いを、また、当座貸越契約・貸出コミットメント等については、上記当面の取扱いによる過大な見積りの懸念を踏まえ、予想損失算定に用いるデータが整備されるまでの当面の間は、その実行状況等も勘案し、適用しないという取扱いも認めてほしい。 ※１ 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」第 16 項、＜補足文書（案）＞金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）第 43～54 項 ※２ 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」第 26-3 項、＜補足文書（案）＞金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）第 55～	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留めることとする。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	61 項	
（予想信用損失モデルの適用対象とする有価証券の範囲についてのコメント）		
2.6） 予想信用損失モデルの適用対象にその他有価証券に分類される債券を含めるべきである。	基本的に同意するが、一部不同意である。 ・「その他有価証券に分類される債券」についても、「予想信用損失モデル」を原則的に適用するべきである。適用が極めて困難である場合については適用除外も止むを得ないが、わざわざ、ここに IFRS との乖離を許容する積極的な理由無いと思われる。斯様な余計な寛恕規定は JGAAP の品質と市場での信用を毀損するだけであり、強く反対する。 ※1.「契約資産」は、例えば、建設業会計などのように「売上/役務収益」と「請求」が単月では対応しないような場合において非常に重要となる。ここで、契約資産に「予想信用損失モデル」を適用したことは高く評価できる。 ただし、2021 年度の JGAAP の改正で導入された「契約資産」については、特定行政書士・会計コンサルタントの立場からすると、「契約資産」の適切な利用が浸透していない現実が散見される。ASBJ の側からも注意喚起が必要であると思われる。 また、簿記の教育現場においても、民法上の「債権」（≒期限以外の停止条件のない債権であり、2021 年度以降の「債権」）との関連性が正しく教えられることが少ないため、会計システム構築の現場で支障が生じている場合が散見される。	金融商品の分類及び測定については、第 571 回企業会計基準委員会において見直しに着手することとした。当該プロジェクトでは、フェーズ 1 として予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域について優先して検討を行い、その他の領域（株式を含む。）についてはフェーズ 1 の検討が一巡した後にフェーズ 2 として検討を開始することを予定している。
2.7） 内的整合性の観点より、「満期保有目的の債券」及び「貸付金代替性私募債」をその範囲	次に掲げる、①又は②のうちいずれかひとつの修正を実施することを条件として、同意する。 ① 「満期保有目的の債券」及び「貸付金代替性私募債」については、予想信用損失の認識・測定対象とはせず、従来の会計処理方法を維持する。 ② 「その他有価証券」に分類される負債性金融資産についても予想信用損失の認識・測定対象とする。	本公開草案においては、満期保有目的の債券及び貸付金代替性私募債については、貸付金と経済的な実質が類似していると考えられることから予想信用損失の算定の対象とすることを提案している。一方、その他有価証

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
から除外するか、又は、その他有価証券に含まれる負債性金融商品もその範囲に追加するか、いずれかの修正を実施するべきと考える。	なお、仮に、上記②の修正を実施する場合、「その他有価証券」に分類される負債性金融資産に関する予想信用損失の具体的な認識・測定方法については、米国会計基準 ASC326 が Available-for-sale debt security に関して採用する方法を参考にして、公正価値が償却原価を下回る場合にのみ、その差額のうち信用損失であると認められる部分をその他の包括利益（OCI）ではなく純損益（PL）に信用損失として認識・表示する方法を採ることも考え得ると思料する。 また、上記①又は②の選択に関しては、「金融資産の分類・測定について、現行金融基準を改訂するか否か」について今後数年以内に結論を得る旨、及び、かかる結論を得る際には「満期保有目的の債券」及び「その他有価証券」に分類される負債性金融資産に関する予想信用損失の認識・測定についても必ず再検討して結論を得る旨を、金融基準 ED 等に記載をして確約することができるならば、あくまで当面の取扱として、①を選択することが十分に合理的であると考える。 （「意見の理由」参照） 【意見の理由】 金融基準及び金融基準 ED は、金融資産の貸借対照表価額（≒事後測定）について債権と有価証券とに大別をして規定をする体系をとっており、債権については取得価額から貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする一方（金融基準.14）、有価証券については時価をもって貸借対照表価額とすることを基本とし、少なくとも時価（又は実質価額）の著しい下落については必ず貸借対照表価額に反映することとしている（金融基準.15-21）。 こうした中、有価証券に属する「満期保有目的の債券」について金融基準 ED が提案する取扱は、予想信用損失の認識・測定対象とする一方で（金融基準 ED.16）、時価の著し	券に分類される債券については、本公開草案の公表に至る審議において、貸付金と経済的な実質が類似していると必ずしも言えないことから、減損プロジェクトにおける改正の対象に含めないこととされた。 この点、公開草案後の再審議においても、大きな異論が聞かれていないことから、本公開草案の提案を変更しないこととした。 なお、金融商品の分類及び測定については、第 571 回企業会計基準委員会において見直しに着手することとしており、当該プロジェクトにおいては予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域を優先して基準開発を進める予定である。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	い下落は貸借対照表価額に反映しない（金融基準 ED. 20）、というものであり、実質的に、債権と同じ会計処理をするというものである。 　このように「満期保有目的の債券」について、有価証券に属するとしながら、その会計処理については実質的に債権の場合と同じものにするのは、金融基準 ED における内的整合性を欠いた取扱であると思われる。 　一方、「貸付金代替性私募債」について金融基準 ED が提案する取扱も、同様に、予想信用損失の認識・測定対象とする一方で、事後測定において時価を貸借対照表価額へ反映することは行わない（金融基準 ED. 14）、というものである。 　ここに、金融基準 ED は、「貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する私募債」を「貸付金代替性私募債」と定義したうえで（金融基準 ED. 注 5-2）、上述の取扱を規定している。 　したがって、銀行以外の者が保有する私募債については、「貸付金代替性私募債」には該当せず、かつ、(a)金融商品取引法に定義される「有価証券」に該当するとともに、(b)金融基準 ED の適用上で有価証券として取り扱わない旨の規定は存在していないから、金融基準 ED の適用上で「有価証券」として取り扱われるものと解される（金融基準 ED. 注 1-2，金融実務指針 ED. 8）。 　すなわち、銀行以外の者が保有する私募債については、金融基準 ED の適用上、「満期保有目的の債券」又は「その他有価証券」に分類され、後者に分類される場合には、予想信用損失の認識・測定は行われず、時価をもって貸借対照表価額とされる（金融基準 ED. 27，金融基準 ED. 18-21）。 　このように「私募債」について、それが銀行によって保有されるものであるか否かによって、会計処理を異なるものとすることについては、合理的な理由を見出すことが困難	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	であると思われ、ゆえに、金融基準 ED における内的整合性を欠いた取扱であると思われる（注）。 （注）仮に、(保有者が銀行であるか否かではなく)「貸付金の代替」であるか否かによって会計処理を異なるものとした、ということである場合には、「貸付金の代替」について定義を明確にされたい。その定義が明確にされない限り、そのことの合理性について議論や判断のしようがない。なお、その定義次第ではあるものの、「貸付金の代替」である私募債を保有する者は銀行に限られる、ということは、考えにくいように思われる。 したがって、ここまで述べてきた意味での「内的整合性」を確保する観点からは、「満期保有目的の債券」及び「貸付金代替性私募債」については、予想信用損失の認識・測定対象とはせず、従来の会計処理方法を維持することが妥当である。 もっとも、仮に、『金融資産の分類・測定について、現行金融基準を改訂するか否かについては、今後検討することとしている現時点では、そうした内的整合性を犠牲にしてでも、予想信用損失の認識・測定に関して IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ結果になることの追求を優先する』というのであれば、そのときには、「満期保有目的の債券」及び「貸付金代替性私募債」について、金融基準 ED が提案する取扱、すなわち、予想信用損失の認識・測定対象とする一方で、事後測定において時価を貸借対照表価額へ反映することは行わないとすることは極めて妥当であると考える。 これは、金融基準 ED 適用上で「満期保有目的の債券」に分類される債券、及び、「貸付金代替性私募債」に該当する債券については、IFRS 第 9 号適用上では、いわゆる SPPI 要件を満たすものである限りは、償却原価で事後測定を行う金融資産に分類され、そのように会計処理されることが多いと考えられるためである。 しかしながら、この場合には、今度は、「その他有価証券」に分類される負債性金融資	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	産ついて金融基準 ED が提案する取扱につき、金融基準 ED における内的整合性を欠いていると思われる。その理由を具体的に述べれば、次の通りである。 すなわち、まず、負債性金融資産であるものを含めて「その他有価証券」について金融基準 ED が提案する取扱は、予想信用損失の認識・測定対象とはせず、従来の会計処理方法を維持するというものである（金融基準 ED.27, 金融基準 ED.18-21）。 こうした取扱とする理由について、ECL 適用指針 ED は「様々な種類の債券が含まれ、必ずしもすべてのその他有価証券に分類される債券が IFRS 第 9 号において予想信用損失モデルの対象となるとは限らないと考えられる」と説明している（ECL 適用指針 ED.BC31）。ここに、IFRS 第 9 号において予想信用損失モデルの対象とならないケースには、①SPPI 要件を満たさないためにいわゆる FVPL 処理となるケースと、②SPPI 要件を満たすものの、事業モデルテストの結果としていわゆる FVPL 処理となるケースの 2 種類が存在する中、①のケースについては「満期保有目的の債券」の場合にも同様に十分に存在し得ることを踏まえれば、この説明では②のケースが念頭に置かれていると解するのが妥当である。 この点、金融基準上で「その他有価証券」に分類される負債性金融資産については、たしかに、そのすべてではないものの、しかしながら、その多くが、IFRS 第 9 号適用上では、契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とする事業モデルか、あるいは、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的とする事業モデルの中で保有されていると考えられ、ゆえに、いわゆる SPPI 要件を満たすものである限りは、予想信用損失の認識・測定対象であることが考えられる。 （参考）三井住友フィナンシャル・グループの Form 20-F に含まれる財務諸表（2025 年 3 月期・連結・IFRS）では、Investment securities33,546,133 百万円の中に、予想信用	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	損失の認識・測定対象たる Debt instruments が 28,375,277 百万円（＝償却原価測定 366,997 百万円＋FVOCI 測定 28,008,280 百万円）ある。これは Total assets297,165,070 百万円から Loans and advances125,190,819 百万円を除いた金額 166,974,251 百万円の約 17%を占めるほどの大きさである。 そのため、前半に述べた内的整合性を犠牲にしてでも、予想信用損失の認識・測定に関して IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ結果になることの追求を優先して、「満期保有目的の債券」及び「貸付金代替性私募債」についても予想信用損失の認識・測定対象とするにもかかわらず、「その他有価証券」に分類される負債性金融資産ついては予想信用損失の認識・測定対象としないという取扱は、前半に述べたのとは別の意味で、金融基準 ED における内的整合性を欠いていると思われる。 したがって、後半に述べた内的整合性を確保する観点からは、「満期保有目的の債券」及び「貸付金代替性私募債」について予想信用損失の認識・測定対象とするのであれば、「その他有価証券」に分類される負債性金融資産についても同様に予想信用損失の認識・測定対象とすることが妥当である。 以上のことから、予想信用損失を算定する範囲に関係しては、次に掲げる、①又は②のうちいずれかひとつの修正を実施するべきであると考える。 ① 「満期保有目的の債券」及び「貸付金代替性私募債」については、予想信用損失の認識・測定対象とはせず、従来の会計処理方法を維持する。 ② 「その他有価証券」に分類される負債性金融資産についても予想信用損失の認識・測定対象とする。 なお、仮に、上記②の修正を実施する場合における、「その他有価証券」に分類される負債性金融資産に関する予想信用損失の具体的な認識・測定方法については、米国会計	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	基準 ASC326 が Available-for-sale debt security に関して採用する方法を参考にして、公正価値が償却原価を下回る場合にのみ、その差額のうち信用損失であると認められる部分をその他の包括利益（OCI）ではなく純損益（PL）に信用損失として認識・表示する方法とすることも考え得ると思料する。 これは、予想信用損失の認識・測定と重要な関連を有すると考えられる金融資産の分類に関して、金融基準及び金融基準 ED におけるそれは、SPPI 要件の充足有無への着眼はなく、また、事業モデルではなく保有目的に着眼するといった点において、相対的には、国際会計基準（IFRS）よりも米国会計基準のそれに近いと考えられることから、質問 1 に述べた通り、米国会計基準 ASC326 における取扱を斟酌した修正・追加は極めて限定的なものとする中になっても、米国会計基準 ASC326 における取扱を取り入れることに、合理性があると考えられるためである。 また、上記①又は②の選択に関しては、あくまでも短い期間における当面の取扱とするのであれば、①を選択することが十分に合理的であると考える。 そのため、「金融資産の分類・測定について、現行金融基準を改訂するか否か」について今後数年以内に結論を得る旨、及び、かかる結論を得る際には「満期保有目的の債券」及び「その他有価証券」に分類される負債性金融資産に関する予想信用損失の認識・測定についても必ず再検討して結論を得る旨を、金融基準 ED 等に記載をして確約することができるならば、①を選択することが十分に合理的であると考える。	
（金融商品の分類及び測定の検討との関連性についてのコメント）		
2.8） 予想信用損失の算定範囲について賛同す	満期保有目的の債券及び貸付金代替性私募債を予想信用損失（以下 ECL）の算定範囲に含めることは一定の合理性があり、本プロジェクトの対応としては賛同する。 ただし、本公開草案では満期保有目的の債券及び貸付金代替性私募債以外の金融商品	金融商品の分類及び測定については、第 571 回企業会計基準委員会において見直しに着手することとした。当

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
るものの、分類及び測定の検討のうち、予想信用損失を算定する範囲に影響を及ぼす部分について優先的に議論すべきである。また、責任準備金対応債券が満期保有目的の債券と同様の取扱いとなることを期待する。	については ECL を算定する範囲の対象外となっている。本公開草案で ECL 算定の対象外となっている金融商品の中には、将来の分類及び測定の見直しの議論の結果、ECL 算定の対象となるものもあると考えられる。このような取扱いの違いにより、本公開草案の下では、同一銘柄であっても、ECL 算定の対象である金融商品と、分類及び測定の議論の結果将来的に ECL 算定の対象になる可能性のある金融商品が混在することとなり、企業が実務対応の準備を進める上で不確実性が生じているほか、投資判断の制約となるおそれもある。特に信用リスクの低い債券の場合は、適用する減損基準の変更による影響は大きい。そのため、分類及び測定の見直しにかかる検討のうち、ECL の対象範囲に影響を及ぼす部分については、本草案の公表後、優先的にその方向性について議論を行うことを要望する。 なお、責任準備金対応債券については、業種別の取り扱いとなることから本草案の対象外であると認識している。ただし、当該債券が ECL 算定において満期保有目的の債券と異なる取扱いとなる場合には、上記と同様の課題が生じる。また、その他有価証券については、適用指針（案）BC31 項において、ECL 適用対象外となる理由が示されているが、実態として責任準備金対応債券は満期保有目的の債券と同様、IFRS 第 9 号では ECL モデルの対象と考えられることから、当該理由をもって責任準備金対応債券を ECL モデルの対象外とすることには当てはまらないものと考える。ECL モデル導入による国際的な比較可能性の向上及び信用リスク関連情報の高品質化を実現するという観点からも、責任準備金対応債券が満期保有目的の債券と同様の取扱いとなることを期待する。	該プロジェクトでは、フェーズ 1 として予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域について優先して検討を行い、その他の領域（株式を含む。）についてはフェーズ 1 の検討が一巡した後にフェーズ 2 として検討を開始することを予定している。また、金融商品と保険契約全般の両会計基準の開発に関するロードマップを策定することを予定している。
2.9) 本公開草案の提案に同意するものの、分	予想信用損失を算定する範囲については、IFRS 会計基準との差異が依然残っているものの提案には同意する。但し、国際基準との比較可能性の観点からも金融資産の分類と測定に係る基準開発は速やかにご対応頂きたい。	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
類及び測定に係る基準開発を進めて頂きたい。		
2.10) 「金融商品の分類及び測定」に関する議論が並行して行われることを踏まえた対応をお願いしたい。	(対象文書) 予想信用損失適用指針案(BC3 項、BC4 項) (項目・論点) 今後の「金融資産の分類及び測定」に関する議論による予想信用損失モデルの適用範囲への影響 (意見等) 今後の「金融商品の分類及び測定」に関する議論の進展次第で、予想信用損失モデルの適用範囲自体が変更される可能性があることを踏まえる必要がある。 こうした状況の下、予想信用損失モデルへの対応としては、大規模なシステム開発が想定されるところ、予想信用損失の算定と FVTPL としての時価評価という双方の開発を並行して行う必要性の有無等、実務上の最適な対応策を検討する必要がある。このため、予見可能性を高める観点から、「金融資産及び金融負債の分類及び測定」に関する今後の議論の方向性やスケジュール感を明示していただきたい。また、今回の会計基準案の最終化および強制適用までの間、財務諸表作成者への追加的な負担が極力生じないように配慮していただきたい。 なお、「分類及び測定」に関しては、「減損」の計測対象に影響する項目(具体的には、FVTPL に分類される貸出金等)を優先的に検討すべきである。また、「分類及び測定」の議論には長期を要することが考えられるため、当面の措置として IFRS 第 9 号と同様の会計処理を企業が選択適用できることも認めるべきである。	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	（理由等） 予想信用損失モデルの導入は、銀行グループにとって大規模な改正であり、債権単位での引当金算出などシステム対応を含めた大幅な変更が必要である。これを踏まえ、「金融商品の分類及び測定」に関する議論は、財務諸表作成者による減損会計基準に対応するためのシステム対応等に極力影響を及ぼさないように留意していただく必要があると考える。また、予想信用損失の算定と FVTPL としての時価評価をそれぞれ個別に開発する負荷を回避し、最善の対応策を検討する必要性からも前広な情報提供を希望する。 なお、売買目的の債権引受等、償却原価+貸倒引当金算定の評価モデルに馴染まず、国際的な会計処理と乖離のあるビジネスが拡大してきている。グローバルに実務例がない会計処理の適用を回避し、グローバルなビジネスを展望し、国際的に平等な競争環境を整備する観点より、「減損」の測定対象に関して未検討となっている論点は優先的に議論し、早期適用可能とするスケジュール・段取りで検討が必要である。また、「金融資産の分類及び測定」には慎重な議論が必要であり、検討期間が長期間に亘ることが想定される。これに加えて今回の検討を機に IFRS の任期適用を検討する企業もあると思われることから、企業にとって重要な取引については、IFRS 第 9 号と同様の会計処理を企業が選択適用できることを認めるべきである。選択適用が認められれば、「金融商品の分類及び測定」において、仮に日本基準に IFRS 同様の処理が取り入れられるとなった場合にも、減損のシステム開発と並行して対応できる可能性がある。	
2.11） 時価会計が適用される有価証券は予想信用損失モデルの	ＥＣＬの適用範囲 ＥＣＬの適用範囲に「債権等」という概念が新たに設けられ、ここに満期保有目的の債券や「貸付金代替性私募債」（貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する債券）が付け加えられたが、「分類・測定」などは今回のＥＣＬ草案の対象外であるため、時価会計が	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
適用対象外であることを整理して頂きたい。	適用される有価証券などもＥＣＬ会計の適用対象外であると考えられる。こうした概念の整理は基準の適用関係を整理するうえで望ましい。	
（貸付金代替性私募債についてのコメント）		
2.12） 貸付金代替性私募債の定義について、「・・・銀行等金融機関が引き受けて保有する私募債をいう。」と修正すべきである。	基本的な方向性には同意します。ただし、次の項目についてご検討ください。 貸付金代替性私募債の定義について、「・・・銀行等金融機関が引き受けて保有する私募債をいう。」と修正すること （理由） 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）（注 5-3）において、「貸付金代替性私募債とは、貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する私募債をいう。」とされています。当該定義については、第 547 回企業会計基準委員会 審議事項(2)-3 において、意図しない債券が含まれる可能性を懸念し、狭く定義を行ったものと理解していますが、実務においては信用金庫等の銀行以外の金融機関においても私募債の引き受けは行われており、引受の主体について「銀行」に限定せずに、「銀行等金融機関」としても弊害はないと考えられます。	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、貸付金代替性私募債の定義において信用金庫等をその対象に含める必要性は乏しいと考えられる。また、本公開草案の公表に至る審議において、意図しない債券が貸付金代替性私募債に含まれる可能性を懸念する意見が聞かれた。これらの点を踏まえ、本公開草案では貸付金代替性私募債を「貸付金の代替として銀行が引き受けて保

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		有する私募債」と定義することを提案している。 この点、公開草案後の再審議においても、大きな異論が聞かれていないことから、本公開草案の提案を変更しないこととした。
（金融保証契約についてのコメント）		
2.13) 一般事業会社が発行する金融保証契約について、予想信用損失を算定する範囲から除外すべきである。	一般事業会社が発行する金融保証契約について、予想信用損失を算定する範囲から除外すべきである。 一般事業会社においては、主に子会社や関連会社の債務を保証することが金融保証契約の発行に該当することが想定される。このような金融保証契約については、現行基準下では子会社や関連会社が債務超過に陥った場合に当該債務超過額を基礎として債務保証損失引当金を計上する実務が広く行われているものと考えられる。つまり、現行基準下で計上されている債務保証損失引当金と本公開草案で提案されている金融保証契約に係る予想信用損失引当金とでは算出方法や算出される金額が異なる。そのため、「債務保証損失引当金」を「金融保証契約に係る予想信用損失」に置き換えるなどの単純な文言の置換だけで済むようなものではないと考えられる。そのうえ、本公開草案では、金融保証契約に係る予想信用損失引当金に関する設例等も存在しない。このような状況下で、一般事業会社が発行する金融保証契約について、原則どおり予想信用損失を算定する範囲に含めることは一般事業会社にとって過度な負担となることが想定される。なお、連結財務諸表の国際的な比較可能性の向上という観点からすると、連結会社の債務の保証については連結財務諸表では消去されるものであるため、予想信用損失を算定する範囲か	本公開草案において、金融保証契約について IFRS 第 9 号の定義を取り入れ、原則として既存の債務保証契約に関する定めを金融保証契約に置き換える方針に基づいて、債務保証について金融保証契約（文脈によって「金融保証契約による保証」）に置換えを行っている。 金融保証契約の締結により信用リスクに晒される点については、一般事業会社と金融機関で異なることはないと考えられる。また、一般事業会社において子会社や関連会社の債務を保証する場合には、一般的に、親会社は子会社や関連会社に関する信用リ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ら除外することに対する許容性が高いと考えられる点、付言しておく。	スクに関する情報を十分に保有していると考えられる。 このため、一般事業会社に対しても、金融保証契約に係る予想信用損失を算定することを求めることとした。
2.14) 金融保証契約に当てはまらない保証契約の会計上の取扱いを確認したい。	以下にコメントする点を除き、同意する。 金融保証契約の定義と対象外の保証契約の取扱い (コメント) 企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準(案)」(以下「金融商品会計基準案」という。)(注8-2)において新たに定義された金融保証契約に当てはまらない保証契約についての会計上の取扱いは従来どおりであるのかどうか、もし従来どおりであれば、その旨を金融商品会計基準案の結論の背景にて明確化していただきたい。 (理由) 金融商品会計基準案における金融保証契約の定義は、保証の対象が「特定の債務者が金銭債務の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失等」とされており、例えば、デリバティブに関連した損失等、これに当てはまらない損失の保証行為は金融保証契約に該当しないものと考えられる。また、例えば移管指針公開草案第16号「持分法会計に関する実務指針(案)」第20項において、「金融保証契約による保証若しくは事実上の保証」と表現されており、事実上の保証すなわち保証類似行為は金融保証契約に含まれないと考えられる。 これらの例示に限らず、新たに定義された金融保証契約に該当しない保証契約又は保証類似行為の会計上の取扱いが、引き続き現行の監査・保証実務委員会実務指針第61号	本公開草案において、金融保証契約についてIFRS第9号の定義を取り入れ、原則として既存の債務保証契約に関する定めを金融保証契約に置き換える方針に基づいて、債務保証について金融保証契約(文脈によって「金融保証契約による保証」)に置き換えを行っている。 次に、保証類似行為に関しては、予想信用損失適用指針案BC137項において、「金融保証契約について、保証類似行為(保証予約又は経営指導念書等の差入れ)が含まれるかどうかは、その法的効力が金融保証契約と同様と認められるかについて期末における状況に応じて判断することが考えられる」ことを記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」の考え方に従っていくことになるのか、明示的ではないと考えられる。 さらには、現行の金融商品実務指針第 226 項において金融保証契約に係る記述が存在するが、当該項目は移管指針公開草案第 17 号「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「金融商品実務指針案」という。）の改正項目に含まれておらず、そのまま残る形となる。現行の金融商品実務指針第 226 項において「（前略）支払が生じる金融保証契約は、クレジット・デリバティブの一種と考えられる。」とあり、一方で金融商品会計基準案の金融保証契約は「ただし、デリバティブに該当するものは除く。」とあり、整合していないと考えられる。	また、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」における取扱いについては、我々が回答する立場にないと考えられる。 さらに、クレジット・デリバティブに関して、2026 年 10 月改正前の金融商品会計基準及び金融商品実務指針において金融保証契約の定義はなく、金融商品会計基準案において新たに定義することを提案している「金融保証契約」の定義と金融商品実務指針案第 226 項のまた書き以降の記載は整合しないこと、及びクレジット・デリバティブにどのようなものがあるかの説明は金融商品実務指針案第 226 項(1)から(3)において記載されている内容で足りると考えられることから、金融商品実務指針案第 226 項のまた書き以降を削除することとした（削除は取消線で示している。）。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		「(略) ~~また、特定の利子率、有価証券の価格、現物商品の価格、信用格付け、外国為替相場、価格・金利の指数等の変動に対応して支払が生じる金融保証契約は、クレジット・デリバティブの一種と考えられる。~~」
(貸出コミットメント等についてのコメント)		
2.15) 開示対象となる貸出コミットメント等の範囲を明確化して頂きたい。	開示対象となる貸出コミットメント等の取扱い (コメント) 開示対象となる貸出コミットメント等の範囲を明確化していただきたい。 (理由) 現行の移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第139項、第311-2項では、当座貸越契約及び貸出コミットメントに関して、契約上原則として無条件で取消可能なものも含めて開示が求められていた。この点、予想信用損失適用指針案第82項で求められるエクスポージャーに係る注記については、無条件に取消可能な貸出コミットメント等は含まれないのか、結論の背景等において明確化することをご検討いただきたい。	金融商品実務指針案において、第139項及び第311-2項は削除することを提案している。また、予想信用損失適用指針案第2項において、「本適用指針は、会計基準において予想信用損失を算定することとしているすべての金融商品について適用する。」ことを提案している。 このため、予想信用損失適用指針案で提案している注記事項についても、対象となる貸出コミットメント等は取消不能のものに限定されることは読み取れるとも考えられる。 しかし、左記のコメントを受けて、

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		注記の対象となる貸出コミットメント等は取消不能のものに限定されることを明確化するために、予想信用損失適用指針案第 90 項(3)（予想信用損失適用指針第 89 項(3)）を次のとおり修正することとした。（追加は下線で示している。）。 「(略) (3) 契約期間にわたり取消不能な貸出コミットメント等についてはコミットメント全額」 また、予想信用損失適用指針の適用範囲について、取消不能でない貸出コミットメント等が含まれないことを明確化するとともに、取消不能でない金融保証契約も含まれないことをあわせて示すこととした。修正した予想信用損失適用指針案 BC28 項（予想信用損失適用指針 BC29 項）は次のとおりである。（追加は下線で示している。）。 「本適用指針では、会計基準において

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		予想信用損失を算定することとしているすべての金融商品を対象としている（本適用指針第２項参照）。このため、予想信用損失の算定対象とならない取消不能でない金融保証契約及び貸出コミットメント等については、本適用指針の対象に含まれないと考えられる。」
（その他）		
2.16）購入又は組成時に予想信用損失を反映した利回りを確保していることが自明な場合、購入又は組成した信用減損債権には該当しないのか確認したい。	（対象文書） 金融商品会計基準案(26-4 項 注 8-5) （項目・論点） 購入又は組成した信用減損債権 （意見等） 購入又は組成時に予想信用損失を反映した利回り（信用スプレッド）を確保していることが自明な場合、「購入又は組成した信用減損債権には該当しない」との理解でよいか。 （理由等） 信用減損債権の定義は、予想信用損失適用指針案第 28 項において、以下のとおり定義されており、購入又は組成時点で該当する可能性がある事象は上記のうち(1)、(6)のいずれかとなる。 信用減損金融資産に該当するかどうかの判定に関して、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える 1 つ又は複数の事象が発生している証拠には、次の事象に関する	金融商品会計基準案において、信用減損金融資産は、「将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える１つ又は複数の事象が発生している債権及び満期保有目的の債券」と定義されている。また、信用減損債権は、「対象となる金融資産が債権である信用減損金融資産」と定義されている。 ここで、予想信用損失適用指針案第 28 項は、信用減損金融資産に該当するかどうかの判定に関して、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える 1 つ又は複数の事象が発生している証

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	観察可能なデータが含まれる。 (1) 発行者又は債務者の重大な財政的困難 (2) 契約違反（デフォルト又は期日経過事象など） (3) 借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと (4) 借手が破産又は他の財務上の再編を行う可能性の増加 (5) 財政上の困難による当該金融資産に関する活発な市場の消滅 (6) 発生した信用損失を反映するディープ・ディスカウントでの金融資産の購入又は組成 IFRS 第 9 号 BC5.84 項においては、以下のとおり規定されている。 (a) 企業が金融商品の価格付けを行う際には、利回りの一部（すなわち、リスク・プレミアム）が、企業に当初の予想信用損失への補償を与える（例えば、企業は通常、金融商品の発行日時点での予想信用損失が高い金融商品については、より高い利回りを要求する）。したがって、金融商品の当初認識時の信用リスクが高いという理由だけでは、当初認識時に経済的損失は生じていない。そうした予想信用損失は、当該金融商品の当初の価格付けに黙示的に含まれるからである。 (b) ほとんどの金融商品については、価格付けがその後の期間における予想信用損失の変動について調整されることはない。したがって、予想信用損失のその後の変動は、それが発生した期間における企業の経済的損失（又は利得）である。 本規定に照らすと、上記(1)に該当していても、購入又は組成時に予想信用損失を反映した利回り（信用スプレッド）を確保していることが自明な場合、購入又は組成した信用減損債権には該当しないと考えられるため。	拠を示しており、同項(1)から(6)に関する観察可能なデータが存在する場合には、通常、信用減損金融資産に該当することとなると考えられる。 一方、購入又は組成時の利回りによって信用減損金融資産に該当するかどうか判定する定めはないため、購入又は組成時に予想信用損失を反映した利回り（信用スプレッド）を確保していることが自明な場合であっても、金融商品会計基準案（注 8-5）及び予想信用損失適用指針案第 28 項に照らして、購入又は組成した信用減損債権に該当するか判定する必要があると考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
2.17）オペレーティング・リースの取扱いを確認したい。	• 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」第 14 項によると、「リースの貸借対照表価額は、リース会計基準による算定された価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額」とされ、同項注 5-2 において、「支払われるべきキャッシュ・フローと受け取ると見込むキャッシュ・フローの差額を現在価値に割り引いて信用損失を算定するとされている。 • 企業会計基準公開草案第 92 号「リースに関する会計基準（案）BC 第 57 項で示されている「リースにより生じた債権」のうち、オペレーティング・リースで貸借対照表価額を有するものは、期間経過済みのリース料だけであり、本規定は当該債権を対象とするという理解でよいか（オペレーティング・リースに関する期間未経過のリース料は対象外と理解している。）。	ご理解のとおりである。
（質問 3-1）信用リスクの著しい増大の判定に関する質問		
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		
3-1.1） 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
	本公開草案の提案に同意する。質問 3 に対応する我々のアンケートの Q3-1 では、「同意する」が 73.3%、「同意しない」が 6.7%、「どちらともいえない」が 20.0%であった。 信用リスクの著しい増大（SICR）の判定において、「原則的な判定方法」に加え「簡素化された判定方法」を認めていることについて、大きな異論はなかった。 なお、以下の意見があった。 • 「簡素化された判定方法」については、2019 年 12 月に廃止された「金融検査マニュアル」の債務者区分を基礎とする信用リスク管理が用いられている。しかし、廃止の背景にフォワードルッキングな引当を進めるという考えがあったこと、相対的ア	簡素化された予想信用損失の算定方法のうち、信用リスクの著しい増大に関する判定については、内部信用格付を区分して、当該区分に応じて債権、満期保有目的の債券、金融保証契約、当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準じる契約（以下「債権等」という。）の発生の認識以降

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	プローチではなく絶対的アプローチであることを踏まえると、この判定方法は、予想信用損失モデルの考え方と整合するのかは疑問が残る。また、原則的な処理の考え方の大枠の中で簡素化している（予想信用損失適用指針案 BC23 項）ため整合しているのか、実務上困難であるため簡素化している（同 BC41 項）ことから整合していないのかが、明確ではない。加えて、「原則的な判定方法」とどの程度引当水準が乖離するのかが、明らかではない。以上の点について明確化すべきである。 • 予想信用損失適用指針案第 58 項(2)②「債務者の内部信用格付が前期末において要判定格付に区分されており、かつ、前期以前において信用リスクが著しく増大していないと反証した場合」は反証可能としているが、債務者の状況は変化するものであり、前期末と比較して著しく増大していなくても当初と比較すると著しく増大している場合もあることを踏まえると、1 年ごとに判断するプロセスが必要である。また、同項(2)①「債務者の内部信用格付が前期末において中間格付に区分されていた場合」についても、変化は少ないが信用力の水準は低く、僅かな変化でも損失につながるため、検証を簡素にすべきではない。 • 予想信用損失適用指針案第 28 項の信用減損金融資産に該当するかどうかの判定に関して、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える 1 つ又は複数の事象が発生している証拠として掲げる観察可能なデータのうち、(1)の「発行者又は債務者の重大な財政的困難」は他の事象と比較してレイヤーが異なると考える。また、(2)の「契約違反」の一例として「デフォルト」を挙げるのは適切ではないと考える。「デフォルト」という用語は幅広く用いられ、(3)の「借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと」等も含む場合がある。	に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定を行うことを提案している。この方法は、デフォルト発生リスクの絶対的な水準、変動率又は変動額、及び定性的な要因等に基づいて正常先に分類される内部信用格付を 3 つに区分し、信用リスクが著しく増大しているとみなす格付と前期末の区分に基づく反証を組み合わせることにより、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定するものである。このため、債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用しつつ、相対的アプローチの要素を組み込んだ方法と考えられる。 また、簡素化された予想信用損失の算定方法による引当水準は、本公開草案の公表に至る審議において、原則的な予想信用損失の算定方法により算出する引当水準よりも大きく下回る結果とならないように考慮して検討

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		を行っているが、具体的な引当水準の差は企業が置かれた事実と状況により異なると考えられる。 予想信用損失適用指針案第58項(2)①及び②は、債権単位で貸出当初（当初認識時）からの信用リスクの変動を把握することによる実務負荷が大きいとして一定の配慮を求める意見に対応して、正常先のうち低い内部信用格付区分に含まれる債権等についてSICR が生じているという反証可能なみなし規定を設けるというアプローチを採用する提案である。ここで、予想信用損失適用指針案第58項(2)①については、債務者の内部信用格付が前期末において中間格付に区分されていた場合は、中間格付と要判定格付のデフォルト発生リスクの差が著しくないとして、期末において要判定格付に区分された場合は債権の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大し

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		ていないは生じていないと反証することができることを提案している。 　また、予想信用損失適用指針案第58項(2)②については、前期末において要判定格付に区分されており、かつ、信用リスクが著しく増大していないと反証している場合においては、当期末においても要判定格付に区分されている場合は反証可能とする提案である。これは、少なくとも年に1回以上内部信用格付を判断する信用リスク管理実務が行われていることを前提としている。 　予想信用損失適用指針案第28項は、金融資産が信用減損している証拠の例として、IFRS第9号付録A用語の定義「信用減損金融資産」を取り入れることとしたものであり、国際的な会計基準との整合性の観点から、本公開草案の提案を変更しないこととした。
（将来予測的な情報の利用についてのコメント）		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
3-1.2）SICR の判定に期日経過の情報を用いる場合に、判定基準を 1 か月以下の期日経過とする取扱いに問題無いかを確認したい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(10 項) （項目・論点） SICR の判定における将来予測的な情報の利用 （意見等） 期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に期日経過の情報を用いる事ができるが、当該判定基準を 1 か月以下の期日経過とする取扱いに問題無いかを確認したい。 （理由等） 予想信用損失適用指針案 BC48 項の「(略) 信用リスクは、通常、債権等が期日経過となる前に（略）増大していると考えられる（略)」規定により、期日経過時点を以て信用リスクの著しい増大と判定する取扱いが整合すると解されるため。	期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではなく、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において期日経過の情報を用いる場合、当該判定基準を 1 か月以下の期日経過とすることは妨げられないと考えられる。
3-1.3）将来予測的な情報と合理的で裏付け可能な情報の関係を確認したい。	（項） 予想信用損失適用指針案第 9 項、第 10 項及び第 12 項 （コメント） 信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な場合に、将来予測的な情報を用いること（9 項）と、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、債権等に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を考慮すること（12 項）との関係。同じか、違うか、大小関係か。	予想信用損失適用指針案第 9 項は、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に用いる情報の優先度を示すものである一方、同第 12 項は信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定の際に考慮する情報を示すものである。
（デフォルト発生リスクの見積期間についてのコメント）		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
3-1.4）データの制約がある場合について、一定の方法を合理的な見積り方法として認めて頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(14 項) （項目・論点） PD 推計におけるデータ制約への対応 （意見等） 信用リスクの著しい増大に関する判定に関して、過去データの制約等により、債権等の発生の認識時のデフォルト発生リスクを推計できない場合が想定される。このような場合、遡及可能な期間における最も古い取得可能年度の数値等を代替値として用いることは、合理的な見積りであると認めていただきたい。 また、データを遡及した結果、大きな外部・内部環境変化等を要因として、一定時期を境にデータの連続性が見られない場合、連続性のある期間のデータのみを用いることについても許容いただきたい。 （理由等） データの制約が想定される中、現実的に取り得る合理的な見積りの算出方法を検討するため。	金融商品会計基準案第 27-2 項(3)において、予想信用損失は、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映する方法により算定することを提案している。 何が過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報となるかについては、予想信用損失適用指針案に照らし合わせて、個々の事実と状況に応じて判断されるものであると考えられる。 なお、予想信用損失適用指針案の適用初年度の期首時点で存在する債権等について、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に過大なコストや労力が必要となる場合については、「当該債権等の消滅の認識が行われるまで、予想信用損失を適用初年度の期首

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		又はそれ以降の期末における全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することができる。」とする経過措置を設けている（予想信用損失適用指針案第 96 項）。
3-1.5)　予想信用損失適用指針案第 15 項(1)から(3)の事項が例示であることを明記すべきである。	基本的な方向性には同意する。 ただし、以下の事項について検討いただきたい。 企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針案」という。）第 15 項における記載が例示である旨を明確化すること （理　由） 予想信用損失適用指針案第 15 項において、「債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において、今後 12 か月にわたるデフォルト発生リスクの変動を全期間のデフォルト発生リスクの変動の合理的な近似として使用することができる。ただし、次のいずれかの場合を除く。」とされている。この「次のいずれかの場合」として示されている同項の(1)から(3)の事項に該当する場合は今後 12 か月にわたるデフォルト発生リスクの変動を全期間のデフォルト発生リスクの変動の合理的な近似として使用できないことが示されており、当該(1)から(3)の事項は、限定列挙された事項であると読むことができると考えられる。 一方、関連する IFRS 第９号「金融商品」（以下「IFRS 第９号」という。）B5.5.14 項においては、これらの３つの事項は例示の説明として取り扱われていると考えられる。 したがって、IFRS 第９号との整合性を踏まえ、予想信用損失適用指針案第 15 項(1)か	左記のコメントを受けて、予想信用損失適用指針案第 15 項を次のとおり修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「15.　前項にかかわらず、デフォルトの発生状況が予想存続期間の特定の時点に集中していない債権等については、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において、今後 12 か月にわたるデフォルト発生リスクの変動を全期間のデフォルト発生リスクの変動の合理的な近似として使用することができる。~~ただし、次のいずれかの場合を除く。~~しかし、全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかを判定するために今後 12 か月にわたるデ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ら(3)の事項が例示であることを明記すべきであると考えられる。	フォルト発生リスクの変動を用いることが適切でない場合がある。例えば、次のいずれかの場合には、今後12か月にわたるデフォルト発生リスクの変動が、満期までの残存期間が12か月超である金融商品について信用リスクが増大したかどうかを判定するための適切な基礎ではない場合がある。 (1)～(3)　(略)」
3-1.6) 原則的な方法でデフォルト発生リスクの見積期間を計測できない場合の取扱いを確認したい。	(対象文書) 予想信用損失適用指針案(15項) (項目・論点) SICRの判定におけるデフォルト発生リスクの見積期間 (意見等) 予想信用損失適用指針案第15項ただし書の除外要件(1)～(3)に該当する債権は、前項に定める、全期間のデフォルト発生リスクの変動の計測が求められるが、当該計測を行えない場合、第56項から第62項に規定する簡素化された予想信用損失の算定方法に基づき債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定を行う以外の判定方法は無いとの理解でよいか。 (理由等) 本項の適用を検討する企業は、前項に定める「全期間のデフォルト発生リスクの変動」	本公開草案においては、原則的な方法として、予想信用損失適用指針案第15項(1)から(3)のいずれかの場合、全期間のデフォルト発生リスクの変動を使用して、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定を行うことを提案している。 また、簡素化された予想信用損失の算定方法においては、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定を行うにあたり、債務者の財政状態及び

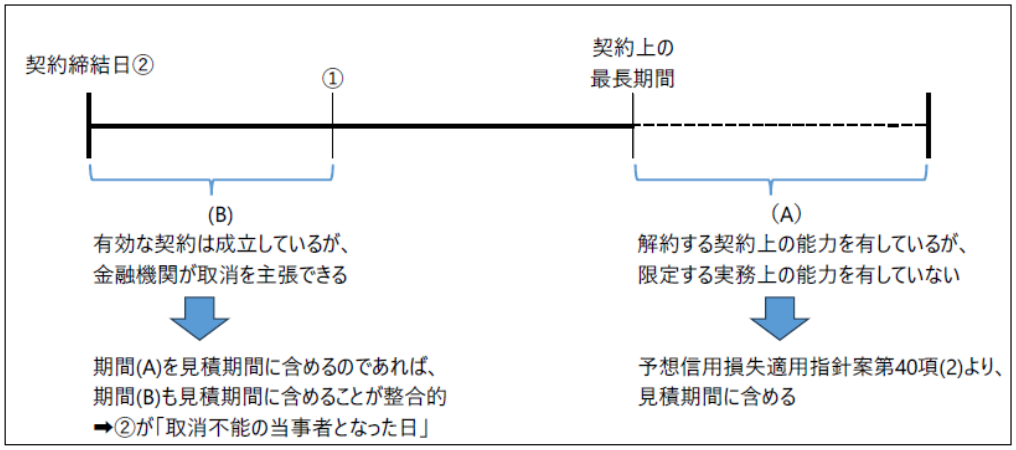
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	の計測自体が保有情報の制約により困難であると推測されるため。	経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき、内部信用格付を活用して判定する方法を用いることができることを提案している。 この点、原則的な方法に基づいて信用リスクの著しい増大に関する判定を行うか、簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定を行うかについては、企業の状況と商品の特性の実態に応じて選択することが考えられる。 なお、適用初年度の期首時点で存在する債権等については、予想信用損失適用指針案第 96 項において、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に過大なコストや労力が必要となる場合、当該債権等の消滅の認識が行われるまで、予想信用損失を適用初年度の期首又はそれ以降の期末における全期間の予想信用損失に等しい金額に

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		より算定することができる経過措置を定めている。
（信用リスクの著しい増大に関する判定に用いるアプローチについてのコメント）		
3-1.7） SICR の判定において貸倒実績率を用いるアプローチが適切なものとなるケースについて、補足文書で明確化して頂きたい。また、関連する金融商品会計 Q&A の内容について、修正のうえ残して頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案（17 項） 金融商品会計 Q&A 案（Q40、Q41） （項目・論点） SICR の判定において貸倒実績率を用いるアプローチ （意見等） 信用リスクの著しい増大に関する判定に貸倒実績率を用いるアプローチが適切なものとなるケースについて、具体的にどのような調整を想定しているかを補足文書で明確化いただきたい。 また、現行の金融商品会計に関する Q&A の Q40（過去の貸倒実績がない会社については、実績繰入率をゼロ％とすることができますか。）および Q41（貸倒実績率の算定において、分子の貸倒損失額に、個別引当による貸倒引当繰入額を含めてもよいでしょうか。）に対する回答も参考となる情報であるため、削除するのではなく、改正基準に即した内容に修正のうえ残していただきたい。 （理由等） PD、LGD、EAD などのデータを完備することが難しい場合、貸倒実積率を活用し計算を行うことが考えられるが、その際、監査法人と協議するための一例として参照するため、どのようなことを想定しているのかを例示いただきたい。	左記のコメントは、信用リスクの著しい増大に関する判定に用いるアプローチについて、貸倒実績率を用いるアプローチが適切なものとなるケースを補足文書において明確化することを求める意見及び貸倒実績率に関する改正前の金融商品会計Ｑ＆Ａの Q40 及び Q41 を修正のうえ、改正後の金融商品会計Ｑ＆Ａに残すことを求める意見であると考えられる。 本公開草案の公表に至る審議において、信用リスクの著しい増大の判定にあたり、貸倒実績率を用いるアプローチを用いることについて検討を行ったものの、担保価値や担保処分等による回収分の影響を調整するなどの一定の調整を加えたうえで貸倒実績率を利活用することは、却って実務負担が生じる可能性があると考えられ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		た。貸倒実績率の利活用に関する具体案を募集したものの、信用リスクの著しい増大の考え方と整合的な具体案は審議の中では挙げられなかったことから、貸倒実績率の利用に関する具体案を本公開草案に含めなかった。 公開草案後の再審議において改めて検討したものの、信用リスクの著しい増大の判定において、貸倒実績率を用いるアプローチを用いることは一般的に困難であると考えられることから、特段の対応は行わないこととした。 また、改正前の金融商品会計Q＆AのQ40及びQ41を改正後の金融商品会計Q＆Aに残すことを求める意見については、予想信用損失モデルの導入に従い、将来予測を加味して予想信用損失を算定することが必要になったことに伴い、Q40及びQ41を改正後の金融商品会計Q＆Aに残すことが適切ではないと考えられるため、削除す

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		ることを提案している。 以上を踏まえ、本公開草案の提案を変更しないこととした。
3-1.8) SICR の判定に関連する可能性がある情報についての定めについて確認したい。	(対象文書) 予想信用損失適用指針案(18 項) (項目・論点) SICR の判定に関連する可能性のある情報 (意見等) 予想信用損失適用指針案第 18 項(8)の規定は、債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい変動の判定に関連する可能性がある情報であり、判定の要素として使用する事例が示されているものであって、直接的に債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい変動の判定に用いる事は不適格であるとの理解でよいか。 (理由等) BC52 項の「(略) 債権等の発生の認識以降の信用リスクの変動の著しさは、発生の認識時点におけるデフォルト発生リスクに左右されると考えられる。したがって、デフォルト発生リスクの絶対値での変動が同じであっても、発生の認識時点におけるデフォルト発生リスクが高い債権等に比べて、発生の認識時点におけるデフォルト発生リスクが低い債権等の方が信用リスクの変動は著しいこととなると考えられる。」に照らすと、(8)を直接的に債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい変動の判定に用いることは矛盾すると考えられるため。	ご理解のとおり、予想信用損失適用指針案第 18 項は、債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい変動の判定に関連する可能性がある情報の例示である。 同一の借手に対する発生の認識時点が異なる複数の債権等がある場合、複数の債権等のうち一部の債権等のみについて、発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していると判定する場合はあり得ると考えられる。
3-1.9) 予想信用損失適用指針	(項) 予想信用損失適用指針案 BC52 項	ご理解のとおり、予想信用損失適用指針案 BC52 項は IFRS 第 9 号 B5.5.9

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
案 BC52 項を修正して頂きたい。	（コメント） 以下の微修正の方がわかりやすいのではないか（IFRS 第 9 号 B5.5.9 項） 「この点、債権等の発生の認識以降の信用リスクの変動の著しさは、発生の認識時点におけるデフォルト発生リスクの水準に左右されると考えられる。したがって、デフォルト発生リスクの~~絶対値での~~変動の絶対値が同じであっても、発生の認識時点におけるデフォルト発生リスクが高い債権等に比べて、発生の認識時点におけるデフォルト発生リスクが低い債権等の方が信用リスクの変動は著しいこととなると考えられる。」	項を基に記載している。 この点、IFRS 第 9 号をどのように翻訳するかについては、色々な表現が考えられるものの、公開草案において提案している表現でも意味は伝わるものと考えられる。 このため、特段の対応を行わないこととした。
（貸出コミットメント等に関する信用リスクの著しい増大の判定についてのコメント）		
3-1.10）「取消不能のコミットメントの当事者になった日」は事実上、契約締結日であることを示すことが有用であると考える。	次の項目についてご検討ください。 貸出コミットメント等について、「取消不能のコミットメントの当事者になった日」の考え方の明確化 （理由） 予想信用損失適用指針案第 22 項では、貸出コミットメント等について、取消不能のコミットメントの当事者となった日を債権等の発生の認識の日として、予想信用損失を算定することとされています。一方、予想信用損失適用指針案第 40 項~第 42 項では、一定の要件を満たす貸出コミットメント等の予想信用損失の算定に使用する見積期間について、原則的な考え方である契約上の最長期間に代えて、企業の通常の信用リスク管理行動によって軽減されない期間に基づくとされ、契約上の最長期間に限定されない旨の定めが置かれています。 ここで、予想信用損失適用指針案第 40-42 項における、「契約上の最長期間に限定されない」とする考え方に基づけば、予想信用損失適用指針案第 22 項の「取消不能」の意味	本公開草案における「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。」という基準開発の目的を踏まえ、貸出コミットメント等については、IFRS 第 9 号と同様に、取消不能のコミットメントの当事者となった日を債権等の発生の認識の日として、予想信用損失を算定すること（予想信用損失適用指針案第 22 項）を提案している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	は、金融機関等が任意の時期に無条件で取消可能、又は債務者の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能な状態ではなくなる日（そのような権利を喪失した日＝下図①）ではなく、契約の効果が当初から無効であったことを金融機関等が主張できなくなる日を指すものと理解しており、通常は契約日（下図②）が当初認識日になると理解しています。この考え方は、予想信用損失適用指針案第 40 項(2)では、貸手が未使用のコミットメント枠を解約する契約上の能力を有していても、信用リスク管理行動によって信用損失に対するエクスポージャーを契約上の通知期間に限定する実際上の能力を有していない場合は、予想信用損失の算定における見積期間を、当該契約期間に限定しないとする考え方と整合的であると考えられます。 したがって、上記の関係を明確にしたうえで、「取消不能のコミットメントの当事者になった日」は事実上、契約締結日であることを示すことが有用であると考えられます。 （図表）取消不能の当事者のなった日と見積期間の関係  	この点、契約締結日が取消不能のコミットメントの当事者となった日となるかについては、予想信用損失適用指針案に照らし合わせて、個々の事実と状況に応じて判断されるものであると考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
（信用減損金融資産についてのコメント）		
3-1.11） 実抜計画先、合実計画先及び基準金利確保先への債権が、信用減損金融資産に該当しないことを明確化して頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(28 項) （項目・論点） 信用減損金融資産 （意見等） わが国銀行等金融機関の債権管理実務として定着している、①実抜計画先（実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定している先)、②合実計画先（合理的で実現可能性の高い経営改善計画を策定している先)、③基準金利確保先（基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されている先）への債権が、「信用減損金融資産」には該当しないことを、予想信用損失適用指針の結論の背景等において明確化いただきたい。 （理由等） わが国銀行等金融機関では、金融庁の「主要行等向けの総合的な監督指針」や「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の考え方に従い、①実抜計画先、②合実計画先、③基準金利確保先については要件を満たすかどうかを厳密に判定の上、該当する場合には「要管理先」以下に区分しないことが債権管理実務として定着している。 これら債権が「信用減損金融資産」に該当しないことが明確でない場合、これまでの実務からの連続性を損なう可能性や、邦銀における与信行動・要管理先判定等に影響を及ぼし得るため、金融の円滑化の背景・目的に反し、市中への円滑な資金供給に支障を生じることが懸念される。このため、考え方や取扱いについての明確化が望ましい。 また、信用減損金融資産とデフォルトの定義は一致させることが一般的であり、仮にこれらをデフォルトに含める場合には、バーゼルとは異なる基準の PD や LGD などを作り	信用減損金融資産に該当するかどうかの判定に関しては、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える事象が発生している証拠を考慮することが必要であるとし、当該証拠には予想信用損失適用指針案第 28 項(1)から(6)に挙げる事象に関する観測可能なデータが含まれることを提案している。 ここで、予想信用損失適用指針案においては、内部信用格付の手法を含む我が国のこれまでの信用リスク管理実務を変更することを意図しておらず、従来からの内部信用格付を活用した方法を提案している。また、デフォルトの定義は、原則として、対象となる金融商品について企業が内部信用リスク管理の目的で使用しているものを用いることとしている。 企業が行った内部信用格付の結果、その他要注意先に区分される債務者

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	直す必要がある等、実務上大きな混乱を生じるおそれがある。	に対する債権については、通常、信用減損金融資産に該当しないと考えられる。
3-1.12) 我が国の条件緩和債権に関する実務を踏まえて、予想信用損失適用指針案 BC107 項を修正して頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(BC107 項) （項目・論点） 信用減損金融資産 （意見等） 予想信用損失適用指針案 BC107 項において、「借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたことをもって信用減損金融資産に該当すると定義していること」と記載されているが、No.4[1]に記載のとおり、わが国金融機関では、条件緩和を行った先であっても「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定している先」、「合理的で実現可能性の高い経営改善計画を策定している先」、「基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されている先」についてはランクアップしていわゆる「条件緩和債権」に該当しない（「要管理先」以下に区分しない）ことが債権管理実務として定着している。このため、BC107 についても、断定的な表現を修正いただくか、No.4 の意見を踏まえた、適用指針第 28 項に関する修正内容を反映した記載内容としていただきたい。 （理由等） より適切な記載とするため提案するもの。	左記及び 3-1.23)のコメントを受けて、予想信用損失適用指針案 BC107 項（予想信用損失適用指針 BC113 項）を次のとおり修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「前項は、要管理先については、債務履行に関する問題が顕在化しており、今後の管理に注意を要するとされる債務者であって、当該債務者に対する債権等の一部又は全部が 3 か月以上延滞している又はその契約条件が緩和されている債務者が区分されることから、期日経過や条件変更といった借手固有の遅行性要因が既に観察できる状況にあると考えられるため、信用リスクが著しく増大しているものと

[1]実抜計画先、合実計画先及び基準金利確保先への債権が、信用減損金融資産に該当しないことを明確化していただきたい旨のコメント（当コメントの直前に記載しているコメント）を指す。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		みなすものである。また、信用減損金融資産に該当するかどうかの判定に関して、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える事象が発生している証拠の例示として、借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたことを含めているもって信用減損金融資産に該当すると定義していることや、3 か月超以上の延滞をデフォルトとみなす反証可能な推定規定を設けることを踏まえ、要管理先については反証規定を設けないこととした。」
3-1.13) ステージ 3 の債権等が、ステージ 1 やステージ 2 の債権等へステージ復帰する時点を確認したい。	(対象文書) 金融商品会計基準案 金融商品実務指針案 (項目・論点) ステージ 3 の債権等が、ステージ 1 やステージ 2 の債権等へステージ復帰するための「経過観察期間」 (意見等)	ご理解のとおりである。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	信用減損（ステージ3）していた債権等が、信用リスクの低下により信用減損金融資産に該当しなくなった等、金融商品実務指針案第 119-2 項の要件を満たした場合には、12か月の予想信用損失の算定（ステージ1）や全期間の予想信用損失の算定（ステージ2）へステージ復帰するものと理解しているが、復帰するまでの「経過観察期間」については特段の定めはないため、上記復帰要件を満たした期の期末においてステージ復帰する取扱いとする理解でよいか確認したい。 （理由等） 金融商品実務指針案第 119-2 項に基づくと、ステージ 3 の債権等がその後に信用リスクの低下により信用減損金融資産の定義を満たすものではなくなり、かつその信用リスクの低下が借手の信用格付の改善などの事象と客観的に関連付けることができる場合には、ステージ 2 または 1 に復帰するものと認識している。 上記について、本公開草案では、ステージ 3 の債権等がステージ 2、1 へ復帰する場合の「経過観察期間」を設ける規定は存在しない。一方、IFRS を適用している欧州の金融機関の公表資料では、ステージ復帰に一定の経過観察期間を設けている事例も散見されるが、これは欧州当局の規制上のルールがあることにも一部起因するものと推察する。 本公開草案は、IFRS 第 9 号同様に、いわゆる”too little, too late”問題への対応のため、信用リスクの著しい増大を適時適切に捕捉し引当に反映させることを目的しているものと理解しているが、対称的な処理となるよう、信用リスクの低下についても特段の経過観察期間は不要であるという理解でよいか確認したいもの。	
（簡素化された信用リスクの著しい増大に関する判定についてのコメント）		
3-1.14） 簡素化された予想信用	次に掲げるとおりである。 1．「信用リスクの著しい増大に関する判定」に関する「簡素化された予想信用損失の算	左記のコメントへの対応については、1.3）で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
損失の算定方法についての定めは削除すべきである。	定方法」（ECL 適用指針 ED.56-62）を除いては、同意する。 ２．「信用リスクの著しい増大に関する判定」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.56-62）については、削除するべきであると考える。 （「意見の理由」参照） 【意見の理由】 質問１に述べた通り、そもそも、「IFRS 第９号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」に関して、単に簡素化した会計処理方法を規定したものとして開発・設定することには同意しない。 加えて、私においては、それでもなお「IFRS 第９号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」を設定するのであれば、その内容は質問８の項番１に述べる通りにすることを提案するものであり、そこでは、SICR 判定はそもそも必要でない。 したがって、「信用リスクの著しい増大に関する判定」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.56-62）については、削除するべきであると考える。	
3-1.15）簡素化された判定方法における正常先の３区分について、詳細を定義して頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案（BC98 項、BC99 項） （項目・論点） 簡素化された判定方法における正常先のうち要判定格付の定義 （意見等） 正常先の３区分や要判定格付となる正常先について、さらに詳細を定義していただきたい。 例えば、正常先に含まれる内部信用格付の最上位から最下位までの PD や貸倒実績率の	左記のコメントを受けて、予想信用損失適用指針案 BC99 項（予想信用損失適用指針 BC105 項）を次のとおり修正することとした（追加は下線で示している。）。 「審議において、正常先の取扱いについて、正常先は信用リスクの著しい増大の懸念がない債務者・債権プールで

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	幅が比較的大きくないことをもって全て優良格付になるといった一例を明記していただきたい。 　また、３区分の方法としては、債務者区分毎の信用力の違いを定性的情報（各債務者区分の定義等）により説明し、その補完・参考情報として、貸倒実績率をあわせて提示する、といった貸倒実績率の利用も考えられる。このような方法も考えられる旨を補足文書や結論の背景等に記載いただきたい。 （理由等） 　「金融機関の状況によっては、正常先に区分される債務者に対する債権等について信用リスクが著しく増大していないと金融機関が判断することはあり得ると考えられることから、デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況によっては、優良格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付及び要判定格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合がある」とある（予想信用損失適用指針案 BC99 項）が、要判定格付の有無により予想信用損失の総額は大きく左右されるため影響が大きい。 　中小地域金融機関の多くが正常先３区分が全て優良格付に該当するケースや、要判定格付の範囲を検討することとなるが、その際の検討材料や具体的な例示がないとイメージが湧かず、検討に支障があると考えられる。また、財務諸表が比較可能であるためには、監査法人間での判断に一貫性が必要であると思われるが、検討材料や具体例が乏しい場合、適用後の実務においても、監査法人によって判断が異なることなどが想定され、相応の困難が生じると考えられる。 　また、補足文書案には「企業の内部管理状況によって他の方法もあり得ると考えられる。」との記載があり（第 15 項）、現行実務をベースとした区分方法についても許容可能である旨や、３区分する方法は一律ではなく、定性情報の活用も含め、ある程度実務に任	構成されており、正常先に区分される債務者に対する債権等については一律に信用リスクが著しく増大していないとみなす取扱いが実務と整合的と考えるという意見が聞かれた。この点、BC102 項のとおり、本適用指針では、正常先に区分される債務者に対する債権等について一律に信用リスクが著しく増大していないとみなす取扱いを採用しないこととした。しかしながら、金融機関の状況によっては、正常先に区分される債務者に対する債権等について信用リスクが著しく増大していないと金融機関が判断することはあり得ると考えられることから、デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況によっては、優良格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付及び要判定格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合があるとしている（第 57 項なお書き参照）。このような

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	されている旨を文書上で示していただきたい。	場合には、信用リスクの著しい増大の判定に用いる閾値を金融機関が定めており、正常先最下位の内部信用格付に係るデフォルト発生リスクが当該閾値を下回る場合が含まれると考えられる。」 また、信用リスクの著しい増大の判定において、担保価値や担保処分等による回収分を含めて算出される貸倒実績率をそのまま利用することが難しいため、貸倒実績率に関する記載は行わないこととした。
3-1.16) 「要判定格付」という用語を修正すべきである。	SICR 判定に係る簡素化された方法について 「要判定格付」という用語の修正 適用指針案では、正常先について「次の手順により信用リスクが低い順に優良格付、中間格付及び要判定格付に区分する」(57 項) とあるとおり 3 つに区分するものとされている。また、58 項(1)において「優良格付又は中間格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないものとして取り扱う」とされ、(2)において「要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱う。」との原則が示されている。	予想信用損失適用指針案第 57 項において、信用リスクが著しく増大している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付を要判定格付と定義することを提案している。また、要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱うとしつつ、一

<table>
<tr><th>論点の項目</th><th>コメントの概要</th><th>コメントへの対応</th></tr>
<tr><td></td><td>（正常先の SICR 判定の原則）
<table><tr><th></th><th>SICR 判定</th></tr><tr><td>優良格付</td><td>SICR なしと取り扱う</td></tr><tr><td>中間格付</td><td>SICR なしと取り扱う</td></tr><tr><td>要判定格付</td><td>原則：SICR ありと取り扱う</td></tr></table>このように「要判定格付」（正常先下位）については「原則として SICR あり」と取扱うこととされているにも関わらず、「要判定格付」という、あたかも「SICR の判定を要する格付」ではないかという疑念を惹起させる用語が用いられている。
同項には反証規定として「ただし、次のいずれかの場合には、債務者単位で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができる。」という記載がある。この反証規定は「ただし書き」として記載された「できる規定」に過ぎないが、「要判定格付」という用語を用いた場合、この「できる規定」が原則であるかのような誤解を招きかねない。
従って、「要判定格付」という用語は、基準解釈の際に大きな誤解を招きかねないことから、当該用語については修正すべきである[4]。
[4] 本意見書では用語や基準上の整合性など多くの課題を指摘しているが、当方はそもそも要判定格付（正常先下位）に反証規定を設けるべきではない、と考えている。また、簡素化された算定方法としての SICR 判定に関する記載も不要である、とも考えている。その主な理由は（５）に記載した実務適用上の課題、（６）に記載した会計基準上の整理の困難さ、４（２）に記載した IFRS９との整合性[2]である。</td><td>定の場合には債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができることを提案している。
この提案に従うと、要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものと債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないものの両方が含まれると考えられることから、要判定格付としている。また、審議においてもより適切な代替案が聞かれていない。このため、公開草案から変更しないこととした。</td></tr>
</table>

[2] （５）、（６）及び４（２）は、それぞれ、3-1.20)の反証規定の実務適用上の課題への対応、3-1.21)の反証規定についての会計基準上の趣旨の明確化、8.39)の IFRS 第９号との整合性の再整理等についてのコメントを指す。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
3-1.17）原則として正常先を 2 区分としつつ、反証規定を用いる場合にのみ中間格付を含む 3 区分とすべきである。	正常先の区分を原則として 2 区分とする修正 上述のとおり、適用指針案では正常先を 3 つに区分するのが原則とされている。しかし、公開草案を通読しても、中間格付が必要になるのは、要判定格付に対して反証規定を用いる際に前期末における区分を判定する場合のみ（58 項（2））である。一方、上述のとおり、反証規定は「ただし書き」として記載された「できる規定」に過ぎない。 そうであるにも関わらず、正常先について、中間格付を含む３つに区分することを原則とすることは不合理である。内的整合性の観点からも、原則として正常先を 2 区分としつつ、反証規定（できる規定）を用いる場合にのみ中間格付を含む 3 区分すると整理すべきである。 なお、結論の背景においては「正常先のうち要判定格付は、絶対的な観点からは正常先に区分されるものの、相対的な観点からは債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付を指すもの」であり「このため、当該内部信用格付については、みなし規定と反証規定の組み合わせによって債務者単位で信用リスクの著しい増大の判定を行うことを求めることとした」（BC98）と記載されている。この説明は 58 項の「原則として SICR なし、ただし反証できる」という整理の説明にはなっておらず、あたかもこの「できる規定」が原則であるかのような誤解を招く記載となっていることから、これについても修正をすべきである。	左記のコメントは、正常先の要判定格付に関する信用リスクの著しい増大に関する反証規定が「できる規定」であり、当該規定を用いる場合にのみ中間格付が必要となるにもかかわらず、正常先を優良格付、中間格付及び要判定格付に区分することを原則とすべきではないとの意見と考えられる。 正常先において優良格付と中間格付に区分しているのは、要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等について、相対的な観点から反証可能かどうかを判定するのに用いるためであることから、必要と考えられる。 ただし、反証を行うかどうかは企業の判断であるため、反証を全く行わない場合には、実務上、優良格付と中間格付の区分を行わないことはあり得ると考えられる。 また、予想信用損失適用指針案第 57

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		項なお書きにおいて、デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況によっては、優良格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付及び要判定格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合や、優良格付及び要判定格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合があるとしている。 さらに、予想信用損失適用指針案BC98 項において、正常先のうち要判定格付は、絶対的な観点からは正常先に区分されるものの、相対的な観点からは債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付を指すものであるとし、信用リスクの著しい増大があるとするみなし規定に関する説明を行っている。 以上を踏まえ、本公開草案の提案を

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		変更しないこととした。
3-1.18）優良格付及び中間格付の定義をより明確にする必要がある。また、関連する定めの文言を修正する必要がある。	優良格付と中間格付の定義の明確化 優良格付および中間格付の定義は以下のとおりである（57 項(2)(3)）。 ・　優良格付：　要判定格付と比較したデフォルト発生リスクの変動率や変動額及び定性的な要因等に基づいて、優良格付に該当する内部信用格付 ・　中間格付：　要判定格付及び優良格付のいずれにも含まれない内部信用格付 このように優良格付については、最終的には「優良格付に該当する内部信用格付」、中間格付については「いずれにも含まれない内部信用格付」とされており、事実上、何も定義されていない。 また、同項には「なお、デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況によっては、優良格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付及び要判定格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合や、優良格付及び要判定格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合がある。」との記載がなされている。後段については、既述のとおり、そもそも中間格付が存在しないと判断するのはむしろ原則であると考えられ、それは「デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況」によらないため文言修正が必要である。 その上で、前段の「デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況によっては、優良格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付及び要判定格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合（略）がある」という文言についても、その趣旨が不明瞭であると考えられる。優良格付のみが存在するということは「正常先＝SICRなし」という整理となるものと考えられ、その場合には反証規定の適用の余地はないと考えられるが、具体的にどのような場合にこの整理となるのかについては説明がないた	左記のコメントは予想信用損失適用指針案の簡素化された予想信用損失の算定方法における正常先に区分された内部信用格付について、2 区分とすることを原則とすべきであるとしたうえで、予想信用損失適用指針案の文言修正を提案しているものと理解している。 （「そもそも中間格付が存在しないと判断するのはむしろ原則であると考えられ、それは『デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況』によらないため文言修正が必要である。」というコメント） 当該コメントへの対応については、3-1.17）で記載している。 （優良格付と中間格付の定義の明確化を求めるコメント） 予想信用損失適用指針案第 57 項に

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	め、その判断は容易ではない。	おいて、優良格付については、要判定格付と比較したデフォルト発生リスクの変動率や変動額及び定性的な要因等に基づいて、優良格付に該当する内部信用格付を決定することを提案しており、また、中間格付については正常先のうち、要判定格付及び優良格付のいずれにも含まれない内部信用格付を中間格付とすることを提案している。このように原則的な考え方は十分に示していると考えられる状況において、優良格付と中間格付の定義について更なる明確化を行うと、企業の実情に応じた判断を阻害する可能性があると考えられるため、特段の対応は行わないこととした。 （優良格付に該当する内部信用格付のみが存在する場合の明確化を求めるコメント） 金融機関の中には、保有する貸付金や債務者の性質及び／又は採用する

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		信用リスク管理などにより、正常先に区分される内部信用格付区分のデフォルト発生リスクが低い場合があると考えられる。このような金融機関においては、正常先に区分されるすべての内部信用格付区分におけるデフォルト発生リスクが、企業が定める閾値を超えない場合があると考えられる。 上述のような状況においては、正常先に区分される債務者に対するすべての債権等について信用リスクの著しい増大が生じていないものとして取り扱うことが考えられる。
3-1.19) 信用リスクが低い金融資産についての定めと簡素化された予想信用損失の算定方法における内部信用格付の区分との関係を明確にす	「信用リスクが低い金融資産」との関係の明確化 適用指針案においては24項～28項に「信用リスクが低い金融資産」の規定があり、この規定は原則的な取扱いを構成するものと理解している。具体的には「債権等について、期末において信用リスクが低いと判断される場合には、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと推定することができる」(24項) とされ、次のすべてを満たす場合が該当するとされている (25項)。 (1) 債権等に係るデフォルト発生リスクが低い。 (2) 借手が近い将来の契約上のキャッシュ・フローの支払義務を履行する能力を十分に有している。	予想信用損失適用指針案第24項から第27項における信用リスクが低い金融資産の定めは、IFRS第9号の信用リスクが低いと判断される金融商品に関する定めを取り入れたものである。 一方、予想信用損失適用指針案第55項から第62項の簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リス

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
べきである。	(3)　長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化が生じた場合であっても、必ずしも借手の債務履行能力が低下するとは限らない。 さらにこの判断は「債権等に係る信用リスクの絶対的な水準に基づいて行う」とされ、「判断を行うにあたり、国際的に理解されている低い信用リスクの定義と整合的であり、かつ債権等の種類及びリスクを考慮した内部信用格付又は他の方法を用いることができる。例えば、外部信用格付が投資適格の場合には、信用リスクが低いとみなすことができる。」(26 項) とされている。 SICR 判定に係る簡素化された方法とは、当該規定の適用上の解釈をしたもののようにも思われ、具体的に優良格付や中間格付 (②で指摘した通り、反証規定を用いなければ当該区分は不要) に該当する債権等が「信用リスクが低い金融資産」に該当する、との整理が念頭に置かれていると解釈することもできると思われるが、その点は明らかではない。端的に言えば、これが IFRS との GAAP 差異なのか否かは重要な論点であるが、その点が不明確であることから、その適用上も混乱が生じることが予想される。よって、当該整理を明確にすべきである。	クの著しい増大に関する判定は、本公開草案に至る審議において、予想信用損失適用指針案第 11 項の相対的アプローチによる原則的な信用リスクの著しい増大に関する判定についてすべての企業が適用することは実務上困難であると考えられたため、実務負担に配慮する観点から、定めを設けたものである。 信用リスクが低い金融資産と正常先の優良格付とは必ずしも連動するものではないと考えられるものの、補足文書案「Ⅱ．簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定」において、投資適格に相当する内部信用格付を正常先の優良格付に区分する例を示している。
	(対象文書) 予想信用損失適用指針案(57 項) (項目・論点) 簡素化された判定方法における用語の定義	ご理解のとおりである。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	（意見等） 予想信用損失適用指針案第 57 項(2)に規定する「優良格付」の定義の基準となる「デフォルト発生リスクの変動率や変動額及び定性的な要因等」は、要判定格付との相対評価によるものであり、第 25 項に規定する「『信用リスクが低いと判断される場合』とは、次の(1)から(3)のすべてを満たす場合」の要件※とは異なるとの理解でよいか。 ※（1）債権等に係るデフォルト発生リスクが低い。 （2）借手が近い将来の契約上のキャッシュ・フローの支払義務を履行する能力を十分に有している。 （3）長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化が生じた場合であっても、必ずしも借手の債務履行能力が低下するとは限らない。 （理由等） 規定する語句の定義を確認するもの	
3-1.20）優良格付と中間格付の定義の明確化と合わせ、実務上の適用上の課題への対応を行う必要がある。	反証規定の実務適用上の課題への対応 適用指針案においては、要判定格付に反証規定が適用できるのは以下の３つの場合であるとされている（58 項（2））。 • 債務者の内部信用格付が前期末において中間格付に区分されていた場合 • 債務者の内部信用格付が前期末において要判定格付に区分されており、かつ、前期以前において信用リスクが著しく増大していないと反証した場合 • 債務者について前期末において債権等が存在しない場合 しかし、「優良格付」「中間格付」は事実上何も定義されていないことから「前期末において中間格付に区分されていた場合」の判断についても実務に委ねられることになる。これは様々な適用上の問題を生じさせる。例えば、中間格付の範囲を極めて広くする等	海外における IFRS 第 9 号適用の実務においては、正常先に相当すると考えられる内部信用格付が付与された債権等に信用リスクの著しい増大が生じている事例が見受けられる。このような海外における実務を踏まえ、本公開草案公表までの審議において、簡素化された予想信用損失の算定方法について、正常先に相当する内部信用格付が付与された債務者に対する債

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	により、事実上「正常先＝SICR なし」という整理をすることは内部統制上、あるいは監査上許容されるのだろうか[5]。会計監査人の立場からは、そういった整理は常識的には認められず、もとより「正常先＝SICR なし」と整理するのが明瞭性の観点から望ましいと思われるが、会計基準どおりの取扱いであることから、これを否定するのも監査上困難となる。 また、要判定格付の反証を「前期末」という一時点と比較して行うことによることから、実務への適用において様々な混乱が生じることが予想されている。具体的には、優良格付（正常先上位）から中間格付（正常先中位）に落ちる時期によって、個別の債務者に対する債権等に対する引当額が異なる結果となるため、例えば現行実務において想定される以下のような場合に、内部統制上も監査上も判断が極めて困難になる可能性がある。 • 正常先上位だった債務者の信用悪化に応じて、なるべく早めに正常先中位に落とすという判断が必ずしも保守的ではなくなる。 • 本来は正常先下位となる可能性のある債務者の状況を見極めるために、いったん正常先中位とし、その後に状況を見極めた結果、正常先下位に落とすといったプロセスを経た場合には、SICR は発生しないことになる。 • 当期末と前期末を比較すれば SICR 発生とはならないが、例えば中間期末と前中間期末を比較すれば SICR 発生となる場合があり、内部管理上混乱が生じる。 • その他要注意先の状態で貸付を実行した場合に、その後、当該債務者が正常先にランクアップした場合には反証規定を用いても SICR なしとして取り扱うことができない これらの課題を十分に踏まえた上で、もし反証規定を設けるのであれば、優良格付と中間格付の定義の明確化と合わせ、実務上の適用上の課題への対応を行う必要がある。	権等に信用リスクの著しい増大が生じる場合があるとして、従来からの実務の中で用いられている内部信用格付に相対的アプローチを組み合わせて信用リスクの著しい増大の有無を判定する方法を提案している。 優良格付と中間格付の定義については、企業における内部管理状況をベースとして原則主義的なアプローチを採用し、予想信用損失適用指針案第 57 項において、正常先の優良格付は要判定格付と比較したデフォルト発生リスクの変動率や変動額及び定性的な要因等に基づいて、企業が区分することとすることを提案している。また、中間格付は正常先に区分される内部信用格付のうち、要判定格付と優良格付を除いた残余とすることを提案している。 要判定格付の反証方法については、本公開草案の公表に至る審議において、実務負担の軽減を求める意見が聞

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	[5] 現在、簡素化された算定方法に基づく SICR 判定の具体的適用にあたり、一部の銀行等は、正常先を３区分しつつ、中間格付の範囲を広くすることにより「正常先＝SICR なし」という整理を検討していると伺っている（この場合、次段落に記載の事項は問題とならない）。いずれにせよ、実務上そのような整理がなされることが想定されるのであれば、もとより「正常先＝SICR なし」と整理した上で、将来予測の適切な反映等を求める方が、より健全な会計実務の形成に資すると言えよう。	かれたことから、債務者単位で前期末における内部信用格付と比較することにより、信用リスクの著しい増大の判断を行うことができることを提案している。この要判定格付の反証方法については、実務負担に配慮する観点から提案しているものである。 この点、公開草案後の再審議においても、大きな異論が聞かれていないことから、本公開草案の提案を変更しないこととした。 その他要注意先の状態で貸付を実行した場合に、その後、当該債務者が正常先にランクアップした場合の反証規定に関するコメントへの対応については、3-1.26）で記載している。
3-1.21） 反証規定について、会計基準上の趣旨を整理の上で、適切な対応をす	反証規定についての会計基準上の趣旨の明確化 現行の他の会計基準の規定において「できる規定」は、主に実務上の便宜や保守主義の観点から認められてきたものと承知している。要判定格付及びその他要注意先の反証規定は「できる規定」とされているが、当該反証規定を具体的に適用した場合、実務上の負荷は大きくなるとともに、原則（反証規定を用いない）よりも貸倒引当金の額を小さくす	当該反証規定は、原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているものとして原則的な方法とは別に選択して適用できるとした定めであり、コメント 3-

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
べきである。	るものであり、保守主義に反する懸念がある。 特に預金者保護等の観点から保守的思考が強く求められる預金等受入金融機関において、実務上の負荷が大きくなるばかりでなく、保守主義に反する懸念のある規定を用いることは、現実的には困難であるとも考えられるところ、当該規定の趣旨の明確化が求められる。 もし、IFRS9 号との一定程度の整合性という趣旨のみであれば、上述のとおり様々な課題があるにも関わらず、あえて反証規定を設ける意義は乏しいものと考えられる。そもそも IFRS9 の趣旨は、信用リスクの上昇により、当初認識時点での想定と比較して、契約上の金利水準ではリスクに見合ったキャッシュ・フローを得られなくなったことをもって SICR ありと判定するものであると理解されるが、要判定格付の反証規定は、期末と前期末という２時点の比較による信用リスクの下落が急激か緩やかかによって結果が異なるものであり、IFRS9 の趣旨とは似て非なるものである。こういった方法を容認した場合には、もはや「原則的な処理の考え方の大枠」からも逸脱してしまっており、本基準が IFRS9 と整合的であるとは言えないものと考えられる。 当該規定を用いても必ずしも信用リスク管理の高度化が期待できるものではなく、むしろ信用リスク管理の混乱を招くことが懸念されるとともに、IFRS9 とも不整合を生じさせるといったことも踏まえた場合に、あらためて反証規定の会計基準上の趣旨を整理の上で、適切な対応をすべきである。	1.20）で記載した通り、実務上の負担を軽減する措置として提案している。 反証規定を適用して予想信用損失をより精緻に算定するか否かは、企業が事実と状況に応じて判断するものと考えられ、反証しない場合は原則的な方法に比べて実務上の負担が小さくなると考えられる。
3-1.22）IFRS 第 9 号の定めを踏まえ、要判定格付の定義の修正	要判定格付の定義の再整理と閾値の概念の明確化 要判定格付は「期末におけるデフォルト発生リスクの絶対的な水準及び定性的な要因等に基づいて、信用リスクが著しく増大している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付」という定義がなされている（57 項(1)）。定義上、実際には SICR が発生しない債	本公開草案に至る審議において、簡素化された予想信用損失の算定方法は、「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
を検討するか、簡素化された方法で算定された予想信用損失の金額に補正をするなどの取扱いが妥当であるという説明を加えるべきである。	権等も含め「SICR 発生の可能性がある債権等」のすべてを「SICR ありとみなす」ことになることから、原則的な取扱いによる方法と比べた場合、簡素化された方法の原則法（反証規定を用いない）による方法の方が、必ず予想信用損失の額が大きくなることになる。 さらに、結論の背景においては「正常先のうち要判定格付は、絶対的な観点からは正常先に区分されるものの、相対的な観点からは債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付を指すもの」（BC98）とされていることから、やはりこのような解釈が想定されているものと考えられる。 しかし、既述のとおり、簡素化された方法は、適用指針案の結論の背景 BC23 の記載を斟酌すれば「原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているもの」であると理解され、簡素化された方法の算定結果は原則的な取扱いによった場合の算定結果と概ね一致することが想定されているものと考えられる。 IFRS9 の「集合的ベース」での評価の規定には、信用リスクは「遅行性要因」が観察される前に増大している（IFRS9 B5.5.2）という理解を前提に、「期日経過の情報だけでなく、将来予測的なマクロ経済情報も含めて、すべての関連性のある信用情報を取り込まなければならない」とされており、この趣旨は既述のとおり「個々の金融商品レベルで（略）認識した結果と近似するようにするため」（IFRS9 B5.5.4）である。 このように、IFRS9 は、集合的ベースの測定を用いる前提として、一次的な算定の段階で個々の金融商品レベルでの測定結果よりも保守的になることは想定されていないのであるが、公開草案の規定をそのまま適用すると、逆に一次的な算定の段階で必ず個々の金融商品レベルでの算定結果よりも保守的になってしまう。 よって、どのように個々の金融商品レベルで認識した結果と近似させるのか、といっ	担に配慮した会計基準を目指す。」というステップ 4 の目的を踏まえ、原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているものと位置付けて定めることを提案している。 この点、簡素化された予想信用損失の算定方法においては、十分な引当水準を確保することを目的として、みなし規定と反証規定を組み合わせることを提案しているが、この方法により算定された予想信用損失が原則的な取扱いに従って算定された予想信用損失とおおむね一致することまでは想定していない。 また、簡素化された予想信用損失の算定方法は、債権単位での予想信用損失の算定について定めており、左記のコメントで言及されている IFRS 第 9 号の減損の集合的評価の定めとは異なるものである。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	た点が実務上大きな課題となる。あるいは公開草案は、そもそも結果を近似させることを求めておらず、保守的のままで良いと想定しているのではないか、という意見も聞かれるが、その場合には、簡素化された算定方法は IFRS9 とは異なる趣旨のものであり「原則的な処理の考え方の大枠」から逸脱した規定である、と言わざるを得ないだろう。 要判定格付の定義が適切に修正されれば、この問題は解消される可能性があるが、現状の定義のままであれば、IFRS9 と同様に「個々の金融商品レベルで（略）認識した結果と近似」させるためには、原則的な取扱いによる算定時に用いる閾値よりも大きくする、あるいは予想信用損失額の一次的な算定結果にマイナスの補正を加える等の実務的な対応が求められる可能性がある。 しかし、それらの取扱いの必要性は公開草案から読み取れるものではない。もし、要判定格付の定義の修正がなされないのであれば、そういった取扱いが妥当であると解釈できるように、明示的な説明を加えるべきである。	
3-1.23) 参照又は準用を想定している IFRS 第 9 号の規定や考え方については、可能な限り明示的に記載して頂くことが望ましいと考える。この点に関連し	IFRS 第 9 号との関係について 本公開草案は、IFRS 第 9 号の考え方を踏まえて策定されたものと理解している。一方で、実務の現場においては、本公開草案の記載のみから、どの程度まで簡便的な取扱いが許容され、どの場面で原則的な取扱いが求められるのかについて、必ずしも判断が容易ではないとの意見が多く聞かれる。 特に、信用減損債権に係る平均残存期間の取扱い、貸倒実績率と損失率（Loss rate）との関係、ならびに「信用リスクが低い金融資産」と「優良格付」の関係については、IFRS 第 9 号の原文や設例を参照しなければ理解が困難な側面があり、日本の会計基準としての読解性・明確性の観点から、実務上の負担となるおそれがある。 実務適用の円滑化および理解促進の観点から、IFRS 第 9 号の原則を前提とするのであ	(1)信用減損債権に係る平均残存期間の取扱いについて 予想信用損失適用指針案第 63 項は、従来の銀行業の実務において用いられていた要注意先債権のうち要管理先債権については今後 3 年間の、その他の要注意先債権については今後 1 年間の予想損失額を見込む場合には、監査上妥当なものとして取り扱うという「1-3 年ルール」に代えて、実務へ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
て、信用減損債権に係る平均残存期間の取扱い、内部信用格付実務と会計基準との関係、実抜計画等と信用減損・SICR 判定との関係、要管理先の取扱いと信用減損判定との関係、貸倒実績率及び「信用リスクが低い金融資産」と「優良格付」の関係について確認したい。	れば、日本の会計基準として、日本の実務者が合理的に理解・判断できるよう、参照又は準用を想定している IFRS 第 9 号の規定や考え方については、会計基準、適用指針等において、可能な限り明示的に記載していただくことが望ましいと考える。 これらに関連して、以下の点について確認したい。 (1) 信用減損債権に係る平均残存期間の取扱い • 適用指針 63 項では、内部信用格付を活用して判定する方法を用いている場合、要管理先に区分された債務者に対する債権等については、リスク特性が類似したグループごとに平均残存期間を用いることができるとされている。 • 一方で、信用減損債権については、個別の回収キャッシュ・フローに基づく予想信用損失の算定が想定（指針 28 項）されており、平均残存期間の利用が、信用減損の判定との関係において、どの範囲まで許容されるのかについて、実務上判断に迷う。 • 信用減損債権に関して平均残存期間の利用を検討するにあたり、どのような場合に当該取扱いが適用指針の趣旨に沿った対応となるかについては、例えば設例の追加等により、実務上の理解を補足いただきたい。 (2) 内部信用格付実務と会計基準との関係について • 適用指針 56 項では、「債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき、内部信用格付を活用して判定する方法を用いることができる」とされている。 • これは、多くの金融機関において、内部信用格付及びそれに対応する債務者区分を基礎とした信用リスク管理が継続的に行われている実態を踏まえ、実務に配慮する観点から整理されたものと理解している（BC93 項～BC95 項）。	の配慮として、リスク特性が類似した金融資産のグループごとに契約の実態に応じた平均残存期間を用いることができることを提案したものである。 この点、債権が信用減損債権に該当する場合には、簡素化された予想信用損失の算定方法を適用している場合であっても予想信用損失適用指針案第 63 項で提案している平均残存期間を用いた予想信用損失の算定を適用することはできず、信用減損債権に関する予想信用損失適用指針案の定めに従い、予想信用損失を算定することとなると考えられる。この点を明確化するため、予想信用損失適用指針案 BC110 項(予想信用損失適用指針 BC116 項）を次のとおり修正することとした（追加は下線で示している。）。 「ただし、実務への配慮として、本適用指針では、債権等の予想存続期間の見積りを行うにあたり、内部信用格付

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	• 現行実務においては、いわゆる実抜計画・合実計画等の内容や進捗状況を踏まえたうえで、内部信用格付及びそれに対応する債務者区分を設定・見直す運用が定着している。 • 上記のような内部信用格付を基礎とする信用リスク管理実務に配慮する趣旨からすると、実抜計画等を考慮した結果として設定されている現行の内部信用格付や債務者区分の考え方自体は、新会計基準の下においても、必ずしも否定されるものではないと理解して差し支えないか。 (3) 実抜計画等と信用減損・SICR 判定との関係について • 上述のとおり、現行実務においては、一定の債務者について、実抜計画・合実計画等の内容やその進捗状況を踏まえ、内部信用格付及びそれに対応する債務者区分の見直しを行い、「要管理先」以下に区分しない運用が定着している。 • このような債務者にかかる債権等については、内部信用リスク管理上、信用リスクが著しく増大していないと判断されているものであり、会計基準上も、信用減損、または場合によってはSICR に該当しないと整理される可能性も否定されないとの理解でよいか。 • なお、適用指針 BC42～43 項では、海外において、監督当局等によるガイダンス等を踏まえた IFRS 第 9 号の柔軟な適用事例が紹介されているが、我が国においても、監督指針に基づく上記のような実務判断が、適用指針の趣旨と整合的な対応として位置付けられる可能性も否定されないとの理解でよいか。 (4) 要管理先の取扱いと信用減損判定との関係について • 適用指針 BC107 項では、要管理先について、「契約条件が緩和されている」こと等を理由として、信用リスクが著しく増大しているものとみなし、反証規定を設け	を活用して判定する方法（第 56 項参照）を用いている場合には、正常先のうち要判定格付、その他要注意先又は要管理先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した債権等のグループごとに当該グループに係る平均残存期間を用いることができ、いったん決定した平均残存期間について、状況に大きな変化がない限り、継続して用いることができることとしている（第 63 項参照）。一方、信用減損債権については、第 63 項における平均残存期間を用いた予想信用損失の算定を適用することはできないと考えられる。」 (2)内部信用格付実務と会計基準との関係及び(3)実抜計画等と信用減損・SICR 判定との関係のコメントへの対応について

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ない整理が示されている。 • 一方、適用指針 28 項における信用減損金融資産の定義は、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える事象が発生していることを示す証拠を総合的に判断する枠組みとなっており、「借手の財政上の困難に関連した条件変更」は例示されているものの、「契約条件の緩和」それ自体をもって直ちに信用減損に該当すると一律に規定しているものではないと理解している。 • このため、BC107 項における整理は、本則における信用減損の定義等との関係において、結果として、本則よりも限定的な解釈を示しているようにも受け取られ得る。 • 実務上は、条件変更の内容や背景、将来キャッシュ・フローへの影響、実抜計画・合実計画等に基づく回復可能性を踏まえ、信用減損や SICR への該当性を総合的に判断する運用を想定している。 • ついては、BC107 項の記載について、本則における信用減損の定義等との関係がより明確となるよう見直しを行っていただくことが望ましいと考える。 (5) 貸倒実績率について • 公開草案では、貸倒実績率を用いた予想信用損失の算定方法が設例 8 において例示されているが、当該設例における「貸倒実績率」は、IFRS 第 9 号の設例における損失率（Loss Rate）の考え方を踏まえた概念と理解される。 • 一方、国内実務において用いられてきた「貸倒実績率」は、一定期間において実現した損失を基礎とするものであり、両者の定義や算定過程には差異があると考えられる。 • 本公開草案からは、従来の国内実務において用いられてきた貸倒実績率に関する	3-1.11)で記載している。 (4)要管理先の取扱いと信用減損判定との関係について 要管理先に対する債権が信用減損金融資産に該当するか否かについては、信用減損金融資産の定義に照らして判断することになると考えられる。また、予想信用損失適用指針案 BC107 項の修文案については、3-1.12)で記載している。 (5)貸倒実績率について 予想信用損失適用指針案設例 8 において、IFRS 第 9 号における設例を参考として、過去のデフォルト及び損失の実績を考慮した貸倒実績率に基づき、現在の経済状況及び将来予測的な情報を考慮して予想信用損失を算定する設例を記載している。この点、IFRS 第 9 号の設例に加えて追加的ガイダンスや補足文書を作成することにより、

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	設例や具体的な算定方法が削除されているが、実務適用の円滑化の観点からは、国内実務で利用されてきた貸倒実績率を基礎として予想信用損失を算定する場合の考え方や留意点についても、設例等により補足的に示していただくことが望ましいと考える。 (6) 「信用リスクが低い金融資産」と「優良格付」の関係 • 適用指針 24 項における「信用リスクが低い金融資産」と、同 57 項における「優良格付」との関係について、公開草案からは明確な整理を読み取ることが難しい。 • 内部信用格付を用いて信用リスク管理を行っている金融機関においては、「信用リスクが低い金融資産」の判断を外部格付や市場指標に基づいて行うことは現実的ではなく、実務上は内部信用格付上の「優良格付」をもって代替することが想定される。 • このような地域銀行の実務を踏まえた場合、内部信用格付における「優良格付」に該当する金融資産について、適用指針 24 項にいう「信用リスクが低い金融資産」に該当するものとして取り扱うことは、適用指針の考え方と整合的な対応として理解して差し支えないか。	企業の実情に応じた判断を阻害する可能性があると考えられるため、追加的ガイダンスや補足文書は設けないこととした。 (6)「信用リスクが低い金融資産」と「優良格付」の関係の明確化に関するコメントへの対応について 3-1.19)で記載している。 また、簡素化された予想信用損失の算定における正常先の優良格付に区分される内部信用格付の債務者に対する債権等が、予想信用損失適用指針案第 25 項(1)から(3)のすべてを満たす場合、正常先の優良格付先に対する債権等について信用リスクが低いと判断することは可能であると考えられる。この場合、正常先の優良格付に区分される内部信用格付の債務者に対する債権等について、信用リスクが低い金融資産にも該当すると考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		この点、信用リスクが低い金融資産と正常先の優良格付とは必ずしも連動しないと考えられるものの、補足文書案「Ⅱ．簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定」において、投資適格に相当する内部信用格付を正常先の優良格付に区分する例を示している。
3-1.24）簡素化された SICR の判定について改善すべきである。	基本的に同意するものの、「簡素化された判定方法」は、若干改善が必要と思われる。 （理由等） 「優良格付」から年毎に「中間格付」⇒「要判定格付」へと順次ランクダウンした場合、本来であれば SICR あり（ステージ２）となるところ、ステージ１となってしまう課題がある。 前年度の比較において、優良格付から中間格付にランクダウンした際も「中間格付(元は優良格付)」のような記録を残すことで、中間格付から要判定格付にランクダウンした際に SICR があるかの判定も可能になると思われる。(元が優良格付であった中間格付からさらにランクダウンした場合は、SICR ありと判定する) また、当初実行時点で要判定格付や要注意先については、リスクがある与信ということは理解し、特別な審査や金利設定を実施していると思われるので、その契約のみ当初時点の信用を記録することで、実態として原則的な SICR 判定を実施するという方法は考えられると思われる。(記録無しから現時点で要判定格付以下であれば SICR ありとする)	公開草案に至る審議において、簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大の判定について、貸出実行時と期末日の信用状況を追跡したうえで判断することによる負担を強く懸念する意見が聞かれた。これを踏まえ、実務上の負担を考慮して、前期末の内部信用格付と比較することにより、信用リスクの著しい増大の判定を行うことを提案している。 この点、公開草案後の再審議においても、大きな異論が聞かれていないこ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		とから、本公開草案の提案を変更しないこととした。 　また、公開草案後の再審議において、その他要注意先に加え、正常先の要判定格付に区分される内部信用格付についても、個別の債権等の単位で、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができることとした。これについては、コメント 3-1.26)に記載している。
3-1.25) 簡素化された予想信用損失の算定方法を採用する場合も、場合によって原則的な方法によることを認めるべきである。	簡素化された方法においては、原則として債務者単位で信用リスクの著しい増大の判定を行うが、個別債権を対象とした訴訟や担保の存在を理由として、債務者単位での信用格付けと個別債権等の信用リスクが明らかに異なる場合がある。このような場合においても、簡素化された方法に基づいた処理を行うと「適切な引当水準の確保」という本基準の目的を達成できない虞がある事から、債務者単位での信用格付けと個別債権等の信用格付けが明らかに異なる場合においては、原則的な方法に従って対象の個別債権の信用リスクの著しい増大に関する判定を行う事を認めるべきと考える。	個別債権を対象とした訴訟が存在する場合で、かつ簡素化された予想信用損失の算定方法を適用している場合において、特定の債権等のデフォルト発生リスクが同一債務者に対する他の債権等のデフォルト発生リスクと異なる場合には、当該特定の債権等に関して、異なる内部信用格付を付した上で簡素化された予想信用損失の算定方法を適用すること、又は当該特定の債権等の信用リスクの管理手法

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		が異なるとして信用リスクの著しい増大に関する判定を原則的な方法により行うことは、いずれも妨げられないものと考えられる。また、公開草案後の再審議において、正常先の要判定格付に区分される債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づき、個別の債権等の単位で、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができることとした。 一方、個別債権を対象とする担保については、契約条件の一部である場合には、通常、信用リスクの著しい増大の判定において考慮せず、当該担保から見込まれるキャッシュ・フローを予想信用損失の算定において考慮することになると考えられる。
3-1.26) 要判定格付についてSICRを反証でき	同意する。 ただし、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)但書では、信用リスクが著しく増大していないと反証することができるケースを 3 つ挙げているが、反証を認める余地があると	左記のコメントは、前期末にその他要注意先以下に区分された債務者について、当期末に正常先の要判定格付

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
るケースが限定列挙なのか、例示なのか明確化すべきである。また、要判定格付に区分された債務者について、個別債権レベルの反証を可能とする旨を明記することが望ましい。	考えられるケースはこの3つに留まらないと思われる。この点、3つのケースが限定列挙なのか、反証できるケースの例示なのかが必ずしも明らかではないため、明確化が必要であると考える。 簡素化された予想信用損失の算定方法を適用した場合、期末において要判定格付に区分された債務者が、前期末に要注意先以下であったケースでは、すでに信用リスクの著しい増大が解消している場合もあると考えられる。 それにもかかわらず、予想信用損失適用指針案第58項(2)但書に示される3つのケースが限定列挙であるとした場合、当該債務者に対する債権等について信用リスクの著しい増大があるものとみなされ反証ができないことになる。しかし、このような取扱いは、債権等の発生の認識以降の信用リスクの著しい増大に着目するという原則に照らし、適切でないと考えられる。そのため、前期末に要注意先以下であったケースについても、前期末との比較により、列挙された3つのケースと同様の整理を可能とすることが望ましいと考えられる（※）。 また、仮に3つのケースが限定列挙ではなく、各企業に弾力的な判断の余地が認められるのであれば、その旨が本公開草案の文案からは必ずしも明らかではないため、明確化を要請する。 さらに、列挙された3つのケース以外にも、信用リスクの著しい増大がないと個別に判断できるケースは存在しうると考える。この点を踏まえると、その他要注意先に係る予想信用損失適用指針案第60項(1)の判定方法と同様に、要判定格付に区分された債務者についても、個別債権レベルの反証を可能とする旨を明記することが望ましいと考える。 （※）期末において要判定格付に区分された債務者が、前期末にその他要注意先に区分	に区分された場合、当該債務者に対する債権等に関して、発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができるかについての明確化を求める意見であると考えられる。 寄せられたコメントを踏まえて再審議を行い、正常先の要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等について、個別の債権等の単位で発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができることとした。このため、予想信用損失適用指針案第58項を次のとおり修正することとし、また、結論の背景を追記することとした（追加は下線で示している。）。 「58.　期末において正常先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等について、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかに関して、次の

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	されており、予想信用損失適用指針案第 60 項(1)但書に従って、個別の債権等の単位で債権等の発生の認識以降の信用リスクの著しい増大が生じていないと反証されていた場合についても明確化が必要と考える。すなわち、同一の債務者に対して複数の債権が存在し、そのうち一部の債権については反証が成立している一方で、他の債権については反証が行われていない場合に、その後、内部信用格付に基づく債務者単位の判定をどのように考えるべきか明確でないため、この点についても明確化が必要と考える。	とおり判定する。 (1)　(略) (2)　要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱う。ただし、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づき、個別の債権等の単位で、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができる。また、次のいずれかの場合には、債務者単位で、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができる。 (略)」 「BC104.　前項に関し、個別の債権等の単位で、発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証可

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		能とすべきであるとのコメントが公開草案に対して寄せられた。この点、個別の債権等の単位で反証可能とすることは、信用リスクの著しい増大の判定に関する原則的な方法と整合的であるため、個別の債権等の単位で、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができることとした。」 また、あわせて、正常先の要判定格付に区分されている債務者に対する債権等に関して債権等単位での反証方法及び債務者単位での反証方法の例を補足文書に記載することとした。
3-1.27) 前期末の内部信用格付が要注意先以下であったが、当期末に要判定格付に改善した場合の反証の取扱いを明確化すべ	以下の事項について検討いただきたい。 正常先の信用リスクの著しい増大に関する判定に係る簡素化された予想信用損失の算定方法において、前期末の内部信用格付が要注意先以下であったが、当期末に要判定格付に改善した場合の反証の取扱いを明確化すること （理　由） 正常先の信用リスクの著しい増大に関する判定に係る簡素化された予想信用損失の算定方法に関連して、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)において、要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発	左記のコメントは、前期末にその他要注意先以下に区分された債務者について、当期末に正常先の要判定格付に区分された場合、当該債務者に対する債権等に関して、発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができるかについての明確化を求める意見であると考え

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
きである。	生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱うが、債務者単位で同項(2)の①から③に示す場合には、信用リスクが著しく増大していないと反証することができるとされている。 この点、当該①から③に示す場合は限定列挙されたものであると考えられるが、要判定格付に区分された債務者に対する債権等に係る反証において、前期末において要判定格付より低い格付であった債務者が当期末において要判定格付に区分されることとなった場合に対する適用が明確ではないと考えられる。例えば、ある債務者の内部信用格付が前期末においてその他要注意先に区分され、信用リスクが著しく増大していたと判定されていた、又は個別の債権等の単位で信用リスクが著しく増大していないと反証していた（予想信用損失適用指針案第 60 項(1)）が、当期末において当該債務者の内部信用格付が要判定格付に改善した場合、当期末において信用リスクが著しく増大していないと反証することが可能であるかどうかについて、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)では明らかでないと考えられる。 一般的に信用リスクの改善に関しては、企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）第 28-2 項において、「全期間の予想信用損失に等しい金額により予想信用損失を算定していた債権等について、期末においては第 28 項(2)に該当しないと判定した場合、予想信用損失を期末における 12 か月の予想信用損失に等しい金額により算定する。」とされているが、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)は債務者単位での反証を示すものとされている。 したがって、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)において、要判定格付より低い格付から要判定格付に区分されることとなった債務者に対する債権等に対する適用が明確ではないため、このような債務者に対する債権等に関する適用を明確化すべきであると考	られる。 本コメントへの対応については、コメント 3-1.26）で記載している。

<table>
<tr><th>論点の項目</th><th>コメントの概要</th><th>コメントへの対応</th></tr>
<tr><td></td><td>えられる。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（対象文書）
予想信用損失適用指針（58 項、60 項）
（項目・論点）
簡素化された判定方法における正常先の SICR 判定
（意見等）
簡素化された判定方法における正常先の SICR 判定において、期末に「要判定格付」となった場合の反証についてご教示いただきたい。
<table><tr><th>前期末</th><th>SICR 判定結果</th></tr><tr><td>①優良格付</td><td>SICR あり（反証不可）</td></tr><tr><td>②中間格付</td><td>SICR あり（反証可）</td></tr><tr><td>③要判定格付
※反証可は、前期末に反証した場合のみ</td><td>SICR あり（反証可）</td></tr><tr><td>④要注意先
（前期末に反証）</td><td>？？？</td></tr><tr><td>⑤要注意先以下
（前期末に反証せず）</td><td>？？？</td></tr></table>前期末ごとの結果は上記となる理解だが、事例④⑤のように前期末が要注意先または要注意先以下である場合については、反証可能な例に含まれていない。前期末に反証できていた要注意先以下が要判定格付にランクアップした場合には、引き続き反証可能であるとの理解でよいか。
なお、上記事例のうち事例⑤（要注意先以下で反証せず、要判定格付にランクアップし</td><td>同　上</td></tr>
</table>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	た場合）の反証の取扱いはどのようになるか。 （理由等） 実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。	
3-1.28）簡素化された予想信用損失の算定方法のうち、正常先の SICR の判定についての明確化を検討して頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(58 項) （項目・論点） 簡素化された判定方法における正常先の SICR 判定 （意見等） 簡素化された判定方法における正常先の SICR 判定において、仮に「要判定格付」に該当する内部信用格付が２区分あるとき、要判定格付内で前期末からランクアップ、ランクダウンする場合があるが、いずれも反証の要件は同様（反証可）という理解でよいか。 （理由等） 実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。	正常先の要判定格付に区分される内部信用格付が２つ存在する場合、簡素化された予想信用損失の算定においては、これらの内部信用格付を一つのグループとして取り扱い、要判定格付内での内部信用格付の変動を考慮しないことが考えられる。
	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(58 項) （項目・論点） 簡素化された判定方法におけるその他要注意先の SICR が生じていないことの反証における用語の定義 （意見等） 要判定格付に区分された場合に反証する際の「前期末」は、会計年度末や中間期末を含む各四半期決算において、どの期を指すのか（四半期前、会計年度末、前年同期末 等）を明確にしていただきたい。	予想信用損失適用指針案において、「前期末」は前連結会計年度及び前事業年度の期末を意味している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	（理由等） 「前期末」の定義次第では、要判定格付の反証可否が変わり得ると思われるため。 （事例） ・2 四半期前（会計年度末）：優良格付 ・前四半期末：中間格付 ・今期末：要判定格付	
	次の項目についてご検討ください。 簡素化された予想信用損失の算定方法のうち、正常先の信用リスクの著しい増大の判定について、次の点の明確化 ①　前期以前の内部信用格付が「その他要注意先」以下であった場合の反証の要否 ②　前々期末に優良格付、前期末に中間格付、当期末に要判定格付となった場合の反証の要否等 ③　中間決算時点の内部信用格付の取扱い ④　企業規模等により内部信用格付にキャップがある場合の取扱い （理由） 簡素化された予想信用損失の算定方法のうち、正常先の信用リスクの著しい増大の判定について： ①　前期末の内部信用格付が「その他要注意先」に区分された場合、①信用リスクが著しく増大していたと判定されていた債権 A 及び、②個別の債権等の単位で信用リスクが著しく増大していないと反証していた（予想信用損失適用指針案第 60 項(1)）債権 B が存在した場合で、当期末の内部信用格付が「要判定格付」となったケースを想定します。このようなケースは、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)の反証で	左記のコメントのうち、①については、前期末にその他要注意先以下に区分された債務者について、当期末に正常先の要判定格付に区分された場合、当該債務者に対する債権等に関して、発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができるかについての明確化を求める意見であると考えられる。本コメントへの対応については、コメント 3-1.26）で記載している。 左記のコメントのうち、②のコメントへの対応については、3-1.24)で記載している。 左記のコメントのうち、③のコメントへの対応については、コメント 3-

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	きるケースに含まれておらず、反証の可否が不明確になっています。 予想信用損失適用指針案第 58 項(2)では、当期末において「要判定格付」に区分された場合には、「債務者単位」で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないことが反証できるとされていますが、上記のケースにおいて、債権 A 及び債権 B をまとめて債務者単位で反証できるのかどうかを明確化することで実務における混乱を回避することができ、有用であると考えられます。 ② 予想信用損失適用指針案第 58 項(2)①では、要判定格付に区分された債務者のうち、前期末において中間格付に区分されていた場合には、信用リスクが著しく増大していないと反証することができるとされています。これに関連して、以下の 2 つのケースを考えます。 ➢ ケース A：前々期末：優良格付、前期末：中間格付、当期末：要判定格付 ➢ ケース B：前々期末：優良格付、前期末：優良格付、当期末：要判定格付 本公開草案に基づけば、格付が徐々に低下している場合（ケース A）については上述のとおり反証可能である一方、急激に格付が悪化した場合（ケース B）については反証不能であると理解していますが、必ずしも市場関係者の間で共通の理解がされているものではないと認識しており、この点は結論の背景等に明確にしておくことが有用であると考えられます。 また上記に関連して、正常先に区分される内部信用格付について、次の２つのケースのように設定した場合には、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)に基づいてすべての正常先が反証可能ということになりますが、このようなケースも想定されているのかどうかについて明確にしておくことが必要であると考えられます。 ➢ ケース C：優良格付を設けずに中間格付及び要判定格付のみを設定する	1.28)で記載している。 左記のコメントのうち、④のコメントについて、内部信用格付の付与の方法については、企業により様々な方法が考えられるため、コメントしない。 また、正常先の要判定格付に区分される債務者に対する債権等についての反証にあたっては、債権等の発生の認識の時点において債務者が正常先の中間格付以下に区分されていたことによって立証できると考えられるため、特定の属性の債務者については新規貸付時に一定以下の内部信用格付を付与する方針を採用しているなど、各社における新規貸付に係る内部信用格付の実務を踏まえると、債務者単位で反証できる場合があると考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	➢　ケースD：優良格付を設定したうえで保守的に早めに中間格付に格下げする ③　予想信用損失適用指針案第 58 項(2)①～③において、信用リスクが著しく増大していないと反証することができるケースとして、「前期末」の内部信用格付に言及されています。ここで、特に銀行等の第 2 種中間（連結）財務諸表を作成する企業については、中間決算においても期末と同様に内部信用格付の見直しを行い、当該格付の妥当性も含む中間監査も行われています。同項にしたがって期末に反証を実施する場合に、比較すべき対象は前期末（1 年前）の内部信用格付なのか、前中間期（半年前）の内部信用格付なのかを明らかにすることで、実務における混乱を回避することができると考えられます。なお、中間決算において前期末（6 か月前）の内部信用格付を参照するのか、前中間期（1 年前）の内部信用格付を参照するのかについても、同様です。 ④　多くの地方銀行においては、取引先を大企業、中小企業等の企業規模の属性により、貸付金実行時の正常先内での内部信用格付にキャップがかけられていることが一般的です。例えば、中小企業では正常先内の最下層格付（例えば「内部格付 5」）にキャップがかかっている場合、大企業にとっては「要判定格付」であるとしても、中小企業にとっては最高位の格付ということになるため、「優良格付」として取り扱うことが可能かどうかを明確にすることが有用であると考えられます。仮にこれが認められない場合には、中小企業はすべての正常先について信用リスクの著しい増大がないことを反証する必要性が生じ実務に影響を及ぼすため、実務上の取扱いを明確化する必要性があると考えられます。	
3-1.29) 簡素化された判定方法	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(BC104 項)	本公開草案の公表に至る審議において、その他要注意先に区分される債

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
における その他要注意先について、債務者単位での反証を認めて頂きたい。	（項目・論点） 簡素化された判定方法におけるその他要注意先の SICR が生じていないことの反証方法 （意見等） 簡素化された判定方法における、その他要注意先の SICR 反証については、債務者単位での反証も認めていただきたい。 万が一、債権単位でしか認められないとなった場合であっても、反証方法として、個別債権に起因する理由だけでなく、内部信用格付の変更要因も反証材料として考慮することができることとし、金融機関側で実質的な判断ができるようにしていただきたい。 また、反証方法の具体例を補足文書に記載いただき、例えば「期末時点で 30 日延滞が発生していない債権は SICR なしと見なす」といった簡便的な方法も可能である旨を示していただきたい。 （理由等） 個別債権等の単位を反証の基本とした場合、反証するためには、結果として全債権単位で実行時情報を保有することが求められ、現行の実務を抜本的に見直す必要がある。 内部信用格付において、代表者等の資産状況等により法人の内部信用格付が悪化し、信用リスクが著しく増大しているとした場合、借手の返済原資（キャッシュフロー）には影響がない。このケースで信用リスクが著しく増大しているとし、全期間の予想信用損失を算定することは、返済原資（キャッシュフロー）の観点から、実態と乖離が大きい場合があると想定される。 また、当期首から期末にかけての債務者区分や格付の低下がない等の反証方法や、要注意先の運転資金の平均貸出期間直前の決算期（例えば平均貸出期間が 2.2 年であれば	務者に対する債権等については、SICR が生じているとみなすこととする一方、個別の債権等の単位で SICR が生じていないと反証することができることを提案している。 その他要注意先については、業績が低調ないしは不安定、又は財務状況に問題があるといった債務履行に関する問題が顕在化しており、今後の管理に注意を要する債務者が区分されると考えられるため、信用リスクの著しい増大が生じているとみなすこととしている。一方、当初貸付時からその他要注意先以下の区分に含まれる債務者に対して新たな貸付けを実行する場合があると考えられるため、SICR の原則的な考え方に基づいて、個別の債権等の単位で SICR が生じていないと反証することができるとしている。このため、債務者単位での反証は認められないと考えられる。 また、反証方法の具体例を補足文書

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	3 年前の決算）に要注意先以下であった先は「SICR が生じていないと見做す」という反証方法も認めていただきたい。 　なお、本意見は複数の銀行から寄せられており、実務上の影響が大きいと考えられる。	に記載することに関するコメントについて、公開草案公表後の再審議において、その他要注意先に区分されている債務者に対する債権等に関して個別の債権等の単位で反証できる場合の例及び債務者単位で反証できる場合の例を補足文書に記載することとした。 　また、あわせて、正常先の要判定格付に区分されている債務者に対する債権等に関して債権等単位での反証方法及び債務者単位での反証方法の例を補足文書に記載することとした。
	［協同組織金融機関からのコメント］ 　また、簡素化された予想信用損失の判定方法では、その他要注意先債権について「債権単位で SICR が生じていないと反証できる」とされているが、現行の会計実務では、正常先・その他要注意先ともに見積期間は１年とされており、判定方法を区別する合理性に乏しく、加えて、債権単位での評価は実務負担が大きい。 　そのため、正常先の要判定格付と同様に、債務者単位での評価を認めていただきたい。 ※２　企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」第 60 項	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 　協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		記のコメントは今後の参考に留めることとする。
3-1.30) 簡素化された予想信用損失の算定方法の採用について明確化すべき点がある。	次の項目についてご検討ください。 簡素化された予想信用損失の算定方法（簡素化された判定方法及び質問 3-2 の算定方法のいずれも含みます）の採用についての次の点の明確化 ①　会計方針の選択であることの明確化 ②　原則として、重要な会計方針として注記を求めることとすること ③　簡素化された予想信用損失の算定方法を採用した企業が、原則的な方法に会計方針の変更を行った場合の、遡及適用の要否 （理由） 簡素化された予想信用損失の算定方法の選択について： ①　予想信用損失適用指針案 BC90 項では、「重要な会計方針に該当する場合と判断した場合は、重要な会計方針として注記することが考えられる。」とされていますが、当該簡素化された予想信用損失の算定方法の採用が会計方針の選択となる旨は、結論の背景ではなく、適用指針本文に明示的に記載することが、市場関係者にとって明確になると考えられます。 ②　簡素化された予想信用損失の算定方法は、国際的な比較可能性を確保することを重視した、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準とは異なる算定方法であることから、当該簡素化された予想信用損失の算定方法を選択することは、一般的には重要な会計方針に該当すると考えられます。各企業において個別に重要性を判断するという社会的コストも考慮すると、当該方法を選択する場合には原則として重要な会計方針として注記を求めることが望ましいと	（左記のコメント①及び②について） 簡素化された予想信用損失の算定方法の適用については、企業が企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）に照らして重要な会計方針に該当するかを判断することを提案しており、予想信用損失適用指針案本文に記載する定めではないと考えられる。このため、特段の対応は行わないこととした。 なお、一般的には、簡素化された予想信用損失の算定方法の適用は、簡素化された予想信用損失の算定方法の適用対象である債権等の重要性が大きい銀行や保険会社などにおいて、重要な会計方針に該当することが考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	考えられます。 ③　当初簡素化された予想信用損失の算定方法を会計方針として選択した企業が、その後、信用リスクに関するデータ等が蓄積され、原則的な方法に変更するような状況が想定されますが、これを会計方針の変更として取扱う場合、原則として新たな会計方針を遡及適用することとなります（企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 6 項）。しかしながらこのようなケースにおいて、過年度の信用リスクの著しい増大の判定及び予想信用損失の算定を、原則的な方法でやり直すことは事実上不可能であると考えられます。遡及適用が困難であることを理由に、原則的な方法への変更が躊躇されることは市場関係者にとって望ましいことではなく、このような場合には、経過的な取扱いを別途定め、遡及適用は不要と明確化することが考えられます。	（左記のコメント③について） 左記のコメント③及び 3-2.36 のコメント 2 を踏まえて再審議を行い、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際に、2026 年 10 月改正会計基準の適用初年度における経過措置と同様の定めを適用できるようにするため、予想信用損失適用指針 BC95 項に以下の記載を追加する修正を次のとおり行うこととした。 「さらに、公開草案に寄せられたコメントの中には、本適用指針の適用後において第 55 項(1)から(3)の簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際に、遡及適用が不要であることを明確化することを求める意見があった。この点、予想信用損失の算定方法に関する会計方針の変更については、通常、過去における経営者の意図について仮定する

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		ことが必要な場合（企業会計基準第 24 号第 8 項(2)）に該当し、遡及適用が実務上不可能な場合に該当すると考えられる。一方、会計方針の変更を行った年度の期首時点においては、データを整備することによって、遡及適用した場合における累積的影響額を算定することはできると考えられる。 したがって、このような場合、遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取扱い（企業会計基準第 24 号第 9 項(1)）に従い、予想信用損失の算定方法に関する会計方針の変更を行った年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の当該年度の累積的影響額を当該年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することが考えられる。また、会計方針の変更を行った年度においては、当該年度の比較情報について、

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないと考えられる。」
3-1.31) 簡素化された SICR の判定方法は設例や補足文書に記載すべきである。	【コメント】 IFRS と整合しており基本的に同意しますが、ステップ４「簡素化された判定方法」の位置付けは、基準本文の規定としてではなく、実務において適用に資するガイダンスとして、設例や補足文書へ記載すべきと考えます。 【理由】 「予想信用損失適用指針案」BC37 に・・・ 「IFRS 第 9 号は、信用リスクの著しい増大の判定についての基本となる考え方のみを定めているわけではなく、実務において適用に資する様々なガイダンス等を示すことで、一定の柔軟性を提供していると考えられる。・・・この点、IFRS 第 9 号においても状況によっては期末における絶対的な信用リスクの水準により全期間の予想信用損失を認識するアプローチ（絶対的アプローチ）の考え方を実務に適用することで信用リスクの著しい増大の判定を単純化できる場合があるとしていると考えられる。」 ・・・と、記載されているとおりですが、もし「簡素化された判定方法」を基準本文の規定として明記してしまうと、「予想信用損失適用指針案」BC39 記載のとおり、 「国際的な比較可能性の観点では、信用リスクが債権等の発生の認識以降に著しく増大したかどうかを判定することは予想信用損失モデルの根幹をなすため、これに関して異なる取扱いを設けた場合、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められない可能性があると考えられる。」という恐れがあり、また、「簡素化された判定方法」の各要素の全てが IFRS で完全に否定されている、明確な GAAP 差異であるかのごとくミスリードしてしまいます。実務において適用に資するガイダンスを本文の規定とし	本公開草案の公表に至る審議において、予想信用損失に係る金融商品会計基準等の体系について、会計基準に相当すると判断されたハイレベルな内容については金融商品会計基準において定め、残りについては予想信用損失適用指針において定めることとした。また、予想信用損失適用指針では、まず原則的な取扱いを記載した上で、簡素化された予想信用損失の算定方法に関する取扱いについて、区分を設けて記載することとした。 具体的には、予想信用損失適用指針は、金融商品会計基準における「Ⅴ. 予想信用損失の算定」及び予想信用損失を算定する金融商品の信用リスクに関する「Ⅶ-2. 注記事項」を適用する際の指針を定めることを目的としている。 また、予想信用損失適用指針案にお

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	て記載することは、原則主義かつ柔軟性を提供している IFRS との整合性を図ったことにはならないのではないかと危惧しております。	いて、簡素化された予想信用損失の算定方法は、原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているものと位置付けている。 これらの点から、簡素化された予想信用損失の算定方法を適用指針において定めている公開草案から変更しないこととした。
3-1.32) 他の資料との矛盾を修正すべきである。また、金融検査マニュアルに言及すべきではない。	基本的に同意するが、一部不同意である。 ・「簡素化された判定方法」の 10 段階の判定方法は、金融機関の現場の実務にも適合しており、高く評価できるものである。しかし、【質問 9】で記載するように資料間の矛盾があるので修正が必要である。 ・2019 年 12 月に廃止された悪名高き「金融検査マニュアル」の名前が何故急に唐突に登場するのか、極めて疑問である。削除するべきである。	資料間の矛盾に関するコメントへの対応については、コメント 9.17)で記載している。 金融検査マニュアルの名称に関するコメントについては、2019 年 12 月に金融検査マニュアルが廃止されたものの、これらに基づく債務者区分を基礎とする信用リスク管理が実務において継続されていると考えられ、当該名称を使用することにより、利害関係者の理解に有用であると考えられる。このため、特段の対応は行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
3-1.33) SICR の判定に用いる閾値の設定について確認したい。	(対象文書) 補足文書案(11 項) (項目・論点) 信用リスクの著しい増大に関する判定の事例 (意見等) 信用リスクの著しい増大に関する判定に関して、補足文書案第 11 項において、海外における実務として PD の変動を用いる方法が記載されている。判定に用いる閾値(変化率や変化幅)については、業種や商品毎に異なる値を設定することは可能か。どのように閾値を設定するかについては、各金融機関の実務に任されているとの理解でよいか。 (理由等) 実務上どういった対応が可能か確認したいため。	信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定は、債権等の信用リスク特性や企業の状況に応じて、統計モデル、信用格付プロセス、利用可能な定性的情報及び非統計的な定量的情報のいずれか又はその組み合わせにより行うこととしており、本公開草案は、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定方法を特定していない。また、企業の貸付に対する姿勢や商品の特性により、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に用いる閾値が異なると考えられることから、会計基準では閾値に関する定量的な指針は定めておらず、具体的な閾値については企業において判断することになると考えられる。
3-1.34) 補足文書(案)「Ⅰ.信用リスクの著しい増大に関する判定」の図 1 につ	(対象文書) 補足文書案(図 1) (項目・論点) 内部信用格付を利用した信用リスクの著しい増大に関する判定方法イメージ (意見等)	左記のコメントを踏まえ、補足文書案(図 1)において、XX 日及び YY 日が債権等の発生の認識時であることが分かるように補記することとした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
いて、修正又は補記することが望ましい。	補足文書案「Ⅰ.信用リスクの著しい増大に関する判定」の「(図 1)内部信用格付を利用した信用リスクの著しい増大に関する判定方法イメージ」について、SICR なしの判定は債権等毎の発生認識時と期末日を比較することが理解しやすい貌に図の修正或いは補記することが望ましいと考える。 (理由等) 内部信用格付を利用した信用リスクの著しい増大に関する判定方法の例について、補足文書案第 25 項「期末においてグループ Y に分類された債務者については、当該債務者に対する個々の債権等の発生の認識時期により信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定が異なる場合があると考えられるとして、企業 A は、ステップ 3(債権等)において債権等の単位で信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定することとした。」、第 27 項「債務者がグループ Y に分類されると判断した場合、債権等の単位により、債権等の発生の認識時の PD と期末の PD を比較し、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定することが求められる。」と記載されている。一方、図 1 において債務者 E はステップ 3 (債権等) による債権等毎の検討を経ず、期首日と期末日を比較し格付不変のため SICR なしと判定されているように見受けられる。誤認を防ぐ観点から、債権等の発生認識時と期末日を比較したうえで SICR なしと判断された旨が分かる貌に図の修正或いは補記することが望ましいと考える。	
3-1.35) PD による評価に加えて他の要素を組み合わせるというシンプルなSICR	(対象文書) 予想信用損失適用指針案 (項目・論点) 設例の追加 (意見等)	本公開草案の公表に至る審議の過程で、補足文書を作成する項目について審議を行い、補足文書(案)を公表している。この点、補足文書(案)「Ⅰ.信用リスクの著しい増大に関する判

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
の判定方法について補足文書を作成して頂きたい。	SICR の判定方法の関する設例として、PD による評価に加えて他の要素を組み合わせるというシンプルなパターンについても補足文書で作成いただきたい。 （理由等） 先行している欧州等の実務では、PD を用いた SICR の判定が最も一般的であるように聞いており、左記のような方法も SICR の判定方法として妥当性があると考えられるため。 また、一度簡素化された判定方法を採用した企業が、原則的な方法への移行を検討する際にも参考になると考えられるため。	定」において、信用格付プロセスとデフォルトの発生確率（Probability of default、以下「PD」という。）を組み合わせた方法を取り上げて説明している。 このため、これ以上の対応を行わないこととした。
（その他）		
3-1.36）SICR の判定について、信用格付を用いずに債務者区分を行っている金融機関の実態を踏まえた算定方法を例示いただきたい。また、その他要注意先について、債務者単位での SICR の評価を認めて	［協同組織金融機関からのコメント］ 簡素化された予想信用損失の算定方法においては、「信用リスクの著しい増大に関する判定」について、内部信用格付を活用して判定する方法が例示されているが※１、2019 年 12 月に廃止された金融検査マニュアル 自己査定（別表１）には、「国内基準適用金融機関にあっては、信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えない」旨が明記されており、実務上、信用格付を用いずに債務者区分を行っている金融機関も、一定数存在すると考えられる。 そのため、「信用リスクの著しい増大に関する判定」については、信用格付を用いずに債務者区分を行っている金融機関の実態を踏まえた算定方法を例示いただきたい。 ※１ 企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」第 55 項～第 62 項及び＜補足文書（案）＞「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）」第 14、15 項等	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留めることとする。
	［協同組織金融機関からのコメント］	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
頂きたい。	簡素化された予想信用損失の算定方法においては、「信用リスクの著しい増大に関する判定」について、内部信用格付を活用して判定する方法が予想信用損失適用指針第 56 項以降に規定されているが、2019 年 12 月に廃止された金融検査マニュアル 自己査定（別表１）には、「国内基準適用金融機関にあっては、信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えない」旨が明記されており、実務上、信用格付を用いずに債務者区分を行っている金融機関も一定数存在すると考えられる。そのため、「信用リスクの著しい増大に関する判定」については、信用格付を用いずに債務者区分を行っている金融機関の実態を踏まえた算定方法を例示いただきたい。	
3-1.37) 住宅ローンや目的ローンについて、SICRの判定に期日経過の情報を用いることが考えられる例として示して頂きたい。	［協同組織金融機関からのコメント］ 予想信用損失適用指針 BC49 では、「期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に期日経過の情報を用いることができる（第 10 項）。例えば、クレジットカードなどの消費者ローンなどの場合、定期的に債務者の情報を入手することが困難であり、将来予測的な情報を過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではないと考えられるため、期日経過の情報を用いることが考えられる」とされているが、協同組織金融機関の個人向け貸出の大半を占める住宅ローンや目的ローン（自動車、教育など）も本指針に該当すると考えられるため、「例えば、クレジットカードなどの消費者ローンなどの場合」の箇所を「例えば、住宅・目的ローン及びクレジットカードなどの消費者ローンなどの場合」と修正いただきたい。	予想信用損失適用指針案 BC49 項においては、期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合の具体例として、クレジットカードなどの消費者ローンを記載している。特定の金融商品について、期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合に該当するかどうかは、事実と状況に応じて判断されるものと考えられる。このため、特段の対応は行わないこととした。
3-1.38) 「信用	（項）	信用リスクは、企業会計基準第 30 号

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
リスク」、「デフォルト発生リスク」及び「デフォルトの発生確率（PD）」は異なる用語か確認したい。	予想信用損失適用指針案第 11 項及び第 25 項 （コメント） 「信用リスク」「デフォルト発生リスク」「デフォルトの発生確率（PD）」とは同じか、異なるか。異なる場合、何が異なるか。 ＜表現例＞ 基準 27 項 予想信用損失の算定にあたっては、期末において、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて、債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかどうか判定する。 11 債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定は、～債権等の発生の認識以降にデフォルト発生リスクが著しく増大しているかどうかに基づいて行う。（BC51 項も同様） 25 「信用リスクが低いと判断される場合」とは、次の（1）（債権等に係るデフォルト発生リスクが低い）から（3）のすべてを満たす場合をいう。 BC51 本適用指針では、期末において信用減損している又は実際にデフォルトが発生しているかにかかわらず、としている（11 項）。これは、一般的に債権等が信用減損となるか又はデフォルトが発生する前に信用リスクが著しく増大すると考えられるためである。 BC59 信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定にあたって、～デフォルトの発生確率の利用のみを想定する算定手法は現実的ではないため、～。IFRS 第 9 号では、貸倒実績率を用いるアプローチなどの明示的にデフォルトの発生確率をインプットとして含んでいないアプローチは、デフォルト発生リスクの変動を予想信用損失の他の発生要因（担保など）と区別できる場合に適切なものとなる可能性があり、また、担	「時価の算定に関する会計基準」第 7 項において、取引相手先の信用リスクを「取引相手先の契約不履行に係るリスク」としている。 デフォルト発生リスクは、企業が内部信用リスク管理で用いている定義におけるデフォルトが発生するリスクという意味である。また、デフォルトの発生確率はデフォルトが発生する確率を意味しており、いわゆる Probability of Default（PD）である。 ここで、デフォルトの発生確率はデフォルト発生リスクを評価する方法の一つで用いられる指標であると考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	保価値を含めない信用リスクの変動に基づいて信用リスクが著しく増大しているかどうかを判断することとされている。	
3-1.39) 予想信用損失適用指針案の表現に修正すべき点がある。	(項) 予想信用損失適用指針案 BC24 項 (コメント) 「実効金利による償却原価」は、「実効金利法による償却原価」(例えば、BC12 項)ではないか。	左記のコメントを踏まえ、予想信用損失適用指針案 BC24 項(予想信用損失適用指針 BC25 項)の表現を見直し、次のとおり修正することとした(追加は下線、削除は取消線で示している。)。 「また、実効金利法による償却原価~~に関する簡素化~~については~~は~~、実務負担軽減のために選択可能な算定方法を金融商品実務指針において定めることとした。」
3-1.40) 内部格付制度がない金融機関における簡素化された SICR の判定方法の取扱いを明確にして頂きたい。	[協同組織金融機関からのコメント] (意見) 簡素化された判定方法では正常先を 3 つに区分する方法が示されているが、内部格付制度が無い金融機関での取扱いを明確にして頂きたい。 (理由等) 2019 年 12 月に廃止された「金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)」において「国内基準適用金融機関にあっては信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えない」旨、記載があることから、一定数の協同組織金融機関では、現行の運用において内部格付制度を持たず、正常先を 3 つに区分することは制度設計上、困難で	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ある。 　また、融資先が中小企業・小規模事業者等のみであるような協同組織金融機関では、銀行の融資先における上場企業や大企業のような優良格付に該当する取引先は想定されず、仮に正常先を区分できた場合でも、正常先内での格付遷移において信用リスクの著しい増大とまでは言えないものと考えられる。	記のコメントは今後の参考に留めることとする。
	［協同組織金融機関からのコメント］ • 内部信用格付以外による SICR 判定に必要な「正常先」の区分手法は具体的に明示されておらず、実務上どのような対応が想定されるのか不明確。 • 簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定について、内部信用格付を活用して判定する方法が提案されている。内部信用格付を保有しない金融機関を想定した簡素化された算定方法を例示いただきたい。簡素化された判定方法として、2019 年 12 月に廃止された「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」等の検査マニュアルに基づく債務者区分を定義した上で我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法が提案されている（補足文書（案）金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）第 14, 15 項）。しかし、これは旧金融検査マニュアルの実務に沿った内部信用格付を前提とする考え方であり、協同組織金融機関を中心とした一定数の金融機関は内部信用格付を保有していない。そのため、SICR 判定において、内部信用格付を利用しない正常先の区分方法等について簡便な手法を例示いただきたい。	同　上
（質問 3-2）予想信用損失の算定方法に関する質問		
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
3-2.1） 本公開草案の提案の方向性を支持する。	本公開草案の提案に同意する。質問 3-2 に対応する我々のアンケートの Q3-2 では、「同意する」が 86.7%、「同意しない」が 0.0%、「どちらともいえない」が 13.3%であった。 予想信用損失の算定方法において、「原則的な算定方法」に加え「簡素化された算定方法」や「実務上の便法」を認めていることについて、大きな異論はなかった。 なお、以下の意見があった。 • 「原則的な算定方法」の「確率による加重計算」については、予想信用損失適用指針案第 43 項では、「予想信用損失の算定を行う際、すべての考え得るシナリオを特定する必要はないものの、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する。」と定められている。他方、ASBJ が 2025 年 11 月 21 日に開催した解説セミナーの資料（以下、ASBJ 解説セミナー資料）[1]の 29 ページに示された＜具体例＞では、信用損失が発生しない可能性がシナリオに含まれていない。実務においても、信用損失が発生しない可能性をシナリオとして考慮しないケースが多いと考えられるため、例えば、同第 43 項を「予想信用損失の算定を行う際、すべての考え得るシナリオを特定する必要はないものの、複数のシナリオを考慮する。」と改めれば、その後に続く「その際、信用損失が発生しないことが最も可能性の高い場合や信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映して、信用損失が発生するリスク又は確率を考慮する。」との定めにより、信用損失が発生しない可能性も包含できると考える。 • 「簡素化された算定方法」を用いる場合、例えば、信用損失が発生する可能性が最も高い将来予測シナリオのみを考慮する際（予想信用損失適用指針案第 64 項）	実務に与える影響を考慮し、できるだけ関連する IFRS 第 9 号の定めの文言をそのまま使用することとしたため、文言の追加は行わない一方、文言が重複している箇所について見直すこととした。このため、予想信用損失適用指針案第 43 項を次のとおり修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「予想信用損失の算定を行う際、すべての考え得るシナリオを特定する必要はない。しかし、~~ものの、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する。その際、~~信用損失が発生しないことが最も可能性の高い場合や信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映して、信用損失が発生するリスク又は確率を考慮する。」

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	に、その旨の開示（同 BC131 項(3)）のみならず、そのシナリオの発生確率をどの程度として考えたのか等、投資判断に必要な情報を明確化して開示を求めることも考えられる。 ASBJ「金融商品会計基準等の改正に係る公開草案の解説」（2025 年 11 月 21 日） https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/2025_11_seminar.pdf	開示については、予想信用損失適用指針案第 71 項において信用リスクに関する開示目的を定めた上で、当該開示目的を達成するために必要な情報は信用リスクに関する情報として注記することを提案している。このため、どのような情報が開示されるかについては、信用リスクに関する開示目的に照らし合わせて、個々の事実と状況に応じて判断されるものの、簡素化された予想信用損失の算定方法を適用し、信用損失が発生する可能性が最も高い将来予測シナリオのみを考慮する場合には、その旨の開示が行われるものと考えられる。
（予想信用損失の算定方法についてのコメント）		
3-2.2) PD・LGD・EAD モデルを利用するにあたっての留意点を示して頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案 （項目・論点） 信用予想損失額のモデリング （意見等）	予想信用損失適用指針案においては、予想信用損失の算定に際して、債権等の商品ごとに適切なアプローチを用いることとし、特定の手法を使用することを要求していない。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	銀行実務上、信用予想損失の算定に必要なパラメータについては「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき整備された PD・LGD・EAD モデルを用いる事も想定される。 今後会計においても、本パラメータを用いて ECL を算定することが手法として考えられるが、予想信用損失適用指針案と上記規制上の基準の最低要件の違いを踏まえた、当該モデルを利用するにあたっての留意点をＱＡ等にてお示しいただきたい。 （理由等） 銀行において、内部信用リスク管理実務との親和性や導入における負担等の観点から、予想信用損失の算定においては、金融庁の定める左記基準（以下「金融庁自己資本比率告示」という。）に基づき整備されている PD, LGD, EAD モデルを用いることも想定される。 一方で、金融庁自己資本比率告示で定められる要件では、LGD に景気後退影響を織り込む必要がある等、一般的に ECL を算定する際には考慮すべきではない要件もある理解。 開示の比較可能性の確保の観点から、会計上一定程度統一的なモデリングを銀行界において検討するため、本適用指針と、金融庁自己資本比率告示の要件との違いを踏まえたモデル利用における留意点を QA 等において示していただくことは有益と考える。	Q&A を含む追加ガイダンスを設けることにより、企業の実情に応じた判断を阻害する可能性があると考えられるため、特定の手法に関する追加的ガイダンスは設けないこととした。
3-2.3) 担保が付されている金融商品に係るキャッシュ・フローの不足額の見積りについて、	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(32 項) （項目・論点） 担保が付されている金融商品に係るキャッシュ・フローの不足額の見積り （意見等） 予想信用損失適用指針案第 32 項では、担保が付されている金融商品に係るキャッシ	予想信用損失適用指針案において、予想信用損失の測定に際して、債権等の商品ごとに適切なアプローチを用いることを提案している。追加的ガイダンスや補足文書を作成することにより、企業の実情に応じた判断を阻害

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
具体的な方法を例示して頂きたい。また、担保権実行の「確率」や「時期」の意味を示して頂きたい。	ュ・フローの不足額を見積もる際に、「担保権実行の確率と当該担保から見込まれるキャッシュ・フローの金額（当該担保の取得及び売却のためのコストを控除後）及び時期を反映する」と記載されている。 具体的なイメージがつかめないので、補足文書に具体的な方法の例示を盛り込んでいただきたい。担保権実行の「確率」や「時期」が意味するところも示していただきたい。 また、簡素化された予想信用損失の算定方法では、債務者単位、実効金利＝約定金利が認められており、また、貸倒実績率を活用した引当計算をする銀行も多いと思われる。そこで、本適用指針の内容に係る実務の例示については、簡素化された予想信用損失の算定方法の引当計算における具体的な方法についても、検討いただきたい。 （理由等） 実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。	する可能性があると考えられるため、追加的ガイダンスや補足文書は設けないこととした。 また、予想信用損失適用指針案設例3において、担保のある債権等に関する信用リスクの著しい増大の判定及び予想信用損失の算定に関する設例を提案している。
3-2.4）　予想信用損失の算定において反映する契約条件の一部である担保又は他の信用補完についての補足説明又は明確化をお願いしたい。	基本的な方向性には同意するが、以下の事項について検討いただきたい。 予想信用損失の算定において反映する契約条件の一部である担保または他の信用補完についての補足説明または明確化 （理　由） 企業会計基準適用指針公開草案第88号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針案」という）第32項では、「予想信用損失の算定において、契約条件の一部である担保又は他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フローを反映する」とされている。この「契約条件の一部」の意味については、債権等の契約条件に明記されている担保または他の信用補完に限定されるようにも読める。一方、現行の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準第28項(2)①および(3)では、貸倒懸念債権および破産更生債権等の貸倒見積高の算定にあたって、当	予想信用損失適用指針案において、信用損失の算定に際しては、債権等の予想存続期間を通じて、すべての契約条件を考慮することにより、キャッシュ・フローの見積りを行うとすること、また、キャッシュ・フローの見積りの際、担保の売却や契約条件と不可分の他の信用補完により生じるキャッシュ・フローを考慮することを提案している。その際、何が契約条件と不可分かについては、事実と状況に応じ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	該債権に係る担保の処分見込額および保証の回収見込額を減額するとされているが、担保または他の信用補完について、当該債権の契約条件の一部に限定されるとは示されていない。そのため、予想信用損失適用指針案第 32 項の「契約条件の一部」について、債権等の契約条件の一部である担保または他の信用補完に限定されると解される場合、予想信用損失の算定において考慮する担保または他の信用補完の範囲が現行実務より狭くなる可能性がある。 この点、予想信用損失適用指針案第 32 項と同様の記載は IFRS 第 9 号 B5.5.55 項にもあり、IFRS 第 9 号における信用減損の要求事項に関する適用上の論点を議論していた移行リソース・グループ（以下「ITG」という）において「契約条件の一部」の意味について議題に挙げられていた。2015 年 12 月に開催された ITG においては、予想信用損失の測定に含まれる担保または他の信用補完は、債権等の契約条件に明記されているものに限定されないという IASB スタッフによる分析があり、ITG のメンバーも当該分析に概ね同意していたと理解している。 したがって、実務における混乱を生じさせないよう、「契約条件の一部」の意味について、債権等の契約条件に明記されている担保または他の信用補完に限定されるものではないことについて明確化をお願いしたい。	て判断するものと考えられる。このため、特段の対応は行わないこととした。
3-2.5)「金融保証契約の保有者に対する弁済見込額」の算出方法を示して頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(33 項) （項目・論点） 金融保証契約に係る予想信用損失の算定方法 （意見等） 予想信用損失適用指針案第 33 項では、「金融保証契約に係るキャッシュ・フローの不	金融保証契約の保有者に対する弁済見込額は、金融保証契約の条件に従って金融保証契約の保有者に対して弁済することが見込まれる金額であり、個々の契約における条件や状況に応じた適切な算定方法を用いること

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	足額」は、「債務者によるデフォルトが発生する場合に、金融保証契約の保有者に対する弁済見込額から、保有者、債務者又は他の者から受け取ると見込んでいる金額を控除して算定する」と記されているが、「金融保証契約の保有者に対する弁済見込額」はどのような算出方法を想定しているか。これまで金融商品専門委員会等で議論された算出方法等を結論の背景などに記載いただきたい。また、設例等を設けていただきたい。 （理由等） 「金融保証契約の保有者に対する弁済見込額」は、保証額そのものになる、あるいは自己資本比率算定におけるオフ・バランス取引の「与信相当額」のように「想定元本額に・・・掛目を乗じて得た額」のような考え方になる、といったことが考え得るが、金融保証契約に係る予想信用損失を算出するうえで、本公開草案の考え方を確認しておきたいため。	が考えられる。このため、算定方法等に関する設例等を設けることにより、企業の実情に応じた判断を阻害する可能性があると考えられるため、特定の方法に関する追加的な設例等は設けないこととした。
3-2.6） 予想信用損失の算定について、企業の裁量が大きく、会計基準の解釈の余地が大きすぎる。	ＥＣＬの具体的な計算方法 今般の基準、具体的なＥＣＬの算定に話が移って来ると、途端に難解になる。肝心の、「では具体的に、ＥＣＬはどうやって計算するのか」、という部分に関しては、正直、ガイダンスがいまひとつよくわからないからだ。とりわけ実務面において大きな障壁が「確率による加重計算」だ。 これは「一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りがなく確率加重された金額」とされ、「すべての考え得るシナリオを特定する必要はない」とされ、基本的にはいくつかのシナリオを立て、それらのシナリオにおける信用損失とそれぞれのシナリオの発生確率を予想したうえで、これらを加重平均する、などの方法が示されている。ただ、その具体的な手法は不明確である。 ここで、ＡＳＢＪが 2025 年 11 月 21 日（金）に実施した説明会で配布された資料（Ｐ29）には、唐突に「失業率と発生確率と信用損失」に関する図表が出てくる。	本公開草案は、原則主義である IFRS 第９号の予想信用損失モデルに関する定めを取り入れている。 経済環境が大幅に変化するなどの事象が発生することを考えた場合、細則主義に基づく定めでは想定外の事象に対応できないことが考えられる。このため、予想信用損失の算定に関する枠組みを定めるとともに、算定において考慮すべき事項を定めている。実務において予想信用損失を算定する際には、これらの枠組み及び考慮すべ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<table><tr><th>シナリオ</th><th>将来失業率</th><th>発生確率</th><th>信用損失</th></tr><tr><td>A</td><td>4%</td><td>20%</td><td>30</td></tr><tr><td>B</td><td>5%</td><td>50%</td><td>70</td></tr><tr><td>C</td><td>6%</td><td>30%</td><td>170</td></tr></table>（出所）ＡＳＢＪ説明会資料Ｐ29 シナリオごとの信用損失は、シナリオＡで 30、シナリオＢで 70、シナリオＣで 170、それにそれぞれの発生確率（20%、50%、30%）を乗じて合計すれば、ＥＣＬは 92 と求まる、というものだ。 ここでなぜ、唐突に「失業率」というものが出てくるのか。 ＡＳＢＪの資料作成者に忖度して想像すると、これは恐らく、「とある企業はＥＣＬを計算するうえでの外部データとして失業率を利用しており、何らかのモデルに失業率というパラメーターを入力すれば信用損失が計算できる」、といった設例なのだと思うが、それにしては説明が不足し過ぎているし、数値もデタラメすぎる。ＡＳＢＪとしてはこのような説明で一連のＥＣＬ草案が銀行等金融機関の実務に配慮したものでありＥＣＬ会計の適用が直ちに可能だと考えているのだろうか？あるいはすべての企業が明日からＥＣＬの計算を始めることができるのだろうか？ あくまでも当社の私見で恐縮だが、ＥＣＬは過去の貸倒実積率に加え、社内の信用格付や他社の貸倒実績、債務者の開示資料や債務者が属する業種における類似企業のデータ、あるいはマクロ経済指標（ＧＤＰ、失業率、不動産価格や商品価格、債務者の支払い状況など）を総合的に加味して計算するという手法である―――とＡＳＢＪとしては言いたかったのかもしれない。しかし、残念ながら今回ＡＳＢＪが提示したＥＣＬ草案は、これをもって直ちに実務ができるというクオリティのものではない。ＥＣＬのモデル構	き事項に基づいて、事実及び状況に応じて判断を行うことになると考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	築などを含め、各企業に丸投げしており、ＥＣＬ会計を適用する個別企業の裁量があまりにも大きいからだ。企業間の比較可能性なども担保できない。 言い換えれば、この会計基準だと、貸倒引当金を計算する個別企業の経理担当者にとっても、それを監査する立場にある外部監査人などにとっても、解釈の余地が大きすぎる。これは世に出せるクオリティの基準ではない。	
（見積期間についてのコメント）		
3-2.7）　ロールオーバーを前提とする貸出の予想信用損失の見積期間について、明確化を検討すべきである。	以下の点を除いて、同意する。 日本の実務におけるロールオーバーを前提とする貸出においても、会計上の信用損失算定に用いる「債権等の予想存続期間」に契約期間を超える期間を用いることの可否について、明確化を検討すべきと考える。 （理由） 日本では、実態として長期の貸付金であっても、契約形態を短期間（１か月や３か月）とし、継続的にロールオーバーする実務が行われている。契約期限の到来時に資金を引き揚げることを想定しない以上、信用リスク管理の観点からはロールオーバーを考慮することが多いと考えられる。 予想信用損失適用指針第 39 項において「(略) 取引慣行と整合する場合であっても、契約上の最長期間より長い期間を使用しない。」と、IFRS 第 9 号第 5.5.19 項と同様の規定が定められており、日本におけるロールオーバーを前提とする貸出実務においても、契約期間を超える期間を予想信用損失の算定に用いることはできないと理解している。 しかしながら、予想信用損失適用指針は基本的に企業自身のリスク管理との整合が図られていることもあり、ロールオーバーを前提とする短期融資については、契約書上の期間が短期であっても、黙示的に貸出コミットメントが供与されているとみなし、同 40	ご理解のとおり、予想信用損失適用指針案第 39 項は、IFRS 第 9 号 5.5.19 項を取り入れた定めであり、予想信用損失の算定に使用する見積期間について、取引慣行と整合する場合であっても、契約上の最長期間より長い期間を使用しないことを提案している。明確に記載していることから、解釈に関する懸念は生じないと考えられるため、特段の対応は行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	項が適用され得ると解釈される状況も考えられる。 　このように日本の実務を踏まえた場合、解釈の相違により実務の取扱いが分かれ、混乱を生じるおそれがあるため、当該点を整理し、明確化を図ることが適切と考える。	
（確率による加重計算についてのコメント）		
3-2.8)　大きなクレジットイベントが生じた際の将来予測の見直し方法を例示して頂きたい。	（対象文書） 　予想信用損失適用指針案(43 項) （項目・論点） 　確率による加重計算における複数シナリオの考慮 （意見等） 　将来予測に関し、リーマンショックのような大きなクレジットイベントが生じた際の見直し方法について例示したうえで、例示に過ぎず各行の実情に応じた実務を認める旨も記載することを検討いただきたい。 （理由等） 　実務上どういった対応が必要か確認したいため。	本公開草案は、原則主義である IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルに関する定めを取り入れており、予想信用損失の算定に関する枠組みを定めるとともに、算定において考慮すべき事項を定めている。実務において将来予測の見直しを行う際には、これらの枠組み及び考慮すべき事項に基づいて、事実及び状況に応じて判断を行うことになると考えられる。
3-2.9)　複数シナリオを考慮する方法において、シナリオが影響を与えるパラメータを確率加重の上、適用することは妥当	（対象文書） 　予想信用損失適用指針案(44 項) （項目・論点） 　確率による加重計算における複数シナリオの考慮 （意見等） 　平均信用損失額の算定において、複数のシナリオに基づく平均信用損失額を算出のうえ、確率加重された金額を算定する方法以外にも、シナリオが影響を与えるパラメータを確率加重のうえ適用する事により、複数のシナリオを考慮する手法も妥当となるとの	予想信用損失の算定において、シナリオが影響を与えるパラメータを確率加重のうえ適用することにより複数のシナリオを考慮する手法が妥当となるかについては、予想信用損失の算定に用いるモデル及びパラメータにより状況が異なると考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
か確認したい。	理解でよいか。 （理由等） 実務負担に照らし、複数のシナリオに基づく平均信用損失額を算出のうえ、確率加重された金額を算定する事は困難であるため。	
3-2.10）複数シナリオの考慮について、補足文書において例示して頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(BC72 項) （項目・論点） 複数シナリオの考慮 （意見等） 複数シナリオの考慮に関し、補足文書において例示したうえで、例示に過ぎず各行の実情に応じた実務を認める旨も記載することを検討いただきたい。 （理由等） 「すべての利用可能な証拠（将来予測的な情報を含む。）によって複数のシナリオを示し、かつ、将来予測的な情報により、デフォルトの発生確率と将来予測的な経済シナリオの非線形的な関係が予想される場合に定量的な確率加重を考慮することは、これまで我が国の実務においては一部実施されていたとしても、必ずしも多くの場合に行われていたとは言えないと考えられる。このため、IFRS 第 9 号の定めをそのまま我が国の会計基準に取り入れる場合には実務に適用する上での困難さが生じることが考えられることから、ガイダンスにより例示することにより実務上の適用を容易にする対応も考えられた。しかしながら、ガイダンスにより例示することによって企業各社の実情に応じた判断を阻害する可能性があること及び国際的な比較可能性の観点から、IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることとした。」とされているが、例示しても判断の阻害とはならず、む	予想信用損失適用指針案 BC72 項のとおり、本公開草案では、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、原則主義である IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルに関する定めについて、条件変更に関する定めを除いて取り入れている。設例についても、IFRS 第 9 号の設例 1 から設例 12 について、その他有価証券に分類される債券を前提とする設例 4 と IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした条件変更に関する設例 11 を除いて、我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうかを検討した上で、予想信用損失適用指針案に含めることを提案している。 ここで、複数シナリオの考慮に関して、IFRS 第 9 号に存在しない設例を設

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	しろ、全く実務がない状況において企業各社の実情に応じた実務を検討する際の好材料になると考えるため。	けて補足文書において例示することによって、IFRS 会計基準を適用している企業の実務と相違する懸念があると考えられる。 このため、特段の対応を行わないこととした。
3-2.11) 予想存続期間が 12 か月未満である金融商品に係る12か月の予想信用損失の算定において、期末後 12 か月以内にデフォルトが発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額を用いることができる旨の規定は削除	次に掲げる点を除いては同意する。 予想存続期間が 12 か月未満である金融商品に係る 12 か月の予想信用損失の算定において、期末後 12 か月以内にデフォルトが発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額を用いることができる旨の規定（ECL 適用指針 ED.46）は削除するべきであると考える。 （「意見の理由」参照） 【意見の理由】 ECL 適用指針 ED は、予想存続期間が 12 か月に満たない金融資産に関する 12 か月予想信用損失の測定に関して、次に示す規定を置くことを提案している（ECL 適用指針 ED.46）。 金融商品の予想存続期間が 12 か月未満である場合、12 か月の予想信用損失の算定において、期末後の予想存続期間にデフォルトが発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額に代わり、期末後 12 か月以内にデフォルトが発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額を用いることができる。 これについては、IFRS 第 9 号には存在しない規定であるが、我が国の実務では、一般的に 12 か月未満のデフォルト発生リスク等に関する実績データを保有していないため	本公開草案の公表に至る審議において、引当金を少なく見積る取扱いではなく乱用の懸念もないと考えられたため、実務負担の軽減の観点から、予想存続期間が 12 か月未満の金融商品について、期末後 12 か月以内にデフォルトが発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額を用いて予想信用損失を算定することができることを提案している。このため、特段の対応は行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
すべきである。	に、12 か月（1 年）PD をもって代用していることを踏まえて ECL 適用指針 ED では導入することが提案されている（ECL 適用指針 ED.BC76）。 しかしながら、たとえば、全期間 PD の算定にあたって、より長い期間の PD について、関連する実績デフォルト率のデータが存在しない場合において、より短い期間の PD などに基づいて推計をすることは一般的であると考えられるなか、12 か月に満たない期間の PD についても、同様に関連する実績データが存在しなくとも、12 か月 PD などに基づいて合理的な推計を実施することが十分に可能であると考えられる。 たとえば、12 か月 PD は実績データに基づいて把握できており、かつ、ハザード率が一定であり、12 か月間の各月における限界 PD は均一であると仮定できる状況にある場合には、 $$1\text{か月}PD = 1 - (1 - 12\text{か月}PD)^{\frac{1}{12}}$$ という計算式を計算することで、1 か月 PD を得ることが考えられる。 また、そもそも、12 か月未満という比較的短い期間のことであるから、最終基準の公表から適用開始まで 3 年程度の期間を設ける（金融基準 ED.41）ことを前提とすれば、現状では実績データが存在しないとしても、最終基準の公表後、速やかに実績データの蓄積を開始すれば、十分に対応可能である。 加えて、我が国では契約期間が 1 か月又は 3 か月の短期貸出をロールオーバーし、ある程度長期にわたって融資を行う実態があると思われるなか、そうしたケースではそもそも、1 か月や 3 か月といった期間ではなくより長い期間の PD を用いることが理論的に妥当であると主張する向きもあるかもしれないが、そうした主張の妥当性については疑問がある。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	なぜなら、そうしたケースでは、多くの場合、ロールオーバーの実施をあらかじめ約定しているものではないために、信用リスクにさらされる期間はあくまで 1 か月や 3 か月といった期間であることから、より長い期間の PD を用いることは過大な PD の使用であるように思われるためである。 そのため、この規定を置けば、国際的整合性が多少なりとも犠牲になることは間違いない中、そうした犠牲を払ってまでしてこの規定を置くことの価値は乏しい。 したがって、予想存続期間が 12 か月未満である金融商品に係る 12 か月の予想信用損失の算定において、期末後 12 か月以内にデフォルトが発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額を用いることができる旨の規定（ECL 適用指針 ED.46）は、すべて削除するべきであると考える。	
（貨幣の時間価値の考慮についてのコメント）		
3-2.12）償却原価法の適用に際して金利差額調整法における定額法を用いる場合において、予想信用損失の算定に用いる割引率を明確化すべきである。	償却原価法の適用に際して金利差額調整法における定額法を用いる場合において、予想信用損失の算定に用いる割引率を明確化すべきと考える。 （理由） 予想信用損失の算定において貨幣の時間価値を考慮するために割引を行う際、原則として実効金利を用いることになる。一方で、購入又は組成した信用減損債権、リースにより生じた債権、金融保証契約及び貸出コミットメント等については予想信用損失適用指針案第 48 項(1)～(4)において、また、組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについて約定金利を用いて償却原価の算定を行う場合については第 65 項において、それぞれ個別の定めが設けられている。 ここで、購入又は組成した信用減損債権以外について、償却原価法の適用に際して金利差額調整法における定額法を用いた場合（金融商品実務指針案第 70 項但書、105-3 項）	予想信用損失適用指針案第 48 項において、予想信用損失の算定に時間価値を考慮する際、債権等の発生の認識時における実効金利又はその近似値を用いることを提案している。ただし、購入又は組成した信用減損債権については、信用調整後の実効金利を用いることを提案している。 ここで、購入又は組成した信用減損債権以外について、金利差額調整法における定額法を用いて償却原価を算

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	は、上述の個別の定めの対象とはならないため、予想信用損失の算定においては実効金利を用いることが想定されているものと考えられる。しかし、この場合、償却原価法の適用が実効金利法に基づいていないにもかかわらず、予想信用損失の算定目的のために別途実効金利を算定する必要があるのかについては明確ではない。金利差額調整法における定額法は、実効金利の算定に伴う実務負担を軽減する趣旨で認められたものであり、予想信用損失の算定のために実効金利の算出を求めることは、当該趣旨にそぐわないと考えられる。 また、購入又は組成した信用減損債権について金利差額調整法における定額法を用いて償却原価法を適用する場合（金融商品実務指針案第 105-4 項）には、予想信用損失適用指針案第 48 項(1)に基づき、予想信用損失の算定における割引として信用調整後の実効金利を用いることになると考えられる。しかしながら、この場合についても、償却原価法の適用が信用調整後の実効金利に基づく実効金利法によらないにもかかわらず、予想信用損失の算定のために信用調整後の実効金利を用いることが要求されるのかは、金利差額調整法における定額法を認めた趣旨に照らして必ずしも明らかではない。 以上を踏まえると、実務上の混乱が生じるおそれがあるため、償却原価法の適用に際して金利差額調整法における定額法を用いる場合に、予想信用損失の算定に用いるべき割引率について明確にすることが望まれると考える。	定する場合においても、実効金利又はその近似値を用いることになると考えられる。ここで、実効金利を算定していない場合には、個々の事実と状況に応じて、実効金利の近似値を算定することが考えられる。実効金利の近似値としては、例えば、貸付金の約定金利、債券のクーポン、又はそれらに金利調整差額を調整した率等が考えられる。これらが実効金利に近似しているかどうかは、事実及び状況に応じて判断を行うことになると考えられる。 また、購入又は組成した信用減損債権については、信用調整を行う必要があることに加え、通常、購入した信用減損債権については取得価額が債権額と異なることから、金利差額調整法における定額法を用いて償却原価法を適用する場合であっても、予想信用損失の算定にあたり、信用調整後の実効金利を用いることが考えられる。 これらの点を明確化するため、予想

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		信用損失適用指針案（予想信用損失適用指針 BC85 項）に以下の記載を追加することとした。 「第 48 項の適用において、購入又は組成した信用減損債権以外の償却原価を金利差額調整法における定額法を用いて算定している場合においては、実効金利又はその近似値を用いて割り引くことになると考えられる。実効金利の近似値としては、例えば、貸付金の約定金利、債券のクーポン、又はそれらに金利調整差額を調整した率等が考えられ、これらが実効金利に近似しているかどうかは事実及び状況に応じて判断を行うことになると考えられる。また、購入又は組成した信用減損債権については、期待キャッシュ・フローと取得価額との差額を弁済期までの期間で除して各期に配分し、取得価額に加減する方法を用いて償却原価法を適用する場合であっても、信用調整後の実効金利を用いて割

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		り引くことが考えられる。」
3-2.13) 重要な金融要素を含まない債権に対する予想信用損失の算定において、貨幣の時間価値を考慮するかどうかを明確化することを検討して頂きたい。	基本的な方向性には同意する。 ただし、以下の事項について検討いただきたい。 重要な金融要素を含まない債権に対する予想信用損失の算定において、貨幣の時間価値を考慮するかどうかを明確化すること （理　由） 予想信用損失の算定に当たっては、貨幣の時間価値を反映し、期末までの期間にわたり割り引くとされている（金融商品会計基準案第 27-2 項(2)、予想信用損失適用指針案第 47 項)。これに関連して、予想信用損失の算定における貨幣の時間価値の考慮と償却原価の測定は不可分の関係にあり、債権等の測定に関して、貨幣の時間価値の考慮と整合的な測定方法である償却原価の定めを記載していることが説明されており（予想信用損失適用指針案 BC83 項)、移管指針公開草案第 17 号「金融商品会計に関する実務指針（案)」(以下「金融商品実務指針案」という。）において、償却原価法の定めの改正が提案されている。 一方、金融商品会計基準案第 14 項において、「債権の貸借対照表価額は、原則として取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。ただし、貸付金及び重要な金融要素を含む債権については、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。」と示されており、重要な金融要素を含まない債権の貸借対照表価額は、償却原価を基礎とするものとされていない。そのため、重要な金融要素を含まない債権の取得価額と予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金は、貨幣の時間価値の考慮の観点で整合的なものとはなっていないと考えられる。	左記のコメントへの対応については、3-2.15)で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	したがって、市場関係者の誤解を生じさせないようにするため、重要な金融要素を含まない債権の取得価額と予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金について、貨幣の時間価値の考慮について両者の整合性を求めるのかどうかを明確化すべきであると考えられる。仮に両者の整合性をとる必要がある場合には、当該債権の予想信用損失の算定において貨幣の時間価値を反映する必要はないことを明示するか、あるいは重要な金融要素を含まない債権における取得価額という用語を修正すること（この場合、予想信用損失適用指針案第 82 項の定めも修正することが考えられる。）が考えられる。	
3-2.14）予想信用損失を割り引く期間を明確化すべきである。	◆貨幣の時間価値について 「予想信用損失適用指針案」の、 （４）貨幣の時間価値 47. 会計基準第 27-2 項(2)に従って、予想信用損失の算定に貨幣の時間価値を考慮する際、デフォルトが発生すると予測される時点までの期間ではなく、期末までの期間にわたり、予想信用損失を割り引く。 について、予想信用損失を算定する時点も決算「期末」であり、「期末までの期間にわたり、予想信用損失を割り引く」ということは、決算「期末」と同日なので割引不要？という誤解を生じかねないので、いつ時点の「期末」なのか明確に記載すべきではないでしょうか。	予想信用損失適用指針案において、「期末」は当期末を意味している。
3-2.15）予想信用損失適用指針案の割引率に関する定めについ	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(48 項) 金融商品実務指針案 （項目・論点）	左記のコメント、コメント 3-2.13）及びコメント 8.29)を受けて、予想信用損失適用指針案第 47 項及び第 48 項を次のとおり修正することとした（追

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
て、金融商品実務指針案における実効金利についての定めと整合するように修正して頂きたい。	予想信用損失算定上の割引率規定と実効金利規定との整合性 （意見等） 予想信用損失適用指針案第 48 項の規定に関し、金融商品実務指針案における実効金利規定との整合性を取るため、「債権等の発生の認識時における」「債権等が変動金利である場合には、期末における実効金利を用いる」という文言は削除していただきたい。 （理由等） 予想信用損失適用指針案第 48 項の規定は、IFRS 第 9 号 B5.5.44 の規定を取り入れたものと認識している。一方、当該 IFRS の規定で参照している「変動金利商品の実効金利の取扱い」に関する同 B5.4.5 は本公開草案では取り入れられていない。また、償却原価や実効金利に関する同 B5.4.6「キャッシュ・フロー見積もりの変更の取扱い」や、同 5.4.3「契約上のキャッシュ・フローの条件変更の取扱い」についても、本公開草案では取り入れられていない。これは予想信用損失適用指針案 BC13 項に記載のとおり、IASB において IFRS 第 9 号の要求事項を明確化するためのプロジェクトが予定されていることを一つの理由に、過渡的に明確な定めを取り入れていないものと認識している。 ここで、予想信用損失算定の割引率は、利息収益計算の実効金利と整合させることが本公開草案の原則的考え方であると理解しているが、予想信用損失適用指針案第 48 項の割引率の規定は、「債権等の発生の認識時における」「債権等が変動金利である場合には、期末における実効金利を用いる」等具体的なものであり、利息収益計算における実効金利の在り方も間接的に規定しているものと読むこともでき、実務上混乱をきたすことが想定される。 そのため、利息収益計算の規定と同様に、予想信用損失の割引率に関しても具体的な記載を削除し、利息収益と予想信用損失の割引率を整合させるという原則論に基づいて	加は下線、削除は取消線で示している。）。 「47.　会計基準第 27-2 項(2)に従って、予想信用損失の算定に貨幣の時間価値を考慮する際、デフォルトが発生すると予測される時点までの期間ではなく、期末までの期間にわたって~~り、予想信用損失を~~割り引く。ただし、取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする債権については、割り引かない。」 「48.　前項の割引を行う際、債権等の~~発生の認識時における実効金利又はその近似値~~償却原価の算定に用いる利率（実効金利、約定金利）又はこれらの近似値を用いる。~~債権等が変動金利である場合には、期末における実効金利を用いる。~~ただし、購入又は組成した信用減損債権、リースにより生じた債権、金融保証契約及び貸出コミットメント等については、それぞれ次

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	処理する定めとするべきである。	の(1)から(4)の利率を用いる。 （略）」 　またこの修正と合わせて、予想信用損失適用指針案第 65 項について削除することとした。
（合理的で裏付け可能な情報についてのコメント）		
3-2.16）「過大なコストや労力を掛けずに」という表現について、例を示して頂きたい。	（対象文書） 　金融商品に関する会計基準(27-2 項(3)） （項目・論点） 　「過大なコストや労力を掛けずに」という表現 （意見等） 　SICR 判定において、「『過大なコストや労力を掛けずに』利用可能な合理的で裏付け可能な情報」との記載があるが、この「過大なコストや労力を掛けず」という表現について確認したい。「過大なコストや労力」について、金融機関自身としての判断だけではなく投資家が通常期待する水準という観点で対応すべきものと理解しているが、例を補足文書などで示していただきたい。 （理由等） 　「投資家が通常期待する水準」の具体的なレベル感のイメージがつきづらく、どのようなものが求められるのか理解できなかったため。	「過大なコストや労力」について、金融機関自身としての判断だけではなく投資家が通常期待する水準という観点で対応すべきものとのご理解どおりと考えられる。 　しかし、何が「過大なコストや労力」であるかは、個々の企業の状況に応じて判断されるものであると考えられるため、例示するものではないと考えられる。また、例示することによって、IFRS 会計基準を適用している企業の実務と相違する懸念があると考えられる。 　このため、特段の対応を行わないこととした。
3-2.17）過大な	（対象文書）	予想信用損失適用指針案において

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
コストや労力を掛けずに利用可能で関連するすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮する際に使用する情報に含まれるものを確認したい。	予想信用損失適用指針案(49 項) (項目・論点) 予想信用損失に関する合理的で裏付け可能な情報 (意見等) 予想信用損失適用指針案第 49 項に「過大なコストや労力を掛けずに利用可能で関連するすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮する際、使用する情報として、予想される期限前償還の影響、借手に固有の要因、一般的な経済状況、及び期末における現在の状況と将来の状況の両方が含まれる。」とあるが、使用する情報としては、固定金利特約の貸出を期限前償還する場合や、特約付融資における財務制限条項などのコベナンツ違反によるものなどが含まれるという認識でよいか。 (理由等) どのような場合が、合理的で裏付け可能な情報であるのか、一部イメージしづらい項目があるため。	は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で関連するすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮する際に使用する情報について、具体的な金融資産や状況を特定していない。具体的な金融資産や状況が過大なコストや労力を掛けずに利用可能で関連するすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮する際に使用する情報に該当するかについては、事実や状況に応じて、企業において判断することになると考えられる。 なお、固定金利の特約が付された貸付金が期限前償還されることに関する予想や財務制限条項などのコベナンツ違反に関する情報は、一般的に、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で関連する合理的で裏付け可能な情報に含まれるものと考えられる。
3-2.18) 予想信用損失の算定に過去の情報を用	(対象文書) 予想信用損失適用指針案(50 項) (項目・論点)	本公開草案では、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、原則主義である IFRS 第 9 号の予想信用損失モ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
いる場合に反映する、「過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測」の例を示して頂きたい。	予想信用損失算定に貸倒実績などの過去の情報を用いる場合の調整 （意見等） 予想信用損失適用指針案第 50 項では「予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合」の調整として、(1)に「過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測を反映する」とあるが、過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測の例を補足文書等でお示しいただきたい。 （理由等） 過去実績へどのようにして現在・将来状況を反映させるべきかについて、例示やモデルケースがないと具体的なイメージを持ちづらく、実務構築に課題が残るため。	デルに関する定めについて、条件変更に関する定めを除いて取り入れている。設例についても、IFRS 第 9 号の設例 1 から設例 12 について、その他有価証券に分類される債券を前提とする設例 4 と IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした条件変更に関する設例 11 を除いて、我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうかを検討した上で、予想信用損失適用指針案に含めることを提案している。 ここで、過去の実績に対してどのような場合にどのような調整を行うかは、状況に応じて判断するものであるため、IFRS 第 9 号に存在しない設例を設けて、過去の実績に反映する「過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測」を補足文書において例示することによって、IFRS 会計基準を適用している企業の実務と相違する懸念があると考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		このため、特段の対応を行わないこととした。
3-2.19) 予想信用損失の算定に過去の情報を用いる場合に反映する、「過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況」の例を示して頂きたい。	(対象文書) 予想信用損失適用指針案(50 項) (項目・論点) 予想信用損失算定に貸倒実績などの過去の情報を用いる場合の調整 (意見等) 予想信用損失適用指針案第 50 項では「予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合」の調整として、(2)に「過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況の影響を除去する」とあるが、過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況の例を補足文書等で示していただきたい。 (理由等) 具体的に過去のどのような状況が「過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況」に当たるのかについて、例示やモデルケースがないと具体的なイメージを持ちづらく、実務構築に課題が残るため。	本公開草案では、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、原則主義である IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルに関する定めについて、条件変更に関する定めを除いて取り入れている。 過去の実績に反映する「過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況の影響」については、例えば、将来において発生する頻度が稀であると予想される事象の影響等が考えられる。しかし、過去の実績に対してどのような場合にどのような調整を行うかは、状況に応じて判断するものであるため、過去の実績に反映する「過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況の影響」を IFRS 第 9 号に存在しない設例を設けて補足文書にお

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		いて例示することによって、IFRS 会計基準を適用している企業の実務と相違する懸念があると考えられる。 このため、特段の対応を行わないこととした。
3-2.20) 特定の地域経済環境や事業に影響を及ぼす予想信用損失に関する観察可能なデータの例示や分析を補足して頂きたい。	(対象文書) 予想信用損失適用指針案(51 項) (項目・論点) 予想信用損失に関する観察可能なデータ (意見等) 予想信用損失に関する観察可能なデータの例として、特定の地域経済環境や事業において影響を及ぼす事象や固有の情報について、参考となる例示や分析などを補足いただきたい。 (理由等) 地域金融機関においては、国内総生産や失業率などのマクロ経済指標を用いるだけでは、適切な予想信用損失に結びつかない可能性があるため。	予想信用損失適用指針案第 51 項においては、予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において調整を行う際に用いる観察可能なデータの例を挙げている。 観察可能なデータをすべて例示することは不可能であり、また、どの指標等が予想信用損失に関する観察可能なデータとなるかについては、予想信用損失適用指針案に照らし合わせて、個々の事実と状況に応じて判断されるものであると考えられる。このため、例示の補足は行わないこととした。
3-2.21) 予想信用損失に関連す	(対象文書) 予想信用損失適用指針案(51 項)	本公開草案では、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、原則主義

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
る観察可能なデータを用いた計算方法について補足文書で示して頂きたい。また、一定の場合には、必ずしも予想信用損失の算定に用いる方法及び仮定を見直す必要はないとの理解でよいか確認したい。	（項目・論点） 予想信用損失に関する合理的で裏付け可能な情報 （意見等） 予想信用損失に関連する観察可能なデータを用いた計算方法について補足文書への記載をお願いしたい。また予想損失率の算定に用いた方法および仮定について定期的に見直すとあるが、信用損失の見積りと実績との間に相関関係が継続しており、重要な環境変化がない場合には、必ずしも予想信用損失の算定に用いる方法及び仮定を見直す必要はないとの理解でよいか。 （理由等） 過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測の反映する計算方法について全体像をつかみきれず、また算定方法についてもより相関関係のある方法に変更し続ける可能性があるため。	である IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルに関する定めについて、条件変更に関する定めを除いて取り入れている。設例についても、IFRS 第 9 号の設例 1 から設例 12 について、その他有価証券に分類される債券を前提とする設例 4 と IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした条件変更に関する設例 11 を除いて、我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうかを検討した上で、予想信用損失適用指針案に含めることを提案している。 予想信用損失に関連する観察可能なデータを用いた計算方法について、どのような観察可能なデータを用いてどのように予想信用損失を算定するかについては、個々の事実と状況により判断されるものであり、様々な計算方法が考えられることから、IFRS 第 9 号に存在しない設例を設けて補足文書において例示することによって、IFRS 会計基準を適用している企業の

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		実務と相違する懸念があると考えられる。 このため、特段の対応を行わないこととした。 予想信用損失の算定に用いる方法及び仮定については、定期的に見直すこととしている。その見直しに際しては、信用損失の見積りと実績との間の相関関係の分析や予想信用損失の算定に用いる方法及び仮定に影響を与える重要な環境変化の有無の考慮などが行われると考えられるが、具体的な見直し方法は、企業が置かれた事実と状況により異なると考えられる。
（一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権等についてのコメント）		
3-2.22) 契約資産及びリース投資資産について、信用リスクの著しい増大に関する判定を行	契約資産についても IFRS 第 9 号と同様に、単純化したアプローチに関する定めの適用対象に含まれることを明確化すべきと考える。 （理由） IFRS 第 9 号第 5.5.15 項では、営業債権、契約資産及びリース債権を単純化したアプローチの適用対象としている。これを踏まえ、本公開草案では、一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権について単純化	左記のコメントを受けて、契約資産について、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等の取扱いに準じて処理すること及び金融商品会計基準案第 28-5 項の定めを独立して選択できることを

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
わずに全期間の予想信用損失に等しい金額により予想信用損失を算定することを独立して選択できるかどうかを明確化すべきである。	したアプローチに関する定めが取り入れられている（予想信用損失適用指針案 BC26 項）。すなわち、単純化したアプローチは債権一般に適用可能な定めとはされていない。 ここで、契約資産については、収益認識会計基準案第 150-4 項において、「企業会計基準適用指針第 XX 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」（以下「予想信用損失適用指針」という。）における債権の取扱いに準じて取り扱うこと」とされているものの、「一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等の取扱いに準じて取り扱うこと」とは記載されていない。そのため、当該規定からは契約資産に対して単純化したアプローチが適用可能であるか否かが明確でない。 また、予想信用損失適用指針案第 83 項（一定の期日経過日数に基づく信用リスク・エクスポージャーの開示）が契約資産に適用されるかも明確でない（質問 5（開示に関する質問）(2)参照）。同項は IFRS 第 7 号「金融商品：開示」第 35N 項を取り入れたものと理解しているが、IFRS 会計基準では契約資産も開示対象に含まれている。 以上を踏まえると、契約資産については、単に「債権の取扱いに準じて取り扱う」とするのではなく、「一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等の取扱いに準じて取り扱う」旨を明確にする必要がある。これにより、IFRS 第 9 号と同様に契約資産が単純化したアプローチの適用対象に含まれることが明確になるため、実務の混乱防止としても望ましいと考える。	明確にするため、収益認識会計基準案第 77 項及び第 150-4 項を次のとおり修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「77.　顧客から対価を受け取る前又は対価を受け取る期限が到来する前に、財又はサービスを顧客に移転した場合は、収益を認識し、契約資産又は顧客との契約から生じた債権を貸借対照表に計上する。 本会計基準に定めのない契約資産の会計処理は、金融商品会計基準における本会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等~~債権~~の取扱いに準じて処理する。また、外貨建ての契約資産に係る外貨換算については、企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」（以下「外貨建取引等会計処理基準」という。）の外貨建金銭債権債務の換算の取扱いに準じて処理する。」 「150-4.　2026 年 10 月の金融商品会

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		計基準の改正において、債権の貸借対照表価額は、原則として取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とすることとした(金融商品会計基準第 14 項)。 この点、契約資産が金銭債権に該当するか否かについて言及しないとする方針を変更していないため、2026 年 10 月改正金融商品会計基準において契約資産に関する定めを設けていない。しかしながら、本会計基準に定めのない契約資産の会計処理は、金融商品会計基準における収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等~~債権~~の取扱いに準じて処理する（本会計基準第 77 項参照）とされていることから、契約資産についても予想信用損失モデルが適用され、開示も含めて、企業会計基準適用指針第 36 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」(以下「予想信用損失適用

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		指針」という。）における本会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等~~債権~~の取扱いに準じて取り扱うことになると考えられる。また、契約資産に対する金融商品会計基準第 28-5 項の適用に際して、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することを独立して選択できると考えられる。」
	以下の事項について検討いただきたい。 契約資産とリース投資資産について、信用リスクの著しい増大に関する判定を行わずに全期間の予想信用損失に等しい金額により予想信用損失を算定することを独立して選択できるかどうかを明確化すること （理　由） 金融商品会計基準案第 28-5 項において、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含む受取手形、売掛金等やリースにより生じた債権（ファイナンス・リースに係る債権、オペレーティング・リースに係る債権）について、全期間の予想信用損失に等しい金額により予想信用損失を算定することをそれぞれ独立して選択できるとされている。 また、金融商品ではないが、契約資産は債権の取扱いに準じて処理し、予想信用損失の定めが適用されるとされ、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る	契約資産に対するコメントへの対応については、上欄で記載している。 リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、左記のコメントを受けて、金融商品会計基準案第 28-5 項の定めを独立して選択できることを明確にするため、リース会計基準案 BC57 項を次のとおり修正することとした（5.4 において示す修正を含んでいる。また、追加は下線で示している。）。 「BC57. リースにより生じた債権（リ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	部分はリースにより生じた債権の定めに準じて会計処理を行うとされている（金融商品会計基準案第 68-2 項、第 68-4 項）。 そのため、契約資産とリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分について、予想信用損失適用指針案における予想信用損失の定めに従うことは理解できるが、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含む受取手形、売掛金等、ファイナンス・リースに係る債権、オペレーティング・リースに係る債権から、それぞれ独立して全期間の予想信用損失に等しい金額により予想信用損失を算定する選択が可能であるのか必ずしも明確ではないと考えられる。この点、関連する IFRS 第 9 号 5.5.15 項では、契約資産などについて、それぞれ独立して全期間の予想信用損失に等しい金額により予想信用損失を算定する選択が可能であるとされている。 したがって、実務において異なる解釈が行われる可能性があるため、契約資産とリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分について、金融商品会計基準案第 28-5 項の定めを独立して選択できるのかを明示すべきであると考えられる。	ース債権のほか、オペレーティング・リースにより生じた債権を含む。）は金融商品と考えられるため、2026 年 10 月改正の金融商品会計基準では、債権に含めて定めを設けることとした。このため、リースにより生じた債権に係る予想信用損失の算定等は、金融商品会計基準の定めに従う。 一方、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、2026 年 10 月改正の金融商品会計基準の範囲に含めなかったが、金融商品的な性格を有すると考えられるため、予想信用損失の算定等は、開示も含めて、金融商品会計基準のリースにより生じた債権の定めに準じて会計処理を行う。この場合、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分に関して、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することを選択できるとする定め（金融商品会

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		計基準第 28-5 項）についてリースにより生じた債権の取扱いに準じて適用することができ、またその適用は独立して選択できると考えられる。」
3-2.23）一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等について、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じたものに限定せず、単純化した会計処理の適用対象として頂きたい。	単純化したアプローチの対象範囲 （コメント） 「一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等」について、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等に限定せず、単純化したアプローチの適用対象となる定めにしていただきたい。 （理由） 「一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権」については、IFRS 第 9 号の営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチに関する定めを取り入れることとしたとされ（予想信用損失適用指針案 BC26 項）、金融商品会計基準案第 28-4 項及び第 28-5 項において、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等を対象として、単純化したアプローチが定められている。 ここで、収益認識会計基準においては、対価と交換に企業の通常の営業活動により生じたアウトプットである財又はサービスを得るために当該企業と契約した当事者である「顧客」との契約から生じる収益に適用され、また、我が国の収益認識会計基準において定められた収益認識会計基準第 3 項（1）から（7）の取引が適用対象外となる。 このため、顧客との契約以外の取引から生じた未収入金や立替金等の債権や、移管指	本公開草案の公表に至る審議において、未収金について単純化したアプローチの対象とするかについて検討を行った。その際、未収金の大半は満期が 1 年未満であるとすると、満期が 1 年未満であれば全期間の予想信用損失と 12 か月の予想信用損失は同額になると考えられるため、国際的な会計基準と異なる定めを設けてまで IFRS 第 9 号における単純化したアプローチの対象とする必要性は乏しいと考えられ、単純化したアプロ―チの対象としないこととした。 なお、予想信用損失適用指針案第 10 項において、期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合には、債権等の発生の認識以降におい

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	針第 10 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」の対象となる不動産の譲渡から生じた債権は、本公開草案の定めによると単純化したアプローチの適用対象外になると考えられる。 しかしながら、本公開草案の単純化したアプローチは、この理由として、「信用管理システムがそれほど洗練されていない企業のために信用リスクの増大を追跡調査する必要性を減少させること、及び重大な金融要素のない営業債権の大半は満期が 1 年未満であり全期間の予想信用損失と 12 か月の予想信用損失は同額となるか又は非常に類似するであろう」状況を踏まえて採用されたものであり（金融商品会計基準案第 95-4 項、第 95-5 項）、既述した債権も同様の状況であることが考えられる。 したがって、「一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等」については、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた債権に限定せず、単純化したアプローチの適用対象となる定めにすべきと考えられる。	て信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に期日経過の情報を用いることができることを提案しており、該当する場合は当該定めを適用することが可能である。 また、未収入金以外の債権についても同様と考えられるため、本公開草案の提案を変更しないこととした。
3-2.24） 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に実務上の便法を適用する場合でも、将来予測的な見積りを反映する必要は	（項） 予想信用損失適用指針案第 38 項 （コメント） 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る予想信用損失を算定する際、「貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数に応じた引当率を定める方法」を用いることができることを提案している（38 項）。 他方、結論の背景では、「貸倒実績に基づき、将来予測的な見積りを反映して予想信用損失を算定する方法」の例示であり、IFRS 第 9 号の定めを取り入れることとしたとしている（BC66 項）。本文では、将来予測的な見積りを反映することが読めないのではないか。	左記のコメントを受けて、予想信用損失適用指針案第 38 項を次のとおり修正することとした（追加は下線で示している。）。 「38.　企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る 12 か月又は全期間の予想信用損失を算定する際、本適用指針第 49 項

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
ある旨を明記するべきである。		から第 51 項に従って適切に調整した貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数（例えば、期日未経過、1 か月以内の期日経過、1 か月超 3 か月以内の期日経過、3 か月超 6 か月以内の期日経過等）に応じた引当率を定める方法を用いることができる。その際、貸倒実績が著しく異なる顧客セグメントについては、グループを分けて適用する。」
	収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る予想信用損失に関する実務上の便法を規定している ECL 適用指針 ED.38 において、そこに規定される実務上の便法を適用する場合でも、引当率の算定にあたって、将来予測的な見積りを反映する必要はある旨を明記するべきであると考える。 （「意見の理由」参照） （意見の理由） 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る予想損失に関しては、下に示す通りに、実務上の便法が規定されている（ECL 適用指針 ED.38）。 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る 12 か月又は全期間の予想信用損失を算定する際、貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数（例えば、期日未経過、1 か月以内期日経過、1 か月超 3 か月以内の期日経過、3 か月超 6 か月以内	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	の期日経過等）に応じた引当率を定める方法を用いることができる。その際、貸倒実績が著しく異なる顧客セグメントについては、グループを分けて適用する。 ここに、この規定においては、「貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数（略）に応じた引当率を定める方法を用いることができる」との記載がなされているために、かかる実務上の便法を適用する際には、引当率の算定において、将来予測的な見積りを反映する必要はなく、もっぱら貸倒実績に基づくことで良いと解釈される可能性があると思われる。 しかしながら、そうした解釈は適当ではないと私は解している。 すなわち、ECL 適用指針 ED は、①その結論の背景において、当該実務上の便法については「貸倒実績に基づき、将来予測的な見積りを反映して予想信用損失を算定する方法の例示」であるとしているし（ECL 適用指針 ED.BC66）、また、②その設例において「期日経過に応じた引当率は、売掛金の貸倒実績率を基礎とし、将来予測的な見積りを反映し算定される」としているから（ECL 適用指針 ED.設例 10）、貴委員会においては、かかる実務上の便法を適用する場合でも、引当率の算定において、将来予測的な見積りを反映する必要はあるという見解であると私は解している。 そうであれば、かかる見解を本文でも明確にするべく、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る予想信用損失に関する実務上の便法を規定している ECL 適用指針 ED.38 において、そこに規定される実務上の便法を適用する場合でも、引当率の算定にあたって、将来予測的な見積りを反映する必要はある旨を明記するべきであると考える。 なお、ECL 適用指針 ED.38 に規定される実務上の便法を適用するときにも、引当率の算定にあたって、将来予測的な見積りを反映する必要はある場合には、多くの一般事業会	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	社においても、少なくとも理論的には、予想信用損失の測定において、将来予測的な見積りを反映することが不可避であると考えられる。 　また、一般事業会社であっても子会社向けに金銭の貸付を行っていることは少なくないと思われるなか、金融基準 ED 等は（個別）財務諸表にも適用されると解されるため、一般事業会社にあっても、そうした子会社向けの貸付については、SICR 判定の実施を含めて、金融基準 ED 等に基づく予想信用損失の認識・測定を実施する必要がある。 　この場合、金融基準 ED 等の適用にあたっては、一般事業会社においても相応の工数を要すると考えられることから、貴委員会が、補足文書 ED の中で、「一般事業会社を想定すると、金融商品会計基準等の改正等の影響が必ずしも大きくないと考えられる」と述べていることについては、違和感があることを併せて申し述べる。	
3-2.25）一般事業会社の未収入金や貸付金について配慮を求める。	一般事業会社の未収入金や貸付金について配慮を求める。 　一般事業会社の未収入金や貸付金については単純化したアプローチの対象外とされているため、相対的アプローチによる原則的な信用リスクの著しい増大に関する判定が必要となってしまうが、結論の根拠や設例、補足文書では一般事業会社の実務において参考になるような具体的な対処方法が示されておらず、一般事業会社の実務への配慮が不十分である。一般事業会社の未収入金や貸付金についても営業債権等と同様の取扱いとされるか、結論の根拠や設例、補足文書等において具体的な対処方法の一例が示されることが望まれる。なお、連結財務諸表の国際的な比較可能性の向上という観点からすると、連結会社に対する未収入金及び貸付金については連結財務諸表では消去されるものであるため、営業債権等と同様の取扱いとすることに対する許容性が高いと考えられる点、付言しておく。	未収入金に関するコメントへの対応については、3-2.23）で記載している。 　一般事業会社における貸付金については、公開草案の公表に至る審議において、同一の会社等の集団に属する他の会社等に対する貸付金について単純化したアプローチの対象とすることについては、借手に関する情報を入手することは比較的容易であると考えられること、また、必ずしも簡便的な方法とはならないと考えられる

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		ことから、IFRS 第 9 号と同様、単純化したアプローチの対象外とすることを提案している。
（簡素化された予想信用損失の算定方法についてのコメント）		
3-2.26) 予想信用損失の算定について、原則的な方法と簡素化された方法が併存することが認められるのか明確にして頂きたい。	簡素化された方法の位置づけ 原則的な取扱いと簡素化された方法との関係～両者併存の可否の明確化～ 同一の報告主体（連結グループ内あるいは企業内）において、SICR 判定に限らず、債権等の予想存続期間、将来予測シナリオ、貨幣の時間価値も含め、原則的な取扱いと簡素化された方法が併存することが想定されるが、そもそも両者の算定方法が併存することが許容されないのではないか、といった意見も聞かれる[1]。これは例えば、以下のような場合に問題となる。 ・ 親会社は一律に原則的な取扱いを採用することとしているが、傘下の金融機関が簡素化された方法を採用したいと考えている（あるいはその逆）。 ・ 他の金融機関との企業結合（親子会社、持株会社などの形式を含む）が想定されるが、想定される企業結合の相手と算定方法が異なる場合に、企業結合時に必ず算定方法を統一する必要があるのかが不明である。 ・ 同一金融機関内において、債務者単位で信用リスクを管理する一般法人向け貸出金については簡素化された方法を用いるが、債権等ごとに信用リスクを管理するストラクチャードファイナンスやシンジケートローンへの参加などに関しては原則的な取扱い（SICR 判定、複数シナリオの考慮、実効金利など）を採用したいと考えている。 ・ 基本的には単一シナリオとすることを想定しているが、例えば残存期間が長期とな	左記のコメント並びに 3-2.35)、3-2.36)、3-2.37)、3-2.38)、8.1)及び 8.2)のコメントを踏まえて再審議を行い、簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位について、予想信用損失適用指針案（予想信用損失適用指針 BC93 項）に以下の記載を追加することとした。 「公開草案に寄せられたコメントの中には、本適用指針第 55 項(1)から(3)の簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位（すなわち、連結グループ内及び同一企業内において統一が必要かどうか）についての明確化を求める意見があった。この点、簡素化された予想信用損失の算定方法について、連結グループ内であっても規模やビジネスモデルの違いから信用リ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	る住宅ローンについては複数シナリオを考慮したいと考えている。 簡素化された方法の意義については、適用指針案の結論の背景 BC23 の記載を斟酌すれば「原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているもの」であると理解される。 IFRS9 を参照すると、例えば「集合的ベース(collective basis)」での測定の場合に一貫して強調されているとおり「当初認識以降に個々の金融商品のレベルで SICR があった場合の全期間の予想信用損失を認識した結果と近似するようにする（approximate the result of recognising lifetime expected credit losses when there has been a significant increase in credit risk since initial recognition on an individual instrument level)」(IFRS9 B5.5.4、結論の根拠は BC5.141）ことが求められる。今回の公開草案においても、IFRS9 と同様の規定があり、「包括的な信用リスクを考慮した集合的な単位で予想信用損失を算定する方法」(適用指針案５項）が示されているが、その際に「個々の債権等ごとに信用リスクが著しく増大した場合に全期間の予想信用損失を算定した結果と近似するようにする」(適用指針案 BC44）ものとされている。 こういった考え方からも分かるとおり、簡素化された方法の算定においても、その結果は、当然に原則的な取扱いによった場合の算定結果と近似することが想定されているものと考えられ、両者の算定方法が併存したとしても、会計数値に大きな影響が生じることは想定されないだろう。 適用指針案 BC89 においては、「検討の結果、企業の規模や保有する債権等の特性は様々であり、部分的に原則的な処理を適用することによって企業の信用リスク管理実務をより適切に反映する場合があると考えられることから、企業の判断により「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目について、個別に選択して適用できるとした。」との	スクの管理手法が異なる場合には、会計方針を統一する必要はなく、それぞれの環境を踏まえて選択を行うことが適切であると考えられる。また、同様に、同一企業であっても商品の特性等の違いから信用リスクの管理手法が異なる場合には、会計方針を統一する必要はなく、それぞれの環境を踏まえて選択を行うことが適切であると考えられる。」

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	記載がある。しかし、これはあくまでSICR判定、債権等の予想存続期間、将来予測シナリオ、貨幣の時間価値という各項目について、個別に選択適用できるものとされたことの説明であり、連結グループ内あるいは個別企業内において、それぞれの項目について原則的な取扱いと簡素化された方法が併存することが認められるのかという点は明らかではない。 企業の信用リスク管理実務をより適切に反映する、という観点からは、連結グループ内あるいは個別企業内において、原則的な取扱いと簡素化された方法の両者が併存するのは、むしろ当然のことであると考えられる。しかし、現状の公開草案のままであれば、その点が明らかではないことから、具体的な適用検討の際に大きな混乱が生じる可能性がある。こういった問題を鑑み、簡素化された方法と原則的な取扱いとの関係を整理の上で、両者の併存の可能性について明確に記載すべきであると考える。 BC8には「ステップ2とステップ4のいずれの会計基準を適用するかは（略）会計方針として選択するアプローチとすることとした。」とあり、結論の背景はその前提で整理されているようにも読める。そもそも本論点は「会計方針」ではなく「会計上の見積り」の問題ではないかと思われるが、この整理も議論の混乱を招いている可能性がある。	
3-2.27）簡素化された予想信用損失の算定方法を一般金融機関や事業会社が適用できるのか明確化すべきであ	以下にコメントする点を除き、同意する。 簡素化された予想信用損失の算定方法の適用範囲 （コメント） 一般事業会社においても「簡素化された予想信用損失の算定方法」を使用できるかどうかを明確化していただきたい。 （理由） 一般事業会社においては金融商品会計基準案第28-5項において提案されている単純	左記のコメントを踏まえて再審議を行い、予想信用損失適用指針案（予想信用損失適用指針BC94項）に以下の記載を追加することとした。 「また、公開草案に寄せられたコメントの中には、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を一般事業会社が適

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
る。	化したアプローチが適用できることになるが、当該条項の対象に該当しない債権、例えば、連結グループ内のファイナンスに係る債権についての取扱いは単純化したアプローチの適用対象外である。 ここで、予想信用損失適用指針案 BC5 項において、ステップ 4 は金融機関に適用される会計基準として開発された旨の記載があるが、開発された「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用できる主体は、金融機関に限られるとは同適用指針案において明示されていない。一般事業会社も簡素化された予想信用損失の算定方法を使用できるとの理解でよいか、確認させていただきたい。また、一般事業会社も簡素化された予想信用損失の算定方法を使用できるのであれば、結論の背景においてその旨を明確化すべきであると考えられる。	用できるかについて明確化を求める意見があった。 この点、本適用指針おいては、「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」等の検査マニュアル（以下「金融検査マニュアル」という。）に基づく債務者区分を定義した上で、我が国の金融機関において行われている信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法を簡素化された予想信用損失の算定方法として定めている。 このため、一般事業会社においても、金融検査マニュアルを踏まえた債務者区分を基礎とする信用リスク管理実務又は同等の信用リスク管理実務が行われている場合、簡素化された予想信用損失の算定方法のうち、(1)信用リスクの著しい増大に関する判定（第 56 項から第 62 項参照）及び(2)債権等の予想存続期間（第 63 項参照）を使用することは可能であると考え

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		られる。」
	簡素化された方法の適用対象～一般金融機関や事業会社は適用できるのか～ 預金等受入金融機関以外の金融機関や商社等の事業会社においても、債権等の信用リスク管理を内部信用格付に基づいて行っている場合も多い。しかし、適用指針案の簡素化された方法のうちSICR判定に関しては、旧金融検査マニュアルに基づく定義を前提に文案が作成されていることから、預金等受入金融機関以外の企業では適用できないのではないか、という意見も聞かれる。一方で、本基準は業種別基準ではないことから、当然に適用できるのではないか、という意見も聞かれる。 適用指針案57項～61項において「正常先」「要注意先」「破綻懸念先・実質破綻先・破綻先」といったわが国の金融規制当局が預金等受入金融機関の金融検査に活用していた旧金融検査マニュアルの概念が記載されていることや、結論の背景に「多くの金融機関では（略）「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」等（略）を踏まえた金融資産の信用リスク管理（資産の自己査定）実務が長年行われており（略）実務負担に配慮する観点から、債務者区分を活用した信用リスクの著しい増大に関する判定の方法を検討することとした。」（BC93）との記載があることから、検討の出発点が預金等受入金融機関の実務負担への配慮だったことは分かるが、結果的に当該規定がどのような業種・企業を対象としているのかが明確ではない。 そもそも金融商品会計基準は業種別の会計基準ではないものと考えられる。我が国の事業会社や預金等受入金融機関以外の金融機関においても、内部信用格付を用いた債権管理を行っている企業は多数存在する。預金等受入金融機関の実務に精通していない事業会社や一般的な金融機関の関係者にとっては、当該算定方法の記載には唐突感があると言わざるを得ない。	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	公開草案を素直に読めば、それら企業がSICR判定にあたって簡素化された方法の採用を検討する場合においては、旧金融検査マニュアルで活用されていた債務者区分を新たに定義するとともに、「正常先」についてはさらに「優良格付」「中間格付」「要判定格付」の三つに細区分することを検討する必要が生じることとなるのだろうが、これは当該算定方法が採用された趣旨とは異なるものであると承知している。 一般的な会計基準としては、旧金融検査マニュアルの概念を用いた整理をすべきではないと思われるが、そういった点も踏まえ、そもそも簡素化された方法を一般金融機関や事業会社が適用できるのか、について明確にすべきである。	
3-2.28) 簡素化された方法と延滞基準の関係を整理した上で、趣旨を明示すべきである。	簡素化された方法と延滞基準との関係の整理 簡素化された方法と延滞基準との関係についても、議論に混乱が生じている。IFRSを適用している海外の金融機関の実務には様々なものがあるが、特に中小規模の金融機関の場合には、事実上の延滞基準（30日超をSICRあり、90日超をデフォルト、但し、延滞等の遅行性については考慮する前提）を用いているケースも多いと考えられる[2]。 一方、我が国の預金等受入金融機関においては、旧金融検査マニュアルに基づく自己査定が行われ、非上場かつ財務諸表監査のない中小事業者の与信先についても、財務諸表を入手し財務分析の上で、債務者格付を定期的に見直す実務が定着している。そして、旧金融検査マニュアルにおける要注意先の定義は「金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者」とされている（なお、同定義は公開草案の適用指針案59項に引き継がれている）。 従って、「その他要注意先」には、事実上延滞している場合のほか、延滞がなくても、	予想信用損失適用指針案においては、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定は、期末において信用減損しているか又は実際にデフォルトが発生しているかにかかわらず、債権等の発生の認識以降にデフォルト発生リスクが著しく増大しているかどうかに基づいて行うことを提案している。ただし、すべての企業が原則的な処理を適用することは実務上困難であると考えられることから、我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	連続赤字である等の理由により業況が低調ないしは不安定な債務者なども含まれている。そういった意味では、「その他要注意先＝SICR あり」と整理すれば、30 日超の延滞先債権等も含まれることになり、かつ延滞等の遅行性も勘案されていることになるから、通常は IFRS 9 に照らしても妥当な取扱いとなるものと言えよう。 また適用指針案の原則的取扱いの整理の中で、1 カ月超を SICR あり（8 項）、3 か月超をデフォルト（10 項）とする規定があり。これは IFRS9 の延滞基準と同趣旨であろうから、このような取扱いは公開草案の原則的取扱いとして整理されることになるだろう。しかし、もし簡素化された方法を適用するのであれば、正常先下位（要判定格付）に対する債権等は SICR ありとするのが原則とされていることから、延滞基準よりも保守的になり、原則的取扱いと異なる結果となってしまう。 我が国の預金等受入金融機関においても、延滞基準を用いた上で、「その他要注意先＝SICR あり」とみなすことで、延滞等の遅行性要因を勘案するという整理は考えられるものと思われる。その場合、公開草案の原則的取扱いに従っているだけでなく、IFRS 9 にも従っているため、国際的な利用者の利便にも資することになる。このように、簡素化された算定方法を適用せずに、原則的取扱いの整理の中で、IFRS9 においても許容されるであろう SICR 判定の方法を選択することが、日本基準においても認められることを明確にすべきである。 しかし、仮にもしそういった整理でよいのだとすると、公開草案において、なぜわざわざ簡素化された方法として SICR 判定の規定を設けようとしているのか、という疑問も生じてくる。そもそも、上述のとおり、簡素化された方法と原則的方法の関係の整理が必要だと思われるが、その上で、延滞基準等との関係については特に慎重に整理する必要がある。また、これも上述のとおりであるが、一般金融機関や事業会社は簡素化された方法	を簡素化された予想信用損失の算定方法として定めることを提案している。 また、予想信用損失適用指針案第 10 項は、期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に期日経過の情報を用いることができることを提案している。合わせて、バックストップとして、契約上の支払期日から 1 か月超経過している場合には信用リスクが著しく増大していると推定する定めを設けるとともに、当該推定の反証を可能とすることを提案している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	を適用できるのか、という論点の整理如何によっては、この問題はそれらの会社にも波及し、より広範に影響する。そういった観点も踏まえ、簡素化された方法と延滞基準の関係をあらためて整理した上で、その趣旨をしっかりと明示すべきである[3]。 [2] 欧州銀行監督局（EBA）の調査「IFRS 9 IMPLEMENTATION BY EU INSTITUTIONS 2023 MONITORING REPORT (November 2023)」（下記リンク）p22 に示された表（Figure2）によると、「SICR 判定に用いられる主要な指標（Main indicators used to assess the 'significant increase in credit risk'）」としては、「PD の相対的変化（Relative change in PD)」が 22 件と最も多いものの、「30 日延滞（30 days past due)」が 11 件、「ウォッチリストへの区分(Inclusion in Watch-list)」が 14 件、「条件変更(Forbearance)」が 16 件（これら 3 つで合計 41 件）とされている。 https://www.eba.europa.eu/sites/default/files/2023-11/25b12d35-9c28-4335-a589-166c77198920/Final%20Report%20on%20IFRS9%20implementation%20by%20EU%20institutions.pdf [3] ASBJ のこれまでの議論を踏まえると、簡素化された算定方法の SICR 判定の規定については、基本的には IFRS9 を我が国の銀行等の実務に当てはめた際の解釈がテーマとなっていたのではないかと理解している。そうであれば、当該 SICR 判定の規定については、規範性のある適用指針としてではなく、規範性のない補足文書等で、業種別の解釈の一例として示せばよい。また、その記載ぶりについても、例えば「旧金融検査マニュアルに従って債務者区分をしている銀行等においては、要注意先以下に対する債権等を SICR があるものとして取扱う、との整理を基礎として予想信用損失の算定を行うことも考えられる」といった一文を記載すれば足り、この対応により本意見書において指摘した多くの課題が解決されるものと思われる。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
3-2.29）債権等の予想存続期間、将来予測シナリオ及び貨幣の時間価値に関する簡素化された予想信用損失の算定方法については、削除するべきである。	「債権等の予想存続期間」、「将来予測シナリオ」、及び、「貨幣の時間価値」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.63-65）については、削除するべきであると考える。 （「意見の理由」参照） 【意見の理由】 質問 1 に述べた通り、そもそも、「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」に関して、単に簡素化した会計処理方法を規定したものとして開発・設定することには同意しないため、「債権等の予想存続期間」、「将来予測シナリオ」、及び、「貨幣の時間価値」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.63-65）については、削除するべきであると考える。 なお、「債権等の予想存続期間」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.63）、及び、「将来予測シナリオ」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.64）については、以下に述べることもまた、削除すべきと考える理由である。 「債権等の予想存続期間」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」 ECL 適用指針 ED.63 は、「債権等の予想存続期間」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」として、「信用リスクの著しい増大に関する判定」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.56-62）を適用する場合においては、正常先のうち要判定格付、その他要注意先又は要管理先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した債権等のグループごとに当該グループに係る平均残存期間を用いることができ、また、いったん決定した平均残存期間について、状況に大きな変化がない限り、継続して用い	本公開草案においては、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。」という基準開発の目的を踏まえ、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを日本基準に取り入れる提案を行っている。 また、実務負担に配慮する観点から、原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているものと位置付ける「簡素化された予想信用損失の算定方法」を定める提案を行っている。 この点、公開草案後の再審議においても、大きな異論が聞かれていないことから、本公開草案の提案を変更しないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ることができる旨を定めている（ECL 適用指針 ED.63）。 この点、ECL 適用指針 ED は、そもそも、債権等ごとに全期間の予想信用損失を算定するための過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を有していない場合、包括的な信用リスクを考慮した集合的な単位で予想信用損失を算定することを規定している（ECL 適用指針 ED.4-6）。 かかる規定に基づいて集合的な単位で予想信用損失の測定を行う場合には、債権等に関する予想存続期間については、おのずと、「平均残存期間」として算定されることになると考えられる。 そのため、「債権等の予想存続期間」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.63）については、別途定める必要は無いものと思われることから、削除するべきであると考える。 「将来予測シナリオ」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」 ECL 適用指針 ED.64 は、「将来予測シナリオ」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」として、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる旨を定めている（ECL 適用指針 ED.64）。 この定めを置く必要があることの理由について、ECL 適用指針 ED は、複数シナリオの考慮が求められる場合の実務負担に懸念が示されたためであると説明している（ECL 適用指針 ED.BC111）。 これについて、私は、複数シナリオの策定、及び、各シナリオに関する発生確率の見積りを行うための実務負担について懸念が示されたということだと解している。 この点、私は、ECL 適用指針 ED.43-44 にしたがった複数シナリオの策定、及び、各シナリオに関する発生確率の見積りについて、最低限のレベルでは、①一般に公表されて	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	いるマクロ経済指標に関する予測値及び実績値の収集、②平均・分散・標準偏差の計算、及び、回帰分析といった程度の統計処理、及び、③いくらかの定性的判断によって実施できるものと考えている。 　そして、この場合、複数シナリオを策定し、各シナリオの発生確率を見積ることの実務負担は必ずしも重たいとまでは言えないことから、「将来予測シナリオ」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.64）を定める必要は無いと考えられる。 　一方、ECL 適用指針 ED は、「将来予測シナリオ」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」として、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる旨を定めるにあたって、「最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係があると予想されるとみなし」たとしている（ECL 適用指針 ED.BC111）。 　この点、一般に、与信は、一定の審査に合格した者に対してのみ実行されていることが多いために、そこから生じる信用損失については、マクロ経済環境が良化したときに減少する幅は相対的に小さく、すなわち、マクロ経済環境が悪化した場合における増加幅の方が、それが良化した場合における減少幅よりも、大きいと考えられる。 　これは、すなわち、マクロ経済環境の良化・悪化と、信用損失の増減との関係は、線形ではなく非線形であることが、十分に考えられるということに他ならない。 　以上のことから、「将来予測シナリオ」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.64）については、削除するべきであると考える。 　なお、仮に、複数シナリオを策定し、各シナリオの発生確率を見積ることについて、コ	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	メント提出者が作成した数値例のイメージにて実施することでは、ECL 適用指針 ED が要求する水準をまったく満たせず、より一層高度な作業の実施が必須であるなか、そうした作業については実務負担が重たいために、「将来予測シナリオ」に関する「簡素化された予想信用損失の算定方法」（ECL 適用指針 ED.64）を定める必要があるということである場合には、当該実施必須である「より一層高度な作業」の内容について、ECL 適用指針 ED の中で説明する必要があると考える。	
3-2.30） 要管理先の予想存続期間の具体的な意義を明確化し、必要に応じて適用方法に係る設例を示す等の対応をすべきである。	SICR 判定以外の簡素化された方法の論点 平均残存期間に係る簡素化された方法～要管理先の平均残存期間とは？～ 適用指針案 63 項においては「信用損失の算定に用いる債権等の予想存続期間の見積りを行うにあたり、（略）要判定格付、その他要注意先又は要管理先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については（略）平均残存期間を用いることができる。」とされており、当該規定の対象には要管理先が含まれる。しかし、適用指針案 28 項の信用減損金融資産の定義、および 59 項の要管理先の定義に鑑みて、要管理先向け債権は通常信用減損金融資産の対象になり、デフォルト事象が発生した債権等に相当するものと解される。 金融商品会計基準案 28 項にあるとおり、SICR が発生している債権等については「全期間の予想信用損失を算定する」こととされ、同注 9-3 のとおり「全期間の予想信用損失とは、債権等の予想存続期間にわたるすべての生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失をいう」とされている。適用指針案 63 項の規定は、当該「予想存続期間」の見積りにあたっての簡素化された方法であると解されるが、すでにデフォルト事象が発生している債権等の存続期間という概念は存在しないはずと考えると、「要管理先向け債権等の予想存続期間」とは具体的に何を指しているのか、理解が困難である。したがって、本規	債権等の予想存続期間について、銀行等金融機関の現行実務では、今後の予想損失額を見込む一定期間は貸付金等の平均残存期間とすることを原則としつつ、当面の取扱いとして、要注意先債権のうち要管理先債権については今後 3 年間の、その他の要注意先債権については今後 1 年間の予想損失額を見込む場合には、監査上妥当なものとして取り扱うこととされている。 この点、前述の現行実務における年数に関する取扱いを取り入れないこととしたものの、実務への配慮として、予想信用損失適用指針案第 63 項において、債権等の予想存続期間の見

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	定の具体的な意義の明確化の上で、必要に応じて適用方法に係る設例を示す等の対応をすべきである。	積りを行うにあたり、内部信用格付を活用して判定する方法を用いている場合には、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した債権等のグループごとに当該グループに係る平均残存期間を用いることができることを提案している。
3-2.31) 最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することは、IFRS 第 9 号の趣旨及び原則的な予想信用損失の算定方法から逸脱していると考える。	将来予測シナリオの「単一シナリオ許容」の規定について 金融商品会計基準案注 5-2 に「予想信用損失とは、信用損失を確率加重したものをいう」と定義されているとおり、「確率加重」は今回の公開草案及び IFRS9 の根幹をなす概念であるものと理解される。 そのような趣旨から適用指針案 43 項においては「複数シナリオの考慮」の規定が設けられているものと理解しているが、簡素化された方法においては、何らの条件が付されることもなく、64 項において「第 43 項の適用にあたり、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる。」という規定が設けられている。さらに、その経緯の説明については、BC70～73 に存在するが、最終的には「すべての企業が確率による加重計算を適用することは実務上困難であると考えられることから」（BC73）という説明がなされているのみである。 もし、ある金融資産（グループ）について、複数シナリオを考慮した場合に多額の信用リスクの発生が予想されるのでれば、「実務上困難」だったとしても、経営上の観点からも複数シナリオを考慮して、その結果を会計数値にも反映すべきだろう。一方、複数シナリオを考慮しても多額の信用リスクの発生が予想されない、という何らかの経営管理上	予想信用損失適用指針案第 64 項において、簡素化された予想信用損失の算定を適用して予想信用損失の算定を行う際、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができることを提案している。 本公開草案の公表に至る審議において、複数シナリオの考慮が求められる場合の実務負担に懸念が示されたことを踏まえ、実務負担に配慮する観点から、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	の分析をしているのであれば単一シナリオを許容する余地があるかもしれない。もし、そういった経営管理上の分析をしているという前提条件を付すのであれば、IFRS9 等との一定の整合性が確保されると言える可能性はある。 いずれにせよ、公開草案の記載のままであれば、IFRS9 の趣旨及び「原則的な処理の考え方の大枠」から逸脱してしまっているものと考えられる。このような問題を踏まえ、当該規定について再検討すべきである。なお、その際に、この前提は「原則的な取扱いと簡素化された方法の関係～両者併存の可否の明確化～」で指摘したとおり、両者併存が可能でないと、成立しない議論であることも留意されたい。	の間に線形の関係があると予想されるとみなして設けることを提案している。 また、予想信用損失適用指針案第 64 項を適用して予想信用損失を算定した結果、予想信用損失が明らかに実態と異なり、企業が明らかに調整が必要と判断する場合には、原則的な予想信用損失の算定方法と同様に、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオによる予想信用損失にオーバーレイ調整を行うことが考えられる。 これらを踏まえると、一定の整理がされていると考えられるため、本公開草案の提案を変更しないこととした。
3-2.32) 予想信用損失適用指針案第 64 項の「最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ」の位置付けの明	基本的な方向性には同意します。ただし、次の項目についてご検討ください。 予想信用損失適用指針案第 64 項で認められている「最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ」の位置づけの明確化 （理由） 予想信用損失適用指針案第 64 項では簡素化された予想信用損失の算定方法として、「・・・最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる。」とされており、これは最頻値シナリオの採用を認めているものと理解しています。この	左記のコメントは、簡素化された予想信用損失の算定方法を適用した場合に、原則的な予想信用損失の算定方法による算定結果と同じ結果となるような調整をオーバーレイ調整により行う必要があるのかについて明確化を求める意見であると考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
確化について検討すべきである。	点、予想信用損失適用指針案 BC111 項ではこれを認めた理由として、「最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係があると予想されるとみなして設けたものである。」とされているとおり、当該簡素化された予想信用損失の算定方法は、正規分布に基づく線形性の関係を前提に、複数シナリオを確率加重して計算した原則的な予想信用損失の金額と同一の結果になると理解しています。 他方、予想信用損失適用指針案 BC113 項では、予想信用損失が明らかに実態と異なると判断する場合には、オーバーレイ調整する必要性があることを示唆していますが、この「実態」が何を指すのかがが不明確であるため、何に対するオーバーレイが必要なのかが不明確です。仮に、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できない場合や、将来予測シナリオと信用損失の間に線形の関係がない場合にオーバーレイ調整を求めているとすると、結果的には複数シナリオを確率加重して計算した原則的な予想信用損失の金額と同一の結果になるように調整することとなり、もはや当該予想信用損失の算定方法は「簡素化された予想信用損失の算定方法」とはいえないと考えられます。	簡素化された予想信用損失の算定方法については、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係があると予想されるとみなして設けたものであるため、原則的な予想信用損失の算定方法を適用した場合と同一の結果となるような調整は求めていないと考えられる。この点について明確化するために、予想信用損失適用指針案 BC113 項（予想信用損失適用指針 BC119 項）を次のように修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「また、第 64 項の方法により予想信用損失を算定した結果、予想信用損失が明らかに実態と異なると企業が判断する場合があると考えられる。企業が明らかに調整が必要と判断する場合には、原則的な予想信用損失の算定

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		方法と同様に、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオによる予想信用損失にオーバーレイ調整を行うにより~~可能性が高くないシナリオの影響を反映させる~~ことが考えられる。」
3-2.33) 貨幣の時間価値に関する簡素化された予想信用損失の算定方法の定めの位置付けを明確化すべきである。	簡素化された予想信用損失の算定方法のうち、予想信用損失適用指針案第 55 項(4)貨幣の時間価値に関する定めの位置付けを明確化することが望ましい。 （理由） 予想信用損失適用指針案第 55 項では、次の項目について簡素化された予想信用損失の算定方法を適用することができると定めている。 (1) 信用リスクの著しい増大に関する判定（第 56 項から第 62 項参照） (2) 債権等の予想存続期間（第 63 項参照） (3) 将来予測シナリオ（第 64 項参照） (4) 貨幣の時間価値（第 65 項参照） ここで、上記(1)から(3)の項目に関しては、参照先の条項において原則的な方法とは異なる簡素化された方法を用いることができる旨の定めが明示されている。一方で、(4)の貨幣の時間価値について参照される第 65 項では、約定金利を用いて償却原価の算定を行う場合（金融商品実務指針案第 105-2 項のオプションを適用する場合）に、予想信用損失の算定においても約定金利を用いて割引を行うことが定められているにすぎず、予想信用損失の算定に係る簡素化された方法をオプションとして位置づけているわけではない。	左記のコメントを受けて、予想信用損失適用指針案第 55 項における貨幣の時間価値に関する定めの位置付けを明確化するため、予想信用損失適用指針案第 55 項を次のとおり修正することとした（コメント 3-2.44)に示した修正を含んでいる。また、追加は下線、削除は取消線で示している。)。 「55. 「１．信用リスクの著しい増大に関する判定」及び「２．予想信用損失の算定」の定めにかかわらず、次の項目については簡素化された予想信用損失の算定方法をそれぞれ適用することができる。 （略） ~~(4) 貨幣の時間価値（第 65 項参照）~~」

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	したがって、貨幣の時間価値に関する簡素化された方法として約定金利による割引をオプションとして設ける趣旨であれば、第 65 項においても、他の参照先の条項と同様に「予想信用損失の算定において約定金利による割引（簡素化された方法）を用いることができる」旨を明確にする必要がある。そのうえで、予想信用損失適用指針案 BC115 項が「予想信用損失の算定における貨幣の時間価値の考慮と償却原価による測定は予想信用損失の計算過程において不可分の関係にあると考えられることから、金融商品実務指針第 105-2 項と本適用指針第 65 項は同時に適用することとしている。」と明示しているとおり、第 65 項のオプションを適用する場合は、償却原価の算定においても約定金利を用いるオプション（金融商品実務指針案第 105-2 項）を適用すべき旨を併せて規定すべきであると考える。 他方で、基準開発時の意図として、予想信用損失適用指針案第 55 項(4)は任意のオプションとしての位置づけていないのであれば、貨幣の時間価値を簡素化された予想信用損失の算定方法の対象項目として掲げていること自体が適切でないと考えられ、予想信用損失適用指針案第 55 項から(4)を削除することが妥当であると考える。 なお、予想信用損失適用指針案第 65 項に加え、予想信用損失適用指針案第 55 項(4)に選択肢として記載している意図が、約定金利に基づき償却原価を算定していない場合（例えば金利差額調整法に基づく定額法を採用している場合）においても、予想信用損失の算定に約定金利を使うことができる可能性を示唆する趣旨であるのであれば、その点は本公開草案の文言からは必ずしも明確ではなく、明確に規定すべき説明を要すると考える。	
3-2.34） 予想信用損失の算定に	予想信用損失の算定に約定金利等を用いる方法の位置づけについて 金融商品会計基準案 注 5－2 において「信用損失」とは、「すべてのキャッシュ・フロ	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
約定金利等を用いる方法について、区分あるいは表現を修正すべきである。	一の不足額を現在価値に割り引いたもの」と定義されており、貨幣の時間価値の考慮については、今回の公開草案及び IFRS9 の根幹をなす概念であるものと理解される。これは、「償却原価の算定」と「予想信用損失の算定」の二つの場面で論点となるものであるが、前者については実務指針案、後者については適用指針案で記載がなされている。 「償却原価の算定」に関しては、実務指針案では、「実効金利法を適用する際に、金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料を識別する。金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料は、実効金利の調整として扱われる。」（実務指針案 57-6）とされる一方で、IFRS9 には存在しない規定として、(1)特定の役務に対応する手数料であることが明確、(2)設定された手数料が対応する役務との関係で合理的、という 2 要件を満たす手数料については、「実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができる」（実務指針案 57-10）ものとされている。さらに「組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについては、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができる。この場合、本実務指針第 57-6 項に定める実効金利の不可分な一部である手数料は償却原価の算定には含まれず、収益認識会計基準に準じて、収益を認識する。また、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理することができる」（実務指針案 105-2）とされており、結果的には、償却原価の算定において、実効金利を用いないことが容認されている。 一方、「予想信用損失の算定」に関しても、貨幣の時間価値を反映することが求められ（金融商品実務指針案 27－2）、適用指針案では、具体的には「期末までの期間にわたり、予想信用損失を割り引く」（同 47 項）こととされている。そして、当該割引には「債権等の発生の認識時における実効金利又はその近似値を用いる」（適用指針案 48 項）と規定	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	されているが、実務指針案における償却原価の算定に係る上記実務指針案 105-２を受ける形で、予想信用損失の算定についても「組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについて約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて償却原価の算定を行う場合（金融商品実務指針 105-2)、本適用指針第 47 項の予想信用損失の算定においては、本適用指針第 48 項にかかわらず、実効金利の代わりにそれぞれ約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて割引を行う。」（適用指針案 65 項）こととされている。 ここで、予想信用損失の算定における約定金利等の活用については、実務指針案 105-2 の規定に基づき約定金利を用いて償却原価を算定した場合の整合性の観点から、必ず適用することが求められるものであるとされている。よって、これは「原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているもの」と呼ぶべきものではなく、他の 3 項目とは性質を異にするものである。従って、当該規定については「簡素化された方法」ではないことを明らかにするよう、区分あるいは表現を修正すべきである。	
3-2.35) 原則的な取扱いと簡素化された予想信用損失の算定方法又は延滞基準との関係並びにそれらを信用リスク管理の実態	本会計基準及び簡素化された予想信用損失の算定方法の位置づけについて 当団体の会員行の主な顧客は国内の中小企業や個人であり、与信行動は地域経済や中小企業政策とも密接に関係している。このような実務特性を踏まえ、国際的な会計基準との単なるコンバージェンスにとどまらず、実務負担に配慮した「簡素化された予想信用損失の算定方法」が検討されたものと理解している。 一方で、会員行の債権ポートフォリオは多様であり、原則的な取扱い又は簡素化された算定方法を一律に適用することが、必ずしも信用リスク管理の実態に合致しない場合がある。例えば、同一銀行内においても、大部分の債権については簡素化手法を用いつ	左記のコメントへの対応については、3-2.26)で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
に応じて併用することの可否について、明確に示して頂きたい。また、簡素化された算定方法の適用対象について、考え方を含めて説明して頂きたい。	つ、特定の債権については原則的な取扱いや延滞基準等を併用する方が合理的と考えられるケースがある。また、親会社と傘下金融機関との間で、採用する手法が異なることが実務上想定される場合もある。 さらに、銀行業界では、合併や経営統合等の企業再編が行われており、その形態も、地域銀行同士の統合に加え、大手金融機関や銀行以外の金融機関・事業会社を含む企業結合など多様化している。このような場合に、連結グループ内で原則的な取扱いと簡素化された算定方法等をどのように整理・併用すべきか、また、簡素化された算定方法の適用対象が預金等取扱金融機関に限定されるのか、銀行以外の金融機関にも適用可能なのかといった点について、実務上、各行で判断が分かれ得る。 以上を踏まえ、原則的な取扱いと簡素化された予想信用損失の算定方法又は延滞基準との関係、ならびにそれらを信用リスク管理の実態に応じて併用することの可否について、基準の趣旨と併せて明確に示していただきたい。また、簡素化された算定方法の適用対象についても、その考え方を含めて説明いただきたい。 これらに関連して、以下の点について確認したい。 (1) STEP4 の制度上の位置づけ • 適用指針（BC21 以降）には、STEP4 について「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準の開発」との記載がある。 • この記載の「適切な引当水準の確保」については、原則的な取扱い（STEP2）に基づく計算結果との定量的な一致や直接的な比較を求めることを意図するものではなく、適用指針に示された簡素化された予想信用損失の算定方法の考え方に従い、算定プロセスや前提が合理的に構成されていることを通じて、結果として適切性が確保されるとの理解でよいか。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	• このような理解に立てば、本公開草案において示されている「簡素化された予想信用損失の算定方法」は、従来の会計実務で用いられてきたいわゆる「簡便法」とは異なり、原則的な方法との優劣や代替関係を前提とするものではなく、あくまで会計基準上認められた算定方法の一つとして位置付けられていると理解して差し支えないか。 (2) 連結グループ内での異なるオプションの選択 • 連結子会社・関連会社を複数有する金融グループにおいては、各社の事業規模、データ保有状況やシステム能力に大きな差があることが一般的であり、一律に同一手法を採用することが、必ずしも予想信用損失の合理的な見積りにつながらない場合がある。 • こうしたことから、連結グループ内で、企業ごとに、または同一企業であっても資産ごとに、STEP2 と STEP4 を選択適用することは、会計基準の趣旨と整合的と理解して差し支えないか。また、同様に、各種オプションについても、各社の信用リスク管理の実態に合わせて、連結グループ内で異なる選択を行うことが許容されると理解して差し支えないか。 • 会計方針の選択が各社の合理的判断に基づく限り、連結グループ内で選択が異なること自体は問題とならないとの理解でよいか。 (3) 正常先には SICR は発生しないとの判断基準 • 一定の内部信用格付運用を行っている金融機関においては①正常先には 30 日超延滞先が含まれない運用としていること、②信用リスクの変化が認められた場合には、定期的または随時の格付見直しを通じて、要注意先以下への区分変更を行う運用としていること、を前提としているケースが多い。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	• このような運用の下では、正常先に区分されている債務者について、当該正常先の範囲内で SICR が発生していると判断することは、通常は想定し難いと考えられる。 • この点、上記のように信用リスクの増大が内部信用格付区分の変更として捕捉される運用が確立している場合には、「正常先に区分された時点では SICR が発生していない」と判断する実務は、適用指針の意図と整合すると理解してよいか。 (4) 適用初年度における SICR の反証 • 適用指針 58 項では、要判定格付に区分された債務者に対する債権等について、一定の場合には、前期末の内部信用格付等を基礎として、信用リスクが著しく増大していないことを反証できるとされている。 • この点について、本適用指針の適用初年度においても、前年度末の内部信用格付に関する情報が利用可能である場合には、当該情報に基づき反証を行うことが可能であるとの理解でよいか。	
3-2.36) 連結グループ内の企業毎に簡素化された予想信用損失の算定方法を選択できることを明確化していただきたい。また、原則的な取扱い	(対象文書) 予想信用損失適用指針案(55 項、BC8 項、BC21 項) 金融商品実務指針案(65 項、70 項、105 項、120 項、137 項) (項目・論点) 簡素化された予想信用損失・実効金利法の算定方法の適用 (意見等) 1. 簡素化された予想信用損失の算定方法は、連結グループ内の企業毎に選択することができるように明記いただきたい。また、各項目で用いる指標についても、各銀行により経営環境・保有ポートフォリオが異なり、必ずしも統一する必要がないことを明確	左記のコメント 1 への対応については、3-2.26)で記載している。 また、左記のコメント 2 への対応については、3-1.30)で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
に変更する場合に変更に関する開示を要求せず、影響額を期首の利益剰余金に反映することを認めて頂きたい。	化いただきたい。 2.　当初、簡素化された予想信用損失・実効金利法の算定方法を選択した後に、原則的な取扱いに変更する場合、変更に関する開示や説明は要求されないこと、また、その影響を期首利益剰余金にチャージすることを認めていただきたい。 （理由等） 1.　簡素化された予想信用損失・実効金利法の算定方法は、企業のビジネス、市場環境、実務対応負荷や費用対効果を鑑みて選択要否が決定できるよう、連結グループ内企業に対して一律に適用が決定されるものではないことを要望する。連結グループ各社は、業態や業容に応じて、信用リスク管理の実務は様々であるため、各社毎に算定方法を選択できるようにすることが望ましいと考えられる。 2.　将来的な環境変化やデータの蓄積等に伴い、簡素化された予想信用損失の算定方法を取りやめる場合に、スムーズに移行できる措置を手当しておくべき。	
3-2.37）ステップ2を採用することが見込まれる金融機関においても部分的に簡素化された方法を適用することが許容されることを明確にして頂きたい。	（対象文書） 金融商品会計基準案 予想信用損失適用指針案 金融商品実務指針案 （項目・論点） 簡素化された予想信用損失・実効金利法の算定方法の適用 （意見等） 予想信用損失適用指針案第55項において、一定の項目については「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用することができる旨規定されており、BC89項において「検討の結果、企業の規模や保有する債権等の特性は様々であり、部分的に原則的な処理を	左記のコメントへの対応については、3-2.26)で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	適用することによって企業の信用リスク管理実務をより適切に反映する場合があると考えられることから、企業の判断により『簡素化された予想信用損失の算定方法』の各項目について、個別に選択して適用できるとした。」と規定されている。 この点、BC89 項の記載は、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関が、一律に簡素化された方法によるのではなく部分的にでも原則的な処理を適用することができるように、個別に選択して適用できるようにしたというように読め、ステップ 2 を採用することが見込まれる金融機関が部分的にでも簡素化された方法を適用することは許容されないと解釈されるようにも見受けられる。しかしながら、ステップ 2 を採用することが見込まれる金融機関においても、信用リスク管理実務の実態を含めた自らの状況によっては、部分的にでも簡素化された方法を適用することができるようにすべきと考えられることから、BC89 項の記載を、ステップ 2 を採用することが見込まれる金融機関においても部分的に簡素化された方法を適用することが許容されることが明確になる表現に修正していただきたい。 （理由等） 「簡素化された予想信用損失の算定方法」、償却原価の算定に際しての金利差額調整法における定額法によることを認めるオプションと約定金利（又は約定金利相当の率）によることを認めるオプションは、「本公開草案の概要」P5 に記載されている通り、ステップ 4 において定められたもので、ステップ 4 は、大手金融機関を想定したステップ 2 と異なり、中小地域金融機関を想定したステップであるものと理解している。 しかし一方で、金融機関の規模やステークホルダーの種類、信用リスクの管理実態は多種多様であり、一律に金融機関単位でステップ 2 と 4 に峻別できるものではなく、また、各金融機関の中でも保有している金融資産の種類やポートフォリオごとに管理の実	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	態（管理の水準）は異なっているものと考えられる。 　したがって、例えば、ステップ 2 を採用することを検討している金融機関であっても、金融資産の種類やポートフォリオごとの管理実態は必ずしも一様ではないことも想定されることから、部分的に簡素化された方法を適用した方が、費用対効果の観点を含め当該金融機関の信用リスク管理実務をより適切に反映することもあると考えられる。 　以上より、ステップ 2 を採用することが見込まれる金融機関が部分的に簡素化された方法を適用することが可能な旨を明確化いただきたいもの。	
3-2.38) 簡素化された予想信用損失の算定方法は、会計上の見積りの方法として位置付けるべきである。	「簡素化された予想信用損失の算定方法」については、「会計方針」の選択肢として定めるのではなく、「会計上の見積りの方法」の一つと位置づけることが適切であると考える。 （理由） 　予想信用損失適用指針案 BC90 項及び BC131 項を踏まえると、「簡素化された予想信用損失の算定方法」は、「会計方針」の選択肢として位置付けられていると考えられる。しかし、以下のような懸念点から、「会計上の見積りにおける簡便的な方法」として整理すべきであると考える。 ①　会計方針の変更 　予想信用損失の算定方法については、実務上、複数の方法が認められてしかるべきであるが、その違いは、財務諸表作成時点で入手可能な情報に基づき、将来の信用損失をどのように見積もるかに過ぎないと考えられる。この点を踏まえると、会計方針の定義「財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続」（企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 4 項(1)）には該当しないと考えられる。	左記のコメントへの対応については、3-2.26)で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ここで、本改正案を適用した場合、企業が予想信用損失の算定方法を変更する際に、「簡素化された予想信用損失の算定方法」とその他の算定方法との間の変更は会計方針の変更に該当する一方で、「簡素化された予想信用損失の算定方法」以外の算定方法の間での変更は会計上の見積りの変更とされる可能性がある。 このような不整合な取扱いは、会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区分を不明確にし、財務諸表利用者に混乱を生じさせる懸念があるため、実務上望ましくないと考える。 ② 連結グループ内の会計方針の統一 連結グループ内では、原則として会計方針の統一が求められているため、グループ内に複数の銀行が存在する場合、一つの銀行が「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用すると、他の銀行も同一の会計方針を採用することが求められることとなる。 しかし、当該他の銀行の信用リスク管理状況によっては、同様の融資であっても、より原則的な算定方法を採用できる場合も考えられる。それにもかかわらず、会計方針の統一が求められることにより、「簡素化された予想信用損失の算定方法」以外の、より精緻な信用損失の算定方法の採用が阻害されるとすれば、財務情報の質を低下させるものであり、合理的ではないと考える。 以上より、「簡素化された予想信用損失の算定方法」については、「会計方針」の選択肢として定めるのではなく、「会計上の見積りの方法」の一つと位置づけることが適切であると考える。 なお、「会計上の見積りの方法」と位置付ける場合であっても、「重要な会計上の見積りに関する注記」や、予想信用損失適用指針案第 72 項(2)に基づく「信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する注記」が行われることにより、財務諸表利用	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	者への情報提供として不足する懸念はないと考える。	
3-2.39) 簡素化された予想信用損失の算定方法における債権等の予想存続期間について、多様な算出方法を認めていただきたい。また、平均残存期間の算出方法について補足文書に記載して頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(63 項) （項目・論点） 簡素化された予想信用損失の算定方法における債権等の予想存続期間 （意見等） 平均残存期間の利用については、各行の実務を踏まえた、多様な平均残存期間の算出方法を認めていただきたい。 過去の金融商品専門委員会において、平均残存期間に関し、米国における簡便な実務を紹介いただいたが、そのアイデアを補足文書に記載いただきたい。また、その他にも、現行監査法人から認められている実務も踏まえ、以下のような方法も可能とし、その旨も補足文書に記載いただきたい。 • 平均残存期間算出の基礎となる各債権毎の残存期間に関し、約定弁済型の貸出金に係る残存期間は、現状実務でも認められている「(最終弁済日までの月数＋１か月)÷２」とする方法や、最終返済日までの月数を残存期間とする方法も可能であること。 • 平均残存期間算出にあたっては、母集団を必ずしも全債権とせず、一部債権で算出する（全債権に対するカバー率を踏まえ、一部の特殊な商品を除く全債権を用いて算出する方法や、代表的な商品に係る債権を用いて算出する）方法も可能であること。 （理由等） 実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。	本公開草案では、実務への配慮として、簡素化された予想信用損失の算定方法を提案し、債権等の予想存続期間の見積りを行うにあたり、内部信用格付を活用して判定する方法を用いている場合には、平均残存期間を用いることができることを提案している。具体的な算出方法については、個々の事実と状況に応じて様々な算出方法を用いて平均残存期間を算出することが考えられる。 補足文書については、本公開草案の公表に至る審議の過程で、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の内容以外でどのような内容について補足文書を作成することが必要であるかを検討した結果、特に実務上の運用にあたり有用であるとの意見が聞かれた 5 項目について補足文書（案）を公表している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		この点、様々な方法が考えられる平均残存期間の算出方法について、補足文書を追加して詳細に記載することで却って実態に応じた算出を妨げる懸念がある。 したがって、特段の対応を行わないこととした。
3-2.40) 簡素化された予想信用損失の算定方法において、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオに信用損失が発生しないシナリオが含まれるかどうかを明確化することを検討して頂きたい。	以下の事項について検討いただきたい。 将来予測シナリオに係る簡素化された予想信用損失の算定方法において、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオに信用損失が発生しないシナリオが含まれるかどうかを明確化すること （理　由） 予想信用損失適用指針案第 43 項において、「信用損失が発生しないことが最も可能性の高い場合や信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映して、信用損失が発生するリスク又は確率を考慮する。」とされている。一方、将来予測シナリオに係る簡素化された予想信用損失の算定方法として、予想信用損失適用指針案第 64 項において、「第 43 項の適用にあたり、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる。」とされている。 予想信用損失適用指針案第 43 項の記載は複数シナリオを前提とした原則的な定めである一方、予想信用損失適用指針案第 64 項の簡素化された方法は単一シナリオを容認する定めであるため前提が異なっている。そのため、信用損失が発生しないことが最も可	左記のコメントを受けて、予想信用損失適用指針案第 64 項を次のとおり修正することとした（追加は下線で示している。）。 「64.　第 43 項の適用にあたり、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる。ただし、当該将来予測シナリオの考慮にあたっては、信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性を反映する必要がある。」

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	能性の高い場合において、簡素化された方法における最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオとして信用損失が発生しないシナリオが容認されるのかについては、予想信用損失適用指針案 BC111 項や BC112 項などからも明確となっていないと考えられる。 したがって、実務における誤解を生じさせないよう、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる予想信用損失適用指針案第 64 項と信用損失が発生しない可能性のみを反映することを認めていない予想信用損失適用指針案第 43 項との関係を明確化すべきであると考えられる。	
	以下の事項について検討いただきたい。 将来予測シナリオについて簡素化された予想信用損失の算定方法を適用する場合に、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオとして信用損失が発生しないシナリオのみを考慮することができるかどうかの明確化 （理　由） 予想信用損失適用指針案第 43 項では、予想信用損失の算定を行う際、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映するとされており、信用損失が発生する可能性を考慮することが明記されている。これに対し、将来予測シナリオに係る簡素化された予想信用損失の算定方法に関する予想信用損失適用指針案第 64 項では、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができるとされているのみである。そのため、信用損失が発生しないことが最も可能性の高い場合において、簡素化された予想信用損失の算定方法における最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオとして信用損失が発生しないシナリオのみを考慮することが容認されるのかどうかについて明確ではないと考えられる。 したがって、予想信用損失適用指針案第 43 項との関係性を整理したうえで、予想信用	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	損失適用指針案第 64 項において信用損失が発生しないシナリオのみを考慮することができるかどうかについて、審議の過程で明確化をお願いしたい。	
3-2.41) 簡素化された予想信用損失の算定方法において、「最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮する」要件を確認したい。また、企業の疎明なしに最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができることを結論の背景に記載して頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(64 項、BC112 項) （項目・論点） 簡素化された予想信用損失の算定方法における将来予測シナリオ （意見等） 「簡素化された予想信用損失の算定方法」において、予想信用損失適用指針案第 64 項では、「将来予測シナリオ」について「信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる」とされている。 一方で、同適用指針案の、BC112 項では、「第 64 項の適用にあたって、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオであることを合理的に説明できれば、複数のシナリオを検討した上で、他のシナリオと厳密に比較することは必ずしも求められないと考えられる」と記されている。 これは、第 64 項を適用して「最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮する」ためには、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオであることを合理的に説明することで足りるという理解でよいか。 また、結論の背景において、将来予測シナリオに「最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮する」場合、線形関係のみなしが可能であることを企業側が疎明することなく利用が可能であることも、結論の背景に記載いただきたい。 （理由等） 記載の趣旨を明確にしたいため。また、第 211 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 29	ご理解のとおり、予想信用損失適用指針案第 64 項の適用にあたって、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオであることを合理的に説明できれば、複数のシナリオを検討した上で、他のシナリオと厳密に比較することは必ずしも求められず、また、線形関係のみなしが可能であることを企業が疎明することなく、予想信用損失適用指針案第 64 項の適用が可能であると考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	日開催）での質疑において、ASBJ 事務局より、左記の線形みなしが可能であることの疎明が不要である旨の見解が示されているため。	
3-2.42）債務者区分等のグループ単位の平均残存期間で算出する方法においては、約定金利による割引は不要と考える。	基本的に同意するものの、「簡素化された予想信用損失の算定方法」について、債務者区分等のグループ単位の平均残存期間で算出する方法については、原則的な計算とは違い、利息キャッシュフロー（CF）を含めないと想定されることから、時間価値の反映である約定金利による割引も不要と考えます。 （理由等） 利息キャッシュフロー（CF）に対する信用リスク分を勘案せずに、割引計算すると過少な引当金になるため。	金融商品会計基準案（注 5-2）は、予想信用損失について信用損失を確率加重したものと定義し、さらに信用損失について、すべてのキャッシュ・フローの不足額を現在価値に割り引いたものと定義することを提案している。また、金融商品会計基準案第 27-2 項(2)は、予想信用損失の算定に際して貨幣の時間価値を反映することを提案している。 これらの定めは、予想信用損失適用指針案第 63 項を適用する場合においても適用することが必要であるため、予想信用損失の算定において、貨幣の時間価値を反映することは必要であると考えられる。
3-2.43）簡素化された予想信用損失の算定方法のうち、将来予	基本的に同意するが、「簡素化された予想信用損失の算定方法」の一部について強く反対する。 (2)将来予測シナリオ 複数のシナリオの用意と比較検討を義務化し、統計的数値には、その「平均値」・「分	左記のコメントは、簡素化された予想信用損失の算定方法における将来予測シナリオの考慮に関する提案と予想信用損失の算定において貨幣の

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
測シナリオと貨幣の時間価値に関する定めに反対する。	散」・「標準偏差」の明記を義務付ける必要がある。 なお、2011 年度以降の高校のカリキュラムでは、「数学Ⅰ」または「数学 A」で、統計の基礎は必修単元であり、平均・分散・標準偏差などは学習済である。また、現行カリキュラムでは、正規分布を用いた統計的推測(推定・検定)が「数学 B」の必修単元となっているので、筆者の指摘は、経理部門に、国公立大出身の理系または文系出身若手を 1 人入れれば解決可能である。このような、私立文系専願者の利害に偏した寛恕規定は百害あって一利なしである。削除を強く求める。 ※中部電力の浜岡原子力発電所の不祥事にもあるように、統計におけるシナリオの設定は非常に大きな意味を有し、恣意的に結論が捻じ曲げられるリスクがある。 (3)時間価値の考慮 「実効金利の代わりに約定金利を用いること」の許容は不適切である。 斯様な余計な寛恕規定は JGAAP の品質と市場での信用を毀損するだけであり、強く反対する。	時間価値を考慮する際に約定金利を用いることができる提案に反対する意見と考えられる。 この点、簡素化された予想信用損失の算定方法における将来予測シナリオの考慮に関する提案に関するコメントへの対応については、3-2.31)で記載している。また、貨幣の時間価値の考慮の際に約定金利を用いることができる定めについては、本公開草案に至る審議において、実効金利の適用に関する実務負担の懸念が聞かれたため、実務負担に配慮する観点から、当該定めを提案している。このため、特段の対応は行わないこととした。
3-2.44) 簡素化された予想信用損失の算定方法の各項目について、個別に選択して適用できることを示す文言	(項) 予想信用損失適用指針案 BC89 項 (コメント) 「企業の判断により「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目について、個別に選択して適用できるとした。」に該当する本文はあるか。	左記のコメントを受けて、企業の判断により「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目について、個別に選択して適用できることを予想信用損失適用指針案の本文において明示するため、予想信用損失適用指針案第 55 項を次のとおり修正することと

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
が会計基準案の本文にあるか確認したい。		した（追加は下線で示している。）。 「55. 「１．信用リスクの著しい増大に関する判定」及び「２．予想信用損失の算定」の定めにかかわらず、次の項目については簡素化された予想信用損失の算定方法をそれぞれ適用することができる。 （略）」
3-2.45) 予想信用損失適用指針案 BC90 項は本文の定めを参照すべきではないか。	（項） 予想信用損失適用指針案 BC90 項 （コメント） 「本適用指針 BC88 項(1)から(3)」は、本文である「本適用指針 55 項(1)から(3)」の記載とすべきではないか。	左記のコメントを受けて、予想信用損失適用指針案 BC90 項（予想信用損失適用指針 BC92 項）を次のとおり修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「前項に関連して、企業が「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目を適用したかどうかについて財務諸表利用者が理解できるように、企業が企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号に照らして重要な会計方針に該当すると判断した場合は、重要な会計方針として注記することが考えられる。また、本適用指針第 55 項 ~~BC88~~

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		項(1)から(3)について本適用指針第70 項の開示目的に照らして重要な場合は、本適用指針第 78 項及び第 80 項のとおり信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報として注記することが考えられる。」
3-2.46) 簡素化された予想信用損失の算定方法は設例や補足文書に記載すべきである。	基本的に同意しますが、簡素化された予想信用損失の算定方法については、質問 3-1 と同様に、基準本文の規定としてではなく、実務において適用に資するガイダンスとして、設例や補足文書へ記載すべきと考えます。	左記のコメントへの対応は、3-1.31)で記載している。
（リースにより生じた債権及びリース投資資産についてのコメント）		
3-2.47) 予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することを選択できるとする定めをリース債権とリー	「予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することを選択できるとする定め」をリース債権とリース投資資産で別々に選択できるのか、明記すべきであると考える。 （理由） リース会計基準案 BC57 では、「この場合、リース投資資産に関して、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することを選択できるとする定め（金融商品会計基準第 28-5 項）についてリースにより生じた債権の取扱いに準じて適用することができると考えられる。」としている。	左記のコメントへの対応については、3-2.22)で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
ス投資資産で別々に選択できるのか、明記すべきである。	しかし、この「予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することを選択できるとする定め」を、リース債権とリース投資資産で別々に選択可能であるのかどうかは、本公開草案からは必ずしも明確ではない。 したがって、当該選択の適用単位を明確にすべきであると考える。	
3-2.48) リース投資資産の残存価額に生じている含み益に対する予想信用損失の算定の考え方を明記すべきである。	リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分に予想信用損失を計上する場合、残存価額に生じている含み益をどのように考えるべきであるのかについて、明記すべきであると考える。 （理由） 金融商品会計基準案第 68-4 項では、「リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分」に予想信用損失を計上することとされている。すなわち、リース投資資産のうち見積残存価額部分は、明示的に予想信用損失の算定対象から除外されている。この点、IFRS 会計基準においては所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースの区分がなく、正味ファイナンス・リース未回収額全体が IFRS 第 9 号の減損の要求事項の対象となっている点で、両基準には違いがある。 ここで、企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」（以下、「新リース会計基準」という。）BC56 項によれば、所有権移転外ファイナンス・リースの場合、貸手はリース料と見積残存価額の価値により回収を図るとされている。このため、リース投資資産は将来のリース料を収受する権利と見積残存価額から構成される複合的な資産であるとしている。この観点からすると、リース投資資産の回収可能性は会計上、リース投資資産全体を一つの単位として捉えることが適切であると考えられる。実際、残存価額に含み益がある場合には、将来のリース料をすべて回収できなくても、リース投資資産全体として損失を補える可能性があり、貸手にとっての回収可能性は棄損していないとも言えるた	リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、金融商品会計基準案の範囲に含めなかったが、金融商品的な性格を有すると考えられるため、予想信用損失の算定等は、金融商品会計基準案のリースにより生じた債権の定めに準じて会計処理を行うことを提案している。 リース投資資産は、将来のリース料を収受する権利と見積残存価額から構成される複合的な資産である。本公開草案では、予想信用損失の適用対象を債権等に限定していることから、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分以外の部分については、予想信用損失の対象に含まれないと考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	めである。 　一方で、見積残存価額の含み益は、債務者の支払義務の履行に対する担保とは異なる性質を有する。このため、将来のリース料を収受する権利に係る部分の予想信用損失を算定する際に、残存価額部分をどの程度考慮すべきかは議論の余地があるとも考えられる。基準上でこの点が明記されていない場合、実務上の解釈に相違が生じ、混乱を招くことが懸念される。 　したがって、「リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分」に対する予想信用損失算定に関する考え方について、基準上で明確化されることが望まれる。	
3-2.49) リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分に対する予想信用損失の算定方法を明確化することを検討していただきたい。	以下の事項について検討いただきたい。 　リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分に対する予想信用損失の算定方法を明確化すること （理　由） 　リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分は、金融商品的な性格を有すると考えられるため、リースにより生じた債権の定めに準じて会計処理を行う（金融商品会計基準案第 68-4 項）とされ、予想信用損失の算定対象とされている。 　この点、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分に対する予想信用損失を算定する際に、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利以外の部分（例えば、残存価額に含み益がある場合）を考慮すべきかどうか明確ではない。 　リース投資資産の取扱いについては、IFRS 会計基準におけるリース債権と一致するものではないこともあり、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分に対する予想信用損失の算定について実務に誤解を生じさせないよう、その算定に当たって、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利以外の部分を考慮すべき	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	かどうかを明確化すべきであると考えられる。	
3-2.50) リースにより生じた債権に係る予想信用損失の割引率は、リースにより生じた債権の測定に用いるのと同じ割引率と定めることを検討して頂きたい。	リースにより生じた債権に係る予想信用損失の割引率は、「貸手の計算利子率」ではなく、「リースにより生じた債権の測定に用いるのと同じ割引率」と定めるべきと考える。 （理由） 予想信用損失適用指針案第 48 項(2)では、「リースにより生じた債権については、企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」に従った貸手の計算利子率」とされている。しかし、「リースにより生じた債権」にはオペレーティング・リースに係る債権も含まれるため、「貸手の計算利子率」という表現を用いるのは適切でないと考える。 この点、IFRS 第 9 号では、B5.5.46 項で「リース債権に係る予想信用損失は、IFRS 第 16 号に従ったリース債権の測定に用いるのと同じ割引率を用いて割り引かなければならない。」としている。同項が「リースの計算利子率」に言及していないのは、リース債権にはファイナンス・リース債権とオペレーティング・リース債権の双方が含まれる点を踏まえた整理であると考えられる。日本基準においても、同様の定めとすることが妥当であると考える。	左記のコメントを受けて、予想信用損失適用指針案第 48 項(2)を次のとおり修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「48.　（略） (2)　リースにより生じた債権については、企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」に従った~~貸手の計算利子率~~会計処理に使用する割引率と同じ率 （略）」
	以下の事項について検討いただきたい。 リースにより生じた債権に係る予想信用損失の算定に使用する割引率の記載を見直すこと （理　由） 予想信用損失の算定における割引率について、リースにより生じた債権に対しては、予想信用損失適用指針案第 48 項(2)において、「企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」に従った貸手の計算利子率」を使用するとされている。	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	リースにより生じた債権には、ファイナンス・リースに係る債権のみならずオペレーティング・リースに係る債権が含まれるため、「貸手の計算利子率」という表現が必ずしも適切とはならない可能性があると考えられる。この点、関連する IFRS 第 9 号 B5.5.46 項ではリース債権の測定に用いるのと同じ割引率を用いるとされており、リースにより生じた債権に対する予想信用損失の算定における割引率の表現を見直すべきであると考えられる。	
（その他）		
3-2.51) リボルビング信用枠等は必ずしも減損対象になるわけではないと考えられるので、記載を見直して頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(BC68 項) （項目・論点） クレジットカードや当座貸越枠等のリボルビング信用枠等 （意見等） 予想信用損失適用指針案 BC68 項において、クレジットカードや当座貸越枠等のリボルビング信用枠が、必ず減損の対象に含まれると解される記載があるが、必ずしも減損対象になるわけではないと考えられるので、記載を見直していただきたい。 （理由等） クレジットカードやカードローン等のコミットメントフィーを徴求していない枠取引は、実残発生により収益機会を得るために、事前に審査に基づく利用機会枠を提供しているという特性がある。与信状況に変化が生じた場合には、速やかに極度枠を減額できる等の条件も設けているものであり、無条件で全額が引き出されるものではない。 こうした枠の特性や金融慣行を踏まえた時、一方的に会計上リスク認識を拡大することにより、金融機能の提供を後退させるばかりでなく、過度な信用収縮を生じさせる懸	貸出コミットメント等については、予想信用損失適用指針案第 22 項において、取消不能のコミットメントの当事者となった日を債権等の発生の認識の日として、予想信用損失を算定することを提案している。このため、貸出コミットメント等の契約時点では必ずしも予想信用損失の対象とはならないと考えられる。 左記のコメントを受けて、予想信用損失適用指針案 BC68 項（予想信用損失適用指針 BC69 項）は、損失事象が発生する前にコミットメントを撤回したり、信用損失に対するエクスポージャーについて与信を行うことを約束

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	念があり、円滑な金融機能提供の観点からも、金融慣行を考慮したコミットメントの取り扱いをお願いしたい。	している契約上の期間に限定したりする実際上の能力がない貸出コミットメント等に関する記載であることを明確にするため、次のとおり修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「また、クレジットカードや当座貸越枠等のリボルビング信用枠などの一部の種類の貸出コミットメント等については、損失事象が発生する前にコミットメントを撤回したり、信用損失に対するエクスポージャーについて与信を行うことを約束している契約上の期間に限定したりする実際上の能力がない~~ため、~~場合がある。そのような場合には、予想信用損失を金融商品の行動予測上の存続期間にわたり見積ることが信用リスクに対するエクスポージャーをより忠実に表現するものと考えられる。」
3-2.52) 貸出コミットメント等	（項） 予想信用損失適用指針案第 66 項	左記のコメントを受けて、予想信用損失適用指針案第 66 項（予想信用損

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
の未使用枠は、直接減額の対象とならないのではないか。	（コメント） 「債権等」には、金融保証契約、当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約も含まれ（4 項）、これらの貸出コミットメント等の未使用枠については、オフバランスの残高に対して予想信用損失が計上されるため（34 項）、回収するという合理的な予想を有していないときでも、その金額を債権等から直接減額できないのではないか。	失適用指針第 65 項）及び第 67 項（予想信用損失適用指針第 66 項）を次のとおり修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。） 「４．債権及び満期保有目的の債券~~債権等~~の直接減額 ~~66.~~65.　債権及び満期保有目的の債券~~債権等~~の全体又はその一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合、回収するという合理的な予想を有していない金額を当該金融資産の取得価額又は償却原価~~債権等~~から直接減額する。」 「~~67.~~66.　前項の定めに従い~~債権等から~~直接減額を行う際、当該直接減額の金額と~~対象となる債権等~~当該金融資産に係る前期貸倒引当金残高のいずれか少ない金額まで、~~対象となる債権等~~当該金融資産に係る貸倒引当金残高を取り崩す。貸倒引当金のうち直接減額により~~債権等~~当該金融資産と相殺した後の不要となった残額があ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		るときは、これを取り崩す。」
3-2.53) 劣後債権に係る金融商品実務指針案の定めと予想信用損失適用指針案の定めの関係性を明確にすべきである。	劣後債権に係る金融商品実務指針案の定めについて、予想信用損失適用指針案の要求事項との関係性を明確にすべきと考える。 （理由） 金融商品実務指針案第 118 項（及び設例 14）では、劣後債権に係る貸倒引当金に関して、従来の「回収可能見込額が帳簿価額を下回った場合には、当該下回った額をもって劣後債権に対する貸倒見積高」とする定めから「期待キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合には、当該下回った額をもって劣後債権に対する予想信用損失」とする定めへ改正することが提案されている。しかし、この改正案の定めは、以下の点から予想信用損失適用指針案の要求事項との関係が明確でなく、明確化が必要と考える。 • 期待キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った額が、単一の値として算定される「全期間の予想信用損失」（金融商品会計基準案第 28 項(2)）を意図しているのか、又は期待キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った額を予想信用損失として「12 か月の予想信用損失」（金融商品会計基準案第 28 項(1)）と「全期間の予想信用損失」の 2 種類が存在することを想定しているのかが明確でない。後者の場合、その算定方法について明確化が必要であると考えられる。 • 金融商品実務指針案第 118 項の例示では、劣後債権の債務者は特別目的会社である。しかし、劣後債権がさらされている「通常の債権を上回る高い信用リスク」は、契約条件によっては特別目的会社ではなく、特別目的会社に譲渡された原資産の債務者の信用リスクである場合も考えられる。この場合、信用リスクの著しい増大の判定、及び信用減損の有無を判断する際、原資産の債務者の信用リスクをルックスルーする必要があるのかが明確でない。ルックスルーしない場合、劣後債権で	本公開草案の公表に至る審議において、金融商品実務指針第 118 項における劣後債権、並びに劣後受益権及び資産担保型証券等のうち、債権に該当するものについては、本プロジェクトの範囲外の定めとして、用語の置き換えのみを行うことを提案していた。 ここで、左記のコメントを踏まえて再審議を行い、予想信用損失に関する定めは予想信用損失適用指針案において取り扱われるものとして、金融商品実務指針案第 118 項から予想信用損失の算定に関する記載を削除する修正を次のとおり行うこととした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「劣後債権等 劣後債権等の残存部分に係る帳簿価額~~及び予想信用損失~~の算定 118. ~~劣後債権、劣後受益権及び資産担保型証券等債権の内容が特殊なも~~

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	あっても当初計上されるべき貸倒引当金は 12 か月の予想信用損失になると考えられる。 • 資産担保型ローンでは、原資産の回収状況に応じて分配が行われるウォーターフォール構造が契約上織り込まれている場合がある。このような場合、当初の回収期待に満たないことが生じても、それは原資産の回収が期待を下回ったに過ぎず、契約上のキャッシュ・フローが棄損しているわけではない。したがって「企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額を現在価値に割り引いたもの」（金融商品会計基準案第 14 項(注 5-2)）という信用損失の定義には該当しないとも考えられる。 また、金融商品実務指針案第 118 項に基づく「予想信用損失」の算定方法は、実質的には従来の貸倒見積高と変わらない結果となる可能性がある。 したがって、予想信用損失適用指針案の要求事項との関係性を明確に整理することが困難な場合には、従来の処理の継続を認める対応が合理的であると考えられる。 なお、今回の改正案では金融商品の分類及び測定について最小限の見直しにとどまっているものの、将来的には、SPPI 要件（※）を満たさない金融資産については公正価値測定を要求する IFRS 会計基準との国際的な整合性の観点から、追加の見直しが検討される可能性がある。この場合、劣後債権については、SPPI 要件を満たさず、予想信用損失の算定対象外となるケースが存在すると考えられる。このような状況に鑑みると、金融商品の分類及び測定の改正が行われるまでの期間に限り、予想信用損失を算定する負担が生じる可能性がある。この観点からも、従来の処理の継続を認める対応が合理的であると考えられる。 （※）「金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである	~~のは、特定の条件下において通常の債権を上回る高い信用リスクを生じるため、劣後債権等の債務者の財政状態及び経営成績にかかわらず、その発生し得る損失見積額に基づいて予想信用損失を算定する。~~ ~~例えば、~~保有する貸付金を消滅の認識要件を満たして特別目的会社に譲渡するとともに、その対価の一部として特別目的会社の発行する劣後債権を保有する場合、当該劣後債権は、貸付金の消滅時に譲渡人に残存する部分に該当し、他に新たに発生した資産又は負債がなければ、貸付金の譲渡に伴う入金額が譲渡金額となる~~り、~~る。その際、貸付金の消滅直前の帳簿価額を譲渡し消滅した部分の時価と劣後債権の時価の比率で按分し~~た結果~~、譲渡部分に配分された金額が譲渡原価となる（第 37 項参照）［設例 14］。~~ただし、~~貸付金の帳簿価額は、残存部分に配分された金額~~貸付額~~から予想信用

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	キャッシュ・フローが所定の日に生じる。」という償却原価で測定するための要件の1つ（IFRS第9号第4.1.2項(b)）	損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した後の金額である（第57項(4)参照）。 ~~以上により帳簿価額を時価の比率で按分した結果、残存部分に配分された金額が劣後債権の帳簿価額となり、期末時に、残存部分について見積られた期待キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合には、当該下回った額をもって劣後債権に対する予想信用損失とする［設例14］。~~ また、劣後受益権及び資産担保型証券等の残存部分に係る帳簿価額についても、劣後債権と同様に、時価の比率で按分して算定する。」
3-2.54) 金融商品実務指針第118項の表現を修正すべきである。	次の項目についてご検討ください。 移管指針公開草案第17号「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「金融商品実務指針案」といいます。）第118項における「期待キャッシュ・フロー」の用語の使い方 （理由） 金融商品実務指針案第118項では、「期待キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った額をもって劣後債権に対する予想信用損失とする」とされていますが、「期待キャッシュ・フロー」の用語は、他の箇所では時間価値考慮前の概念として利用されています（例え	3-2.53)のコメントを踏まえて再審議を行い、予想信用損失に関する定めは予想信用損失適用指針案において取り扱われるものとして、金融商品実務指針案第118項から予想信用損失の算定に関する記載を削除する修正を3-2.53)のコメントへの対応において

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ば、金融商品実務指針案第 57-2 項)。一方、予想信用損失は時間価値考慮後の概念とされているため、用語を例えば、以下のように見直すことが考えられます。 ➢ 「期待キャッシュ・フローの割引現在価値の額が帳簿価額を下回った場合」	行うこととした。
3-2.55) 地域や業種の特性に応じた情報の活用も可能となるような、代替可能な簡便手法や柔軟な算定方法を追加的に例示して頂きたい。	［協同組織金融機関からのコメント］ 予想信用損失の算定にあたり、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映することが提案されている。また、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において観測可能なデータに基づいて調整を行うこととされており、当該観測可能なデータの例示として、「(1) 国内総生産 (GDP)、(2) 失業率、(3) 不動産価格や商品価格、(4) 借手の支払状況、(5) 金融商品又は金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因」が示されている。※ しかし、協同組織金融機関を中心とした地域金融機関においては、営業地域が限定されていることに加え、地域の産業構造などの影響により、取引先の業種が特定の分野に偏る傾向が見られる場合もあり、このような場合には、特に、国内総生産 (GDP) や失業率、不動産価格といった全国的なマクロ経済指標の変化が、必ずしも当該金融機関の信用リスクに直接的な影響を及ぼすとは限らないものと考えられる。 こうした実態を踏まえると、地域や業種の特性に応じた情報の活用も可能となるような、代替可能な簡便手法や柔軟な算定方法を追加的に例示いただきたい。 ※ 企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針 (案)」第 49 項～第 51 項等	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留めることとする。
	［協同組織金融機関からのコメント］ 予想信用損失の算定にあたり、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映することが提案されている。また、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において観測可能なデータに基づいて調整を行うこととされており、当該観測可能なデータの例示として、「（１）国内総生産（GDP）、（２）失業率、（３）不動産価格や商品価格、（４）借手の支払状況、（５）金融商品又は金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因」が示されている。しかし、協同組織金融機関の場合、国内総生産（GDP）や不動産価格といった全国的なマクロ経済指標の変化が、必ずしも当該金融機関の信用リスクに直接的な影響を及ぼすとは限らないものと考えられる。また、貸出金のなかで一定の割合を占める住宅ローンについては、残存期間が長期となっているため、将来の経済状況の予測を反することが極めて難しいと考えられる。 　このため、各金融機関の特性に応じた情報の活用も可能となるような、代替可能な簡便手法や柔軟な算定方法を追加的に例示いただきたい。	
3-2.56）将来予測情報の考慮について、金融機関の実態に応じた手法を取り得るようにして頂きたい。	［協同組織金融機関からのコメント］ （意見） 　将来予測情報の考慮について、マクロ経済指標を用いた手法だけではなく、金融機関の実態に応じて別の手法を取り得ることを検討頂きたい。 （理由等） 　協同組織金融機関の貸出先は、地域の中小企業・小規模事業者等や特定の業域または職域に関連する個人・法人などから構成されている。このような貸出先の信用リスクは、必ずしもマクロ経済と相関するものとは限らない可能性もあることから、将来予測情報の考慮について、マクロ経済指標を用いた回帰モデルによる手法以外の手法についても、追加的に例示して頂きたい。	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 　協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留める

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		こととする。
3-2.57) 貸倒実績率の使用について、詳細な設例を作成して頂きたい。	［協同組織金融機関からのコメント］ （意見） 貸倒実績率を使用することについて、より詳細な設例を補足頂きたい。 （理由等） 適用指針に記載されている貸倒実績率の計算方法は、現行の日本基準とは大きくかけ離れており、実務上の混乱が生じることが懸念される。現行基準との違いを踏まえ、より分かりやすく解説頂きたい。	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留めることとする。
3-2.58) より簡素化された調整方法や代替可能な方法を例示して頂きたい。	［協同組織金融機関からのコメント］ • 予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において観察可能なデータに基づいて調整を行うと提案されている。貸倒実績等過去データの蓄積が豊富ではない金融機関を想定した、より簡素化された調整方法を例示いただきたい。（予想信用損失適用指針第 50 項） • 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映することによって予想信用損失を算定することが提案されている。しかし、融資先業種が集中している協同組織金融機関において、将来の経済状況の予測に関して容易に利用可能な特定分野固有の将来予測情報等は存在していない。そのため代替可能な手法を例	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留める

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	示いただきたい。 • 貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において観察可能なデータに基づいて調整を行う、観察可能なデータには「(1)国内総生産（GDP）(2)失業率(3)不動産価格や商品価格(4)借手の支払状況(5)金融商品又は金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因」と例示されている。しかし、融資先業種が集中した貸出では、上記のような一般的な経済指標と貸倒に相関関係を見出し難く、特定分野の貸出に適合する観察可能なデータや一般的な指標の発掘は困難。そのため、観察可能なデータが見つからない場合の取扱いを例示いただきたい。	こととする。
3-2.59） 信用保証機関による保証に関する事例を設例に加えて頂きたい。	［協同組織金融機関からのコメント］ 予想信用損失適用指針第 29 項では、「信用損失の算定においては、債権等の予想残存期間を通じて、すべての契約条件を考慮することにより、キャッシュ・フローの見積りを行う。キャッシュ・フローの見積りの際、担保の売却や契約条件と不可分の他の信用補完により生じるキャッシュ・フローを考慮する」とされているが、「信用保証機関による保証」は、「契約条件と不可分の他の信用補完」に該当すると考えられるため、［設例 3］の「十分な担保のある債権等」に「信用保証機関による保証」の取扱いに関する事例を加えていただきたい。	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留めることとする。
（質問 4）償却原価に係る会計処理に関する質問		
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		
4.1） 本公開草	同意します。	本公開草案の提案の方向性を支持

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
案の提案の方向性を支持する。		するコメントである。
4.2) 本公開草案の提案の方向性を支持するものの、償却原価に関する用語等については分かりにくい点が多い。	本公開草案の提案に同意する。質問4に対応する我々のアンケートのQ4では、「同意する」が86.7%、「同意しない」が0.0%、「どちらともいえない」が13.3%であった。 償却原価の算定方法について、原則的な方法である「実行金利法」に加え、一定の場合には「金利差額調整法」も認めたことについて、大きな異論はなかった。 ただし、償却原価に関する用語等については分かりにくい点が多い。これらの点に関するコメントについては、「付録資料2：用語、定義等に関するコメント」[3]も参照されたい。 なお、以下の意見があった。 • 「実効金利法」と「金利差額調整法」における「利息法」の違いが分かりにくい。もし両者の違いが「手数料を含めるかどうか」にあるのであれば、その点を明記すべきである。 • 金融商品会計基準案では第14項（注5）の「償却原価法」の定義が削除されている。他方、金融商品実務指針案第57-2項の見出しは「償却原価法の定義」であるにもかかわらず、記載されているのは「償却原価法には、(1)実行金利法及び(2)金利差額調整法がある」という説明のみで、償却原価法そのものの定義は示されていない。この点を踏まえると、金融商品実務指針案第57項(3)における「償却原価」の定義を、「償却原価法により算定された価額をいう」とするのではなく、「実効金利法又は金利差額調整法により算定された価額をいう」と改めることで、用語の定義体系を簡素化できると考える。これにより、「償却原価法」という用語を不要と	左記のコメント及び8.17)のコメントを受け、本公開草案における「実効金利法における利息法」という用語を「実効金利法」に置き換えることとした。また、4.12)のコメントを受け、「実効金利」を定義することとした。 これらに関連する金融商品実務指針案第57-2項を次のとおり修正している（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「償却原価法~~の定義~~ 57-2. 償却原価法には、(1)実効金利法及び(2)金利差額調整法があり、さらに金利差額調整法については、(3)利息法及び(4)定額法がある。金融資産に対しては、金融資産の分類に応じて実効金利法又は金利差額調整法のいずれかが適用される一方、金融負債に対しては金利差額調整法のみが適用

[3] 付録資料2に記載されているコメントについては、それぞれ関連する箇所に記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	することが可能となり、新旧基準間で同一用語の定義が異なることによる分かりにくさを回避できると考える。	される。 (1) 実効金利法とは、金融商品~~資産~~の受取利息又は支払利息について、~~予想存続期間を通じての将来の期待キャッシュ・フローを~~実効金利を用いて複利をもって各期に配分する~~により割り引く~~方法をいう。ここで、実効金利とは、金融商品の予想存続期間を通じての期待キャッシュ・フローについて、金融商品の償却原価まで割り引く率をいう。 (略) (3) ~~実効金利法における利息法とは、実効金利により複利をもって各期に配分する方法をいう。~~金利差額調整法における利息法とは、金融資産については受取利息総額と金利調整差額の合計額を、金融負債については支払利息総額と金利調整差額の合計額を金融資産又は金融負債の償却原価に対

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		し一定率となるように複利をもって各期に配分する方法をいう。(略)」
（貸借対照表価額の定めについてのコメント）		
4.3) 債権の予想信用損失控除前の金額について、貨幣の時間価値を反映した測定基礎とすべきである。	以下の点を除いて、同意する。 金融商品会計基準案第 14 項における債権の貸借対照表価額の定めについては、予想信用損失控除前の金額についても、予想信用損失同様に貨幣の時間価値を反映した測定基礎とすべきであると考える。 （理由） 金融商品会計基準案第 14 項では、「債権の貸借対照表価額は、原則として取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。ただし、貸付金及び重要な金融要素を含む債権については、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。」と定められている。すなわち、予想信用損失控除前の測定基礎は次のように区分されている。 • 原則：取得価額（貨幣の時間価値の概念には基づかない測定基礎） • 例外：償却原価（貨幣の時間価値を明示的に反映する測定基礎） 一方で、予想信用損失については、原則として貨幣の時間価値を反映して算定することが求められる（金融商品会計基準案第 27-2 項(2)）。このため、「取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除」する場合には、控除前の金額が貨幣の時間価値を反映しない取得価額である一方、控除する金額は貨幣の時間価値を反映していることになり、概念上のねじれが生じていると考えられる。 したがって、当該ねじれを解消する観点からは、予想信用損失控除前の金額を「償却原	本公開草案では、重要な金融要素を含まない債権については、実務への影響を勘案し、取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額を貸借対照表価額とすることとしている。 左記のコメントは貨幣の時間価値の考慮について、債権の貸借対照表価額と予想信用損失の算定との差異を指摘しているが、この点については 3-2.15) で記載のとおり、償却原価を算定しない債権については予想信用損失を割り引かないこととする修正を行っている。 この修正により、重要な金融要素を含まない債権については、貸借対照表価額と予想信用損失の両方において貨幣の時間価値を考慮しないことと

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	価」に統一し、すべての債権について、「償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除」する取扱いとすることが適切であると考える。そのうえで、重要な金融要素を含まない債権については実効金利をゼロとして扱い、取得価額をもって償却原価とする旨を基準上明確に規定すべきである。 本公開草案の記載では、取得価額を用いる売掛金等について予想信用損失を算定する際にどのような実効金利を用いるべきか必ずしも明らかではないが、上記の統一的な取扱いを採用すれば、予想信用損失算定における割引率として実効金利（ゼロ）を適用することとなり、整合的な取扱いが実現すると考えられる。 さらに、上記の変更を行うことを前提に、予想信用損失適用指針案第 82 項の注記対象についても、次のとおり「償却原価」に統一することが適切であると考える。 • 公開草案：信用リスク格付ごとに債権等の取得価額又は償却原価 • 修正案：信用リスク格付ごとに債権等の償却原価	なるため、金融商品会計基準案第 14 項における債権の貸借対照表価額の定めは変更しないこととした。
4.4） 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等のうち重要な金融要素を含むものについて、金利差額調整法における定額法を	基本的な方向性には同意するが、以下の事項について検討いただきたい。 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等のうち重要な金融要素を含むものについて、金利差額調整法における定額法を認めることができるかどうかの明確化 （理　由） 本公開草案では、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等のうち重要な金融要素を含むものに関し、現行の重要な金利部分が含まれている売上債権について償却原価法（定額法）を適用することを容認する定め（金融商品実務指針第 130 項）を削除することが提案されている。そのため、本公開草案が最終化されると、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等のうち重要な金	金融商品実務指針案第 105-2 項は、組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについては、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができるとしている。 左記のコメントにある収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等のうち重要な

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
認めることを検討して頂きたい。	融要素を含むものについては、原則的な実効金利法による利息法しか適用できないこととなると考えられ、金融商品実務指針案第 105-2 項のような簡便法が設けられている貸付金よりも償却原価法の適用について実務上の負荷が高くなると考えられる。収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等は、金融機関でない企業の営業活動から生じる重要な金融資産であり、金融機関でない企業における実務上の負荷を考慮することが考えられる。そのため、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等について、金利差額調整法における定額法の適用を認めることの検討をお願いしたい。	金融要素を含むものについては、取引価格の算定にあたって、約束した対価の額に含まれる金利相当分の影響を調整することが求められている（収益認識会計基準第 57 項）。この調整の際に用いられる割引率について、約定金利相当の率に該当すると考えられることを明確化するために、金融商品実務指針案第 293-3 項を次のとおり修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「293-3. 審議において、債権に対する実効金利法の適用に関する実務負担を懸念する意見が聞かれた。このため、実務負担に配慮する観点及び適切な引当水準を確保する観点から検討を行い、組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものに関する償却原価の算定において、実効金利に代わり約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができることとし

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		た（本実務指針第 105-2 項第 1 段落参照）。この点、重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについては、約束した対価の額に含まれる金利相当分の影響を収益認識会計基準第 57 項に従って調整する際に用いられる割引率を約定金利相当の率として取り扱うことができると考えられる。また、償却原価の算定において、実効金利に代わり約定金利（又は約定金利相当の率）を用いる~~この~~場合、（略）」
4.5） 満期保有目的の債券について、金利差額調整法における利息法を認めるべきである。また、予想信用損失モデルの対象とすることについて再検討して	満期保有目的債券の評価方法について、債券の格付けが高くデフォルト・リスクが低い債券については、「会計処理方法の継続性」及び「実務負担の軽減」の観点から、金融商品会計基準の 16 項において、現行の償却原価法を許容することも一案として考えられます。 金融商品実務指針案の 70 項では、実務負担の軽減のため、継続適用を条件として、「金利差額調整法（現行の償却原価法に相当）における定額法」よることが許容されています。この点について、現行の原則的な会計処理方法である「金利差額調整法における利息法」も認めることが適切であると思われます。 金融商品会計基準の第 71-2 項では、満期保有目的債券の評価について、「満期保有目的の債券の実質が貸付金と類似しているため、貸付金と同様に予想信用損失モデルの対	左記のコメントを受けて、満期保有目的の債券について、金利差額調整法における利息法を認めることとし、金融商品実務指針案第 70 項を次のように修正することとした。 「70. 金融商品会計基準第 16 項では、満期保有目的の債券について「償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする。」とし

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
頂きたい。	象とした」と記載されていますが、予測信用損失モデルの対象外とすることの是非について、再検討して頂きたい。	ている。満期保有目的の債券に対する償却原価法の適用にあたっては、原則として実効金利法~~における利息法~~によることとする。ただし、継続適用を条件として、簡便法として、金利差額調整法における利息法又は金利差額調整法における定額法によることができる［設例４］。」
4.6) 満期保有目的の債券に対して金利差額調整法における定額法を採用する場合に、継続適用の条件は不要と考える。	その他、定額法の採用について、実務指針 P11 の 70 項『継続適用を条件として、簡便法として、金利差額調整法における定額法によることができる』という継続適用の条件の記載は不要と考えます。 （理由等） ・定額法オプションの採用について、将来的に原則である実効金利法への高度化を阻害しないように、「継続適用」の条件は不要と思われる。「分類及び測定」のコンバージェンスが実施された場合、原則である実効金利法へ変更する可能性もあるため。	改正前の金融商品実務指針においても満期保有目的の債券に対する簡便法による償却原価法の適用は継続適用を条件として認められていたものであり、実務上の負担を考慮し、金融商品実務指針案においても従前の定めを継続したものである。 このため、金融商品実務指針案第 70 項の「継続適用を条件として、」という文言について修正しないこととした。 なお、金利差額調整法における定額法から原則的な方法である実効金利法の会計方針の変更は、正当な理由によるものであれば認められると考え

<table>
<tr><th>論点の項目</th><th>コメントの概要</th><th>コメントへの対応</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>られる。</td></tr>
<tr><td>4.7) その他有価証券のうち、取得差額が金利調整差額と認められる債券及び金銭債務について実効金利法の適用を原則とし、継続適用を条件として、金利差額調整法における定額法の適用を容認すべきである。</td><td>基本的に同意するが、ただし、次に示す点について対応が必要であると考える。
「その他有価証券のうち、取得差額が金利調整差額と認められる債券」及び「金銭債務」についても、償却原価法の適用においては、実効金利法の適用を原則とするとともに、継続適用を条件として、金利差額調整法における定額法の適用を容認する形とするのが適当であると考える。
【意見の理由】
金融実務指針 ED が提案するところによれば、償却原価法の適用における、①実効金利法、②金利差額調整法における利息法、③金利差額調整法における定額法という 3 つの方法に関する適用関係は、下表に示す通りに整理されると思われる。
<table>
<tr><th>項目</th><th>原則</th><th>容認</th></tr>
<tr><td>満期保有目的の債券</td><td>実効金利法（金融実務指針 ED. 70）</td><td>金利差額調整法における定額法（金融実務指針 ED. 70）</td></tr>
<tr><td>その他有価証券のうち、取得差額が金利調整差額と認められる債券</td><td>金利差額調整法における利息法（金融実務指針 ED. 74）</td><td>金利差額調整法における定額法（金融実務指針 ED. 74）</td></tr>
<tr><td>貸付金及び重要な金融要素を含む債権</td><td>実効金利法（金融実務指針 ED. 105）</td><td>金利差額調整法における定額法（金融実務指針 ED. 105-3）</td></tr>
<tr><td>金銭債務</td><td>金利差額調整法における利息法（金融実務指針</td><td>金利差額調整法における定額法（金融実務指針</td></tr>
</table></td><td>本公開草案の公表に至る過程において、本プロジェクトの対象外の金融資産及び金融負債の貸借対照表価額について、実効金利法による償却原価としたうえで現行基準における会計処理ができるようなオプションを設ける案（案 1）、現行基準における償却原価法による償却原価とする案（案 2）のいずれとするか審議を行った。
審議の結果、「金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で IFRS 第 9 号の減損モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行う」という本プロジェクトの分類及び測定の見直しに関する方針を踏まえると、案 2 の方が現行の金融商品会計基準等に対する見直しの範囲が小さくなると考えられることから、案 2 に基づいて金融商品会計基準等の改正を行うこととした。</td></tr>
</table>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<table><tr><td></td><td>ED. 126）</td><td>ED. 126）</td></tr></table> すなわち、金融実務指針 ED が提案するところによれば、「その他有価証券のうち、取得差額が金利調整差額と認められる債券」及び「金銭債務」については、償却原価法の適用にあたって実効金利法を適用することはできない。 ここで、これらについては、金融基準 ED 等が提案するところによれば、予想信用損失の認識・測定が行われるものではないために、予想信用損失の測定との整合性という観点からは、実効金利法の適用を要求する必然性がないことは理解する。 しかしながら、それは、「その他有価証券のうち、取得差額が金利調整差額と認められる債券」及び「金銭債務」について、実効金利法の適用を強制しないことの理由にはなっても、実効金利法の適用を認めないことの理由にはならないはずである。 こうした中にあって、「実効金利法」と「金利差額調整法における利息法」は、もちろん異なる別々の方法ではあるものの類似してもいるから、これら両方の方法を併存させ、かつ、項目別にそれらの適用を分けることは、金融基準 ED 等に不必要な複雑さをもたらすように思われる。 さらに、仮に、実効金利法の適用について、実務上の負担の重さが懸念される場合には、継続適用を条件として、金利差額調整法における定額法の適用を認めればよいだけである。 以上のことから、「その他有価証券のうち、取得差額が金利調整差額と認められる債券」及び「金銭債務」についても、償却原価法の適用においては、実効金利法の適用を原則とするとともに、継続適用を条件として、金利差額調整法における定額法の適用を容認する形とするのが適当であると考える。	この点、公開草案後の再審議においても異論が聞かれなかったため、特段の対応は行わないこととした。
（償却原価法についてのコメント）		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
4.8) 連結上の実効金利法・予想信用損失の数値を単体でも使用できる簡便法を設定して頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(48 項) 金融商品実務指針案(57-2 項) （項目・論点） 連結グループ間取引の数値の単体での使用 （意見等） グループ間の収益・費用が実効金利法の対象となる場合、連結上の実効金利法・予想信用損失の数値を単体でも使用できる簡便法を設定いただきたい。 （理由等） 住宅ローン等、グループで債権保有と保証会社が別れているビジネスモデルがある（債権保有者は保証料を保証会社に支払い）。実効金利法の適用の中でグループ内の収益・費用が含まれることによって簿価・予想信用損失の連単差が発生する。二重簿価管理は非常に負荷が高いため、国際的整合性を高める必要があるのは連結財務諸表のみの観点であることからも、単体財務諸表での簡素化案を設定すべきである。	当委員会が公表した会計基準では、ごく一部を除き、連結財務諸表と個別財務諸表に同一の会計処理が用いられている。これは、我が国においては、歴史的に個別財務諸表の積み上げとして連結財務諸表が捉えられてきており、また、投資家の意思決定の有用性について、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる説明をすることは難しく、連結財務諸表と個別財務諸表とで、同じ経済実態に対し異なる考えに基づく会計処理を求める会計基準を開発することは適切ではないとの考えに基づいている。このため、左記のコメントにおいて提案されている連結財務諸表における金額を個別財務諸表において用いることができるとする定めは設けないことが考えられる。 一方、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いる定め（金融商品実務指針案第 105-2 項）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		を適用する場合、償却原価及び予想信用損失の金額は連結財務諸表と個別財務諸表とで同一となると考えられる。 これらを踏まえ、左記のコメントについて検討したものの、公開草案に追加できる定めはなく、本公開草案の提案を変更しないこととした。
4.9) 償却原価法の定義の記載を見直すべきである。	(対象文書) 金融商品実務指針案(57-2 項) (項目・論点) 償却原価法の定義 (意見等) 金利差額調整法においては、金融商品実務指針案第 57-2 項の前文で利息法及び定額法があることが明記されているが、実効金利法においては前文にそうした記載はないなか、(3)で実効金利法における利息法について定められており、唐突感があることから、前文の記載を見直してはどうか。 (理由等) より適切な記載とするため提案するもの。	コメントへの対応は、4.2)で記載している。
4.10) 金融商品会計基準案の結論の背景におけ	(項) 金融商品会計基準案第 90 項 (コメント)	左記のコメントを受けて、金融商品会計基準案第 90 項を次のとおり修正することとした(追加は下線で示して

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
る償却原価についての記載を修正するべきである。	金融商品会計基準案では、償却原価の算定には 2 つ（実効金利法と金利差額調整法）あることは示されておらず、したがって、「金利差額調整法」という用語は使われていないことから、以下のように修正する方がよいのではないか。 「20XX 年改正会計基準では、金銭債務の会計処理は変更しないため~~ものの~~、従来の償却原価法に基づいて算定された価額と同様に~~は金利差額調整法による償却原価とされたため~~、金銭債務の収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価をもって貸借対照表価額とすることとなる~~した~~。」	いる。）。 「90.　（略） 2026 年 10 月改正会計基準及び 2026 年 10 月改正の金融商品実務指針では、金銭債務の会計処理は変更しないものの、従来の償却原価法に基づいて算定された価額は金利差額調整法による償却原価とされたため、金銭債務の収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価をもって貸借対照表価額とすることとした（本会計基準第 26 項参照）。」
4.11）「実効金利法における利息法」の名称及び定義についての記載を修正すべきである。	基本的に同意するが、ただし、次に示す点について対応が必要であると考える。 金融実務指針 ED において、①「実効金利法における利息法」に関する定義は「実効金利法」の定義の中に統合し（金融実務指針 ED57-2）、②「実効金利法における利息法」という記載については、すべて、単に「実効金利法」と記載する形に修正するのが適当であると考える。 （「意見の理由」参照） 【意見の理由】 金融実務指針 ED においては「実効金利法における利息法」という用語（概念）と「金利差額調整法における利息法」という用語（概念）が存在している（金融実務指針 ED.57-2 など）。	コメントへの対応は、4.2）で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	この点、「金利差額調整法」については「利息法」と「定額法」という下位分類が存在することから「金利差額調整法における利息法」という用語（概念）には存在意義があると思われる一方、金融実務指針 ED を見る限り、「実効金利法」ついてはそうした下位分類は存在しないことから「実効金利法における利息法」という用語（概念）には特に存在意義は無いように思われる。 したがって、金融実務指針 ED においては、①「実効金利法における利息法」に関する定義は「実効金利法」の定義の中に統合し（金融実務指針 ED57-2）、②「実効金利法における利息法」という記載については、すべて、単に「実効金利法」と記載する形に修正するのが適当であると考える。	
4.12） 実効金利の定義を確認したい。	実効金利の定義はあるか。 「信用調整後の実効金利」（実務指針案 57-11 項）の定義から、「当初の実効金利は、金融資産の予想存続期間を通じて見積った将来の期待 CF について、その取得価額まで割り引く率」とすることが考えられる（なお、IFRS 第 9 号において、実効金利（effective interest rate）は、予想存続期間を通じて将来 CF の見積りを帳簿価額まで割り引く率）。	左記のコメントを受け、「実効金利」を定義することとした。コメントを受けて修正した金融商品実務指針案第 57-2 項は、4.2)で記載している。
4.13） 取得差額や収入差額とプレミアム又はディスカウントがどのように異なるか確認したい。	（項） 金融商品実務指針案第 57 項 （コメント） 取得差額（金融資産の取得価額と債権額との差額）や収入差額（金融負債の収入に基づく金額と債務額との差額）と、プレミアム又はディスカウントと（例えば、57-3 項）は、どのように異なるか。	プレミアム及びディスカウントという用語は IFRS 第 9 号の実効金利に関する定めにおいて用いられており、これらを金融商品実務指針の実効金利法に関する定めに取り込んでいる。 一方、取得差額及び収入差額という用語は、金利差額調整法による会計処理を示すために金融商品実務指針に

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		おいて定義している用語である。 　このように、プレミアム及びディスカウントという用語と取得差額及び収入差額という用語については、用いる局面が異なっているものの、その示す内容は基本的には同一であると考えられる。
4.14) 金利差額調整法の定義について、取得差額が「金利調整差額」である場合に限り加減算の対象とする旨の表現へ修正するべきである。	金融商品実務指針案第 57-2(2)に定める金利差額調整法の定義において、取得差額が「金利調整差額」である場合に限り加減算の対象とする旨の表現へ修正するべきであると考える。 （理由） 　金融商品実務指針案では、以下のとおり用語の定義が示されており、金利差額調整法は、取得差額が「金利調整差額」であるか否かを問わず、取得差額を加減算（つまり償却）するものとして定義されている。 • 金利調整差額：「金利調整差額とは、金利の調整により生じた取得差額及び収入差額をいう。」（第 57 項(9)） • 金利差額調整法：「金利差額調整法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、金融資産については取得差額、金融負債については収入差額を償還期又は弁済期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。」（第 57-2 項(2)） 　しかしながら、金融商品Ｑ＆Ａ案Ｑ25 では、「取得差額はもはや金利調整差額とは考えられませんので、以後、金利差額調整法による償却原価法の適用はありません。」とされ	左記のコメントを受け、金利調整差額を金利差額調整法の加減算の対象とする表現に金融商品実務指針案第 57-2 項を修正することとした。また、4.12)のコメントへの対応として実効金利法の定義を修正したことに伴い、金利調整差額の取得価額への加減額については、受取利息又は支払利息に含めて処理することを記載することとした。 　これらに関連する金融商品実務指針案第 57-2 項を次のとおり修正している（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「57-2. （略）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ており、上記の定義に照らすと整合が取れていない状況にある。 金利調整差額法は、現行実務指針における償却原価法を指すものである（金融商品実務指針案第 261-4 項）。したがって、用語定義の修正を検討すべきであると考える。 具体的には、以下のような修正が考えられる。 • 公開草案：金利差額調整法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、金融資産については取得差額、金融負債については収入差額を償還期又は弁済期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。 • 修正案：金利差額調整法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、その金利調整差額を償還期又は弁済期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。	(2) 金利差額調整法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、金利調整差額~~金融資産については取得差額、金融負債については収入差額~~を償還期又は弁済期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。なお、この場合、当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理する。 （略）」
4.15）金利差額調整法の定義と購入又は組成した信用減損債権の償却原価法における簡便法との関係を明確にして頂きたい。	基本的な方向性には同意する。 ただし、以下の事項について検討いただきたい。 金利差額調整法の定義と購入又は組成した信用減損債権の償却原価法における簡便法との関係を明確化すること （理　由） 購入又は組成した信用減損債権については、信用調整後の実効金利を用いた償却原価を算定するとされている。当該債権に償却原価法を適用する際には、原則として実効金利法による利息法によるとされ、一定の要件を満たす場合には簡便法として金利差額調整法における定額法が認められている（金融商品実務指針案第 105-4 項）。 ここで、金利差額調整法における定額法は、金利調整差額を償還期又は弁済期までの	左記のコメント及び 4.38)のコメントを受け、購入又は組成した信用減損債権の償却原価法における簡便法についての記載を見直すこととし、関連する金融商品実務指針案第 105-4 項を次のとおり修正している（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「105-4. 金融商品会計基準第 26-4 項では、「信用減損金融資産のうち、購入又は組成した信用減損債権について

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	期間で除して各期に配分し、償却原価に加減する方法とされている（金融商品実務指針案第 57-2 項(4)）。また、金利調整差額は、金利の調整により生じた取得差額及び収入差額であるとされている（金融商品実務指針案第 57 項(9)）。 購入又は組成した信用減損債権の取得価額と債権額の差額は一概に金利調整差額とは考えられず、また実効金利法の適用に当たっては信用調整後の実効金利を用いることから、金利差額調整法における定額法をどのように適用するのか、ひいては金利調整差額をどのように算定するのかについて明確ではないと考えられる。 したがって、実務において誤解が生じる可能性があるため、購入又は組成した信用減損債権に対する金利差額調整法における定額法の取扱いを明確化すべきであると考えられる。ここで、本公開草案において削除することが提案されている現行の金融商品実務指針第 105 項なお書きでは、「債権の取得価額が、債務者の信用リスクを反映して債権金額より低くなっている場合には、信用リスクによる価値の低下を加味して将来キャッシュ・フローを合理的に見積もった上で償却原価法を適用する。」とされており、この記載内容を考慮して購入又は組成した信用減損債権に対する金利差額調整法における定額法の取扱いを明確化することが考えられる。	は、本会計基準の他の定めにかかわらず、信用調整後の実効金利を用いた償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって、貸借対照表価額とする。」としている。購入又は組成した信用減損債権に償却原価法を適用する際、実効金利法~~における利息法~~によることを原則とする~~が~~［設例 11］。ただし、契約上、元利の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合には、期待キャッシュ・フローと取得価額との差額を弁済期までの期間で除して各期に配分し、取得価額に加減する方法~~金利差額調整法における定額法~~によることができる~~［設例 11］~~。なお、この場合、当該加減額を受取利息に含めて処理する。」
	以下の事項について検討いただきたい。 金利差額調整法の定義と購入または組成した信用減損債権の償却原価法における簡便法との関係の明確化	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	（理　由） 一定の要件を満たす購入または組成した信用減損債権の償却原価法の適用については、金融商品実務指針案第 105-4 項に基づいて簡便法として金利差額調整法における定額法が認められている。 ここで、金利差額調整法における定額法の金利調整差額は、金利の調整により生じた取得差額であるとされている（金融商品実務指針案第 57-1 項(9)）。しかし、購入または組成した信用減損債権の取得価額と債権額の差額は一概に金利調整差額とは考えられず、金利調整差額をどのように算定するのかについて明確ではないと考えられる。そのため、購入または組成した信用減損債権に対する金利差額調整法における定額法の取扱い、特に金利調整差額をどのように算定するのかの明確化をお願いしたい。	
4.16）金利差額調整法における定額法を適用した場合の予想信用損失の算定に用いる割引率を明確にして頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案 金融商品実務指針案 （項目・論点） 金利差額調整法における定額法を適用した場合の予想信用損失算定上の割引率 （意見等） 予想信用損失を算定する範囲に含まれる金融資産（満期保有目的の債券等）に「金利差額調整法における定額法」を適用した場合、実効金利は算定されないことから、予想信用損失算定上の割引率は約定金利になるものと想定されるが、その点について公開草案上は明確にされていないため、会計基準上で明確化いただきたい。 （理由等） 本公開草案においては、満期保有目的の債券、購入した貸付金及び重要な金融要素を	左記のコメントへの対応については、3-2.12)で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないもの、並びに購入又は組成した信用減損債権の償却原価法の適用にあたって、「金利差額調整法における定額法」の適用が一部条件付きで認められている。 一方、上記は予想信用損失を算定する範囲に含まれる金融資産であるが、予想信用損失の算定上適用する割引率に関しては本公開草案で明らかではない。この点、「金利差額調整法における定額法」を適用した場合、利息収益認識の観点からは実効金利を算出する局面は生じないため、予想信用損失の算定上適用する割引率に関しては約定金利が想定されるものの、会計実務構築の上で後工程での変更が（システム対応等の面で）制限される可能性もあり、取り扱いを誤らないよう、会計基準においてその点（約定金利を使用する旨）を明確化いただきたいもの。	
4.17） 償却原価法において定額法を許容すべきではない。	基本的に同意するが、「償却原価法」の取扱いの一部について強く反対する。 • 償却原価法ついて「定額法」を許容するべきではない。IFRS の諸規定、及び、JGAAP の資産除去債務と同様、「利息法」に一本化するべきである。斯様な余計な寛恕規定は JGAAP の品質と市場での信用を毀損するだけであり、強く反対する。 高校のカリキュラムでは、会計学で言う「年金原価計算」に相当する「等比数列」の分野は、大半の高校生が文系・理系を問わず履修する。現行の高校のカリキュラムでは「数学 B」である。筆者の指摘は、経理部門に、国公立大出身の理系または文系出身若手を 1 人入れれば解決可能である。このような、私立文系専願者の利害に偏した寛恕規定は百害あって一利なしである。削除を強く求める。 ※手数料等の範囲について、IFRS9 と同様の取り決めとしたことは評価できる。	本公開草案の公表に至る審議の過程において、満期保有目的の債券については実務上の負担を考慮し、継続適用を条件に簡便法である金利差額調整法における定額法を認めることとした。このため、特段の対応は行わないこととした。
4.18） 実効金利の計算について	（項） 金融商品実務指針案第 57-3 項	左記のコメントの対象となっている金融商品実務指針案第 57-3 項は本

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
の定めの表現を修正するべきである。	（コメント） 「実効金利を計算する際、金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行う。」について、実効金利法は、金融資産に対してのみ適用されるため、57-12 項（信用調整後の実効金利の算定）と同様に、下線部分は「金融資産」か。	公開草案で実効金利法を適用する対象を含んでおり、対象を限定しなくとも実務に支障はないと考えられるため、本公開草案の提案を変更しないこととした。一方、信用調整後の実効金利は、金融資産のみに適用されることが想定されるため、金融資産を対象として記載している。
4.19）実効金利に反映される「契約の当事者間で授受されるポイント」とは何か確認したい。	（項） 金融商品実務指針案第 57-3 項 （コメント） 実効金利に反映される「契約の当事者間で授受されるポイント」とは何か。	本公開草案は実効金利法による会計処理を示すにあたり、IFRS 第 9 号の定めを取り入れることとしている。この点、「契約の当事者間で授受されるポイント」が指す内容については IFRS 第 9 号において示されていない。このため、個々のポイントが実効金利の算定に含まれるかは、本会計基準等の定めを踏まえ、個々の取引の実態に応じて判断されるものであると考えられる。
4.20）実効金利に含まれる増分コストの定めと	以下の事項について検討いただきたい。 実効金利に含まれる金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コストの定めと金融資産の取得時における付随費用の定めとの関係又は優先順位を明確化すること	金融商品会計基準案において、債権の貸借対照表価額について、原則として取得価額に基づくものの、貸付金及

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
金融資産の取得価額に含まれる付随費用の定めとの関係又は優先順位を明確化することを検討して頂きたい。	（理　由） 本公開草案においては、貸付金等に対して、原則として、実効金利法における利息法が適用されるが、当該実効金利には、「金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コスト」が含まれるとされている（金融商品実務指針案第 57-3 項）。また、当該増分コストは、「金融商品を取得、発行又は売却していなければ発生しなかったコスト」であるとされている（金融商品実務指針案第 57-4 項）。 関連する IFRS 第 9 号の定めとして、付録 A 用語の定義において、取引コストとは、「金融資産又は金融負債の取得、発行又は処分に直接起因する増分コスト（B5.4.8 項参照）。増分コストとは、企業が当該金融商品を取得、発行又は処分していなければ発生しなかったコスト」であるとされ、また IFRS 第 9 号 B5.4.8 項において、「取引コストには、代理人（販売代理人として行動する従業員を含む）、アドバイザー、ブローカー及びディーラーに支払う報酬及び手数料、規制機関及び証券取引所による賦課金、並びに取引税及び関税が含まれる。取引コストには、債券のプレミアム又はディスカウント、財務コスト又は内部の管理若しくは保有のコストは含まれない。」とされている。 一方、現行の金融商品実務指針第 56 項においては、「金融資産（デリバティブを除く。）の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した金融資産の取得価額に含める。ただし、経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、取得価額に含めないことができる。」とされている。また、現行の金融商品実務指針第 57 項(1)においては、「取得価額とは、金融資産の取得に当たって支払った対価の支払時の時価に手数料その他の付随費用を加算したものをいう。」とされている。これらは金融商品実務指針案における改正対象となっていない。 付随費用は、実効金利法における利息法を適用せずに簡便法として金利差額調整法に	び重要な金融要素を含む債権については償却原価に基づくことを提案している。 これに関し、金融商品実務指針案第 56 項においては、金融資産の取得時における付随費用は、取得した金融資産の取得価額に含めることとされている。一方、金融商品実務指針案第 57-3 項は、実効金利には金融資産の取得または売却に直接起因する増分コストが含まれることを提案している。 このため、実効金利に含まれる増分コストと付随費用は用いられる局面が異なり、実効金利に含まれる増分コストは実効金利法による償却原価の算定に影響し、付随費用は取得価額の算定に影響することとなると考えられる。 また、金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コストについては、取引の実態によって実効金利の計算に含めるか判断すべきと考えられるた

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	おける定額法を適用する金融資産、実効金利法における利息法の適用対象ではなく金利差額調整法における利息法又は定額法の適用対象となる金融資産、株式など償却原価法が適用されない金融資産に適用され、その適用対象は広いと考えられるが、実効金利法における利息法の適用にあたっては、実効金利に含まれる増分コストとの適用関係が明確でないと考えられる。したがって、実効金利に含まれる増分コストと金融資産の取得価額に含まれる付随費用との関係又は優先順位を明確化すべきであると考えられる。 また、明確化に当たって、実効金利に含まれる増分コストと金融資産の取得価額に含まれる付随費用が金融商品実務指針において独立して適用される場合、実効金利の計算における増分コストに対する実務における適用に資するため、IFRS 第9号 B5.4.8 項の例示を明示的に含めるべきであると考えられる。	め、IFRS 第9号 B5.4.8 項の定めを取り入れないこととした。
4.21) 実効金利を算定する上で考慮すべき増分コストに関して例示すべきである。	基本的な方向性には同意します。ただし、次の項目についてご検討ください。 金融商品実務指針案第 57-3 項の実効金利を算定するうえで考慮すべき増分コストに関する例示の明確化 （理由） 金融商品実務指針案第 57-3 項において「実効金利には、契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの、金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コスト、及びその他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれる」と規定されており、第 57-4 項において「増分コストとは、金融商品を取得、発行又は売却していなければ発生しなかったコストをいう」と規定されていますが、「増分コスト」の具体例は示されていません。 この点、関連する IFRS 第9号と定めでは、付録 A の用語の実効金利の定義において、「契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な	コメントへの対応は、4.20)で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	一部であるもの、取引コスト、及び他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれる」とされており、さらに取引コストには「代理人（販売代理人として行動する従業員を含む）、アドバイザー、ブローカー及びディーラーに支払う報酬及び手数料、規制機関及び証券取引所による賦課金、並びに取引税及び関税が含まれる。取引コストには、債券のプレミアム又はディスカウント、財務コスト又は内部の管理若しくは保有のコストは含まれない。」とされています（IFRS 第 9 号 B5.4.8 項）。 上記の金融商品実務指針案第 57-3 項における「増分コスト」は、IFRS 第 9 号における「取引コスト」と同義で使用されていると推察しますが、そうであれば、増分コストの例示として、IFRS 第 9 号 B5.4.8 項で示されている取引コストの例示と同様のものを示すことは有用であると考えられます。	
4.22） 手数料の取扱いについて明確化や補足をすることを検討して頂きたい。	（対象文書） 金融商品実務指針案(57-4 項、57-7 項、57-8 項) （項目・論点） 実効金利に含める手数料等の範囲 （意見等） 以下の手数料の取り扱いについて、結論の背景や補足文書等で明確化・補足を検討いただきたい。 ① 住宅ローンの団信保険料など、個別債権との正確な紐付けが困難な費用は実効金利法の対象とせず、発生時費用処理することができる旨を追記いただきたい。 ② 貸付金代替性私募債の発行時手数料や元利金償還時手数料も対象となるか明記いただきたい。 なお、発行時手数料には、証券保管振替機構に支払う新規記録手数料も含まれる	本公開草案は実効金利法による会計処理を示すにあたり、IFRS 第 9 号の定めを取り入れることとしている。この点、実効金利法における手数料等の取扱いについて、本会計基準等において IFRS 第 9 号の定めより詳細に記載した場合、IFRS 第 9 号における実務と本会計基準等における実務とが異なるものとなる可能性があると考えられる。したがって、本会計基準等において実効金利法における手数料等の取扱いについて IFRS 第 9 号の定めよ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	が、他者に支払われるべき手数料は控除して算出して良いのか、また控除するための条件（契約書への明記）も補足いただきたい。 ③　貸付金代替性私募債の保証料は、一括で徴求しているものであるが、金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料と認識すべきか。 ④　金融商品実務指針案 57-8(3)のローン・シンジケーション手数料に、アレンジメントフィーやエージェントフィーは含まれると思われるが、〝みなし利息〟の対象となりうるコミットメントフィーやファシリティフィーは不可分な手数料となるか、手数料種別ごとの扱いを明記いただきたい。 （理由等） ①　団信保険料は、年に 1 回、その時点の住宅ローン残高をベースに計算され、将来保険料が戻ってくる可能性もあり。個別（又はグループ化した）債権への紐づけや将来キャッシュ・フローの見積りが困難なものであり、実務上の適用に懸念がある。 ②　貸付金代替性私募債に係る手数料はいくつかの種類に分別しているため、それぞれの取り扱いの考え方を明確にしていただきたい。 ③　現状は収益認識して前受補正を行っている。しかし、貸付金代替性私募債に係る他の手数料と異なり、買入消却時には期間按分して返戻しており、ほかの手数料とは少し性質が異なると考える。 ④　アレンジメント業務やエージェント業務は貸付とは異なる独立した業務とされているため、不可分な一部でないとすべきであると考えられる。一方で、貸出金の金額や期間に依存する手数料であるコミットメントフィーやファシリティフィーは不可分とみなすべきか否かを明記いただきたい。	り詳細な記載は行わないこととした。 左記のコメントに記載されている個々の手数料が実効金利の算定に含まれるかは、本会計基準等の定めを踏まえ、個々の取引の実態に応じて判断されるものである。
4.23) 実効金利	（対象文書）	本公開草案は実効金利法による会

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
に含まれる手数料と含まれない手数料について、フローチャートや具体例を示して頂きたい。	金融商品実務指針案(57-7 項(1)) 補足文書案 (項目・論点) 実効金利に含める手数料等の範囲 (意見等) 金融商品実務指針案第 57-7 項(1)に「(1)金融資産の組成又は取得に関して受け取った組成手数料。こうした手数料には、借手の財政状態の評価、保証、担保及び他の保全の取決めの評価と記録、金融商品の条件の交渉、文書の作成と処理、取引の締結などの活動に対する補償が含まれる場合がある。」との記載がある。 結論の背景等で、実効金利に含める手数料、含まれない手数料の判断基準の補強を検討いただきたい。また補足文書で、実効金利に含める手数料、含まれない手数料の考え方のフローチャートや、具体例の整理を盛り込むことを検討いただきたい。 (理由等) 「こうした手数料には、借手の財政状態の評価、保証、担保及び他の保全の取決めの評価と記録、金融商品の条件の交渉、文書の作成と処理、取引の締結などの活動に対する補償が含まれる場合がある。」との記載は例示であるが、それ以外の内容は、実効金利に含める手数料の範囲に含まれるか否かの判断が分かれる可能性がある。 金融機関によって取り扱うサービスが多様化しており、実効金利に含める手数料と含まれない手数料の区分方法について、より実務に資する判断基準や参考資料があると、実務上の会計処理が統一され、財務諸表の比較可能性が高まると考えられる。	計処理を示すにあたり、IFRS 第 9 号の定めを取り入れることとしている。この点、実効金利法における手数料等の取扱いについて、本会計基準等において IFRS 第 9 号の定めより詳細に記載した場合、IFRS 第 9 号における実務と本会計基準等における実務とが異なるものとなる可能性があると考えられる。したがって、本会計基準等において実効金利法における手数料等の取扱いについて IFRS 第 9 号の定めより詳細な記載は行わないこととした。
4.24) 与信枠を設定するために	(対象文書) 金融商品実務指針案(57-8 項(2))	本公開草案は実効金利法による会計処理を示すにあたり、IFRS 第 9 号の

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
受け取った手数料について説明を追加して頂きたい。	（項目・論点） 実効金利に含める手数料等の範囲 （意見等） 金融商品実務指針案第 57-8 項(2)に「貸出コミットメント等について貸付を行わない可能性が行う可能性よりも高い場合に、貸手が貸付金を組成するために受け取った手数料」との記載がある。 結論の背景等で、「与信枠を設定するために受け取った手数料」という説明の追加を検討いただきたい。 （理由等） 金融商品実務指針案第 57-8 項において、金融商品の実効金利の不可分な一部ではなく、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」に準じて会計処理する手数料の例が示されている。 うち(2)では、「貸出コミットメント等について貸付を行わない可能性が行う可能性よりも高い場合に、貸手が貸付金を組成するために受け取った手数料」とある。ここで、本邦金融機関において、貸出コミットメント等の与信枠の設定の対価として受け取る手数料も一般的に存在することから、当該手数料の会計上の取り扱いを明示することで、実務上の会計処理が統一され、財務諸表の比較可能性が高まると考えられる。	定めを取り入れることとしている。この点、実効金利法における手数料等の取扱いについて、本会計基準等において IFRS 第 9 号の定めより詳細に記載した場合、IFRS 第 9 号における実務と本会計基準等における実務とが異なるものとなる可能性があると考えられる。したがって、本会計基準等において実効金利法における手数料等の取扱いについて IFRS 第 9 号の定めより詳細な記載は行わないこととした。
4.25) 貸出コミットメントの手数料について、貸付を行う可能性に関する判断	（対象文書） 金融商品実務指針案(57-7 項(2)、57-8 項(2)) （項目・論点） 実効金利に含める手数料等の範囲 （意見等）	本公開草案は実効金利法による会計処理を示すにあたり、IFRS 第 9 号の定めを取り入れることとしている。この点、実効金利法における手数料等の取扱いについて、本会計基準等におい

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
の事例を示して頂きたい。	金融商品実務指針案第 57-7 項および第 57-8 項では、実効金利の算定に関わる貸出コミットメントの手数料について、貸付を行う場合と行わない場合の可能性を比較して、実行金利の算定に含めるかどうか判断するように定められているが、この貸付行うかどうかの判断はどのように行うのか事例として示していただきたい。 （理由等） 実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。	て IFRS 第 9 号の定めより詳細に記載した場合、IFRS 第 9 号における実務と本会計基準等における実務とが異なるものとなる可能性があると考えられる。したがって、本会計基準等において実効金利法における手数料等の取扱いについて IFRS 第 9 号の定めより詳細な記載は行わないこととした。
4.26) 貸付を行う可能性の方が行わない可能性よりも高い場合の貸出コミットメント等の手数料の会計処理をより詳細に記載して頂きたい。	（対象文書） 金融商品実務指針案(57-7 項(2)) （項目・論点） 貸付を行う可能性の方が行わない可能性よりも高い場合の貸出コミットメント等の手数料の会計処理 （意見等） 金融商品実務指針案 57-7 項(2)の具体的な会計処理が分からないため、より詳細に記載いただきたい。 （理由等） 事後的に貸付けが行われないまま期限満了となった場合の手数料の会計処理ついては、前受手数料を受取時に収益認識会計基準の契約負債のように負債計上し、契約期間満了時に一括で負債を取り崩し全額を収益認識するという考え方もあると思うが、ご見解をお聞きしたい。	本会計基準等では、貸付を行う可能性の方が行わない可能性より高い場合における貸出コミットメント等の手数料について、貸付を行う前の会計処理を定めていないものの、受け取った手数料を前受として負債に計上することが考えられる。 また、貸付を行う可能性の方が行わない可能性より高い場合において事後的に貸付が行われないまま貸出コミットメント等が期限満了となる場合には、手数料は期限満了時に収益として認識することとなる（金融商品実務指針第 57-7 項(2)）。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
4.27) 実効金利法において、手数料を収益認識会計基準に準じて会計処理する場合において、償却原価に含めるコストの取扱いを明確化して頂きたい。	以下の事項について検討いただきたい。 実効金利法における利息法の適用に当たって、受領する手数料の一部又は全部を実効金利の計算に含めず収益認識会計基準に準じて会計処理する場合において、償却原価に含めるコストの取扱いを明確化すること （理　由） 金融商品実務指針案において、満期保有目的の債券に対する償却原価法の適用に当たっては、実効金利法における利息法によることが求められるが、金利差額調整法における定額法によることができるとされている（金融商品実務指針案第 70 項）。金利差額調整法における定額法による場合、上述(5)[4]のとおり、償却原価に含めるコストは、実効金利に含まれる増分コストではなく、金融資産の取得価額に含まれる付随費用となると考えられる。 一方、貸付金及び重要な金融要素を含む債権に対する償却原価法の適用にあたっては、実効金利法における利息法によることが求められるが、貸付金の組成又は取得に関して受け取った手数料（金融商品実務指針案第 57-7 項）の一部又は全部を実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができるとされている（金融商品実務指針案第 57-10 項、第 105-2 項）。このように受領する手数料の一部又は全部を実効金利に含めない場合でも、実効金利法における利息法の枠内での適用であると考えられるときには、償却原価に含めるコストは実効金利に含まれる増分コストとなると考えられるが、原則的な実効金利法における利息法と実効金利に含まれる内容が異なることから、受領する手数料と関連する増分コストの損益における対応関係が整合せず、意図せざる結果が生じる可能性があると考えられる。	本公開草案は、設定された手数料が対応する役務との関係で合理的であることを前提とした場合、特定の役務に対する手数料であることが明確な場合に手数料を実効金利と区分して取り扱うことは考え方としてはあり得ることから、金融商品実務指針案第 57-10 項の 2 つの要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができることとしている。 ここで、特定の役務に対する手数料と関連することが明確なコストについては、増分コストとしては取り扱わず実効金利には含めないことが考えられる。 また、金融商品実務指針案第 105-2 項を適用する場合における実効金利の不可分な一部である手数料に対応するコストについても同様と考えられる。

[4] 4.35)のコメントを指している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	したがって、金融商品実務指針案第 57-10 項、第 105-2 項の容認規定が IFRS 第 9 号における実効金利法と異なることを踏まえ、現行の付随費用の定めを踏まえた対応として、受領する手数料の一部又は全部を実効金利の計算に含めず収益認識会計基準に準じて会計処理する場合には、償却原価に含めるコストは、実効金利に含まれる増分コストではなく取得価額に含まれる付随費用とすることができる選択を設けることが考えられる。これにより、金融商品実務指針第 56 項ただし書きの処理（経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、取得価額に含めないことができる）を適用し、受領する手数料と関連するコストについて損益における対応関係が図られる部分があると考えられる。	
4.28） 金融資産の予想存続期間より短い期間を用いる取扱いに関する IFRS 第 9 号の具体例を取り入れ、適用範囲を明確化すべきである。	金融商品実務指針案第 57-9 項における、金融資産の予想存続期間より短い期間を用いる取扱いについては、IFRS 第 9 号 B5.4.4 項の具体例もあわせて取り入れ、適用範囲を明確化すべきであると考える。 （理由） 金融商品実務指針案第 57-9 項は、IFRS 第 9 号 B5.4.4 項の定めを基礎としているものの、その一部のみを取り入れ、同項に記載されている具体例は省略されている。その結果、金融商品実務指針案第 57-9 項は抽象的な内容にとどまり、具体的にどのような状況を想定した定めであるのかを理解することが困難となっている。 IFRS 第 9 号 B5.4.4 項を十分に踏まえないまま一部のみを参照すると、当該定めがどのような状況に適用されることを意図しているのかが不明確となり、本来想定されない状況に誤って援用される可能性がある。このような解釈のぶれは実務に混乱を生じさせるおそれがあると考えられる。 したがって、IFRS 第 9 号 B5.4.4 項の定めを取り入れるのであれば、その一部にとどめ	本公開草案の公表に至る審議の過程において、左記のコメントにおいて示されている IFRS 第 9 号 B5.4.4 項の具体例については、償却期間の定めに関する詳細な説明であり、取り入れないこととしている。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	るのではなく、同項に記載されている具体例もあわせて取り入れることが望ましいと考える。具体的には、同項において示されている以下の記載を反映することが適当である。 「これは、手数料、授受されたポイント、取引コスト及びその他のプレミアム又はディスカウントが関連している変数が、当該金融商品の予想される満期の前に市場金利に改定される場合に当てはまる。このような場合には、適切な償還期間は次回の金利改定日までの期間である。例えば、変動金利の金融商品に係るプレミアム又はディスカウントが、金利が最後に支払われた以降に当該金融商品について発生した金利、又は変動金利が市場金利に改定された以降の市場金利の変動を反映している場合には、次回に変動金利が市場金利に改定される日まで償却する。これは、次回の金利改定日において、そのプレミアム又はディスカウントが関連している変数（すなわち、金利）が市場金利に改定されるため、そのプレミアム又はディスカウントは次回の金利改定日までの期間に関連するものだからである。しかし、プレミアム又はディスカウントが、当該金融商品における特定された変動金利に上乗せされる信用スプレッド（又は市場金利に改定されない他の変数）の変動により生じた場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたって償却する。」	
4.29)事後的に契約条件に基づく期待キャッシュ・フローの見積りが変更された場合における実効金利法及び償却原価の取扱	条件変更により事後的に契約条件に基づく期待キャッシュ・フローの見積りが変更された場合に、実効金利法をどのように適用すべきかについて会計上の取扱いを明確化すべきであると考える。 （理由） 今回の改正においては、当面の間、条件変更に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れないこととされている（予想信用損失適用指針案 BC13 項）。このため、予想信用損失適用指針案には、条件変更が行われた場合の会計処理に関する規定が設けられていない。 一方で、金融商品実務指針案第 57-3 項では、実効金利の算定に際し、金融商品のすべ	条件変更についてのコメントへの対応は 1.6)で記載したとおりである。 また、期待キャッシュ・フローが変動した場合の実効金利の取扱いについては、IFRS 第 9 号においては実効金利の再見積り（IFRS 第 9 号 B5.4.5 項）と当初の実効金利に基づく償却原価の修正（IFRS 第 9 号 B5.4.6 項）とが

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
いについて明確化すべきである。	ての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮して期待キャッシュ・フローを見積るとされている。したがって、事後的に契約条件が変更され、当初見積もっていた期待キャッシュ・フローが変更された場合には、経済的な観点からは実効金利に変化が生じると考えられる。 しかし、このことが直ちに会計上の実効金利の見直しを行うことを意味するわけではない。実効金利の変更が必要となるのか、それとも当初の実効金利を維持した上で償却原価を調整するのかといった論点について、本公開草案からは判断が困難であり、実務上の混乱を招くおそれがある。 以上を踏まえると、事後的に期待キャッシュ・フローの見積りに変更が生じた場合の実効金利法の適用方法について、明確化することが望ましいと考える。	定められている。 この点、IASB において IFRS 第 9 号の要求事項を明確化するためのプロジェクトが現在進行中であり、現時点で IFRS 第 9 号の定めを取り入れたとしても、将来において日本基準を再度見直すことが必要となる可能性がある。このため、本公開草案においては、期待キャッシュ・フローが変動した場合の実効金利の取扱いに関する IFRS 第 9 号の定めは取入れないこととした。 左記のコメントを踏まえて審議を行った結果、IASB の当該プロジェクトは現在進行中であるため、現時点で IFRS 第 9 号の定めを取り入れたとしても、将来において日本基準を再度見直すことが必要となる可能性がある状況にあることは公開草案の公表時と変わっていない。このため、公開草案の提案を変更しないこととした。 したがって、改正後の金融商品会計

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		基準等は期待キャッシュ・フローが変動した場合の実効金利の取扱いについて定めていないため、期待キャッシュ・フローの見積りが変更された場合の取扱いは、個々の状況に応じて判断することになると考えられ、実効金利の再見積り又は当初の実効金利に基づく償却原価の修正を行うことも認められると考えられる。
	以下の事項について検討いただきたい。 事後的に実効金利の変更が生じる場合における実効金利法による償却原価法の取扱いを明確化すること （理　由） 現行の償却原価法は、取得時における金利調整差額を一定の期間にわたり配分する方法であったが、本公開草案において、償却原価法の１つの方法として実効金利法を導入することが提案されている。この点、実効金利を計算する際には、金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行うとされている（金融商品実務指針案第 57-3 項）。 現行の償却原価法の適用においては、各期に配分する対象である金利調整差額が事後的に修正され、償却原価を再計算することは基本的に想定されていなかったと考えられる。一方、実効金利法においては、期待キャッシュ・フローが実効金利の計算の構成要素であるため、契約条件の変更により当初に見積もった期待キャッシュ・フローが変更さ	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	れる状況があり得ると考えられる。しかしながら、本公開草案において事後的に実効金利の変更が生じる場合の取扱いに関する定めがないため、実効金利の再計算の可否やそれに係る損益の認識時期が明確とはなっていないと考えられる。 当面の間、条件変更に関する IFRS 第９号の定めを取り入れないこととした（予想信用損失適用指針案 BC13 項）と理解しているが、実効金利の計算に含まれる期待キャッシュ・フローが変更される状況における取扱いについて実務における混乱が生じる可能性があると考えられるため、事後的な実効金利の変更の要否やその際の償却原価法の会計処理について明確化することが望まれる。	
	以下の事項について検討いただきたい。 事後的に実効金利の変更が生じる場合における実効金利法による償却原価法の取扱いの明確化 （理　由） 現行の償却原価法は、取得時における金利調整差額を一定の期間にわたり配分する方法であるが、本公開草案において、償却原価法の１つの方法として実効金利法を導入することが提案されている。この点、実効金利を計算する際には、金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コールおよび類似のオプション）を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行うとされている（金融商品実務指針案第 57-3 項）。 現行の償却原価法の適用においては、各期に配分する対象である金利調整差額が事後的に修正され、償却原価を再計算することは基本的に想定されていなかったと考えられる。一方、実効金利法においては、期待キャッシュ・フローが実効金利の計算の構成要素であるため、事後的に当初に見積った期待キャッシュ・フローが変更される状況がありうると考えられる。しかしながら、本公開草案において事後的に実効金利の変更が生じ	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	る場合の取扱いに関する定めがないため、実効金利の再計算の可否やそれに係る損益の認識時期が明確とはなっていないと考えられる。そのため、事後的な実効金利の変更の要否やその際の償却原価法の会計処理について明確化することが望まれる。	
	以下にコメントする点を除き、同意する。 期待キャッシュ・フローの見積りに関する事後的な変動が生じた場合の取扱い （コメント） 実効金利を計算する際に必要となる期待キャッシュ・フローの見積りについて、事後的な変動が生じた場合の会計処理を明確化していただきたい。 （理由） 実効金利を計算する際、金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行うとし、その際、予想信用損失を考慮しないと定められている（金融商品実務指針案第 57-3 項）。すなわち、期待キャッシュ・フローは、様々な要因により、当初の見積りから乖離することが想定される中で、IFRS 第 9 号 B5.4.6 項に関しては、本プロジェクトの対象外とし、取り入れていないと理解している。その結果、償却原価の再計算（実効金利の改定あるいはキャッチアップ調整等）の手法が不明確となるため、実務の混乱を低減するべく、結論の背景等で補足説明や審議内容を加筆するなどご検討いただきたい。	同　上
4.30）契約上のキャッシュ・フローの条件変更や期待キャッシュ・フローの見	次の項目についてご検討ください。 金融資産の当初認識後に次の事象が発生した場合の、実効金利の計算及び償却原価の算定に関する取扱いの明確化 ①　契約上のキャッシュ・フローの条件変更が生じた場合 ②　条件変更以外の要因で、期待キャッシュ・フローの見積りに変更が生じた場合	コメントへの対応は、4.29）で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
積りに変更が生じた場合の実効金利の計算及び償却原価の算定に関する取扱いを明確化すべきである。	（理由） 金融商品実務指針案第 57-3 項では、実効金利を計算する際、金融商品のすべての契約条件を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行うとされていますが、金融商品の当初認識後に期待キャッシュ・フローの見積りが変更された場合の取扱いについての定めがありません。期待キャッシュ・フローの見積りが変更される要因として、①契約上のキャッシュ・フローの条件変更が生じる場合、②条件変更以外の要因により変更が生じる場合が想定されますが、IFRS 第 9 号ではそれぞれ次のとおり定められています。 ① 条件変更後の契約上のキャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた金額で帳簿価額を再計算し、条件変更による利得又は損失を純損益として認識する（IFRS 第 9 号 5.4.3 項）。 ② 企業が支払又は受取りの見積りを修正する場合（上記の条件変更及び予想信用損失の見積りの変更を除く）には、実際のキャッシュ・フロー及び改定後の見積キャッシュ・フローを反映するために、金融資産の総額で帳簿価額の償却原価を、当初の実効金利で計算して修正し、当該修正について純損益で認識する（IFRS 第 9 号 B5.4.6 項）。 ここで、本公開草案では、条件変更に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れないこととされていますが（予想信用損失適用指針案 BC13 項）、「IFRS 第 9 号の定めを取り入れない」とは、上記①の IFRS 第 9 号 5.4.3 項の取扱いを取り入れず、IFRS 第 9 号とは異なる取扱い（実効金利を再計算し、条件変更による利得又は損失を認識しない）を意味すると考えられます。また、②の条件変更以外の見積キャッシュ・フローの変更が生じた場合の取扱いについては、本公開草案では特段の言及はされていないため、IFRS 第 9 号の定めを原則として取り入れるという本公開草案の基本的な考え方に従い、IFRS 第 9 号と同様	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	に当該修正については純損益を認識することになると考えられます。以上の理解が正しい場合、①と②で会計処理が異なる結果となりますが、この理解が市場関係者の共通の理解とは限らないため、この点を明確にすることは有用であると考えられます。	
4.31) クーポン金利が変動金利である金融資産の実効金利をどのように見積るかについて明確化する必要があると考える。	次に示す点について対応が必要であると考える。 クーポン金利が変動金利である金融資産の実効金利をどのように見積るかについて明確化する必要があると考える。また、かかる明確化を実施するために、仮に、IFRS9.B5.4.5を基本的にそのまま金融実務指針EDに取り入れる方向で検討する場合には、IFRS第9号の適用上ではSPPI要件を満たさないという結果をもたらす組込デリバティブが存在するために実効金利の見積りは行われない金融資産についても、金融基準ED及び金融実務指針EDが提案するところによれば組込デリバティブを区分しないままに実効金利を見積ることが必要となり得る点も踏まえて、慎重な検討が必要であると考える。 【意見の理由】 金融実務指針EDは、実効金利の見積り方法について、次のとおりに規定している（金融実務指針ED.57-3）。 実効金利を計算する際、金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行う。その際、予想信用損失を考慮しない。 したがって、クーポン金利が変動金利である金融資産については、将来のクーポン利息に関する期待キャッシュ・フローが確定はしていない中にあって、実効金利をどのように見積るかが問題になると考えられる。 ここで、かかる実効金利の見積りを行うために、将来のクーポン利息に関する期待キャッシュ・フローについては、理論先渡金利（インプライドフォワードレート）を用いて	期待キャッシュ・フローの見積りが変更された場合の実効金利の取扱いについてコメントへの対応は、4.29)において記載しており、本会計基準等ではIFRS第9号B5.4.5項は取り入れないこととした。

<table>
<tr><th>論点の項目</th><th>コメントの概要</th><th>コメントへの対応</th></tr>
<tr><td></td><td>見積るというのも、理論的に妥当な対応方法のひとつであるように思われる。
　しかしながら、IFRS 第 9 号の適用上では、クーポン金利が変動金利である金融資産に関する実効金利について、そうした理論先渡金利（インプライドフォワードレート）を用いた見積りは、多くの場合には、行われていないものと思われる。
　これは、IFRS 第 9 号には下記の条文が存在することにより（IFRS9.B5.4.5）、クーポン金利が変動金利である金融資産については、満期日に受け取る元本に等しい金額で当初認識されている場合には、通常は、発生するクーポン利息を、それが発生する期間において利息収益として認識することで問題ないことになると考えられるためである。
変動金利の金融資産と変動金利の金融負債については、市場金利の動きを反映するためのキャッシュ・フローの定期的な再見積りにより実効金利が変更される。変動金利の金融資産又は変動金利の金融負債が、満期日に受け取るか又は支払う元本に等しい金額で当初認識されている場合には、将来の利払いの再見積りは当該資産又は負債の帳簿価額に通常は重大な影響を与えない。
　こうした中、金融実務指針 ED 等には、上記 IFRS9.B5.4.5 を踏まえた条文は一切存在しておらず、クーポン金利が変動金利である金融資産について実効金利をどのように見積るかが明確でないため、これを明確化する必要があると考える。
　ここで、かかる明確化を実施するために、仮に、IFRS9.B5.4.5 を基本的にそのまま金融実務指針 ED に取り入れる方向で検討する場合には、慎重な検討が必要であると思われる。
　その理由を説明するために、下表に掲げる内容の TOPIX 連動債、及び、これと同じ設計である貸付金を考える。
<table><tr><td>発行日</td><td>2x01年4月1日</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>論点の項目</th><th>コメントの概要</th><th>コメントへの対応</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>満期日</td><td>発行日から3年後（2x04年3月31日）</td></tr>
<tr><td>利払日</td><td>2x01年9月30日を初回とし、毎年3月31日及び9月30日</td></tr>
<tr><td>元本</td><td>100,000</td></tr>
<tr><td>クーポン利息</td><td>各利払日においては、元本に、下に示す算式で算定される利率を乗じたうえで1/2を乗じた金額。ただし、その金額がゼロ未満である場合にはゼロ。
$0.440\%/年 + 0.9 \times \frac{利払日1か月前時点のTOPIX - 発行日のTOPIX}{発行日のTOPIX}$</td></tr>
</table>
以下では、上表に掲げた TOPIX 連動債と、これと同じ設計である貸付金を併せて、本件 TOPIX 連動債等と呼ぶ。
ここに、本件 TOPIX 連動債等については、明らかにクーポン利息の金額が変動するのであるから、クーポン金利が変動金利である金融資産に該当する。
また、本件 TOPIX 連動債等については、半年毎に生じるクーポン利息の金額が株価指数（TOPIX）に連動して変動するものの、しかし、マイナスにはならないという設計になっており、プレーンな債券等に、株価指数に係るデリバティブ（オプション）が組み込まれたものと捉えることができる。
こうした中、IFRS 第 9 号の適用上では、本件 TOPIX 連動債等については、クーポン利息の金額が株価指数（TOPIX）に連動するために、SPPI 要件を満たさないことから（IFRS9.B4.1.13(金融商品 A)）、原則としていわゆる FVPL 処理となり、実効金利の計算は行われない。
一方、本件 TOPIX 連動債等について、我が国会計基準の適用上では、以下に具体的に示すとおり、組込デリバティブは区分処理されず、かつ、金融基準 ED 及び金融実務指針 ED が提案するところによれば実効金利の計算が必要であり得ると考えられる。</td><td></td></tr>
</table>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	• 「企業会計基準適用指針第 12 号 その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」は、「受取利息がマイナスとならないフロアーが付いている場合の複合金融商品については、契約上、当初元本を毀損しないため、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性はない」としており（同第 6 項(1)ただし書き)、また、「組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性」がないならば、組込デリバティブを組込対象である金融資産から区分する必要はないとしている（同第 3 項反対解釈)。 • そのため、本件 TOPIX 連動債等については組込デリバティブを区分処理せずに会計処理をすることになると考えられる。 • そのうえで、本件 TOPIX 連動債等のうち、本件 TOPIX 連動債と同じ設計である貸付金については、原則として実効金利の計算が必要となる（金融実務指針 ED.57, 金融実務指針 ED.57-2)。 • また、本件 TOPIX 連動債等のうち、本件 TOPIX 連動債についても、「満期保有目的の債券」に分類される場合においては（注)、原則として実効金利の計算が必要となる（金融実務指針 ED.70, 金融実務指針 ED.57-2)。 （注）本件 TOPIX 連動債については、あらかじめ償還日が定められており、かつ、額面金額による償還が予定されているし、そのクーポン利息の金額は、株価指数（TOPIX）に連動して変動するものの、しかし、マイナスにはならないことから、そのスキーム上リスクが元本に及ぶものでもないと考えられるため、我が国会計基準の適用上、「満期保有目的の債券」に分類することが妨げられないと思われる（金融実務指針 ED.68)。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	この点、本件 TOPIX 連動債等について、実効金利の見積りを行うべく、将来のクーポン利息に関する期待キャッシュ・フローを見積るためには、どのような方法を考え得るか。 たとえば、本件 TOPIX 連動債等の公正価値を測定する際には、株価指数（TOPIX）の動きについて幾何ブラウン運動等に基づいてモデル化をしたうえで、モンテカルロ・シミュレーションによって多数のパスを生成するという方法が使用され得ると思われる中、将来のクーポン利息に関する期待キャッシュ・フローについてもこれと同様の方法で見積ることが考えられるかもしれない。 いずれにしても、そこでは、将来における株価指数（TOPIX）のランダムな動きを見積ることが必要であると思われるため、先述の、市場で観察されているゼロクーポンレートと金利裁定の理論から理論先渡金利（インプライドフォワードレート）を計算して見積ることとは、ややレベルや種類が異なる見積りが必要になると思われる。 そのため、仮に、本件 TOPIX 連動債等について、IFRS 第 9 号の適用上でも、実効金利の見積りが必要であった場合において、本件 TOPIX 連動債等についても、IFRS9.B5.4.5 の適用対象とされ、満期日に受け取る元本に等しい金額で当初認識されている場合には、通常は、発生するクーポン利息を、それが発生する期間において利息収益として認識することで問題ないとされていたかどうかは、少なくとも自明ではないと考えられる。 したがって、IFRS9.B5.4.5 を基本的にそのまま金融実務指針 ED に取り入れる方向で検討する場合には、本件 TOPIX 連動債等のように IFRS 第 9 号の適用上では SPPI 要件を満たさないという結果をもたらす組込デリバティブが存在する金融資産についても、金融基準 ED 及び金融実務指針 ED が提案するところによれば組込デリバティブを区分しないままに実効金利を見積ることが必要となり得る点も踏まえて、慎重な検討が必要であ	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ると考える。 なお、仮に、本件 TOPIX 連動債等のように IFRS 第 9 号の適用上では SPPI 要件を満たさないという結果をもたらす組込デリバティブが存在する金融資産については、①IFRS 第 9 号の場合と同様に組込デリバティブを区分せず全体についていわゆる FVPL 処理を要求する形とするか、あるいは、②組込デリバティブについて区分処理を強制するとともに、あくまで、その後に残るプレーンな金融資産について実効金利の見積りを要求する形とすることが可能であるならば、IFRS9.B5.4.5 を基本的にそのまま金融実務指針 ED に取り入れることでも問題ないと考える。	
4.32) 信用調整後の実効金利の定義の表現を修正するべきである。	(項) 金融商品実務指針案第 57-11 項及び第 301-3 項 (コメント) 金融商品会計基準案では、「信用減損債権」を、対象となる金融資産が債権である信用減損金融資産をいう(注 8-4)としているため、「購入又は組成した信用減損債権~~である債権~~の帳簿価額」ではないか。	左記のコメントを受けて、金融商品実務指針案第 57-11 項及び第 301-3 項を次のとおり修正することとした(削除は取消線で示している。)。 「57-11. 信用調整後の実効金利とは、金融資産の予想存続期間を通じて見積った期待キャッシュ・フローについて、購入又は組成した信用減損債権~~である債権~~の帳簿価額まで割り引く率をいう。」 「301-3. (略) ここで、購入又は組成した信用減損債権については、発生の認識時において信用損失が既に発生しており、当該信用損失が価格に反映

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		されている場合があると考えられ、このような場合に通常の実効金利を適用すると実態より高い金利となることから、予想存続期間を通じて見積った期待キャッシュ・フローを購入又は組成した信用減損債権~~である債権~~の帳簿価額まで割り引く率である信用調整後の実効金利を適用して受取利息を算定することとした。」
（収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料についてのコメント）		
4.33） 金融商品の実効金利の不可分な一部ではない手数料を取り扱う会計基準を明確化して頂きたい。	以下の事項について検討いただきたい。 金融商品の実効金利の不可分な一部ではない手数料を取り扱う会計基準を明確化すること （理　由） 本公開草案において、金融商品の実効金利の不可分な一部ではない手数料は収益認識会計基準に準じて会計処理するとされている（金融商品実務指針案第 57-8 項）。関連する IFRS 第 9 号B5.4.3項では、金融商品の実効金利の不可分な一部ではない手数料は IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に従って会計処理するとされている。 現行の定めでは、当該手数料は、金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料として、金融商品会計基準及び収益認識会計基準の範囲外となっている（収益認識会計基準第３項(5)）と考えられるが、本公開草案における原則的な処理について IFRS 会計基準に従った会計処理及び開示と異なるものとする必要性は高くないと考えられるため、	本公開草案では、金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料の会計処理については、金融商品実務指針案において定めることを提案している。また、収益認識会計基準案において、金融商品会計基準の範囲に含まれる金融商品に係る取引については、収益認識会計基準案が適用される範囲から除外することを提案している。 左記のコメントにおいて言及されている金融商品の実効金利の不可分な一部ではない手数料は、収益認識会

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	金融商品実務指針案第 57-8 項について「収益認識会計基準に準じて」ではなく、「収益認識会計基準に従って」とすることが考えられる。	計基準の適用対象ではない金融商品に係る取引から生じる手数料であると考えられるため、「収益認識会計基準に従って」ではなく、「収益認識会計基準に準じて」という表現を用いている。
4.34) 手数料を収益認識会計基準に準じて会計処理する場合の、対応するコストについての会計処理及び金融商品実務指針案第 57-10 項についての考え方を明確化すべきである。	次の項目についてご検討ください。 金融商品実務指針案第 57-10 項又は第 105-2 項に基づき手数料について企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）に準じて会計処理する場合、次の点の明確化 ① 対応するコストについての会計処理 ② 第 57-10 項の要件についての考え方の明確化 （理由） 金融商品実務指針案第 57-10 項又は実務指針案第 105-2 項に基づき手数料について収益認識会計基準に準じて会計処理する場合について： ① 金融商品実務指針案第 57-10 項では、金融商品実務指針案第 57-3 項にかかわらず、2 つの要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができるとされています。ここで、金融商品実務指針案第 57-3 項の原則的な方法では、実効金利の算定において、①すべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの、②金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コスト、及びその他のすべてのプレミアム及びディスカウントが含まれる、とされています。上述の金融商品実務指針案第 57-10 項の定めはこの	①のコメントについての対応は、4.27)で記載している。 ②のコメントについて、貸付金に関連する手数料には様々なものがあることから、金融商品実務指針案第 57-10 項(1)の「特定の役務に対応する手数料であることが明確である」という要件をより詳細に定めることは困難であり、事実と状況に応じてこの要件に該当するか判断することとなると考えられる。 ただし、左記のコメントを受けて、金融商品実務指針案第 57-10 項(2)の手数料が合理的とする要件について、次のとおり修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示してい

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	うち、①の手数料について実効金利の計算に含めずに収益認識会計基準に準じて会計処理することができると定めたものと理解しています。このように、実効金利の計算上、収益としての手数料をその計算から除外する規定がある一方で、②直接起因する増分コストについては実効金利の計算から除く定めがないため、収益としての手数料の認識と関連する増分コストの認識の対応関係が図られない可能性があるため、この点について考慮する必要があると考えられます。 現在、日本の会計基準にはコストに関する網羅的な会計基準は存在しませんが、現行の移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「現行金融商品実務指針」という。）第 56 項の付随費用に関する定めを参考に、金融商品実務指針案第 57-10 項の定めに従って手数料について収益認識会計基準に準じて会計処理を行う場合には、対応するコストについても実効金利の計算から除外し、付随費用として会計処理を行うこと認めることが考えられます。 なお、同様に金融商品実務指針案第 105-2 項においても、償却原価の算定に約定金利（又は約定金利相当の率）を用いた場合、実効金利の不可分な一部である手数料は収益認識会計基準に準じて収益を認識する旨が定められており、この場合の対応するコストの取扱いについても上記と同様の定めを設けることが考えられます。 ② 金融商品実務指針案第 57-10 項を適用するための 2 つの要件について、第 497 回企業会計基準委員会 審議事項(4)-2 において、明確なブライトラインを示すことは困難である旨が審議されている点は理解しています。しかしながら、それぞれについて基本的な考え方を示すことは有用であると考えられます。 まず、同第 57-10 項(1)「特定の役務に対応する手数料であることが明確である」の趣旨について、例えば、契約当初に一時点で履行義務が充足される手数料が 100	る。）。 「57-10．本実務指針第 57-3 項にかかわらず、次の 2 つの要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができる。 (1) 特定の役務に対応する手数料であることが明確である。 (2) ~~設定された手数料が~~対応する役務に照らして、設定された手数料の水準は不合理ではない~~との関係で合理的である~~。」

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	あり、これが３つの役務 A、役務 B、役務 C といった一連の別個のサービス（収益認識会計基準第 7 項(2)参照）である場合であっても、当該手数料 100 の内訳を３つの役務と個別に紐づけできるように顧客との間で契約上明らかになっていることまで要求しているのかどうかが不明確であり、この点を明確にする必要があると考えられます。なお、仮にそのような紐づけを意図している場合には、この要求事項を満たす手数料は極めて稀であると考えられます。 また、同第 57-10 項(2)の、手数料が合理的とする要件について、第三者である顧客との間で取引が成立していることを前提とすれば、経済合理性を有する取引であるという側面がありますが、当該要件はそれで足りるのか、もしくはそれ以上のことを要求しているのか、基本的な考え方を明確化することは、市場関係者の合理性についての考え方のコンセンサスを形成するうえで有用であると考えられます。	
4.35）収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料について、収益認識会計基準における開示や未収分に対する予想信用損失の算定上の取扱いを明確にして頂きたい。	以下の事項について検討いただきたい。 実効金利の計算に含めず収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料について、収益認識会計基準における開示や未収分に対する予想信用損失の算定上の取扱いを明確化すること （理　由） 本公開草案において、貸付金等に対する償却原価法の適用に当たっては、実効金利法における利息法によることとされている（金融商品実務指針案第 105 項）。ただし、一定の要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができるとされている（金融商品実務指針案第 57-10 項）。また、組成した貸付金等のうち発生の認識時に信用減損していないものについては、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができ、この場合、実効金利の	金融商品実務指針案第 57-8 項、第 57-10 項又は第 105-2 項により収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料については、会計処理だけなく開示についても収益認識会計基準に準じる必要があると考えられるため、収益認識会計基準に準じた注記を行うこととなると考えられる。 また、金融商品実務指針案第 57-8 項、第 57-10 項又は第 105-2 項により収益認識会計基準に準じて会計処理

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	不可分な一部である手数料は収益認識会計基準に準じて収益を認識するとされている（金融商品実務指針案第 105-2 項）。 金融商品実務指針案第 57-10 項及び第 105-2 項に従って、収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料については、対象となる会計基準等の範囲は、収益認識会計基準によるものではなく、金融商品実務指針に従った会計処理であると考えられる。この場合、当該手数料が収益認識会計基準第 78-2 項における「顧客との契約から生じる収益」であるのか、「それ以外の収益」であるのかが明確ではなく、その結果、収益認識会計基準に従った注記が求められるのかどうかは必ずしも明確でないと考えられる。 したがって、実務における誤解を避けるため、金融商品実務指針案第 57-10 項及び第 105-2 項に従って収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料が収益認識会計基準における「顧客との契約から生じる収益」であるのか、ひいては収益認識会計基準に従った注記が求められるのかを明確化すべきであると考えられる。 さらに、当該手数料の未収分については、予想信用損失適用指針に従った予想信用損失の算定や信用リスクに関する注記を行うに当たり、前述のとおり収益認識会計基準との関係が不明確であることもあり、予想信用損失適用指針案における収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等と同じ取扱いを適用することができるのかどうかが明確ではないと考えられるため、この点についても明確化すべきであると考えられる。	する手数料のうち未収計上額については、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に準じるものとして予想信用損失を算定することが考えられる。 これらの点を明確化するため、金融商品実務指針案（金融商品実務指針第 261-7 項）に以下の記載を追加することとした。 「本実務指針第 57-8 項、第 57-10 項又は第 105-2 項により収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料については、会計処理だけでなく開示についても収益認識会計基準に準じる必要があると考えられるため、収益認識会計基準に準じた注記を行うこととなると考えられる。また、収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料のうち未収計上額については、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に準じるものとして予想信用損失を算定する

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		ことが考えられる。」
	以下の事項について検討いただきたい。 実効金利の計算に含めず企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という）に準じて会計処理する手数料について、収益認識会計基準における開示や未収分に対する予想信用損失の算定上の取扱いの明確化 （理　由） 一定の要件を満たす手数料は、移管指針公開草案第 17 号「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「金融商品実務指針案」という）第 57-10 項および第 105 項に基づいて実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができるとされている。当該手数料については、他の顧客から受け取る手数料と同様に、収益認識会計基準第 78-2 項における「顧客との契約から生じる収益」として開示が求められるのか、金融商品実務指針の定めにより会計処理されるとの理由により、顧客との契約から生じる収益以外の収益として取り扱われるのかが明確とまでは言えない。 したがって、これらの手数料が収益認識会計基準における「顧客との契約から生じる収益」であるのかどうか、ひいては収益認識会計基準に従った注記が求められるのかの明確化をお願いしたい。 さらに、当該手数料の未収分については、予想信用損失適用指針案に従った予想信用損失の算定や信用リスクに関する注記を行うにあたり、前述のとおり収益認識会計基準との関係が必ずしも明確ではないこともあり、予想信用損失適用指針案における収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等と同じ取扱いを適用することができるかが明確でないと考えられるため、この点についても明確化をお願いしたい。	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
4.36) 収益認識会計基準に準じて会計処理するための要件について、例示して頂きたい。	(対象文書) 金融商品実務指針案(57-10 項) (項目・論点) 手数料を実効金利の計算に含めない場合の考え方 (意見等) 収益認識会計基準に準じた会計処理に関して、以下 2 点を例示していただきたい。 • 特定の役務に対応する手数料であることが明確である、の「明確」の程度が分かるケース • 役務との関係を合理的と判断できるケース (理由等) 実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。	本公開草案の公表に至る審議の過程において、金融商品実務指針第 57-10 項の 2 つの要件についてより具体的に示すことができないか検討を行ったが、ガイダンスにおいてブライトラインを示すことは困難であること、仮に詳細なガイダンスを設けた場合には、それにより実務が拘束される可能性や、貸付金に関連する法規制や実務慣行等の変化が生じた場合に会計上の手当を適時に実施することが困難となる可能性があると考えられることから詳細なガイダンスは提供しないこととした。
(信用減損金融資産に関する定めについてのコメント)		
4.37) 減損前に実効金利に代えて約定金利又は金利差額調整法における定額法を適用していた信用減損金融資	減損前に実効金利に代えて約定金利又は金利差額調整法における定額法を適用していた場合、また信用減損資産に金利差額調整法における定額法を適用する場合のいずれにおいても、信用減損金融資産の受取利息をどのような金利で算定すべきかについて、約定金利を用いるなど、実務上採用し得る簡便的かつ償却原価の算定と整合的な方法を明確化すべきであると考える。 (理由) 購入又は組成した信用減損債権ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融	左記のコメントを受けて、金融商品実務指針案第 105-2 項を適用していた場合の取扱いを明確化するために、金融商品実務指針案第 119 項を次のとおり修正している(追加は下線で示している。)。 「119. 信用減損金融資産に関しては、

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
産の受取利息の算定方法について、実務上採用し得る簡便的かつ償却原価の算定と整合的な方法を明確化すべきである。	資産については、信用減損金融資産となった後の期において、金融資産の帳簿価額に実効金利を適用して受取利息を算定することとされている（金融商品実務指針案第 119 項(2)）。この定めは、IFRS 第 9 号第 5.4.1 項(b)の「購入又は組成した信用減損金融資産ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融資産。そうした金融資産については、企業はその後の報告期間において金融資産の償却原価に実効金利を適用しなければならない」という規定を取り入れたものであると理解している。 しかしながら、IFRS 第 9 号には実効金利法の適用に際して約定金利を用いるオプションや、金利差額調整法における定額法により償却原価を算定するオプションは存在しない。そのため、以下の２つのケースにおいては、信用減損金融資産となった後の期において、どの金利を適用して受取利息を算定すべきかが明確でなく、明確化が必要であると考える。 • 組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについて、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いていた場合（金融商品実務指針案第 105-2 項） • 購入した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについて、第 105 項にかかわらず、償却原価法の適用に際して、継続適用を条件として、金利差額調整法における定額法を用いていた場合（金融商品実務指針案第 105-3 項） さらに、購入又は組成した信用減損債権については、受取利息は債権の帳簿価額に信用調整後の実効金利を適用して算定するとされている（金融商品実務指針案第 119 項(1)）。一方で、当該債権であっても一定の要件を満たす場合には金利差額調整法における定額法を用いることが認められている（金融商品実務指針案第 105-4 項）。この場合、	次のとおり受取利息を算定する。 （略） (2) 購入又は組成した信用減損債権ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融資産については、信用減損金融資産となった後の期において、金融資産の帳簿価額に実効金利（第 105-2 項を適用している場合は約定金利（又は約定金利相当の率））を適用して算定する。」 金利差額調整法における定額法を用いていた金融資産が信用減損金融資産となった場合は、以後、金利差額調整法における定額法を適用しないことが考えられる。また、信用減損金融資産となった後の期における受取利息の算定方法については、例えば、帳簿価額に予想信用損失の算定に用いた実効金利又はその近似値を乗じて算定することが考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	償却原価を金利差額調整法における定額法で算定しつつ、その帳簿価額に信用調整後の実効金利を適用して受取利息を算定するという取扱いの整合性は明確でなく、実務上理解しがたい面がある。 以上のとおり、信用減損金融資産に係る受取利息の算定において、約定金利オプションや金利差額調整法における定額法とどのように整合させるかが本公開草案からは必ずしも明らかではない。したがって、これらの日本独自のオプションを適用した場合に、信用減損金融資産の受取利息をどのような金利で算定すべきかについて、約定金利を用いるなど、実務上採用し得る簡便的かつ償却原価の算定と整合的な方法を明確化すべきであると考える。	
4.38）購入又は組成した信用減損債権について、償却原価法の定め及び受取利息の算定の定めの適用関係の適用関係の明確化を検討すべきである。	次の項目についてご検討ください。 購入又は組成した信用減損債権について、金融商品実務指針案第 105-4 項及び金融商品実務指針案第 119 項の適用関係の明確化 （理由） 金融商品実務指針案第 105-4 項では、購入又は組成した信用減損債権の償却原価法について、「実効金利法における利息法によることを原則とするが、契約上、元利の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合には、金利差額調整法における定額法によることができる」とされています。 一方、購入又は組成した信用減損債権の受取利息は、金融商品実務指針案第 119 項(1)において、「債権の帳簿価額に信用調整後の実効金利を適用して算定する。」とされています。 この点、金融商品実務指針案第 105-4 項に基づき償却原価の算定において一定条件を満たして金利差額調整法における定額法を適用している場合であっても、受取利息の計	左記のコメントを受けて、期待キャッシュ・フローと取得価額との差額を弁済期までの期間で除して各期に配分し、償却原価に加減する方法による場合の受取利息の算定方法を金融商品実務指針案第 105-4 項において明確化することとした。 コメントを受けて修正した金融商品実務指針案第 105-4 項は、4.15)で記載している。 また、金融商品実務指針案第 119 項(1)の信用調整後の実効金利による受取利息の算定方法は、期待キャッシ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	算を金融商品実務指針案第119項に基づき実効金利で計算することを意図しているのか、両者の関係が不明確であり、例えば、同第 119 項に「本実務指針第 105-4 項を適用する場合にはこの限りではない。」という趣旨の文言を加筆することが考えられます。	ュ・フローと取得価額との差額を弁済期までの期間で除して各期に配分し、償却原価に加減する方法による場合には適用されないことを明確化するために、金融商品実務指針案第 119 項を修正することとした。 修正した金融商品実務指針案第 119 項は次のとおりである（追加は下線で示している。）。 「119. 信用減損金融資産に関しては、次のとおり受取利息を算定する。 (1) 購入又は組成した信用減損債権については、債権の帳簿価額に信用調整後の実効金利を適用して算定する。ただし、第 105-4 項に定める期待キャッシュ・フローと取得価額との差額を弁済期までの期間で除して各期に配分し、取得価額に加減する方法を適用する場合にはこの限りではない。 (略)」

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
4.39）信用減損金融資産に係る受取利息を不計上とする場合における償却原価法の適用方法を明確化することが望ましい。	信用減損金融資産に係る受取利息を不計上とする場合における償却原価法の適用方法を明確化することが望ましいと考える。 （理由） 金融商品実務指針案第 120 項では、第 105-2 項に基づき実効金利法の適用に際して約定金利を用いる等の一定の要件を満たす場合に、信用減損金融資産に係る受取利息を不計上とするオプションが認められている。 しかしながら、このオプションを適用した場合に、対象債権に対してどのように償却原価法を適用するのかが本公開草案からは明確でなく、整理が必要であると考える。 すなわち、受取利息と減損損失を両建てで計上することに代えて、受取利息を不計上とするということは、元本からの回収のみを前提とし、約定利息をゼロとみなす取扱いを意味すると考えられる。一方で、その後の償却原価法の適用について複数の解釈が成り立ち得るものの、いずれも課題があるため、会計基準として明確化が求められる。 具体的には、次のような考え方が想定される。 ① 約定利息をゼロとみなしていることと整合的に、将来の期待キャッシュ・フローにも契約上の利息を織り込まず実効金利をゼロとする場合 この考え方に従えば、償却原価法は実効金利ゼロで適用されるが、受取利息を不計上とするタイミングを契機として実効金利が変化することになり、そのような会計処理が想定されているかは本公開草案から明らかではない。 ② 従前からの実効金利を変えずに踏襲し、将来の期待キャッシュ・フローも契約どおりの利息発生を前提とする場合 しかし、この考え方に従う場合、既経過分の利息についてはゼロとみなす処理を行っているにもかかわらず、将来は契約上の利息を前提としており、前後で処理の	本公開草案の審議において、信用減損金融資産の受取利息の算定方法について実務負担を懸念する意見が聞かれた。これに関し、金融商品実務指針案第 120 項は一定の要件を満たす場合には、信用減損金融資産に係る受取利息については不計上とすることを提案している。 ここで、金融商品実務指針案第 120 項は、実効金利法を適用するに際して約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることを適用の要件としている。このため、金融商品実務指針案第 120 項を適用する場合には金融資産の償却原価の算定及び予想信用損失の算定のいずれにおいても、実効金利ではなく、約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることとなると考えられる。 また、同項を適用する場合の予想信用損失の算定におけるキャッシュ・フローの見積りにおいては、受取利息を

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	前提が矛盾する結果となる。 ③　従前の実効金利を踏襲しつつ、将来の期待キャッシュ・フローは契約上の利息をゼロとみなす場合 しかし、この方法は元本回収のキャッシュ・フローのみを割り引き、割り引かれた元本の割り戻しに相当する利息部分が計上されないことから、償却原価法としての理論構造と整合しない。 以上のとおり、どの取扱いも本公開草案では十分な整合性が確認できず、実務上の混乱が懸念される。 したがって、信用減損金融資産に係る受取利息不計上のオプションを適用する場合の償却原価法の具体的な適用方法について、基準上明確に定めることが必要であると考える。	不計上としていることと整合的に、将来の受取利息から生じるキャッシュ・フローは考慮しないことが考えられる。
4.40）信用減損金融資産に金融保証契約やローン・コミットメントが含まれるかどうか明確にして頂きたい。	以下の事項について検討いただきたい。 信用減損金融資産に金融保証契約やローン・コミットメントが含まれるかどうかの明確化 （理　由） 企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という）（注8-4）では、信用減損金融資産の対象として債権および満期保有目的の債券のみが示されている。これについて、債権および満期保有目的の債券の他にも、保証履行を行っている保証先が注8-4の状況に陥っている場合も考えられ、信用減損金融資産の定義が金融保証契約にも適用されるかどうかについて明確化をお願いしたい。また、これにより、金融保証契約に係る予想信用損失に関して、予想信用損失適用指針案第75項から第78項の予想信用損失の分解情報や、第82項の信用リスク・エクスポ	金融商品会計基準案（注8-4）において、「将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つ又は複数の事象が発生している債権及び満期保有目的の債券」を信用減損金融資産の定義とすることを提案している。 このため、金融保証契約は信用減損金融資産の定義には該当しないと考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ージャーの開示を行う場合に、信用減損金融資産としての区分が必要となるかどうかが明確になる。	
（選択可能な会計処理についてのコメント）		
4.41） 償却原価の算定方法について、選択可能な会計処理を選択する際に金融商品の種類ごとに一貫した適用が必要なのかどうかについての明確化を検討すべきである。	次の項目についてご検討ください。 償却原価の算定方法について、選択可能な会計処理を選択する際に金融商品の種類ごとに一貫した適用が必要なのかどうかについての明確化 （理由） 償却原価の算定において、原則となる実効金利法に基づく償却原価法のほか、約定金利の利用や金利差額調整法における定額法の利用など、様々な選択が可能となっていますが、これらの選択については、すべての金融商品について一貫した方法を選択する必要があるのか、又は、例えば貸付金については実効金利に基づく償却原価法を採用し、貸付金代替性私募債や満期保有目的の債券には金利差額調整法における定額法を適用するといった可能なのか、実務における混乱を回避するために、明確化することが有用であると考えられます。	左記のコメントは、償却原価の算定方法（利息不計上の選択肢の適用を含む。）について、連結又は同一企業内で統一する必要があるか、あるいは、貸付金、貸付金代替性私募債、満期保有目的の債券などの商品の種類ごとに適用することができるかどうかの明確化を求める意見であると考えられる。 この点、償却原価の算定方法（利息不計上の選択肢の適用を含む。）は、企業の状況に応じて選択するものと考えられる。このため、企業の状況が同じであれば単一の会計方針となる場合がある一方、実態に応じた選択の結果として単一の会計方針とならない場合もあり得ると考えられる。
4.42） 選択可能な会計処理の選	基本的に同意するが、IFRS 会計基準との差異となる改正基準固有のオプション選択については、開示で明記していただいた方がよいと考えます。	コメントへの対応は、5.14）で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
択について開示を求めるべきである。	（理由等） ・ECL のオプション選択は開示での明記がある認識だが、償却原価に関するオプション選択（収益認識会計基準に準じた方式など）の開示も IFRS 会計基準に沿っているかの判断で必要と思われるため。	
4.43）約定金利を用いるオプションを用いた場合の実効金利の不可分な一部である手数料及び金融資産の取得に直接起因する増分コストの取扱いを修正すべきである。	金融商品実務指針案 105-2 項に定められた約定金利を用いることのできるオプションについて、以下のとおり考える。 ①　「実効金利の不可分な一部である手数料」については、すべて契約期間等にわたり収益を認識するものとして取り扱うことが合理的である。 ②　「金融資産の取得に直接起因する増分コスト」については、実務負担に配慮する観点から、契約期間にわたり定額で認識する等の簡便法を認めることが合理的である。 （理由） ①　実効金利の不可分な一部である手数料 金融商品実務指針案第 105-2 項では、実効金利法の適用に伴う実務負担に配慮する観点（同第 293-3 項）から、実効金利に代わり約定金利を用いることができるオプションが設けられている。しかしながら、当該オプションを選択した場合には、「実効金利の不可分な一部である手数料」について収益認識会計基準に照らした追加的な検討が求められるほか、貸出実行時に履行義務が充足されたと判断されれば、原則的な実効金利法を適用した場合と比較して収益認識の時期が大きく異なり、結果として前倒しの収益認識が生じ得るという問題がある。 このような状況を踏まえると、「実効金利の不可分な一部である手数料」については、すべて契約期間等にわたり収益を認識する取扱いとすることが合理的であると考える。 具体的には、金融商品実務指針案第 105-2 項を以下のように修正することが考えられ	償却原価法の適用にあたり、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いた場合は、貸付金に関連する手数料は金利と切り離して会計処理されることとなる。この点、金利から切り離された手数料についてはその履行義務に基づき収益認識時点を判断するのが妥当であると考えられるため、金融商品実務指針案第 105-2 項では実効金利の不可分な一部である手数料は収益認識会計基準に準じて収益を認識することとしている。 また、実効金利の代わりに約定金利を用いた場合には、金融資産の取得に直接起因する増分コストについても金利から切り離して会計処理することとなると考えられる。具体的な会計

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	る。 • 公開草案：組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについては、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができる。この場合、本実務指針第 57-6 項に定める実効金利の不可分な一部である手数料は償却原価の算定には含まれず、収益認識会計基準に準じて、収益を認識する。また、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理することができる。 • 修正案：組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについては、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができる。この場合、本実務指針第 57-6 項に定める実効金利の不可分な一部である手数料は償却原価の算定には含まれず、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理する。 ② 金融資産の取得に直接起因する増分コスト 金融商品実務指針案第 105-2 項では、実効金利の代わりに約定金利を用いるオプションが設けられており、「実効金利の不可分な一部である手数料」については収益認識会計基準に準じて会計処理することが定められている。これは、実効金利法の適用に関する実務負担に対する懸念に対応した措置である（金融商品実務指針案第 293-3 項）。 一方で、第 57-3 項で、実効金利の構成要素とされている金融資産の取得に直接起因する増分コストについては、実効金利に代わり約定金利を用いる場合の具体的な処理方法が示されていない。増分コストについても「実効金利の不可分な一部である手数料」と同様に、実効金利法の適用に伴う実務負担が生じ得るため、実務負担に配慮する観点から、契約期間にわたり定額で認識する等の簡便法を認めることが合理的であると考える。	処理については、発生した増分コストの性質によるものと考えられるものの、特定の役務に対する手数料と関連することが明確な場合には、手数料の収益認識と対応するように費用を計上することはあり得ると考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
4.44) 約定金利を用いた場合の貸付金に関連する手数料について、原則どおり実効金利計算を行った結果として認識されるべき手数料の償却額を、手数料収益として認識することを許容して頂きたい。	（対象文書） 金融商品実務指針案(105-2 項) （項目・論点） 約定金利の利用 （意見等） 実務負荷軽減の観点から、金融商品実務指針案第 105-2 項の組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものにおける償却原価の算定において、実効金利に代わり約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることが可能な提案に賛同する。ただし、約定金利（又は約定金利相当の率）を用いた場合、貸付金に関連する手数料については、一律収益認識会計基準に準じて収益認識するのではなく、原則どおり実効金利計算を行った結果として認識されるべき手数料の償却額を、手数料収益として認識することも許容いただきたい。 （理由等） 実効金利を用いて、貸借対照表価額を償却原価とする負荷（懸念）は大きい※。この負荷（懸念）を回避しつつ可能な限り「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」を適用出来る選択肢として、貸付金に関する手数料については、実効金利計算を行った結果として認識されるべき手数料の償却額を金融商品の契約期間等にわたって収益認識する方法を許容することを検討いただきたい。 ※貸出金の貸借対照表価額を償却原価とした場合、自己資本比率規制に係る RWA 計算や当局報告を含む複数領域に影響が広がり、結果としてシステム対応範囲等が拡大することが懸念される。	金融商品実務指針案第 105-2 項を適用し、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いた場合には、貸付金に関連する手数料については金利と切り離されることとなる。金利から切り離された手数料についてはその履行義務に基づき収益認識時点を判断するのが妥当であると考えられるため、金融商品実務指針案第 105-2 項において実効金利の不可分な一部である手数料は収益認識会計基準に準じて収益を認識することを提案している。このため、手数料についてのみ実効金利計算を行った結果として認識されるべき手数料の償却額を算定し、手数料収益として認識することは、2 つの会計モデルを混在させることになるため、認められないと考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
4.45）履行義務を区分することが困難な手数料について、契約期間等にわたり収益を認識する場合、期限前償還、期限延長等の考慮が必要か否か明確にすべきである。	次の項目についてご検討ください。 金融商品実務指針案 105-2 項において、履行義務を区分することが困難な手数料について、契約期間等にわたり収益を認識する場合、当該「契約期間等」に期限前償還、期限延長等の考慮が必要か否かの明確化 （理由） 金融商品実務指針案第 105-2 項では、履行義務を区分することが困難な手数料について、「契約期間等」にわたり収益を認識するものとして会計処理することができる、とされていますが、この「等」が何を想定しているのかを具体的に明確化する、又は特に意図しているものがなければ「等」を削除することで、市場関係者の無用な混乱を回避するために有用であると考えられます。 具体的には、契約期間は、予想存続期間（予想信用損適用指針案第 29 項）とは異なり、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション等の契約条件は考慮不要だと理解していますが、「等」を付すことにより、それらの契約条件を考慮することを意図しているのかどうかを明確化することが有用であると考えられます。	本公開草案では、履行義務を区分することが困難な手数料については、手数料が対応する役務の提供期間が貸付金等の契約期間と異なることがあり得ると考えられるため、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理することを提案している。これに関して、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション等の契約条件が手数料の対応する役務の提供期間に重要な影響を及ぼす場合には、原則としてこれらについて考慮することが考えられる。 この点を明確化するため、金融商品実務指針案第 293-3 項を次のとおり修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「293-3. （略） また、貸付金に関連する手数料のうち、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		理することができると考えられる。この点、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション等の契約条件が手数料の対応する役務の提供期間に重要な影響を及ぼす場合には、原則としてこれらについて考慮して会計処理することが考えられる。」
（その他）		
4.46）満期保有目的の債券からその他有価証券へ振り替える場合の会計処理について改正を検討するべきである。	移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」）第84項に基づき満期保有目的の債券からその他有価証券等へ振り替える際に、計上済みの予想信用損失が戻入益として計上されることを防ぐために、当該取扱いについて改正を検討するべきであると考える。 （理由） 金融商品実務指針第84項では「満期保有目的の債券について、その保有目的が変更され、又はその一部を売却したため残りの銘柄の満期保有目的が否定されたことにより、保有目的区分を売買目的有価証券又はその他有価証券に変更するときは、変更時の償却原価をもって振り替える。」と規定されており、今回、この第84項については改正提案がなされていない。 ここで、「変更時の償却原価をもって振り替える」とされていることから、改正基準適用後に同項に従い満期保有目的の債券からその他有価証券に振り替える場合には、満期保有目的の債券に対して計上していた予想信用損失を戻入益として純損益に認識し、時価評価差額をその他有価証券評価差額金に計上することになる。満期保有目的債券は	金融商品実務指針は保有目的区分の変更が認められる場合を限定しており、原則として、取得後に満期保有目的の債券を償還期限前に売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えることを禁じている。このため、満期保有目的の債券からその他有価証券へ保有目的区分を変更する際の定めである金融商品実務指針第84項が適用されることは稀であると考えられる。 また、金融商品の分類及び測定については、第571回企業会計基準委員会において見直しに着手することとし

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	当初取得時において信用リスクが限定的であると考えられるものの、振替時点では、減損処理が必要な水準に至らないものの一定の価値の棄損が生じている場合もあり得る。その場合には、戻入益が純損益に生じる一方で、その他の包括利益において損失が計上される結果となるが、このような会計処理が有用な財務情報を提供するかについては疑問が残る。 満期保有目的債券の区分変更は、基準の趣旨からすれば本来望ましくない取扱いであるにもかかわらず、当該処理により純損益に収益が計上されることは合理的とはいえないと考える。 したがって、計上済みの予想信用損失が戻入益として計上されることを防ぐために、当該取扱いについて改正を検討するべきであると考える。	ており、当該プロジェクトにおいては予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域を優先して基準開発を進める予定である。 これらを踏まえると、左記のコメントに対応して金融商品実務指針第 84 項の見直しを行ったとしても、金融商品の分類及び測定のプロジェクトの議論の方向性によっては再度同じ定めを見直す必要が生じる可能性が考えられる。このため、本公開草案の最終化においては金融商品実務指針第 84 項の改正は行わず、金融商品の分類及び測定のプロジェクトにおいて議論することとした。
	以下の事項について検討いただきたい。 満期保有目的の債券の保有目的区分を変更する際の貸倒引当金の取扱いを修正すること （理　由） 金融商品会計基準案第 16 項において、満期保有目的の債券は、「償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする。」と修正し、有価証券の減損の定めの対象から除外して予想信用損失に基づく貸倒引	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	当金の対象とすることが提案されている。一方、現行の移管指針第９号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 84 項では、満期保有目的の債券について、「保有目的区分を売買目的有価証券又はその他有価証券に変更するときは、変更時の償却原価をもって振り替える。」とされ、本公開草案における改正対象となっていない。 そのため、満期保有目的の債券からの振替金額が償却原価となる場合には、その振替時において、予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金が戻し入れられると考えられる。 金融商品実務指針第 84 項は、満期保有目的の債券が有価証券の減損の定めの対象であることを前提とした定めであると考えられ、また振替先のその他有価証券が予想信用損失の算定対象外となることを踏まえると、満期保有目的の債券からの振替時において、貸倒引当金戻入益が生じることは意図せざる結果となる可能性があるため、同項を修正する必要があると考えられる。	
4. 47） 約定金利を用いる場合の手数料の取扱いについての判断基準を示して頂きたい。	［協同組織金融機関からのコメント］ 実効金利によらず約定金利を用いる場合の手数料の取扱いについては、金融商品会計実務指針第 105 - 2 項及び同 293 - 3 項の規定があるが、当該規定のみでは判断に幅が生じ、企業間比較可能性が担保されない可能性があるため、金融商品会計実務指針や補足文書などで具体的な判断基準を提示いただきたい。	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		記のコメントは今後の参考に留めることとする。
4.48）融資関連手数料の取扱いについて、金融商品実務指針案と収益認識会計基準等の定めが整合しているか確認したい。	融資関連手数料の取り扱いについて、 実務指針 293-3 においては、 「契約締結に係る諸業務に対応する手数料は一時点で収益を認識する場合がある」と記載があります。 一方、収益認識に関する会計基準の適用指針第 4 項においては、 「契約を履行するための活動は、当該活動により財又はサービスが顧客に移転する場合を除き、履行義務でない。」とされ、同指針第 60 項により、履行義務でない場合はコストの見積もりから除外されることになり、一定期間で認識することとなります。これは、実務指針の記載と整合しないのではないでしょうか？ 例えば、融資実行時に徴求した手数料が審査や当該商品の企画等の契約に係る諸業務に対応するものであった場合、実務指針では、金利水準の調整する手数料でなければ、一時点で収益を認識できることになりますが、収益認識に関する会計基準の適用指針では、当該活動は、当該活動により財又はサービスが顧客に移転するものでないことから、一定期間にわたり収益認識することとなります。 金融商品会計に関する実務指針（案） 293-3 （前略） 例えば、契約締結に係る諸業務に対応する手数料は一時点で収益を認識する場合がある一方、一定期間にわたり提供される役務に対応する手数料又は貸付金の金利水準を調	収益認識会計基準においては、顧客と締結した契約における履行義務を識別し、その充足をもって収益を認識することとしている。その際、財又はサービスが顧客に移転しない契約締結活動については、履行義務ではないとしている。 一方、金融商品実務指針案では、実効金利に代わり約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができることとし、この場合、貸付金に関連する手数料については、金利と切り離した見直しを行った上で、収益認識会計基準に準じて、手数料の性質に基づき履行義務の充足パターンに沿って収益を認識することとしている（第 105-2 項）。 前段の収益認識会計基準は顧客との契約に係る契約締結活動に関する取扱いを示しているのに対し、後段の

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	整する手数料については、契約期間等にわたり収益を認識する場合があると考えられる。また、貸付金に関連する手数料のうち、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理することができると考えられる。 収益認識に関する会計基準の適用指針 第4項 契約を履行するための活動は、当該活動により財又はサービスが顧客に移転する場合を除き、履行義務でない。例えば、サービスを提供する企業が契約管理活動を行う場合には、当該活動によりサービスが顧客に移転しないため、当該活動は履行義務でない。 収益認識に関する会計基準の適用指針 第60項 契約締結活動（例えば、契約のセットアップに関する活動）又は契約管理活動で発生するコストの一部に充当するために、返金が不要な支払を顧客に要求する場合がある。当該活動が履行義務でない（第4項参照）場合、履行義務の充足に係る進捗度をコストに基づくインプット法により見積る（第22項参照）にあたっては、当該活動及び関連するコストの影響を除く。	金融商品実務指針案は金融商品に関する契約から会計単位を切り離した手数料に関する取扱いを示している点において異なると考えられる。このため、収益認識会計基準に準じて会計処理を行った場合に契約締結に係る諸業務に対応する手数料を一時点で収益認識する場合があると考えられる。 この点を明確化するために、金融商品実務指針案第293-3項を次のとおり修正することとした（4.4）において示した修正を含んでいる。また、追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「293-3.（略）また、償却原価の算定において、実効金利に代わり約定金利（又は約定金利相当の率）を用いる~~この~~場合、貸付金に関連する手数料については、貸付金から会計単位を~~金利と~~切り離した~~見直しを行った~~上で、手数料に対応する独立した履行義務を識別し、収益認識会計基準に準じて、手

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		数料の性質に基づき履行義務の充足パターンに沿って収益を認識することとした（本実務指針第 105-2 項第 2 段落参照）。 　例えば、契約締結時に履行される~~に係る~~諸業務に対応する手数料は一時点で収益を認識する場合がある一方、一定期間にわたり履行~~提供~~される役務に対応する手数料又は貸付金の金利水準を調整する手数料については、契約期間等にわたり収益を認識する場合があると考えられる。 （略）」
（質問 5）開示に関する質問		
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		
5.1）　本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意します。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
	同意する。 （理由等） 　条件変更に関する注記事項を除き、IFRS 第 7 号で要求される信用リスクに関する開示をすべて取り入れることは IFRS 会計基準との整合することになる。	同　上
	同意します。	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	なお、簡素化された予想信用損失の算定方法を会計方針として採用している場合の注記に関するコメントは質問 3-1(3)②に記載のとおりです。	
5.2) 本公開草案の提案を支持するものの、簡素化された予想信用損失の算定方法を適用している場合には、注記を要求するべきである。	本公開草案の提案に同意する。質問 5 に対応する我々のアンケートの Q5 では、「同意する」が 73.3%、「同意しない」が 6.7%、「どちらともいえない」が 20.0%であった。 IFRS 第 7 号で要求される信用リスクに関する開示を、一部を除き、すべて取り入れることについて、利用者として賛同する。 まず、予想信用損失の分解情報については、債権等の特徴が類似するグループごとに引当金の増減が開示されることで、当期の債権の質の変化を把握することができる。次に、信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセス情報の開示は、予想信用損失の数値をそのまま利用できるか、利用者側で調整が必要かを判断する材料となる。また、当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報として、予想信用損失適用指針案の「[開示例 2-1] 信用リスク格付ごとの債権等の償却原価及び信用リスクに対するエクスポージャー」のように、国内・海外の別や国債・社債といったクラス別で信用リスク・エクスポージャーが開示されれば、地域ごとの債権の管理状況や損失発生リスクを理解する上で極めて重要な情報となる。加えて、担保及び他の信用補完が予想信用損失へ与える影響の開示も、予想信用損失の確からしさを評価する上で重要である。 ただし、以下の改善提案がある。 • アナリスト・投資家は、グローバル運用で投資対象となり得る時価総額の大きな金融機関については、国際的な比較可能性の観点から、「簡素化された予想信用損失の算定方法」ではなく「原則的な予想信用損失の算定方法」を適用することを期待している。したがって、「簡素化された予想信用損失の算定方法」（予想信用損失	簡素化された予想信用損失の算定方法を適用している場合の注記事項を予想信用損失適用指針の本文において定めることを求める意見に関して、予想信用損失適用指針案においては、IFRS 第 7 号の定めを取り入れた内容については、予想信用損失適用指針案の本文で定めることを提案している一方、簡素化された予想信用損失の算定方法を適用する場合に注記することが考えられる事項については、予想信用損失適用指針案の結論の背景において記載することを提案している。 ここで、簡素化された予想信用損失の算定方法を適用する場合に注記することが考えられる事項として挙げている予想信用損失適用指針案 BC131 項(1)から(3)の内容は、それぞれ、予想信用損失適用指針案第 79 項(1)、第

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	適用指針案第 55 項）の適用有無を把握できるようにするため、その各項目について適用している場合には、「注記することが考えられる」（同 BC131 項）ではなく、「注記する」とし、本文において、例えば、信用リスクの著しい増大に関する判定方法の開示（同第 79 項(1)）では、同 BC131 項(1)の記載に先立ち、「第 56 項に従い内部信用格付を活用して判定する方法を適用している場合には、その旨、及び正常先の区分方法」を要求事項として定めるべきである。「簡素化された予想信用損失の算定方法」は、項目ごとに個別に選択して適用できる（同 BC89 項）とされている以上、どの項目に当該方法を選択しているのかという基本方針・考え方の開示は必須である。 なお、以下の意見があった。 • 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとしているが、債務や債権の帰属が個々の法人にあることを踏まえると、この提案は望ましくない。 • 利用者にとってステージ 1 の下層又はステージ 2 との境界付近での滞留が注目ポイントである。このため、まず、「改善提案」として示したように、信用リスクの著しい増大に関する判定方法の開示（予想信用損失適用指針案第 79 項(1)）には、同第 56 項に従って内部信用格付を活用して判定した場合に、正常先を優良格付、中間格付及び要判定格付に区分する方法等（同 BC131 項(1)）を含めるべきである。また、信用リスク格付ごとの注記（同第 82 項）においては、反証によりステージ 1 と区分した債権の額（又はステージ 1 のうち反証によって区分した金額の構成比率）の開示があれば、財政状態や将来キャッシュ・フロー予測の理解が一層深まるため、例えば、同「[開示例 2-1] 信用リスク格付ごとの債権等の償却原価及	81 項(1)及び(2)において提案されている開示項目に含まれると考えられる。このため、簡素化された予想信用損失の算定方法を適用している場合には、予想信用損失適用指針の本文における注記事項の定めに従って、予想信用損失適用指針案 BC131 項の内容が通常は注記されることになると考えられ、本文で別途定める必要はないと考えられる。 ここで、簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位の明確化を求めるコメントを踏まえて再審議を行った結果、連結グループ内であっても同一企業であっても信用リスクの管理手法が異なる場合には、会計方針を統一する必要はなく、それぞれの環境を踏まえた会計処理を行うことが適切であると考えられたため、結論の背景に記載することとした（簡素化された予想信用損失の算定方法に関するコメントへの対応については、3-

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	び信用リスクに対するエクスポージャー」での追加記載が考えられる。 • 内部信用格付を活用して判定する方法を適用する場合には、予想信用損失適用指針案 BC131 項(2)に記載のように、要判定格付に区分する方法に加え、信用リスクが悪化しやすい要判定格付及びその他要注意先における条件変更した債権の金額及び格付を据え置いている主な理由に３ついての開示があれば、今後の信用損失の見込みや財政状態を見積る上で有用である。 • SICR に関する判定（内部信用格付の利用の有無、反証可能としたかどうか)、予想信用損失の算定（単数・複数シナリオ)、償却原価計算（実効金利・約定金利）等、多くのオプションが存在し、その採用の仕方により結果が大きく異なる可能性がある。企業が採用した方法ではなく、検討したものの採用はしなかった方法による場合との比較情報について、引当残高を中心に示唆が得られる注記があれば、オプション適用の影響を評価する上で有用である。 • 予想信用損失の算定におけるシナリオや感応度分析について、「原則的な算定方法」及び「簡素化された算定方法」の双方が開示されれば、利用者にとって有用性が高まる。	2.26）で記載している。） また、この提案に対し、複数の会計方針がある場合の注記について検討することを求める意見が聞かれたため検討を行ったものの、企業の状況に応じて、開示目的を踏まえて開示することになると考えられたため、本公開草案の提案を変更しないこととした。 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとしている点については、本公開草案の公表にいたる審議において、検討を行っている。 その際、現行の金融商品に関する注記の定めでは、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとしていること、2013 年に企業会計審議会から公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下「当面の方針」とい

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		う。）において「単体開示の簡素化」が取り上げられており、当該当面の方針に照らしても、特段の矛盾はないものと考えられるため、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとしたものである。 　このため、本公開草案の提案を変更しないこととした。 　簡素化された予想信用損失の算定方法を適用し内部信用格付を活用して判定する方法を用いて信用リスクの著しい増大を判定している場合に、正常先のうち要判定格付又はその他要注意先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等について、信用リスクが著しく増大していないと反証した金額の開示を求める意見について、内部信用格付を活用して判定する方法を用いて信用リスクの著しい増大を判定している場合

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		に信用リスクが著しく増大していないと反証することは、内部信用格付のみにより信用リスクが著しく増大しているかどうかを判断するよりも、より精緻に判断しているものであり、信用リスクが著しく増大していないと反証した債権の信用リスクが高いとは必ずしも言えないと考えられる。 このため、当該金額について追加で開示を求める必要はないと考えられることから、特段の対応を行わないこととした。 第 504 回企業会計基準委員会（2023 年 6 月 26 日開催）においてステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する検討の方向性として、IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした項目（例：条件変更）を除いて IFRS 第 7 号で要求される開示をすべて取り入れて、整合的なものとすることを基本的な方針とすることとした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		左記のコメントのうち、追加の開示を求めるその他のコメントについては、IFRS 第 7 号で求められている注記内容を超えるものと考えられる。 このため、特段の対応を行わないこととした。
（信用リスクに関する注記の範囲についてのコメント）		
5.3) 開示対象となる貸出コミットメント等の範囲を現行の定めから変更していることを明確化して頂きたい。	基本的な方向性には同意する。 ただし、以下の事項について検討いただきたい。 開示対象となる貸出コミットメント等の範囲を現行の定めから変更していることを明確化すること （理　由） 本公開草案では、貸出コミットメント等の発行者において、貸出コミットメント等は、予想信用損失の金額をもって貸借対照表価額とするとされている（金融商品会計基準案第 26-3 項）。また、予想信用損失の算定対象となる貸出コミットメント等は取消不能のものに限定されている（予想信用損失適用指針案第 22 項、BC61 項）。しかしながら、信用リスクに関する注記対象となる貸出コミットメント等が取消不能のものだけであるかどうかは必ずしも明示されていない。 これに関連して、現行の金融商品実務指針では、当座貸越契約及び貸出コミットメントの注記対象に、契約上原則として無条件で取消し可能なものも含まれるとされ（金融商品実務指針第 139 項、第 311-2 項）、企業会計基準諮問会議においても当該注記項目について基準改正を求める状況があり審議されていた（第 33 回企業会計基準諮問会議な	左記のコメントへの対応については、2.15)で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ど)。 したがって、このような状況を踏まえ、本公開草案において、信用リスクに関する注記対象となる貸出コミットメント等について取消不能のものに限定する場合には、市場関係者に注意喚起すべく、その旨を明示した上で、結論の背景において、現行の金融商品実務指針の定めから注記対象を変更することを明示すべきであると考えられる。この場合、予想信用損失適用指針案第 90 項(3)における貸出コミットメント等に係る記載も取消不能のものに限定することを明確化することが考えられる。	
5.4) 契約資産及びリース投資資産について、信用リスクに関する注記の適用範囲を明確化すべきである。	以下の点を除いて、同意する。 契約資産及びリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分に対する信用リスクに関する注記の適用範囲を明確化すべきであると考える。 (理由) 契約資産やリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分は予想信用損失の算定対象とされている(収益認識会計基準案第 150-4 項、リース会計基準案 BC57 項)。しかし、予想信用損失適用指針案において、これらが「信用リスクに関する注記」の対象になるか否かについては、以下の通り明確ではない。 • 契約資産: 収益認識会計基準案第 150-4 項において、開示も含めて予想信用損失適用指針の債権の取扱いに準じて取り扱うことになると考えられる旨が示されているものの、予想信用損失適用指針案には明示的な記載がない。また、質問 3-2(予想信用損失の算定方法に関する質問)(6)にも記載のとおり、IFRS 第 7 号における契約資産の扱いと予想信用損失適用指針案の扱いには相違があり、その相違が意図したものかどうかは本公開草案から読み取れない。	契約資産については、3-2.22)で記載している。 リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、左記のコメントを受けて、開示も含めて、金融商品会計基準のリースにより生じた債権の定めに準じて会計処理を行うことを明確化するために、リース会計基準案 BC57 項を次のとおり修正することとした(3-2.22 において示した修正を含んでいる。また、追加は下線で示している。)。 「BC57. リースにより生じた債権(リース債権のほか、オペレーティング・

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	• リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分： リース会計基準案 BC57 項には「予想信用損失の算定等は、金融商品会計基準のリースにより生じた債権の定めに準じて会計処理を行う。」とされているにとどまり、開示の扱い自体には　言及されていない。仮に「会計処理」に開示が含まれると解釈する場合でも、リース投資資産のうち残存価額部分は予想信用損失適用指針案の対象外であるため、貸借対照表上のリース投資資産のうちどの部分が信用リスクの開示の対象となるか、また貸借対照表価額との整合をどのように確保するかが明確ではない。 この点、IFRS 第 7 号では信用リスクの開示対象として IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の契約資産が含まれることが明示されており、また IFRS 第 16 号「リース」では日本基準におけるリース投資資産とリース債権の区分が存在せず、いずれもリース未収金という金融資産として IFRS 第 7 号の適用対象となっている。 以上を踏まえると、予想信用損失適用指針案の開示規定について、予想信用損失モデルの対象になる契約資産及びリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分に対してどのように適用するのかについて、明確化することが必要であると考えられる。	リースにより生じた債権を含む。）は金融商品と考えられるため、2026 年 10 月改正の金融商品会計基準では、債権に含めて定めを設けることとした。このため、リースにより生じた債権に係る予想信用損失の算定等は、金融商品会計基準の定めに従う。 一方、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、2026 年 10 月改正の金融商品会計基準の範囲に含めなかったが、金融商品的な性格を有すると考えられるため、予想信用損失の算定等は、開示も含めて、金融商品会計基準のリースにより生じた債権の定めに準じて会計処理を行う。この場合、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分に関して、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することを選択できるとする定め（金融商品会計基準第 28-5 項）についてリースに

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		より生じた債権の取扱いに準じて適用することが（略）」
	以下の事項について検討いただきたい。 金融商品ではない契約資産及びリース投資資産が信用リスクに関する注記の対象であるかどうかを明確化すること （理　由） 契約資産とリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分は金融商品ではないが、契約資産は債権の取扱いに準じて処理し、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分はリースにより生じた債権の定めに準じて会計処理を行うとされているため、予想信用損失の算定対象とされている（金融商品会計基準案第 68-2 項、第 68-4 項）。 一方、予想信用損失適用指針案では、「会計基準において予想信用損失を算定することとしているすべての金融商品について適用する。」（予想信用損失適用指針案第２項）とされ、また金融商品ではない契約資産とリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分は予想信用損失適用指針案第４項における「債権等」には含まれない。 この点、契約資産については、企業会計基準公開草案第 91 号「収益認識に関する会計基準（案）」第 150-4 項において開示も含めて予想信用損失適用指針の対象となると示されているが、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、本公開草案において開示上の取扱いは明示されていないと考えられる。 したがって、実務における誤解を避けるため、契約資産とリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、予想信用損失適用指針案に従った信用リスクに関する注記の対象であるかどうかをわかりやすく示すべきであると考えられ	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	る。	
（予想信用損失の分解情報についてのコメント）		
5.5) 購入又は組成した信用減損債権に対する「当期に発生の認識を行った債権等に係る発生の認識時の割引前の予想信用損失の合計額」について、補足説明又は設例への参照を加えて頂きたい。	以下の事項について検討いただきたい。 予想信用損失の分解情報として注記が求められる、購入又は組成した信用減損債権に対する「当期に発生の認識を行った債権等に係る発生の認識時の割引前の予想信用損失の合計額」について、補足説明又は設例への参照を加えること （理　由） 予想信用損失適用指針案第 75 項(3)また書きにおいて、購入又は組成した信用減損債権について、「当期に発生の認識を行った債権等に係る発生の認識時の割引前の予想信用損失の合計額」を注記するとされている。このような新しい概念である当該割引前の予想信用損失のイメージを市場関係者に共有するため、どのような数値を意図しているのかについて説明を補足するか、あるいは改正が提案されている金融商品実務指針案設例 11 において当該注記額がどのような数値となるのかを明示することが考えられる。 なお、予想信用損失適用指針案第 75 項(3)また書きにおいて「債権等」との表現があるが、対象が信用減損債権であるため、「債権等」との表現でよいかを整理する必要があると考えられる。	当期に発生の認識を行った購入又は組成した信用減損債権に係る発生の認識時の割引前の予想信用損失の合計額については、IFRS 第 7 号及び IFRS 第 9 号においても補足説明又は設例等は提供されておらず、また、ばらつきが生じる内容ではないと考えられるため、本会計基準等においても、特段の対応を行わないこととした。 左記のコメントのなお書き以下について、予想信用損失適用指針案第 75 項(3)は、購入又は組成した信用減損債権について記載しているものであるため、「債権等」を「債権」とするように、予想信用損失適用指針案第 75 項（予想信用損失適用指針第 74 項）また書きを次のとおり修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		している。)。 「また、(3)~~の購入又は組成した信用減損債権~~については、当期に発生の認識を行った購入又は組成した信用減損債権~~等~~に係る発生の認識時の割引前の予想信用損失の合計額を注記する。」
5.6) 予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表の作成にあたって、契約期間が12か月未満の債権等について信用リスクの著しい増大の判定が求められるかどうか明確化して頂きたい。	基本的な方向性には同意するが、以下の事項について検討いただきたい。 予想信用損失適用指針案第75項に従った予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表の作成にあたって、契約期間が12か月未満の債権等について信用リスクの著しい増大の判定が求められるかどうか明確化すること (理 由) 予想信用損失適用指針案第75項において、予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表を注記することが求められている。当該調整表の作成にあたっては、12か月の予想信用損失に等しい金額により算定した予想信用損失引当金と全期間の予想信用損失に等しい金額により算定した予想信用損失引当金を区分して示すことが求められ(同第75項(1)および(2))、さらに、全期間の予想信用損失に等しい金額により算定した予想信用損失引当金のうち、期末において信用リスクが著しく増大している債権等(信用減損金融資産を除く)を区分して示すことが求められている(同第75項(2)①)。 これについて、契約期間が12か月未満の債権等については、算定する予想信用損失の金額という観点で、12か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失が同額になるた	本公開草案では、期末において債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかを判定した上で、(1)期末において信用リスクが著しく増大していない債権等については12か月の予想信用損失を算定し、(2)期末において信用リスクが著しく増大している債権等については全期間の予想信用損失を算定することを提案している(金融商品会計基準案第27項、第28項及び第91-2項参照)。 このため、期末において信用リスクが著しく増大しているかどうかを判

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	め、いずれの期間の予想信用損失であっても会計処理の結果として異なるものとはならないと考えられる一方、当該注記事項の定めによって、契約期間が 12 か月未満の債権等に対する注記を作成する目的で、期末において信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定する手続が求められると考えられる。なお、2015 年 12 月に開催された ITG においては、満期が 12 か月未満の金融資産についても信用リスクの著しい増大を判定することが必要であり、その判定に基づき開示が要求されるという IASB スタッフによる分析があり、ITG のメンバーも当該分析に概ね同意していたと理解している。 これらの議論は本公開草案にも当てはまるのではないかと思われるが、実務における解釈のばらつきを避けるため、注記事項の作成にあたって、契約期間が 12 か月未満の債権等について信用リスクの著しい増大の判定が求められるかどうかについて明確化することが望まれる。 なお、信用リスク・エクスポージャーの注記（予想信用損失適用指針案第 82 項）も同様の論点があると考えられる。	断し、予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表においては、12 か月の予想信用損失に等しい金額により算定した予想信用損失引当金又は全期間の予想信用損失に等しい金額により算定した予想信用損失引当金に区分して注記することになると考えられる。
5.7) 予想信用損失引当金と現行の貸倒引当金との違い等をまとめて頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(75 項) （項目・論点） 予想信用損失の分解情報 （意見等） 「予想信用損失引当金」と「一般貸倒引当金」、「個別貸倒引当金」の取扱いとの違いや留意すべき点をまとめていただきたい。 （理由等） 各金融機関が、予想信用損失引当金への移行を検討するにあたり、これまでの一般貸	本会計基準等では、新たに予想信用損失モデルを導入しており、予想信用損失適用指針案第 75 項で提案している予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表の注記についても、従前の貸倒引当金の注記と単純に比較できるものではないと考えられる。 また、予想信用損失適用指針案第 75

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	倒引当金、個別貸倒引当金との取扱いの違いなどを確認するために、左記のような取りまとめ文書があることは非常に有用であると考えられるため。	項で提案している予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表の注記については、予想信用損失適用指針の開示例1が参考になると考えられる。 このため、特段の対応を行わないこととした。
（当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報についてのコメント）		
5.8) 信用リスクに対するエクスポージャーの開示において注記すべき内容を確認したい。	企業会計基準適用指針公開草案第88号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」82項において、「債権等の取得価額又は償却原価、及び信用リスクに対するエクスポージャー」との文言があるが、これでは同82項で規定されている区分ごとに「取得価額又は償却原価」と「信用リスクに対するエクスポージャー」の２つを開示しなければならないかのように読めてしまわないだろうか。この点、IFRS第7号35M項では金融資産について総額での帳簿価額、ローン・コミットメント及び金融保証契約について信用リスクに対するエクスポージャーが紐づけられており、上記とは異なる取扱いになっているように見受けられる。	左記のコメントを受けて、個別の債権及び満期保有目的の債券については取得価額又は償却原価、並びに金融保証契約及び貸出コミットメント等については信用リスクに対するエクスポージャーを注記することが明確となるように、予想信用損失適用指針案第82項（予想信用損失適用指針第81項）を次のとおり修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「信用リスク・エクスポージャーを評価し、信用リスクの著しい集中を理解できるようにするために、信用リスク

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		格付ごとに債権等のうち、個別の債権及び満期保有目的の債券については取得価額又は償却原価、~~及び~~並びに金融保証契約及び貸出コミットメント等については信用リスクに対するエクスポージャーを次の区分ごとに注記する。(略)」
5.9)信用減損金融資産であり、かつ、予想信用損失を単純化した会計処理により算定する場合の信用リスクに対するエクスポージャーの開示の取扱いを確認したい。	企業会計基準適用指針公開草案第88号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」82項について、信用減損金融資産（購入又は組成した信用減損債権を除く。）であり、かつ、予想信用損失が会計基準第28-4項及び第28-5項に従って算定される収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権でもある場合、同82項(2)の②と③のどちらに区分すべきかが不明ではないか。	本公開草案では、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、原則主義であるIFRS第9号の予想信用損失モデルに関する定めについて、条件変更に関する定めを除いて取り入れている。また、信用リスクに係る開示に関するIFRS第7号の定めについても、開示例を含め、IFRS第9号の定めを取り入れないとした条件変更に関する注記事項を除き原則としてすべて取り入れる提案を行っている。 このため、予想信用損失適用指針案第82項(2)②信用減損金融資産（購入又は組成した信用減損債権を除く。）であり、かつ、③予想信用損失が会計

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		基準第 28-4 項及び第 28-5 項に従って算定される収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等及びリースにより生じた債権である場合、予想信用損失適用指針案第 82 項(2)②と③のいずれに区分すべきかについて、IFRS 第 7 号の定めよりも詳細に定めることによって、IFRS 会計基準を適用している企業の実務と相違する懸念があると考えられる。 したがって、各企業において、開示目的に照らして、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるように開示することが考えられる。 したがって、特段の対応を行わないこととした。
5.10) 信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表	予想信用損失適用指針案第 90 項(1)における「債権」については、満期保有目的の債券を含む表現に変更すべきであると考える。 (理由) 予想信用損失適用指針案第 90 項（信用リスクに対する最大エクスポージャーを最も	左記のコメントを受けて、満期保有目的の債券を含む表現となるように予想信用損失適用指針案第 90 項（予想信用損失適用指針第 89 項）(1)を修

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
す金額を示す定めに満期保有目的の債券を含めるべきである。	よく表す金額に関する規定）では、(1)債権、(2)金融保証契約、(3)貸出コミットメント等についての記載があるが、満期保有目的の債券に係る記載は含まれていない。 開示の趣旨を踏まえれば、満期保有目的の債券を対象から除外する合理的な理由は見当たらないと考えられる。本来であれば、「(1)債権の償却原価」の記載に満期保有目的の債券を含めることが適切であると考えられる。	正することとし、あわせて、5.11)のコメントへの対応のために、予想信用損失引当金の控除に関する記載を同項本文ではなく、同項(1)において行うように修正した。(追加は下線、削除は取消線で示している。)。 「信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額は、一般的に、次の金額から（略）~~及び予想信用損失引当金~~を控除した後の額となる。 (1)　債権及び満期保有目的の債券の~~償却原価又は~~取得価額又は償却原価から予想信用損失引当金を控除した後の額 （略）」
	以下の事項について検討いただきたい。 最大エクスポージャーを最もよく表す金額の説明について、満期保有目的の債券を含む記載に変更すること （理　由） 予想信用損失適用指針案第90項では、信用リスクに対する最大エクスポージャーの対象として、債権、金融保証契約、貸出コミットメント等が示されているが、同様に予想信	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	用損失の算定対象となる満期保有目的の債券が含まれていない。 予想信用損失適用指針案第４項における「債権等」には満期保有目的の債券が含まれており、予想信用損失適用指針案第 90 項にも満期保有目的の債券を含めるべきであると考えられる。	
5.11) 金融保証契約及び貸出コミットメント等の最大エクスポージャーを最もよく表す金額について、IFRS 第 7 号の定めと整合するように修正して頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(90 項) （項目・論点） 最大エクスポージャーを最もよく表す金額 （意見等） 予想信用損失適用指針案第 90 項において、「最大エクスポージャーを最もよく表す金額」として、「金融保証契約」や「貸出コミットメント等」からも予想信用損失引当金を控除するものとされているが、IFRS 第 7 号の規定では引当金を控除しないものと認識しており、IFRS と整合した要求事項としていただきたい。 （理由等） 予想信用損失適用指針案第 90 項では、「最大エクスポージャー」について以下のとおり規定している。 90. 信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額は、一般的に、次の金額から金融商品実務指針第 140 項に従って相殺した金額及び予想信用損失引当金を控除した後の額となる。 (1) 債権の償却原価 (2) 金融保証契約については保証が請求された場合に企業が支払わなければならない最大金額	左記のコメントを受けて、金融保証契約及び貸出コミットメント等の最大エクスポージャーを最もよく表す金額について、IFRS 第 7 号の定めと整合的に予想信用損失引当金を控除しないように予想信用損失適用指針案第 90 項（予想信用損失適用指針第 89 項）を修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額は、一般的に、次の金額から（略）~~及び予想信用損失引当金~~を控除した後の額となる。 (1) 債権及び満期保有目的の債券の~~償却原価又は~~取得価額又は償却原価から予想信用損失引当金を控除した後

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	(3) 貸出コミットメント等についてはコミットメント全額 一方で、IFRS 第 7 号 B9 項では以下のとおり規定している。 B9 第 35K 項(a)及び第 36 項(a)は、信用リスクに対する企業の最大エクスポージャーを最もよく表す金額の開示を求めている。金融資産については、この金額は一般的には次の金額を控除した後の帳簿価額の総額となる。 (a) IAS 第 32 号に従って相殺した金額 (b) IFRS 第 9 号に従って認識した損失評価引当金 予想信用損失適用指針案においては金融保証契約や貸出コミットメント等についても予想信用損失引当金を控除するものとされているが、IFRS 第 9 号では「金融資産」について引当金を控除するものとされており、金融保証契約やローン・コミットメントは控除対象外であると認識している。 上記の点、基準間差異を設けることを意図した審議は行われなかったと認識しており、意図しない基準間差異とならないように、IFRS 第 7 号の規定と整合するよう修正いただきたい。	の額 (略)」
5.12) 信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額が金融商品実務指針第 140 項に従って相殺した金額を	以下の事項について検討いただきたい。 予想信用損失適用指針案第 90 項における信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額に関する説明の記載を見直すこと (理　由) 予想信用損失適用指針案第 90 項において、信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額が金融商品実務指針第 140 項に従って相殺した金額を控除した後の額となると示されている。 この点、IFRS 会計基準における相殺の定めと異なり、金融商品実務指針第 140 項によ	金融商品実務指針第 140 項では、一定の要件を満たす場合には金融資産と金融負債を相殺して表示できるとしている。このため、左記のコメントは、金融商品実務指針第 140 項を適用して相殺している場合と相殺可能であったとしても相殺していない場合があることから、信用リスクに対する

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
控除した後の額とされている点を見直すべきである。	る相殺表示は容認規定であり、また相殺表示に関する注記も求められていない。 　したがって、金融商品実務指針第 140 項に従って相殺表示を行っているかどうかは企業の選択適用の結果であり、信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額が金融商品実務指針第 140 項に従って相殺した金額を控除した後の額となるとは必ずしもいえないと考えられる。そのため、提案の記載を修正することをお願いしたい。	最大エクスポージャーを最もよく表す金額が金融商品実務指針第 140 項に従って相殺した金額を控除した後の額としている点を見直すべきとの意見であると考えられる。 　この点、信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額は、金融商品実務指針第 140 項に従って相殺した金額又は相殺可能であったが相殺しなかった金額を控除した後の金額となると考えられる。 　しかし、公開草案後の再審議において、相殺しなかった場合にも相殺可能であった金額を控除した後の金額とすると、実務的な負担が大きくなることを懸念する意見や相殺可能であったが相殺しなかった場合に相殺前の金額とすると IFRS 会計基準との差異となるものの、エクスポージャーが過少表示になるわけではないことになることから、公開草案どおりとすることを支持する意見が聞かれた。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		このため、特段の対応を行わないこととした。
（簡素化された予想信用損失の算定方法又は選択可能な会計処理を適用した場合の注記についてのコメント）		
5.13) 簡素化された予想信用損失の算定方法の適用の有無について注記することを必須とすべきである。	基本的に同意するが、「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」も併せて開発・設定する場合には、財務諸表の注記において、その実態に応じて、下記いずれかの記載を行うことを必須とするべきであると考える。 • 当社（当社グループ）は、重要性の観点から許容されると判断する場合を除いて、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用しておりません。 • 当社（当社グループ）は、重要性の観点から許容されるか否かに関わらず、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用しております。 （「意見の理由」参照） 【意見の理由】 「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」も併せて開発・設定する場合には、我が国会計基準が適用されている財務諸表の中には、予想信用損失の認識・測定に関して、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」が適用されている財務諸表と、そうではない財務諸表とが混在してしまうことになる。 かかる混在は、予想信用損失の認識・測定に関して「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」が適用されている財務諸表、及び、その作成者に対して、「かかる会計基準が適用されているという事実が必ずしも簡潔・明瞭には財務諸表利用者へ伝わらない」という重大な不利益をもた	左記のコメントへの対応については、5.2)で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	らす。 したがって、「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」を開発・設定する場合には、かかる不利益を極小化するために、財務諸表の注記において、その実態に応じて、下記いずれかの記載を行うことを必須とするべきであると考える。 • 当社（当社グループ）は、重要性の観点から許容されると判断する場合を除いて、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用しておりません。 • 当社（当社グループ）は、重要性の観点から許容されるか否かに関わらず、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用しております。	
5.14）選択可能な会計処理の適用状況と適用範囲についての注記を要求するべきである。	IFRS 第 9 号とは異なる日本独自のオプションの適用状況と適用範囲を財務諸表利用者が識別できるよう、当該オプションに係る注記を要求するべきであると考える。 （理由） 本公開草案では、IFRS 第 9 号には存在しない日本独自のオプションが複数定められているものの、予想信用損失適用指針案においては、「簡素化された予想信用損失の算定方法」以外のオプションに係る注記に関する明確な定めが置かれていない。 今回の基準開発の最大の目的は、金融商品会計について国際的な整合性を確保することであると理解している。しかし、財務諸表利用者が開示された財務諸表から、金融商品の減損に関して IFRS 第 9 号と同じ会計処理方法を適用しているか否かを容易に判別できない場合には、今回の基準開発の目的が十分に達成されないおそれがある。 したがって、IFRS 第 9 号とは異なる日本独自のオプションを適用している場合には、当該オプションを適用している旨、及びその適用範囲について、財務諸表利用者が理解できるような情報（※）を注記することを要求すべきであると考える。	寄せられたコメントを踏まえて再審議を行い、金融商品実務指針案第 356-2 項を次のとおり追加することとした（追加は下線で示している。）。 「356-2.　企業が本実務指針に従い適用した会計処理について、財務諸表利用者が理解できるように、企業が企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号に照らして重要な会計方針に該当すると判断した場合は、重要な会計方針として注記することが考えられる。」

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	（※）例えば、金融商品実務指針案第 137 項に従い、金融保証契約に係る①予想信用損失の金額と②発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額を別個に取り扱う場合には、それぞれの貸借対照表価額を開示するなど、過大な実務負担を伴わない範囲で当該オプションの適用範囲を明確に示すことが可能であると考える。 なお、本公開草案で日本独自のオプションが設けられている趣旨は、主として実務負担の軽減に配慮したものと理解している。しかし、IFRS 第 9 号との違いが開示されない場合、IFRS 第 9 号と同等の会計処理を適用している企業とそうでない企業とを財務諸表利用者が識別することが困難となる。その結果、IFRS 会計基準準拠により国際的な説明責任を果たしている企業であっても、利用者の誤解により正当な評価を受けられず、資金調達等に不利な影響を受ける可能性がある点が懸念される。 以上の観点から、日本独自のオプションの適用状況について、財務諸表利用者が適切に判断できるよう注記の充実を図ることが望まれると考える。	
（その他）		
5.15） 実効金利法に含めない手数料を収益認識会計基準に準じて会計処理する場合には、開示についても同基準に準じる旨を明確にすべきで	実効金利法に含めない手数料を収益認識会計基準に準じて会計処理する場合には、開示についても同基準に準じる旨を明確にすべきであると考える。 （理由） 本公開草案では、一定の要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができるとされている（金融商品実務指針案第 57-10 項）。また、先に質問 4（償却原価に係る会計処理に関する質問）の(3)でコメントしたとおり見直しが望ましいと考えているものの、本公開草案では、組成した貸付金等のうち発生の認識時に信用減損していないものについて、償却原価の適用に際して実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができ、この場	左記のコメントへの対応については、4.35)で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
ある。	合、実効金利の不可分な一部である手数料は収益認識会計基準に準じて収益を認識するとされている（金融商品実務指針案第 105-2 項）。 しかし、これらの手数料について単に「収益認識会計基準に準じて会計処理する」と定められているだけでは、開示についても収益認識会計基準に準じた取扱いが求められているのかが明確ではない。認識及び測定において収益認識会計基準に準じるのであれば、注記においても同様の取扱いとするのが合理的であると考える。 したがって、実効金利法に含めない手数料を収益認識会計基準に準じて認識・測定する場合には、開示に関する取扱いについても収益認識会計基準に準じる旨を明確に規定することが望まれると考える。	
5.16）適用開始に関する開示は（貸倒引当金の計上方法の変更）において開示することとなるか確認したい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案(BC141 項) （項目・論点） 適用開始に関する開示 （意見等） 予想信用損失適用指針案 BC141 では、「本適用指針の適用初年度においては、企業会計基準第 24 号第 10 項(5)の注記に代えて～開示することとしている。」とあるが、従来通りの（貸倒引当金の計上方法の変更）で開示する認識でよいか教えていただきたい。 （理由等） 「代えて」との表現が、従来通りの（貸倒引当金の計上方法の変更）ではなく適用初年度は新しい項目を作成するべきか把握できなかったため。	会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更となるため、会計方針の変更に係る注記において、記載することが考えられる。
5.17）連結財務諸表において注	基本的に同意するが、一部について強く反対する。 「信用リスクに関する注記事項は、連結財務諸表において注記している場合には、個	コメントへの対応は、5.2）で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとする提案に反対する。	別財務諸表において記載することを要しないことを提案している。」の部分は、有害であるので、強く削除を求める。斯様な余計な寛恕規定は JGAAP の品質と市場での信用を毀損するだけであり、強く反対する。	
5.18）債権について引き続き流動固定分類が求められている点を明確化して頂きたい。	以下にコメントする点を除き、同意する。 債権の流動固定分類 （コメント） 債権について引き続き流動固定分類が求められている点を明確化していただきたい。 （理由） 予想信用損失適用指針案 BC118 項において、「20XX 年改正前の会計基準は、債権について、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に区分していたが、20XX 年改正会計基準は予想信用損失モデルを導入したことに伴い、当該区分を廃止した。」とあり、一方で、企業会計原則注解（注 16）における「ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権及びこれに準ずる債権で１年以内に回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。」との文言は今回の改正には含まれていない。このとき、旧区分は廃止されたことから、企業会計原則注解（注 16）の流動固定分類の要求が金融商品会計基準案における債権において求められていないとの誤解を与えかねないと考えられる。したがって、金融商品会計基準案又は予想信用損失適用指針案にてこの点を明確化すべきであると考えられる。	本公開草案に至る審議において、債権について、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の区分を廃止すること並びに破産更生債権等の区分表示を求めないことを提案している。左記のコメントは、この提案のうち、債権について一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の区分を廃止することに関する提案と企業会計原則注解（注 16）の流動固定分類の要求事項との関係を明確にすることを求めるものであると考えられる。 本公開草案は、企業の主目的たる営業取引により発生した債権についての流動固定分類を変更するものではなく、企業会計原則における第三 四

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		（一）における「期限が一年以内に到来する債権は、流動資産に属するものとする。」との記載についても、改正の対象としていない。また、企業会計原則注解（注 16）における、当該企業の主目的たる営業取引により発生した債権のうち、「破産債権、更生債権及びこれに準ずる債権で１年以内に回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。」との記載についても改正の対象としていない。 本公開草案における提案により、破産債権、更生債権及びこれに準ずる債権という区分は無くなるものの、企業会計原則注解（注 16）の記載を踏まえると、受取手形、売掛金、前払金などの当該企業の主目的たる営業取引により発生した債権のうち、信用減損債権に該当し、かつ１年以内に回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に分類するこ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		とが考えられる。 　このため、本公開草案の提案は債権の流動固定分類について変更するものではないことから、特段の対応を行わないこととした。
5.19）貸倒引当金の取崩額が繰入額を上回る場合及び直接減額を行った後に、残存する帳簿価額を超える金額の回収を行った場合における営業外収益としての表示区分の是非に関して改めて検討して頂きたい。	営業外収益としての表示区分 （コメント） 　「貸倒引当金の取崩額が繰入額を上回る場合」及び「直接減額を行った後に、残存する帳簿価額を超える金額の回収を行った場合」における営業外収益としての表示区分の是非に関して改めてご検討いただきたい。 （理由） 　予想損失適用指針案第69項においては、「貸倒引当金の取崩額が繰入額を上回る場合、原則として、当該金額を営業費用若しくは営業外費用からの控除又は営業外収益として表示する。」とあり、現行の金融商品実務指針の定めを引き継ぐ形とされている。このとき、この貸倒引当金戻入額の表示区分については、原則的には引当金繰入額と同じ区分に表示すべきことから、営業費用又は営業外費用の控除とすることが適当である。従前、金融商品実務指針において営業外収益としての表示が認められていたのは、企業会計基準第24号の公表までにおける我が国の会計実務に配慮したものであったと考えられるが、国際的な会計基準との整合性を考慮した今般の予想損失適用指針案の適用を機に、原則的な方法である営業費用又は営業外費用からの控除のみを定めることが適当であると考えられる。 　また、同適用指針案第70項においては、「直接減額を行った後に、残存する帳簿価額	本公開草案では、IFRS第9号の予想信用損失モデルを導入することを主眼としており、表示については2026年10月改正前の取扱いを継続することを提案している。 　このため、特段の対応を行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	を超える金額の回収を行った場合には、原則として営業外収益として表示する。」とされている。しかしながら、この償却債権取立益については、過年度の貸倒損失の額の見直しであって、会計上の見積りの変更と考えられることから、貸倒損失と同じ区分（営業費用又は営業外費用からの控除）とすべきことが考えられる。	
5.20） 予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金と貸借対照表で表示されている貸倒引当金との調整表の開示を求めるべきである。	債権及び満期保有目的の債券に係る予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金と貸借対照表で表示されている貸倒引当金との調整表の開示も求めてはどうか。 敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権については現行の金融商品会計基準等における取扱いが継続されることから、このような調整表がないと債権及び満期保有目的の債券に係る予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金と貸借対照表で表示される貸倒引当金との関係が分かりづらいためである。	予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金と貸借対照表で表示されている貸倒引当金との調整表を作成する場合の有用性と作成するためのコストとを比較衡量した結果、便益がコストを必ずしも上回るとは言えないと考えられるため、追加の開示を求めないこととした。
5.21） 他の注記事項に既に記載している情報については、参照することができる旨を規定すべきである。	重要な会計方針の注記のみならず、他の注記事項に既に記載している情報についても、繰り返す必要はなく、当該他の注記事項を参照することができる旨を規定すべきである。 例えば、IFRS 任意適用企業では金融保証契約に関する信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額として偶発負債に関する注記を参照することがあるが、日本基準でもこのような参照を排除すべき特段の理由は見当たらないと考えられるためである。	財務諸表内の他の注記事項に既に記載されている情報について、参照することは妨げられないと考えられる。
5.22） 開示項目及び内容につい	［協同組織金融機関からのコメント］ 予想信用損失適用指針第 71 項から第 74 項において開示目的に関して記載があり、開	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
て柔軟な対応が可能であることを示して頂きたい。	示項目は、その目的に照らして各社が判断すると理解している。開示項目・内容は、各金融機関が目的に基づき、会計監査人との協議のうえ、柔軟な対応が可能であることを予想信用損失適用指針や補足文書に示していただきたい。	諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留めることとする。
（質問 6-1）適用時期に関する質問		
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		
6-1.1） 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
	全面的に同意する。	同　上
	強制適用の時期については、システム開発やドライランを考慮すると、本公開草案で示されている 3 年程度の期間が必要であり、提案に賛同する。	同　上
	同意する。 （理由等） 基準公表後、3 年程度の準備期間はシステム対応を考慮しても妥当と考える。	同　上
	本公開草案の提案に同意する。質問 6-1 に対応する我々のアンケートの Q6-1 では、「同意する」が 78.6%、「同意しない」が 7.1%、「どちらともいえない」が 14.3%であった。 提案に同意しない意見もあったが、適用時期までの期間が極めて長いものの、一部の	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	金融機関がシステム対応に多くの時間を要することを考慮すれば、やむを得ないと考える。	
6-1.2) 分類及び測定の審議を踏まえた柔軟な対応が必要である。	３年程度とする本案に同意しますが、別途審議が開始された「分類・測定」と同時に適用することがより効率的であるケースも想定しうるため、今後の「分類・測定」審議動向を踏まえ、柔軟に対応することが必要と考えます。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。 金融商品の分類及び測定については、見直しに着手しているところではあるが、本会計基準等の公表時点においては、適用時期の審議には至っていない。
（原則的な適用時期を延期することを求めるコメント）		
6-1.3) 強制適用までの期間を延長すべきである。	［協同組織金融機関からのコメント］ • 公表から３年程度経過した４月１日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用すると提案されている。しかしながら、新基準適用に備えたデータ検証作業やシステム改修に相応の時間を要することが予想され、適用までの期間が公表から３年程度では、十分な準備ができない懸念がある。今回提出した意見に配慮いただいた場合であっても、適用時期として提示された３年程度について、さらなる長期化の時間的猶予をいただきたい。	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留めることとする。
6-1.4) 原則的	（対象文書）	左記のコメントも踏まえて、最終化

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
な適用時期までの期間を、会計基準の公表から少なくとも３年以上、金融機関の準備負荷を鑑みれば４年程度としていただきたい。また、日本公認会計士協会の実務指針や、業法の改正動向も考慮して頂きたい。	本公開草案全体 （項目・論点） 適用時期 （意見等） 原則的な適用時期までの期間を、会計基準の公表から少なくとも３年以上、金融機関の準備負荷を鑑みれば４年程度としていただきたい。また、日本公認会計士協会の実務指針や、業法の改正動向も考慮していただきたい。 （理由等） 本公開草案における会計基準は、債権単位・相対的アプローチに基づいた信用リスク管理を基礎とする予想信用損失モデルへの変更を行うものであり、これまでの債務者単位・絶対的アプローチ、及び過去貸倒実績を基礎とした金融機関の信用リスク管理を根底から変更するものである。また、金利収益の認識についても、関連する手数料・費用を含めた実効金利法への変更を行うものであり、現行の約定金利をベースとした金利収益の認識を大きく変更するものである。 本基準への対応として、金融機関では会計処理に加え、関連業務など様々な見直しが必要となる。まず、本基準を実務に適用するにあたっては、当初認識時からの信用リスクの増大を追跡できるように債権単位でのデータ管理が必要となるほか、実効金利法の適用のため、多種多様な手数料・費用と金融資産との紐づけが必要となり、根幹となるシステムや業務フローに大幅な変更を加える必要がある。また、そうして算定される貸倒引当金や金利収益に関し、その正確性を担保できるよう、堅固な内部統制を構築する必要がある。さらに、予想信用損失モデルは将来予測情報を引当に反映させるものであり、恣意的な算定とならないように、経営陣含めた堅固なガバナンス体制を構築することが求	に向けて適用時期の検討について審議を行った。再審議では金融機関への影響、体制の整備やシステム開発といった本会計基準等の適用に向けた準備期間の必要性を踏まえたうえで、国際的な会計基準の適用時期からの乖離の期間や財務諸表利用者の観点も踏まえて審議を行った。 審議の結果、会計基準の公表から原則的な適用時期までの準備期間を３年半程度とすることとし、原則的な適用時期については 2030 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首とすることとした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	められる。 　また、本基準は金融機関の関連業務にも大きく影響する。本基準の 3 つのステージに基づく相対的アプローチの導入は、現行の旧金融検査マニュアルの債務者区分をベースとした自己査定の在り方に大きな見直しを迫るものであり、枠組みの変更のみならず、融資の査定現場においてその理解を浸透させる必要があることを踏まえると、相応な準備期間が必要となる。また、債権単位での管理や、実効金利法の導入は、債権等のプライシングを含めた管理会計の在り方にも見直しが必要となり、これらも融資現場における理解の浸透が必須となる。加えて、当局の法令等との関係では、銀行法施行規則に基づく「リスク管理債権」の報告内容も今後の制度に合わせて ASBJ 基準への対応と同時並行にて進めていく必要がある。 　最終基準の公表から強制適用までの期間が長い場合、その間、国際的会計基準と整合しない状態が続くことになる点は理解しているが、必要な準備期間が設けられなかった場合、金融機関の体制構築が不十分なままに適用日を迎える懸念がある。その場合、財務諸表の正確性に懸念が生じるのみならず、新しい自己査定実務や管理会計、信用リスク管理全般が不安定なまま適用時期を迎えることとなり、我が国の金融システムの安定性にも大きな懸念を生じさせかねないものと考えている。	
（強制適用の時期について慎重な検討を求めるコメント）		
6-1.5）　強制適用の時期について、慎重な検討が必要である。	［協同組織金融機関からのコメント］ 　適用時期として示された「3 年程度」については、実務上の準備期間としてなお慎重な検討が必要である。 　今回の改正は、従来と大きく異なる実務対応を求める内容を含むうえ、表現が抽象的な項目も多く、内容の理解や監査法人との調整に相応の時間を要する可能性が高い。さ	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 　協同組織金融機関が参照する会計

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	らに、これらを踏まえたシステム対応等にも一定の期間を要することが見込まれる。 したがって、寄せられたコメントに加え、委員以外の対象法人における事務負荷やコスト等の影響についても実態を十分に調査したうえで、適用時期を設定すべきである。 ※ 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」第 120-4 項等	の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留めることとする。
	［協同組織金融機関からのコメント］ 適用時期として示された「3 年程度」については、実務上の準備期間としてなお慎重な検討が必要である。今回の改正は、従来と大きく異なる実務対応を求める内容を含むうえ、表現が抽象的な項目も多く、内容の理解や監査法人との調整に相応の時間を要する可能性が高い。さらに、これらを踏まえたシステム投資及び内部統制等の整備にも一定の期間を要することが見込まれる。 したがって、寄せられたコメントに加え、事務負荷やコスト等の影響についても実態を十分に調査したうえで、適用時期を設定していただきたい。	同　上
	適用時期について 本会計基準の適用時期については、公表から概ね３年程度の準備期間が想定されているものと理解している。 しかしながら、後述のとおり、当業態を取り巻く実務環境やリソース制約等を踏まえると、画一的な適用時期を前提とするのではなく、十分な準備期間の確保、又は規模特性等を踏まえた段階的な適用について検討することが不可欠であると考える。 なお、1990 年代後半に行われた会計基準の抜本的な見直しにおいては、引当金算定の前提となる自己査定の導入に際し、その試行から実務として定着するまでに相当の期間	当委員会が公表する企業会計基準については、我が国の上場企業等で用いられる一般的な会計基準として開発を行っており、金融機関の規模・特性に応じた会計基準の段階的な適用は想定していない。 適用時期に関するその他のコメントへの対応については、6-1. 4）で記載

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	を要したことは周知のとおりである。 　今回の会計基準改定は、それに匹敵する影響を実務にもたらすものであり、基準の円滑な導入と実務への定着を確保する観点からも、適用時期の設定にあたっては、十分な準備期間を前提とした慎重な検討が行われることが望ましい。 (1) STEP4 に係るシステム・実務基盤の制約 • 本会計基準における STEP4 は、日本独自の制度設計であり、現時点において、当該手法に対応した汎用的なパッケージシステムは存在していない。 • そのため、多くの金融機関においては、個別開発や既存システムの大幅な改修を前提とした対応が不可避であり、実務負担の軽減を目的とした STEP4 であっても、システム対応の観点からは、むしろ原則的手法以上に時間を要する可能性がある。 • また、システムベンダー側の人的リソースにも制約がある中で、地域銀行が一斉に STEP4 対応を進めることは、現実的な開発スケジュールの観点からも困難が想定される。 (2) 足元の経営環境と人的リソースの制約 • 我が国では約 30 年ぶりに「金利のある世界」へと転換しており、銀行業務の基幹である ALM 運営や金利リスク管理の再構築が喫緊の経営課題となっている。 • このため、多くの金融機関において、本部機能を中心とした人的リソースは、ALM 対応や収益構造改革に大きく割かれている状況にある。 • こうした状況下で、信用リスク管理や会計基準対応に関しても大規模な制度対応を同時並行で進めることは、実務上、相当な負荷を伴うものと考えられる。 (3) 地域銀行の人員構成・実務慣行の特性 • STEP4 の採用が想定される地域銀行においては、長年にわたり、貸倒引当実務や信用	している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	リスク管理の枠組みに大きな制度改正がなく、それを前提とした人員配置や業務分担が行われてきた経緯がある。 • このため、大規模な会計基準改正に即応できる専門人材や体制が十分に確保されていないケースも少なくない。 • また、本会計基準が求める将来予測情報の反映についても、地域経済や中小企業金融と密接に関係する日本固有の事情を踏まえた検討には、相応の試行期間と運用の蓄積が不可欠である。 (4) 求められる対応 • 以上を踏まえると、本会計基準の円滑な導入と実務への定着を確保するためには、公表後３年という一律の準備期間を前提とするのではなく、実務対応の進捗状況や規模特性を踏まえた十分な準備期間の確保、あるいは、金融機関の規模・特性に応じた段階的な適用といった柔軟な対応について、慎重かつ実務実態を十分に踏まえた検討が行われることが望ましい。	
（公表日の属する事業年度の期末から早期適用を認めることを求めるコメント）		
6-1.6) 公表日の属する事業年度の期末から早期適用を可能とすべきである。	早期適用については、適用可能な時期を極力前倒しするよう検討いただきたい。 IFRS 第 9 号は 2018 年 1 月以降に開始する事業年度から適用されており、国際的な実務との乖離が長期間に及んでいる。そのため、企業には可能な限り早期に適用を行いたいというニーズが存在しており、本基準改正により、国際的な会計基準との整合性及び財務諸表の比較可能性を向上させることが期待されている。また、ガバナンス強化の観点からも、ECL モデルによる信用リスク関連情報の高品質化を早期に実現することは投資家にとって有用である。更に、早期適用を選択する企業が増えることで、先行事例が蓄積され、全体の基準移行リスクも低減すると考えられる。日本企業の海外展開や資本	公表日の属する事業年度の期末から早期適用を求める理由については、財務諸表作成者及び財務諸表利用者のニーズを示すものであると考えられる。 左記のコメントに関し、改正金融商品会計基準の適用は見積りの変更に該当せず、会計基準等の改正に伴う会

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	市場での競争力維持のために、導入可能な企業における早期適用の前倒しを認めていただきたい。 　具体的には、早期適用の時期を公表日の属する事業年度の期末からとしていただきたい。2019 年 7 月 4 日公表の、企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」においては、2020 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から、もしくは、2020 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の期末から適用することができるとされており、本件も同様の取り扱いが可能ではないかと考える。 　なお、この場合も、本公開草案に記載のとおり、ECL の算定については見積りの要素が強いため、事後的判断を使用しないことが困難であり、遡及適用しないことが妥当であると考える。	計方針の変更にあたると考えられる。会計基準等の改正に伴う会計方針の変更については、原則として新たな会計方針を過去の期間の全てに遡及適用することとされている（企業会計基準第 24 号第 6 項(1)）。このため、本会計基準を期末から適用することはできないと考えられる。 　この点、本公開草案においては適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することとしている（金融商品会計基準案第 44-3 項）。 　ここで、公表日の属する事業年度の期末から金融商品会計基準等を適用可能とした場合、3 月決算の場合には、金融商品会計基準等の公表時点では既に期首から半年程度が経過しているため、適用初年度の累積的影響額に多くの事後的判断が用いられること

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		となると考えられる。 　このため、早期適用については本公開草案の提案を維持することとし、2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から改正金融商品会計基準等を適用することができることとした。
（質問 6-2）経過措置に関する質問		
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		
6-2.1）本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
	消極的に同意する。	同　上
	同意する。 （理由等） IFRS 会計基準と同様に比較年度作成を実施する場合、実質的に準備期間が足りなくなることが想定されるため。	同　上
	本公開草案の提案に同意する。質問 6-2 に対応する我々のアンケートの Q6-2 では、「同意する」が 78.6%、「同意しない」が 14.3%、「どちらともいえない」が 7.1%であった。 影響の大きい基準変更であるため、経過措置を設けることはやむを得ないと考える。 なお、以下の意見があった。 • 経過措置が 3 種類あると選択幅が過度に広く、企業間の比較可能性が低下し、監査・実務の複雑性や恣意的選択のリスクが高まる懸念がある。	本公開草案の公表に至る審議において、経過措置については、国際的な会計基準との整合性を重視し、IFRS 第 9 号の経過措置に関する定めをベンチマークとして検討を行っている。また、適用開始に関する開示について

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	• 基準変更の影響を容易に把握できるよう、多角的かつ多面的な情報開示による補完が望ましい。	は、IFRS 第 7 号における IFRS 第 9 号の適用開始に関する開示要求のうち、予想信用損失に関連するものを検討の上、取り入れている。 本公開草案において提案している経過措置に関する定め及び適用開始に関する開示の定めは、国際的な会計基準と整合していると考えられることから、本公開草案の提案を変更しないこととした。
（簡素化された予想信用損失の算定方法を適用した場合の経過措置についてのコメント）		
6-2.2) 簡素化された予想信用損失の算定方法の適用における適用初年度の取扱いを明確化して頂きたい。	基本的な方向性には同意する。 ただし、信用リスクの著しい増大に関する判定に係る簡素化された予想信用損失の算定方法の適用に当たって、適用初年度の期首より前の時点の内部信用格付を考慮するかどうかについて明確化していただきたい。 （理　由） 正常先の信用リスクの著しい増大に関する判定に係る簡素化された予想信用損失の算定方法に関連して、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)において、要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、前期末において一定の内部信用格付に区分されていたなどの条件に該当する場合（同項(2)の①から③に示す場合）に、債務者単位で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができるとされている。	寄せられたコメントを踏まえて再審議を行い、予想信用損失適用指針案 BC144 項(予想信用損失適用指針 BC149 項）を次のとおり修正することとした（追加は下線で示している。）。 「(略) なお、債務者単位で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証できる場合に関する適用初年度の期首における適用において、本適用指針第 58 項(2)におけ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	このような一定の内部信用格付に区分されていたとする時点の「前期末」は適用初年度の期首より前の時点になると考えられるが、予想信用損失適用指針の適用開始に当たって、適用初年度の期首より前の時点となる「前期末」の状況を考慮すべきかどうかについて経過措置の定めからも明確ではなく、適用初年度における「前期末」の取扱いを明確化すべきであると考えられる。	る「前期末」については適用初年度の期首の一年前に当該定めを適用していたと想定して、会計処理を行うことが考えられる。」
	（対象文書） 予想信用損失適用指針案 （項目・論点） 経過措置 （意見等） 簡素化された判定方法における正常先下位（要判定格付）の反証可能の要件の１つである「前期末において要判定格付であり、すでに反証済みの場合」は、適用初年度においてどのような取り扱いになるかをお示しいただきたい。 また、前期末で反証済みとされるものは存在しないが前期末以前に中間格付から要判定格付にランクダウンした先については、適用初年度に限り反証することができるのかもお示しいただきたい。 （理由等） 実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。	同　上
	基本的な方向性には同意します。ただし、次の項目についてご検討ください。 信用リスクの著しい増大に関する判定について簡素化された予想信用損失の算定方法を適用し、正常先について予想信用損失適用指針第 58 項(2)②に基づく反証を行う場合の、適用初年度の取扱いの明確化	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	（理由） 信用リスクの著しい増大に関する判定について簡素化された予想信用損失の算定方法（予想信用損失適用指針案第 55 項(1)）を適用し、正常先について同適用指針案第 58 項(2)②に基づく反証をする場合、適用初年度の期首においては前期以前の反証は実施していないことになりますが、この場合の取扱いを明確ではなく、適用初年度における「前期末」の取扱いを明確にする必要があると考えられます。	
（その他）		
6-2.3） IFRS 会計基準任意適用企業向けの経過措置の要否を検討し、その結論を結論の背景に明示すべきである。	同意する。 ただし、IFRS 会計基準任意適用企業向けの経過措置の要否を検討・整理し、その結論を「結論の背景」に明示すべきであると考える。 企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針(以下、「新リース適用指針」という。)」(2024 年 9 月公表）第 134 項では、IFRS 会計基準を連結財務諸表に適用している企業（又はその連結子会社）が当該企業の個別財務諸表に新リース会計基準を適用する場合、実務上の負担を軽減する観点から、IFRS 第 16 号の経過措置又は IFRS 第 1 号の免除規定を適用できる旨が定められている。 一方、今回の金融商品会計基準の改正では、「信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定」（予想信用損失適用指針案第 96 項）や「実効金利法の適用」（金融商品実務指針案第 206-2 項）等について経過措置が設けられているものの、IFRS 会計基準を連結財務諸表に適用している企業（又はその連結子会社）向けの経過措置は設けられておらず、その必要性を検討したかどうかについての記載もない。 例えば IFRS 会計基準を連結財務諸表に適用している企業（又はその連結子会社）が、IFRS 第 9 号第 7.2.11 項に基づく「実効金利法」に関する経過措置を適用していた場合に	2026 年 10 月改正金融商品会計基準等で金融商品の分類及び測定を変更しているのは、貸付金、重要な金融要素を含む債権及び満期保有目的の債券について実効金利法による償却原価法を原則としたことが主な内容である。 この点、IFRS 会計基準において適用が認められているが 2026 年 10 月改正金融商品会計基準等において定められていない会計処理が関係する金融商品は限定的であると考えられること、また金融機関においては、IFRS 会計基準による連結財務諸表の他、日本基準による連結財務諸表及び個別財

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	おいて、本改正基準の適用時に金融商品実務指針案第 206-2 項の経過措置を個別財務諸表に適用すると、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる償却原価に基づく会計処理が必要となる。このようなケースでは、実務上の負担を軽減する観点から、個別財務諸表でもIFRS 第 9 号の経過措置を適用できるようにすることが考えられる。 IFRS 会計基準を連結財務諸表に適用している企業（又はその連結子会社）に対する経過措置の検討・整理は、IFRS 会計基準の任意適用が認められている日本において、新たな日本基準を設定する際に不可欠であり、基準開発のデュー・プロセス上の重要事項である。 したがって、今回の金融商品会計基準の改正においても、IFRS 会計基準任意適用企業を念頭に置いた経過措置の必要性について検討・整理を行ったうえで、仮に当該経過措置を設けないとの結論に至った場合でも、その理由を含め「結論の背景」に明確に記載することが適切であると考える。	務諸表を作成していると考えられることから、IFRS 会計基準を連結財務諸表に適用している企業（又はその連結子会社）の個別財務諸表についての経過措置を求めるニーズは多くないと考えられる。 このため、特段の対応を行わないこととした。
6-2.4） 金融保証契約に対する経過措置の適用について確認したい。	基本的に同意いたします。 金融商品会計基準（案）２６－２項の（注８－2）は、90－３項にありますように今後の検討に委ねられているため、各会社又は監査法人によって見解が分かれる余地があり、現行の金融商品会計基準の債務保証より適用範囲が狭まる可能性も考えられます。 その場合、従来において債務保証契約分として処理した取引につき、新基準適用時に金融商品会計基準から収益認識会計基準に適用範囲が変更になったとき、経過措置は認められず、遡及適用になるのでしょうか。 また、まれなケースかもしれませんが、収益認識会計基準から金融商品会計基準への適用がふさわしいと判断された場合は、やはり経過措置は認められず、遡及適用になる	本公開草案においては、適用初年度の経過措置として、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することを提案している。 本公開草案において、会計方針の変更に伴う経過措置を設けることを提

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	のでしょうか。 　債務保証契約について、適用会計基準をまたがる変更がある場合の適用指針も示して頂ければ、実務上の混乱も最小限になるかと存じます。	案しているため、本公開草案の提案を変更しないこととした。
6-2.5)　債権の直接減額の方針を変更する場合の取扱いを明確化すべきである。	次の項目についてご検討ください。 　本公開草案が提案する会計基準の適用に伴い、債権の直接減額の方針を変更する場合の取扱いの明確化 （理由） 　現行金融商品実務指針第 123 項において、「債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合には、貸倒損失額を債権から直接減額して、・・・」と直接減額の会計処理が定められていますが、本公開草案では当該定めは削除される一方で、予想信用損失適用指針案第 66 項において、「債権等の全体又はその一部分を回収するという合理的な予想をしている場合、回収するという合理的な予想を有していない金額を債権等から直接減額する。」との定めが提案されています。この債権の直接減額の方針について、今回の会計基準の改正を機会に会社が変更することが考えられます。 　このような場合に、当該変更は会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するのかどうかを明確化するとともに、会計方針の変更に該当する場合、本公開草案の適用時に予想信用損失適用指針案第 66 項に基づき「回収するという合理的な予想を有していない金額」を改めて見積もり、債権等から直接減額する場合には、当該影響額について初年度適用時の期首利益剰余金を修正する経過的な取扱いを定めることが、市場関係者の混乱を回避する観点で有用であると考えられます。	金融商品会計基準案の適用初年度においては、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することを提案している。 　予想信用損失適用指針案の適用に伴って、債権の直接減額について新たな会計方針を適用する場合、通常、当該会計方針の変更は会計基準等の改正に伴うものと考えられるものの、会計方針の変更が会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するかについては、個々の事実と状況に応じて判断されるものであると考えられる。
（質問 7）設例及び開示例に関する質問		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		
7.1） 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
	全面的に同意する。	同　上
	本公開草案の提案に同意する。質問 7 に対応する我々のアンケートの Q7 では、「同意する」が 80.0%、「同意しない」が 6.7%、「どちらともいえない」が 13.3%であった。 なお、以下の意見があった。 • 予想信用損失適用指針案第 76 項では、予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表について、予想信用損失引当金の変動に重要性がある場合には、当該変動に関する説明を注記するとしている。この記載と同様に、同第 78 項における「償却原価の著しい変動がある場合」については、「償却原価の変動に重要性がある場合」とし、あわせて同［開示例 1］の標題「予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表及び債権の償却原価の著しい変動に関する情報」を「～償却原価の変動に重要性がある場合の変動に関する情報」と改めて、記載を整合させるべきである。 • 質問 5（開示に関する質問）においては、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用している場合には、その旨を注記することを要求事項として定めるべきであるとの改善提案を示した。これを踏まえると、予想信用損失適用指針案［開示例 1］においても、「債権の償却原価の変動に重要性がある場合の変動に関する情報」（前項参照）として、「簡素化された予想信用損失の算定方法」の適用有無及び適用変更の影響について、具体的な注記例を示すべきである。 • 予想信用損失適用指針案［開示例 1］の「2. 注記例」で示されている調整表につ	第 504 回企業会計基準委員会においてステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する検討の方向性として、IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした項目（例：条件変更）を除いて IFRS 第 7 号で要求される開示をすべて取り入れて、整合的なものとすることを基本的な方針とすることとした。 予想信用損失適用指針案第 78 項及び開示例 1 についても、それぞれ IFRS 第 7 号第 35I 項及び IG20B 項の開示例を取り込んでおり、債権等の償却原価の「著しい変動」についても、IFRS 第 7 号第 35I 項及び IG20B 項における「著しい（significant）変動」と整合的な用語を用いているものである。 このため、特段の対応を行わないこ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	いて、「組成、購入、回収及び売却した債権等」は、同第 78 項の例示に沿って「購入又は組成」「回収」「売却」に分解すべきである。変動の事由ごとに開示することは、将来キャッシュ・フローや業績、財政状態を見通す上で極めて有用な情報となる。 • 予想信用損失適用指針案第 85 項では「開示に用いる信用リスク格付の数は、企業が信用リスク管理目的で経営者に報告している数と整合的である必要がある。」と定められている。この定めは、同「[開示例 2-1] 信用リスク格付ごとの債権等の償却原価及び信用リスクに対するエクスポージャー」では「1. 前提条件」(3)で示されているが、「2. 注記例」「(1)内部信用格付別」で示されるべきである。2. (1)では、「内部信用格付 1-2」や「内部信用格付 3-4」のように、複数のノッチが集約して示されているが、同第 85 項の定めを当該注記例と併せて記載することで、開示の粒度が経営者への報告と整合的であることの注意喚起効果が高まると考える。また、内部信用格付について、当該注記例では 7 段階が示されている一方で、ASBJ 解説セミナー資料の 17 ページ及び 21 ページでは 10 段階が用いられている。7 段階では粒度が粗い印象があり、10 段階で示す方が適切であると考える。	ととした。 簡素化された予想信用損失の算定方法を適用する場合の注記事項については、5.2)のコメントへの対応において記載したとおり、簡素化された予想信用損失の算定方法を適用する場合に注記することが考えられる事項として予想信用損失適用指針案 BC131 項(1)から(3)において記載することとし、予想信用損失適用指針の本文では別途定めないこととした。このため、簡素化された予想信用損失の算定方法を適用する場合の注記例についても、特段の対応を行わないこととした。 予想信用損失適用指針案[開示例 1]については、IFRS 第 7 号 IG20B 項の開示例を取り入れたものである。公開草案の公表に至る審議において、「当期中に認識の中止が行われた金融資産」

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		及び「組成又は購入した新規の金融資産」による帳簿価額及び対応する予想信用損失引当金の変動額を開示するためのコストは相当程度高いと考えられることから、IFRS 第 7 号 IG20B 項の開示例ののうち、「当期中に認識の中止が行われた金融資産」及び「組成又は購入した新規の金融資産」については「組成、購入、回収及び売却した債権等」として 1 つにまとめて取り入れることを提案したものである。 　このため、特段の対応を行わないこととした。 　開示例 2-1 は IFRS 第 7 号 IG20C 項の開示例の内容を一部修正して取り入れたものである。開示に用いる信用リスク格付の数は、企業が信用リスク管理目的で経営者に報告している数と整合的である必要があることについては、IFRS 第 7 号 IG20C 項においても、開示例そのものではなく開示例の

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		前提となる定めの内容として記載されていると考えられるため、2. 注記例の中ではなく、1. 前提条件として記載している。 また、内部信用格付の段階数については、IFRS 第 7 号の開示例 IG20C 項においても 7 段階で記載されている。 このため、特段の対応を行わないこととした。
（設例の追加を求めるコメント）		
7.2) 設例及び開示例について、より簡素な事例や様式を提示して頂きたい。	［協同組織金融機関からのコメント］ 設例および開示例は、基準の理解を助けるうえで有用であり、実務上の参考となる。 一方で、地域金融機関においては取引の単純性やリソースの制約も踏まえ、より簡素な事例や様式の提示があると、実務への定着が一層図られるものと考える。	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留めることとする。
7.3) 将来予測	［協同組織金融機関からのコメント］	当委員会が公表する企業会計基準

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
情報の考慮方法や簡素化された予想信用損失の算定方法を採用した場合の設例を示して頂きたい。	全体として設例数が不足している。特に将来予測情報の考慮方法や簡素化された予想信用損失の算定方法を採用した場合の設例がないため、採用した場合にどのように予想信用損失を算定するのか、具体的な算定方法を設例により提示いただきたい。	は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留めることとする。
7.4) デフォルト発生リスクの見積期間に係る事例を追加して頂きたい。	(対象文書) 予想信用損失適用指針案(15 項) (項目・論点) デフォルト発生リスクの見積期間に係る設例の追加 (意見等) 予想信用損失適用指針案第 15 項の除外要件(2)(3)に規定する「信用リスクに関連するマクロ経済又はその他の要因の変化」「12 か月よりも先の期間だけの信用リスクに影響を与える又はより明確な影響がある、信用に関連した要因の変動」の事例を追加いただきたい。 (理由等) 本項の適用を検討する企業は、前項に定める「全期間のデフォルト発生リスクの変動」の計測自体、保有情報の制約により困難であると推測されるため。	本公開草案は、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、原則主義である IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルに関する定めについて、条件変更に関する定めを除いて取り入れている。設例についても、IFRS 第 9 号の設例 1 から設例 12 について、その他有価証券に分類される債券を前提とする設例 4 と IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした条件変更に関する設例 11 を除いて、我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうかを検討した

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		上で、予想信用損失適用指針案に含めることを提案している。 ここで、予想信用損失適用指針案第15項(2)及び(3)について、IFRS第9号に存在しない設例を設けて例示を行うことによって、IFRS会計基準を適用している企業の実務と相違する懸念があると考えられる。 このため、特段の対応を行わないこととした。
7.5) 我が国の実務に馴染む設例を追加して頂きたい。	(対象文書) 予想信用損失適用指針案 (項目・論点) 中小地域金融機関の実務の参考となる設例の追加 (意見等) 予想信用損失適用指針案の設例1～11は、全般的に、日本の中小地域金融機関の実務における一般的なケースではないものが多く、中小地域金融機関にとっては、参考になりづらいと思われる。(例えば、[設例2]1(3)では「予想存続期間にわたる信用リスクを反映した内部信用格付」とあるが、国内の金融機関は内部信用格付は1年PDを参照して付与しており、「『予想存続期間にわたる』信用リスクを反映した内部信用格付」を採用している銀行は本邦では存在しないのではないか) 中小地域金融機関の立場からは、日本の実務に馴染む設例としていただくことが望ま	本公開草案では、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、原則主義であるIFRS第9号の予想信用損失モデルに関する定めについて、条件変更に関する定めを除いて取り入れている。設例についても、IFRS第9号の設例1から設例12について、その他有価証券に分類される債券を前提とする設例4とIFRS第9号の定めを取り入れないとした条件変更に関する設例11を除いて、我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうかを検討

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	しいが、設例１～11 の内容の変更が不可ならば、補足文書に一般的な設例を盛り込んでいただきたい。 （理由等） 実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。	した上で、予想信用損失適用指針案に含めることを提案している。 ここで、IFRS 第９号に存在しない設例を設けて例示を行うことによって、IFRS 会計基準を適用している企業の実務と相違する懸念があると考えられる。 このため、特段の対応を行わないこととした。
7.6） 実効金利の算定や予想信用損失の割引について計算例を設けるべきである。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案 （項目・論点） 償却原価計算・貨幣の時間価値に係る設例の追加 （意見等） 現状案の設例では実効金利計算や、貨幣の時間価値を考慮した割引計算を割愛しているが、一般的な計算例を設例等で設けてはいかがか。 （理由等） 予想信用損失適用指針案 BC81 項の記載の通り、IFRS 第 9 号との比較可能性の観点から重要な論点の 1 つである理解。償却原価計算における実効金利の算出と予想信用損失の割引計算の平仄は重要な点と理解しており、一連の計算の設例を設置してはいかがか。	金融商品実務指針案の設例４の満期保有目的債券の実効金利法による会計処理において、手数料は含まれないものの実効金利の算定についての例を示している。 また、貨幣の時間価値を考慮した割引は一般的な概念であると考えられる。 したがって、いずれも特段の対応を行わないこととした。
7.7） 手数料を含む実効金利法	（対象文書） 金融商品実務指針案	手数料を含む実効金利法による貸出金の償却原価の算定は、金融商品実

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
による貸出金の償却原価算定の設例を追加して頂きたい。	（項目・論点） 実効金利法による貸出金の償却原価算定に係る設例の追加 （意見等） 手数料を含む実効金利法による貸出金の償却原価算定の設例を追加いただきたい。 （理由等） 満期保有目的債券の実効金利法による会計処理については、設例４が記載されているが、実効金利法による貸出金の償却原価の算定も、本件改正により、新たに導入された会計処理であり、実務上のインパクトが大きいため、設例のニーズは高いと考えられる。	務指針の設例４の満期保有目的の債券の実効金利法による会計処理と手数料の有無を除き実質的に同様であると考えられる。 このため、特段の対応を行わないこととした。
7.8） 予想信用損失引当金の変動に重要性がある場合の注記例を追加して頂きたい。	（対象文書） 予想信用損失適用指針案（開示例） （項目・論点） 予想信用損失引当金の変動に重要性がある場合の注記例の追加 （意見等） 予想信用損失適用指針案の［開示例１］において、債権の償却原価の著しい変動に関する情報（予想信用損失適用指針案第 78 項）に加え、予想信用損失引当金の変動に重要性がある場合の説明（予想信用損失適用指針案第 76 項）の具体例も記載いただきたい。 （理由等） 実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。	予想信用損失適用指針案の開示例 1 における予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表の下に記載している文章及び償却原価の期首残高から期末残高への調整表が予想信用損失引当金の変動に重要性がある場合の説明に該当すると考えられる。 このため、特段の対応を行わないこととした。
7.9） 金融保証契約に係る予想信用損失の算定方法について設	質問 2 に対するコメントで示したとおり、一般事業会社が発行する金融保証契約について、予想信用損失を算定する範囲から除外すべきであるが、仮に予想信用損失を算定する範囲から除外しない場合には、一般事業会社の実務の助けとなるよう、金融保証契約に係る予想信用損失の算定方法について設例等で詳細な解説がなされることが望まれ	一般事業会社が発行する金融保証契約について、予想信用損失を算定する範囲から除外すべきであるとのコメントに対する対応については、

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
例等で詳細に解説すべきである。	る。	2.13）に記載している。 金融保証契約に係る予想信用損失の算定方法について設例等で詳細に解説すべきとのコメントについては、本公開草案では、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、原則主義であるIFRS第9号の予想信用損失モデルに関する定めについて、条件変更に関する定めを除いて取り入れている。 設例についても、IFRS第9号の設例1から設例12について、その他有価証券に分類される債券を前提とする設例4とIFRS第9号の定めを取り入れないとした条件変更に関する設例11を除いて、我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうかを検討した上で、予想信用損失適用指針案に含めることを提案している。 ここで、予想信用損失の算定方法には様々な方法が考えられることから、金融保証契約に係る予想信用損失の特定の算定方法について、IFRS第9号

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		に存在しない設例を設けて例示を行うことによって、IFRS 会計基準を適用している企業の実務と相違する懸念があると考えられる。 このため、特段の対応を行わないこととした。
（その他）		
7. 10）引当率の算定方法を設例で示すべきである。	企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」設例 10 について、引当率が所与となっているが、引当率の具体的な算定方法についても設例で示されることが望まれる。 現行の移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」設例 12 で貸倒実績率の具体的な算定方法が示されているにもかかわらず、企業会計基準適用指針公開草案第 88 号では引当率の具体的な算定方法が示されないとなると、一般事業会社の実務における有用性が相当程度低下してしまうと考えられる。	本公開草案では、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、原則主義である IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルに関する定めについて、条件変更に関する定めを除いて取り入れている。 設例についても、IFRS 第 9 号の設例 1 から設例 12 について、その他有価証券に分類される債券を前提とする設例 4 と IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした条件変更に関する設例 11 を除いて、我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうかを検討した上で、予想信用損失適用指針案に含めることを提案しており、予想信用損失

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		適用指針案の設例10についても、IFRS第9号の設例12について表現を見直した上で取り入れている。 金融商品実務指針案の設例12については、予想信用損失モデルの導入に伴い金融商品実務指針案において貸倒実績率法の定めを削除することを提案しているため、貸倒実績率法に基づく貸倒見積高の算定に関する設例12についても削除することを提案しているものである。 ここで、期日経過に応じた引当率の算定方法についても、予想信用損失の算定方法には様々な方法が考えられることから、IFRS第9号に存在しない設例を設けて例示を行うことによって、IFRS会計基準を適用している企業の実務と相違する懸念があると考えられる。 このため、特段の対応を行わないこととした。
7.11) リース適	移管指針公開草案第17号「金融商品会計に関する実務指針（案）」設例4と平仄を合	リース開始日後における利息相当

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
用指針の設例について、金融商品実務指針案の設例と同様に修正すべきである。	わせ、企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」の設例 9-2 や設例 11 の「未払利息」についても「リース負債」に変更するか、又は「リース負債」とすることが許容されることを明示すべきである。 移管指針公開草案第 17 号「金融商品会計に関する実務指針（案）」設例４において、「*1 本設例では、クーポンの既経過分を満期保有目的の債券の償却原価に加算しているものの、クーポンの既経過分を計上する勘定科目はこれに限らない」との記載が追加されており、これに応じてこれまで「未収収益」とされていたところが「満期保有目的債券」に変更されているように見受けられるが、この考え方はリースにも当てはまると考えられる。IFRS 第 16 号 36 項(a)を文理解釈すると、リース料が前払いとなる場合に発生した金利は「未払利息」ではなく「リース負債」の増額とすべきことになるため、現状のままとすると IFRS 第 16 号との差異があるように捉えられかねないことから、これを機に修正しておくことが望まれる。	額の各期への配分については、リース会計基準第 36 項並びにリース適用指針第 38 項及び第 39 項に定めているとおりであり、利息費用の相手勘定を定めていない。このため、金融商品に関する会計基準等の改正に伴い、リース適用指針の設例を改正又は修正する必要はないと考えられる。
7.12） 簡素化された予想信用損失の算定方法は設例や補足文書に記載すべきである。	前述のとおり、ステップ４「簡素化された判定方法」「簡素化された予想信用損失の算定方法」は、実務において適用に資するガイダンスとして、設例や補足文書へ記載すべきと考えます。	左記のコメントへの対応については 3-1.31）で記載している。
（質問 8）その他		
（連結グループ内での会計方針の統一についてのコメント）		
8.1） 連結子会社の個別財務諸	以下の事項について検討いただきたい。 本公開草案に従った連結子会社の個別財務諸表における会計方針の選択が、連結財務	左記のコメントへの対応については、3-2.26)で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
表における会計方針の選択が、連結財務諸表においてもそのまま認められるのかどうかを明確化して頂きたい。	諸表においてもそのまま認められるのかどうかを明確化すること （理　由） 本公開草案では、原則的な予想信用損失の算定方法が定められた上で、原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているものとして、簡素化された予想信用損失の算定方法が定められている（予想信用損失適用指針案 BC88 項）。 当該方法の各項目は企業の判断により個別に選択して適用できるとされ、会計方針の選択が認められている。各項目を個別に選択して適用できるとされたのは、企業の規模や保有する債権等の特性は様々であり、部分的に原則的な処理を適用することによって企業の信用リスク管理実務をより適切に反映する場合があることからと説明されている（予想信用損失適用指針案 BC89 項）。 そのため、企業規模や債権等の特性、企業の信用リスク管理実務の適切な反映という観点により、各企業がその個別財務諸表において会計方針を選択することができると考えられる。 この点、企業集団の連結財務諸表においても、連結子会社がその個別財務諸表において選択した会計方針をそのまま適用できるのか、または連結財務諸表として統一した会計方針を適用することが求められているのかについて明確ではなく、実務において混乱を生じさせる可能性があると考えられるため、連結財務諸表における会計方針の選択に係る統一の要否について明確化すべきであると考えられる。 なお、本公開草案に従った償却原価法の適用に当たっても、様々な選択が認められているため、当該選択についても、連結財務諸表における統一の要否について明確化することが望ましいと考えられる。	
	以下の事項について検討いただきたい。	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	本公開草案に従った連結子会社の個別財務諸表における会計方針の選択が、連結財務諸表においてもそのまま認められるのかどうかの明確化 （理　由） 本公開草案では、原則的な予想信用損失の算定方法と、それを簡素化しているものとして、簡素化された予想信用損失の算定方法が定められている（予想信用損失適用指針案 BC88 項）。 当該方法の各項目は企業の判断により個別に選択して適用できるとされ、会計方針としての選択が認められている。そのため、同一企業集団内であっても個社ごとの信用リスク管理の実情をより適切に反映するため、個別財務諸表においては各項目について個別に会計方針の選択する場合があることが予想される。 これについて、企業集団の連結財務諸表においても、連結子会社が選択した会計方針をそのまま適用できるのか、または連結財務諸表として統一した会計方針を適用することが求められているのかについて明確ではない。そのため、連結財務諸表における会計方針の選択に係る統一の要否について明確化すべきであると考えられ、検討をお願いしたい。 なお、本公開草案に従った償却原価法の適用についても同様の論点が存在すると考えられ、連結財務諸表における統一の要否について明確化することが望ましいと考えられる。	
	◆連結会計方針の統一について 【コメント】 本基準案において企業が選択可能な項目については、親会社と同一の処理が一律に強制されることはない、という理解でよろしいでしょうか。	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	【理由】 金融機関のグループには、様々な規模・事業・ビジネスモデルをもった企業が含まれるため、もし一律に親会社との処理統一が強制されてしまうと、個社の経営管理・リスク管理の実態と大きく乖離してしまうことや、コストベネフィットの観点からも、適切でないと考えられるためです。	
8.2) 規模の小さいグループ会社は、会計方針の選択について柔軟性を持たせて頂きたい。	連結グループ会社内の改正基準専用のオプションの選択にあたり、規模の小さいグループ会社は、グループ全体の会計方針に合わせることを必須とせず、監査人による金額重要性の観点などで選択に柔軟性を持たせて欲しい。規模の小さいグループ会社まで合わせることは困難なケースがあるため。	同　上
（範囲についてのコメント）		
8.3) 子会社宛債権等を予想信用損失モデルの適用除外とすることを検討して頂きたい。	個別財務諸表における子会社宛債権（及び子会社宛金融保証契約）についても例外なく、予想信用損失モデルの適用が要請されている。親会社の支配下にあり、実質的なデフォルトリスクが極めて限定的な子会社宛債権は、将来予測に基づく引当計上の意義がそもそも乏しいと考えられる。その上、連結財務諸表において連結消去される内部取引に対して、個別財務諸表作成の目的のためだけに算定モデルの構築やシステム改修を強いることに繋がり、実務負担が便益を大きく上回ることも想定される。以上より、単体・連結で財務諸表はそれぞれ目的が異なるとはいえ、個別財務諸表において子会社宛債権（及び子会社宛金融保証契約）に予想信用損失モデルを適用することは、利用者の予測価値・確認価値に資するかは疑問であり、子会社宛債権（及び子会社宛金融保証契約）については例外的に適用除外とする等の緩和措置の導入につき、ご検討願いたい。	左記のコメントは、子会社宛の債権等について予想信用損失モデルの適用範囲から除外すること等を求める意見であると考えられる。 この点、連結財務諸表において消去されることとなる子会社宛の債権等に予想信用損失モデルを適用することによる実務の負担は認識しているものの、個別財務諸表の利用者は親会社だけではなく、親会社以外の株主や

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		債権者等も含まれると考えられること、金融商品取引法等の法令において単体財務諸表の開示は求められていることから、子会社宛の債権等についてのみ予想信用損失モデルの適用の対象外とすることは難しいと考えられる。 このため、本公開草案の提案を変更しないこととした。
（金融保証契約についてのコメント）		
8.4) 金融保証契約に該当しない債務保証契約の会計上の位置付けを明確化するべきである。また、関連基準における「債務保証」から「金融保証」への読み替えについて、いくつかについ	債務保証契約のうち金融保証契約に該当しないものの会計上の位置付けが不明確とならないようにするとともに、関連基準における「債務保証」から「金融保証」への読み替えが必要な範囲についても適切に整理し、基準上明確化すべきであると考える。 （理由） ① 金融保証契約に該当しない債務保証契約の会計上の位置付け 本公開草案では、金融商品実務指針案第 15 項における「債務保証契約（信用状による与信を含む。）は、金融商品であり、金融商品会計基準の対象である。」という規定を削除する提案がなされている。一方、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」第 2 項では、「債務保証とは、主たる債務者が債務を履行しない場合に、保証人が当該債務を履行する責任を負うことを契約することによって債権者の債権を担保するものである。」と定義されており、その対象は「金銭債務」に限定されていない。	①のコメントへの対応については、2.14)に記載している。 ②のコメントについて、金融保証契約と債務保証契約は、特定の債務者が所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失を補償するために当該保有者に対して所定の支払を行う契約を指す点については概ね一致していると考えられることから、原則として既存の債務保証契約に関する定めを金融保証契約（文脈によ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
ては読み替えが適切ではなく、改正又は修正案を取り下げるべきである。	これに対して、金融商品会計基準案第 26-2 項（注 8-2）では、金融保証契約に係る規定が設けられ、「金融保証契約とは、特定の債務者が金銭債務の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失等を補償するために、当該保有者に対して所定の支払を行うことを契約発行者に要求する契約をいう。」と定義している。両者は表現に違いがあるものの、支払不履行より生じる損失を補償する契約という点では概ね一致していると考えられる。 しかし、銀行が行う債務保証には、借入金に対する保証のほか、工事等における履行保証が含まれている。履行保証の中には、契約内容によっては金融保証契約の定義に該当しないケースも存在すると考えられる。 また、IFRS 第 9 号においても、金融保証契約の範囲にどのような保証が含まれるかについて多くの議論があり、日本基準においても同様に、金融保証契約に該当するか否かが明確に判断できない債務保証の存在が想定される。特に、日本基準の定義における「損失等」の「等」が具体的に何を含むか明確でないため、解釈の幅が広く、特定の保証が金融保証契約に該当するか否かの判断が難しい状況が生じ得る。 以上より、債務保証契約と金融保証契約は必ずしも一致しておらず、金融保証契約に該当しない債務保証契約も確実に存在すると考えられる。したがって、金融商品実務指針第 15 項の削除により、金融保証契約に該当しない債務保証契約の会計処理が不明確となるため、同項を削除せず維持する、又は別途他の基準で規定を設けるなど、金融保証契約の定義に該当しない債務保証契約の扱いについて明確化するべきであると考える。 ②　関連基準における「債務保証」から「金融保証」への読み替え 本公開草案では複数の会計基準等において「債務保証」を「金融保証」へ読み替える	って「金融保証契約による保証」）に置き換える方針に基づいて、関連する会計基準の改正を行っている。 また、保証類似行為に関しては、予想信用損失適用指針案 BC137 項において、「金融保証契約について、保証類似行為（保証予約又は経営指導念書等の差入れ）が含まれるかどうかは、その法的効力が金融保証契約と同様と認められるかについて期末における状況に応じて判断することが考えられる」ことを記載している。 この点、「債務保証」という用語を「金融保証契約」（文脈によって「金融保証契約による保証」）に置き換えることにより、開示の範囲や定めの適用範囲が従前から変わることはあり得ると考えられるものの、用語の置換えによって意図しない結果が生じる懸念は小さいと考えられる。このため、特段の対応は行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	改正又は修正が提案されているが、いくつかについては読み替えが適切でないと考えられる。 • 企業会計基準適用指針第 13 号・第 15 号の例 企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」では、開示対象が改正前は「債務保証等」とされていたところ、改正案では「金融保証契約による保証等」とされている。 また、企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」では、開示対象が修正前は「債務保証(中略)の額」とされていたところ、修正案では「金融保証契約(中略)の額」とされている。 これらの読み替えは、金融保証契約の定義に該当しない債務保証を開示対象から除外することとなるため、このような開示の縮小は、今回の金融資産の減損に関する会計基準の開発が意図するところではないと考えられる。 • 移管指針第 10 号の例 移管指針第 10 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」では、譲渡人からの継続的関与を検討する際の具体例として、修正前は「債務保証」とされていたものが、修正案では「金融保証契約による保証」とされている。 しかし、継続的関与の判断においては、金融保証契約に該当するか否かにかかわらず、金融保証契約に該当しない形式の債務保証が存在する場合にも本来検討対象とすべきである。 これらの点を踏まえると、上記については、「債務保証等」を「金融保証契約による保証等」に読み替える改正又は修正案は取り下げることが適切であると考える。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	さらに、以下の会計基準等における同様の読み替えについても、個別に適否の検討が必要である。 • 企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」 • 企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」 • 実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」 • 移管指針第 7 号「持分法会計に関する実務指針」	
8.5) 金融保証契約に関する「発生の認識時の価額」について、会計基準の本文において明瞭になるように必要な修正を実施するべきである。	次に示す通りである。 金融保証契約に関する「発生の認識時の価額」とはどういう金額であるかが、「結論の背景」ではなく「本文」において明瞭になるように必要な修正を実施するべきと考える。なお、金融保証契約に関する「発生の認識時の価額」については、その時価とすることが意図されていると思われる中、かかる明瞭化のために実施する修正は、たとえば、金融保証契約はその発行者においては金融実務指針 ED の適用対象であることを明瞭に示す記述を追加することであると考える。 (「意見の理由」参照) 【意見の理由】 金融基準 ED は、金融保証契約の貸借対照表価額について、次の通りに定めることを提案している（金融基準 ED.26-2)。 金融保証契約(注 8-2)の発行者においては、金融保証契約は、以下のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とする。 (1) 予想信用損失の金額	金融保証契約については、IFRS 第 9 号の定めを参考に金融商品会計基準案第 26-2 項において発行者の会計処理を定めている。ここで、金融商品会計基準案第 26-2 項における「発生の認識時の価額」が示す金額については、金融商品会計基準案第 90-4 項において、市場において一般的な料率で契約を締結している限りにおいては、前受保証料を時価とみなして、発生の認識時の価額とすることができることを記載している。 この定めにより、金融保証契約における「発生の認識時の価額」がどのよ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	(2) 発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額 こうした中、金融基準 ED 及び金融実務指針 ED 等では、「発生の認識時の価額」とはどういう金額であるのかについて、「結論の背景」においてこそ時価であることが示唆されているものの（金融基準 ED. 90-4）、「本文」においては極めて不明瞭であると言わざるを得ない。 これは、金融実務指針 ED は、金融資産及び金融負債の当初測定は時価で行うことを規定しているものの（金融実務指針 ED. 29）、金融実務指針には存在していた「債務保証契約は金融商品会計基準の適用対象である」旨の条文（金融実務指針. 15）を単純に全削除することを提案しており、その結果として、金融実務指針 ED. 29 が金融保証契約にも適用されるのか否かが不明瞭となっていることに起因する。 ここに、「発生の認識時の価額」が不明瞭なままでは、金融基準 ED. 26-2 に基づく金融保証契約に関する貸借対照表価額についても不明瞭となってしまう。 したがって、金融保証契約に関する「発生の認識時の価額」とはどういう金額であるかが明瞭になるように必要な修正を実施するべきと考える。 なお、先述の金融基準 ED. 90-4 が示唆するところより、貴委員会は、金融保証契約に関する「発生の認識時の価額」について時価であるとの見解だと私は解している。 そうである場合、かかる明瞭化のために実施する修正は、たとえば、金融保証契約はその発行者においては（注）金融実務指針 ED の適用対象であることを明瞭に示す記述を追加することである。そのようにすれば、金融資産及び金融負債の当初測定は時価で行うことを規定している金融実務指針 ED. 29 が金融保証契約の発行者においては適用されることが明らかとなり、「発生の認識時の価額」はその時点の時価であることが明確となる。	うな金額を示すかは明確であると考えられるため、特段の対応は行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	（注）国際会計基準（IFRS）では、金融保証契約は、保険契約の定義（IFRS17.Appendix A）に当てはまるとともに、金融商品の定義（IAS32.11）にも当てはまると考えられる。しかし、その保有者の立場では、金融保証契約について、保険契約を原則としては適用範囲から除外としているために IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号は適用されない（IAS32.4(d)，IFRS9.2.1(e)）のと同時に、企業が保険契約者である保険契約をその適用範囲から除外しているために IFRS 第 17 号もまた適用されず（IFRS17.7(g)）、IAS 第 8 号が規定するヒエラルキー（IAS8.10-12）にしたがって会計方針を定めることとなる。したがって、国際会計基準（IFRS）では、その保有者が金融保証契約について金融資産として認識することは少なくとも必須ではない。貴委員会が、我が国会計基準においてもこれと同様に、金融保証契約の保有者がこれを金融資産として認識・測定することを少なくとも必須とはしないことを意図しているのであれば、本文に述べた趣旨にて記述の追加を行う場合には「発行者においては」との限定を付すことが妥当である。	
8.6） 金融保証契約について、予想信用損失の金額と発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額を別個に取り扱うこと	下に示す金融実務指針 ED.137 における記載は削除するべきと考える。 金融商品会計基準第 26-2 項の適用にあたり、(1)予想信用損失の金額と(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額を別個に取り扱い、それぞれを貸借対照表価額とすることができる。 なお、どうしても、実務上の困難さに配慮した取扱が必要であるという場合には、かかる取扱の中身については、「保証料の金額が、保証金額と保証開始時点における保証対象債権の PD 及び LGD に基づいて算定されており、かつ、保証料のすべてを前取りする契約に関しては、SICR が生じていない限りにおいては、『(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額』を負債（金融保証契約負債）として認識する	本公開草案の公表に至る審議においては、金融保証契約に関する負債が二重に計上されることとなるという課題があることを認識したうえで、実務負担の大きさと当該会計処理を認めることによる影響の両方を考慮したうえで審議を行い、金融商品実務指針案では金融保証契約について、予想信用損失の金額と発生の認識時の価

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
ができるとする定めは削除すべきである。	のみとすることができる」とすることにつき、一考の価値があるものと考える。 （「意見の理由」参照） 【意見の理由】 貴委員会は、金融保証契約に関する「発生の認識時の価額」について時価であるとの見解であることを前提とする。 こうした中、金融実務指針 ED.137 は、次に示す内容を規定し、(1)予想信用損失の金額と(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額の両方を、貸借対照表に認識して表示することを容認している。 金融商品会計基準第 26-2 項の適用にあたり、(1)予想信用損失の金額と(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額を別個に取り扱い、それぞれを貸借対照表価額とすることができる。 ここで、金融保証契約については、一般に、保証料の金額が、保証金額と保証開始時点における保証対象債権の PD 及び LGD に基づいて算定されており、かつ、保証料のすべてを前取りする契約が多いと考えられる。 こうした中、そうした契約に関して、金融実務指針 ED.137 が容認する方法によって会計処理を行った場合には、実行時と比べて PD 及び LGD に上昇が見られない場合であっても、認識される負債（金融保証契約負債）の金額が、その時点における全期間予想信用損失よりも大きくなり得る。 この点、保証料の金額が実行時の EAD、PD、LGD に基づいて決定されているならば、実行時の EAD、PD、LGD に基づく全期間予想信用損失の金額は保証料によってカバーされているはずであるから、実行時と比べて PD 及び LGD に上昇が見られないにもかかわらず、認識される負債（金融保証契約負債）の金額が、その時点における全期間予想信	額から収益に認識された累計額を控除した金額を別個に取り扱い、それぞれを貸借対照表価額とすることができることを提案している。 この点、公開草案後の再審議においても、大きな異論が聞かれていないことから、本公開草案の提案を変更しないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	用損失よりも大きくなり得るというのは、奇異なことであると思われる。 　このことに関連して、貴委員会は、「金融保証契約に関する負債が二重に計上されることが課題となる」との認識を持ちながらも、「実務負担の大きさと当該会計処理を認めることによる影響の両方を考慮し」た結果として、(1)予想信用損失の金額と(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額の両方を、貸借対照表に認識して表示することを容認するとの提案をしている（金融実務指針 ED.311-5）。 　しかしながら、上述のとおりに奇異な状況が生じ得ること、及び、IFRS 第 9 号は認めていない会計処理方法であることを踏まえれば、いかなる実務負担の重さと天秤にかけようとも、かかる会計処理方法を容認することはできないように思われる。 　したがって、(1)予想信用損失の金額と(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額の両方を、貸借対照表に認識して表示することを容認する旨の記載（金融実務指針 ED.137）は削除するべきであると考える（注）。 （注）認識される負債（金融保証契約負債）の金額（＝(1)と(2)を合計した総額）について、その時点における、①全期間予想信用損失の金額、又は、②発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額のうち、いずれか大きい方の金額を上限とする旨の定めを追加することができるならば、その限りではないと考えるものの、かかる定めを追加するならば、金融実務指針 ED.137 における当該容認規定を維持することについて、実務負担軽減の観点にて意味は無いであろう。 　なお、それでも、どうしても、実務上の困難さに配慮した取扱が必要であるという場合には、かかる取扱の中身については、「保証料の金額が、保証金額と保証開始時点における保証対象債権の PD 及び LGD に基づいて算定されており、かつ、保証料のすべてを前取りする契約に関しては、SICR が生じていない限りにおいては、『(2)発生の認識時	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	の価額から収益に認識された累計額を控除した金額』を負債（金融保証契約負債）として認識するのみとすることができる」とすることにつき、一考の価値があるものと考える。 これは、この取扱の方が、金融実務指針 ED.137 が提案する取扱よりも、IFRS 第 9 号を適用した場合に近い結果をもたらす可能性があると思われるためである。	
8.7） 金融保証契約に関する規定にしたがって会計処理されるべきものとそうではないものとの区分をより明確にする必要がある。	金融保証契約に関する規定にしたがって会計処理されるべきものと、そうではないもの（例：デリバティブとして会計処理されるべきもの）との区分をより一層明確化する必要があると考える。 （「意見の理由」参照） 【意見の理由】 金融基準 ED は、金融保証契約について、次に示す通りに定義している（金融基準 ED.注 8-2）。 金融保証契約とは、特定の債務者が金銭債務の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失等を補償するために、当該保有者に対して所定の支払を行うことを契約発行者に要求する契約をいう。ただし、デリバティブに該当するものは除く。 ここで、上記の定義における最後の一文たるただし書きは、クレジット・デフォルト・スワップのようなデリバティブについては、金融保証契約に該当しない旨を明確にすることを意図したものであると考えられる（金融基準 ED.90-2）。 こうした中、金融基準 ED 等においては、金融保証契約に関する規定にしたがって会計処理されるべきものと、そうではないもの（例：デリバティブとして会計処理されるべきもの）との区分について、不明瞭であるように思われる。これは、次に示す理由に	金融商品会計基準案（注 8-2）のただし書きは、クレジット・デフォルト・スワップのようなデリバティブについては、金融保証契約に該当しない旨を明確にしたものである（金融商品会計基準案第 90-2 項）。 この点、クレジット・デフォルト・スワップのようなデリバティブについては、金融商品会計基準案（注 8-2）のただし書きがなかった場合には、デリバティブと金融保証契約の両方の定義を満たす可能性があり、会計基準の適用において混乱が生じる可能性がある。このため、本公開草案においてはデリバティブに該当するものは金融保証契約の定義から除外することを提案している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	よる。 ● 金融保証契約は、「特定の債務者が金銭債務の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失等を補償するために、当該保有者に対して所定の支払を行う」ことを内容とする契約であると定義されている。 ● この場合、金融保証契約は、「その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付け・信用指数、又は類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる。）の変化に反応して変化する基礎数値を有」する、というデリバティブの特徴（金融実務指針 ED.6(1)）を満たさないために、そもそも、デリバティブには該当しないと考えられる。 ● こうした中、金融基準 ED.注 8-2 における金融保証契約の定義は、最後の一文たるただし書きが存在するために、「金融保証契約に該当すると同時に、デリバティブにも該当する契約が存在し得ることを念頭に置いている」と解されるが、どういった契約がこれに該当するのかについて、明瞭ではない。 ● 一方、クレジット・デフォルト・スワップと称されている取引については、たしかに、「特定の債務者が所定の支払を行わないこと」ではなく信用格付けの下落や信用指数の上昇などを支払のトリガーとしているために、金融保証契約の定義を満たさない一方で先述のデリバティブの特徴（金融実務指針 ED.6(1)）を満たすことから、金融保証契約としてではなくデリバティブとして会計処理されるべきものが多いかもしれないが、その契約内容次第では金融保証契約に該当することもあり得ると考えられることから、「クレジット・デフォルト・スワップのようなデリバティブについては、金融保証契約に該当しない旨を明確にする」という金融基準	左記のコメントを受け、金融商品会計基準案（注 8-2）の「ただし、デリバティブに該当するものは除く。」の趣旨を明確化するために、金融商品会計基準案第 90-2 項を次のとおり修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。 「90-2. （略）その際、デリバティブと金融保証契約の両方に該当する可能性があるクレジット・デフォルト・スワップ等の~~ような~~一部のデリバティブについては、金融保証契約に該当しない旨を明確にし、デリバティブとして会計処理することとした（本会計基準(注 8-2)参照）。」

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ED.90-2 における記載は、誤解を招く恐れがある。 （参考）IFRS 第 9 号は、金融保証契約は a credit default contract という legal form であることもあり得るとしている（IFRS9.B5.2）。 したがって、金融保証契約に関する規定にしたがって会計処理されるべきものと、そうではないもの（例：デリバティブとして会計処理されるべきもの）との区分を、より一層明確化する必要があると考える。	
8.8） 貸出コミットメント等が金融商品会計基準案等の適用対象である旨が、会計基準の本文において明瞭になるように必要な修正を実施するべきである。	貸出コミットメント等が金融基準 ED 等の適用対象である旨が、「本文」においても明瞭になるように必要な修正を実施するべきと考える。なお、貸出コミットメント等について、貴委員会の意図する会計処理は、単に予想信用損失を認識・測定することだけである場合には、かかる修正の実施方法について、IFRS 第 9 号における組み立て及び記述も参考にしながら、慎重に検討しなければならない。 （「意見の理由」参照） 【意見の理由】 金融実務指針 ED の「結論の背景」では、金融実務指針における記述がそのまま残されていることにより、貸出コミットメント等は金融商品会計基準の適用対象である旨が記述されている（金融実務指針 ED.229）。 一方、金融実務指針 ED は、その「本文」においては、金融実務指針には存在していた「当座貸越契約及び貸出コミットメントは金融商品会計基準の適用対象である」旨の条文（金融実務指針.19）について、単純に全削除することを提案しているため、その「本文」には、貸出コミットメント等は金融商品会計基準の適用対象である旨の記述が存在していない。 そのため、貸出コミットメント等は金融商品会計基準の適用対象であるのか否かにつ	金融商品会計基準案において、貸出コミットメント等の発行者は、貸出コミットメント等を予想信用損失の金額をもって貸借対照表価額とすることを提案している。このことより、貸出コミットメント等が金融商品会計基準案の適用対象であることは明確であると考えられ、金融商品実務指針第 19 項を削除することを提案している。このため、特段の対応は行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	いて、金融実務指針 ED の「本文」では明らかになっていない。 ここに、金融基準 ED は、貸出コミットメント等について、その発行者は予想信用損失の金額をもって貸借対照表価額とする旨を定めているから（金融基準 ED.26-3）、貴委員会においては、貸出コミットメント等は金融商品会計基準の適用対象であると考えているものと思われる。 そうであれば、貸出コミットメント等は金融基準 ED 等の適用対象である旨が、「本文」においても明瞭になるように必要な修正を実施するべきである。 なお、かかる修正を実施する際、単に、金融実務指針 ED 等の「本文」にその旨を記載したならば、貸出コミットメント等について、金融基準 ED 等が全体として適用されることとなり、たとえば、時価をもって当初認識・測定を行うことも必要になると考えられる（金融実務指針 ED.29）。 したがって、貸出コミットメント等について、貴委員会の意図する会計処理は、単に予想信用損失を認識・測定することだけである場合には、かかる修正の実施方法について、IFRS 第 9 号における組み立て及び記述（注）も参考にしながら、慎重に検討しなければならないと考えられる。 （注）IFRS 第 9 号は、ローン・コミットメントに関する IFRS 第 9 号の適用について、次に示す通りの組み立て及び記述をしている。 ① IFRS 第 9 号の全体が適用されるローン・コミットメント（デリバティブに該当するものなど）を個別具体的に規定する（IFRS9.2.3）。 ② 上記①に該当しないローン・コミットメントについては、いったん IFRS 第 9 号の適用範囲から除外する旨を規定したうえで（IFRS9.2.1(g)柱書）、ただし、その発行者は IFRS 第 9 号における減損（予想信用損失）に関する要求事項を適用しなけ	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ればならないこと、及び、すべてのローン・コミットメントは IFRS 第 9 号における認識の中止に関する要求事項の適用対象であることを規定する（IFRS9.2.1(g)ただし書き）。	
（貸出コミットメント等についてのコメント）		
8.9) 現行の当座貸越契約及び貸出コミットメントの注記は不要となるのか確認したい。また、出資約束は予想信用損失モデルの対象となるか確認したい。	◆コミットメントについて • 「金融商品実務指針案」の以下 139 項が削除されたため、当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントの注記は本基準上、不要になったとの理解でよろしいでしょうか。 139. 当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する。 • 従来、注記の対象と解されていた、いわゆる出資約束（キャピタルコール）については（株式・出資金等のため）、予想信用損失の対象外との理解でよろしいでしょうか。	本公開草案においては、当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントについての注記を求める金融商品実務指針第 139 項の削除を提案している。一方、予想信用損失適用指針案第 82 項において信用リスク・エクスポージャーについて開示することを提案しており、この開示の対象には貸出コミットメント等を含むことを提案している。 左記のコメントにおいて質問を受けている出資約束については、貸出コミットメント等に該当しない契約であれば予想信用損失の算定の対象とはならないと考えられる。
8.10) ローン・コミットメントの SICR の判定	ローンコミットメントから実行された貸出等の SICR 判定における当初信用情報の起点は、IFRS 会計基準【IFRS 第 9 号 B5.5.47】では貸出実行時点ではなく、ローンコミットメント契約時点となっていますが、改正基準も同様の認識でよろしいでしょうか。	左記のコメントを受けて、貸出コミットメント等の実行後に認識される債権の SICR の判定について明確化す

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
に用いる時点を確認したい。		るため、予想信用損失適用指針案第 22 項を次のとおり修正することとした。(追加は下線で示している。)。 「22.　貸出コミットメント等については、取消不能のコミットメントの当事者となった日を債権等の発生の認識の日として、予想信用損失を算定する。また、貸出コミットメント等の実行後に認識される債権については、企業が取消不能のコミットメントの当事者となった日を債権等の発生の認識の日として、予想信用損失を算定する。」
(予想信用損失の算定についてのコメント)		
8.11) マネジメント・オーバーレイの実務を否定しないよう配慮して頂きたい。	(対象文書) 予想信用損失適用指針案(BC74 項) (項目・論点) マネジメント・オーバーレイ (意見等) 予想信用損失適用指針案 BC74 項に記載のとおり、「マネジメント・オーバーレイ」は特殊なものではなく、これによって、将来予測モデルの限界を補完し、より現実に即したリスク評価を行い、企業や銀行の実態に即した適切な引当金計上が行えるようになる。	左記のコメントについて、予想信用損失適用指針案 BC74 項において将来予測的な情報や定性的情報の考慮に関する定めから、適切な形でマネジメント・オーバーレイを行うことがあり得ることが明らかであると考えられることを記載している。 また、予想信用損失適用指針案

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	したがって、頑健性の高いモデルを目指す一方で、基準を適切に運用する観点から、オーバーレイの実務を否定しないよう配慮いただきたい。 （理由等） 予想信用損失の算定にあたり、将来予測モデル（回帰モデル）を用いる場合、過去の実績データとマクロ経済指標との関係に基づき将来のリスクを評価することになるが、この手法は一定の限界がある。特に経済環境の変化（金融政策の変更・市場の急変動など）が発生した場合には、リスクを正確に反映できない。また、将来予測モデルでは、企業毎の業況や業界固有のリスクが適切に反映されない。これまでも、銀行実務において予想損失率に基づく見積もりに必要な修正が行われてきたが、引き続き将来予測モデルが捉えきれない経済環境や業界、企業特有のリスクを適切に反映するため将来予測モデルに基づく結果に対して必要な調整を行うことはあり得る。これを否定されれば(基準運用にあたり、この前提に一貫性が確保されなければ)、銀行経営における信頼性の高いリスク評価が行えないためコメントするもの。	BC113 項において、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮した場合に、企業が明らかに調整が必要と判断する場合には、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオによる予想信用損失にオーバーレイ調整により可能性が高くないシナリオの影響を反映させることが考えられることを記載している。 これらの記載によりマネジメント・オーバーレイを行うことがあり得ることは明らかになっていると考えられるため、特段の対応は行わないこととした。
8.12) 貸倒実績率を用いた予想信用損失の算定の位置付けを明確化すべきである。	次の項目について、コメントいたします。 貸倒実績率を用いた予想信用損失の算定の位置づけの明確化 （理由） 貸倒実績率の利活用について、現行の引当金算定手法は貸倒実績率によるものが大半であることを踏まえて検討が行われたものの、貸倒実績率を用いる場合であっても［設例８］で示されているように貸倒実績の現在価値を求めることを前提としていると理解しています。	予想信用損失適用指針案第 50 項において、予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において観察可能なデータに基づいて調整を行うことを定めている。 また、予想信用損失適用指針案 BC85

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	一方、現行実務における貸倒実績率は、デフォルト時（一時点）の貸倒実績を集計する形で算定されており、デフォルト後の回収額は考慮されておらず、このような貸倒実績率に基づく予想信用損失を算定する場合、貨幣の時間価値が適切に反映されないことになります。貨幣の時間価値を適切に反映させるためには、デフォルト後の回収実績を追跡するといった追加の対応が必要となり、現行実務の貸倒実績率をそのまま利活用することはできないと理解していますが、この点について必ずしも市場関係者の間で正しく理解されていないと考えられます。したがって、この点を明確化するとともに、仮に現行の貸倒実績率の実務をそのまま利活用することを想定しているのであれば、IFRS 第 9 号における原則的な予想信用損失の算定とは異なることから、「簡素化された予想信用損失の算定方法」として位置付けることが考えられます。	項において、常に貸倒実績率をそのまま利用することができるとは限らないと考えられること、及び貸倒実績は元本だけでなく利息に関する未回収も考慮する必要があると考えられることを記載している。 さらに、予想信用損失適用指針案 BC60 項において、信用リスクの著しい増大の判定において担保価値や担保処分等による回収分を含めて算出される貸倒実績率をそのまま利用することは難しいと考えられ、仮に貸倒実績率を信用リスクの著しい増大の判定に利活用するとした場合、担保価値や担保処分等による回収分の影響を調整するなどの対応が必要となると考えられることを記載している。 これらより常に貸倒実績率をそのまま利用することができるとは限らないことは明確となっていると考えられるため、特段の対応は行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
8.13) 「貸倒実績」「貸倒実績率」という用語の意義を明確化にした上で、例えばその算定の具体的な設例を示すべきである。	その他全般的な論点 「貸倒実績」「貸倒実績率」という用語の意義の明確化 「貸倒実績」「貸倒実績率」という用語については、適用指針案 49 項の「合理的で裏付け可能な情報」の例示として「企業内部における貸倒実績」「他社における貸倒実績」と挙げられているほか、同 50 項において「予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合」、同 52 項の「予想信用損失の算定に貸倒実績を用いる場合、貸倒実績率が観察されたグループと整合的な方法で定義したグループに対して、貸倒実績率に関する情報を適用する」といった記載において使用されている。また、同 38 項においては「受取手形、売掛金等に係る 12 か月又は全期間の予想信用損失を算定する際、貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数（略）に応じた引当率を定める方法を用いることができる。」という便法も存在する。 これらの規定に基づき、適用指針案の設例 8「貸倒実績率に基づく 12 か月の予想信用損失の算定」や設例 10「期日経過に応じた引当率を定める方法」において「貸倒実績率」を基礎とした算定方法が例示されている。これらの項目以外においても「貸倒実績」「貸倒実績率」という用語は適用指針案を通じて使用されている重要な概念であるものと理解している。 第 540 回企業会計基準委員会の議事録を読むと、少なくとも議論の中では「貸倒実績」は「過去に発生した信用損失」を意味することを想定していたようである。IFRS 9 においては、「合理的で裏付け可能な情報」として「考えられるデータ源」の例として、「内部の過去の信用損失の実績（Internal Historical Credit Loss Experience）」（IFRS9 B5.5.51）あるいは「過去の信用損失率（Historical Credit Loss Rates）」（IFRS9 B5.5.53）という表現があり、もともとはこれを意図していたようにも思われる。しかし、公開草案	本公開草案においては、「貸倒実績」及び「貸倒実績率」という用語は、過去に発生した信用損失やその発生する割合を意味する一般的な用語として用いている。 この点に関し、予想信用損失適用指針案第 50 項において、予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において観察可能なデータに基づいて調整を行うことを定めている。このため、貸倒実績率を用いて予想信用損失を算定する場合、貸倒実績率の算定については企業によって様々な方法が考えられるものの、観察可能なデータに基づいて貸倒実績率を調整することにより予想信用損失の算定を行うこととなると考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	には「貸倒実績」「貸倒実績率」の定義が見当たらない。 現在「貸倒実績率」の具体的な算定方法が示されている「金融商品会計に関する実務指針」や「金融商品会計に関する Q&A」の規定をすべて削除することが提案されており、「貸倒実績率」の定義の規定は消滅することになる。現行の実務指針の 110 項「一般債権の貸倒見積高の算定」には「貸倒実績率は、ある期における債権残高を分母とし、翌期以降における貸倒損失額を分子として算定するが、貸倒損失の過去のデータから貸倒実績率を算定する期間（以下「算定期間」という。）は、一般には、債権の平均回収期間が妥当である。」とされており、設例 12「一般債権の貸倒実績率法に基づく貸倒見積高の算定」として具体的な算定方法が例示されているほか、関連する規定が存在するが、これらも削除が提案されている。とはいえ、「貸倒実績」「貸倒実績率」という言葉が用いられている以上は、実務的には現行の実務指針やＱ＆Ａの定義が参照されることも想定される。 しかし、例えば IFRS9 の設例９「損失率アプローチに基づく 12 か月の予想損要損失の測定」（IE53～57）などで想定されている損失率も含め、IFRS9 で想定されている損失率は、一般には一定期間内に発生したデフォルト先にて観測された「全期間の損失額の合計」を意味するものであると考えられており、我が国の現行基準における「貸倒実績率」とは概念が異なる、という意見も聞かれるところである。 このように、現状においては「貸倒実績」及び「貸倒実績率」という概念について様々な解釈を生じさせる懸念があり、公開草案における「貸倒実績率法」が、現行と同じく「今後の一定期間における予想損失額を見込む方法」なのか、あるいは「過去に発生した信用損失を基礎として、（SICR なし：12 か月の、SICR あり：全期間の）予想信用損失を算定する方法」と読むべきなのか、といった議論も生じ、その解釈に混乱が生じることが予想される。したがって、「貸倒実績」「貸倒実績率」という用語の意義を明確化にした上	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	で、例えばその算定の具体的な設例を示す等の対応をすべきである。	
8.14) 協同組織金融機関での適用における考え方を示して頂きたい。	［協同組織金融機関からのコメント］ • 予想信用損失の算定に関して、「過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報」を反映する方法により算定すると提示されているが（公開草案第89号27-2)、「過大なコストや労力」を掛けない具体的な算定方法の考え方を例示いただきたい。かかる算定方法の検討にあたっては、協同組織金融機関において営業地域や組合員の構成から融資先業種が集中しており、また出資者も営業地域内に偏重しており、上場企業における投資家目線（海外投資家を含む）での国際的な比較可能性の観点や投資家から通常期待される水準に照らして判断することは協同組織金融機関には馴染まないものと考える。 • 総合事業（金融業と、一般事業会社と同様の営業取引）を兼営する協同組織金融機関においては、同一の債務者に対して、貸出による債権と売上（供給等）にかかる債権の両方を有することがある。この場合、両方の債権に対しステップ4を適用するのか、それとも、貸出による債権に対しステップ4を適用し、売上（供給等）にかかる債権にステップ5を適用するのか、考え方を提示いただきたい。	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留めることとする。
（償却原価法についてのコメント）		
8.15) 変動金利の金利更改時の実効金利の取扱いを確認したい。	実効金利法について、変動金利の金利更改時の扱いはIFRS会計基準【IFRS第9号B5.4.5】が適用される理解でよいか。金利変更時は実効金利の再計算は認められる必要があると思われるため。	コメントへの対応は、4.29）で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
8.16) 条件変更及び将来キャッシュ・フローの見積りが変更された場合の会計処理について、当面の措置として IFRS 第 9 号と同様の会計処理を、企業が選択適用できることを認めるべきである。	(対象文書) 予想信用損失適用指針案(BC13 項) (項目・論点) 条件変更及び将来キャッシュ・フローの見積りが変更された場合の会計処理 (意見等) 条件変更(実効金利再計算および所謂償却原価のキャッチアップ調整何れも含む)及び将来キャッシュ・フローの見積りが変更された場合の会計処理については、当面の措置として IFRS 第 9 号と同様の会計処理を、企業が選択適用できることを認めるべきである。 (理由等) 日本基準上不明確な部分について、国際的整合性を鑑みて実務方針を決定できることで、グローバル企業との比較可能性を確保可能であり、同様の環境でビジネスが可能となる。また「分類と測定」の検討の結果、IFRS 同様の処理となった場合に、システムの追加開発を避けることが可能。	コメントへの対応は、4.29)で記載している。
8.17) 実効金利法の利息法と金利差額調整法の利息法の相違を確認したい。	「実効金利法の利息法」と、「金利差額調整法の利息法」の違いが分からない。IFRS 会計基準では実効金利法のみであり、利息法に金利差額調整法という区別は不要と思われる。	左記のコメント及び 4.2)のコメントを受け、本公開草案における「実効金利法における利息法」という用語を「実効金利法」に置き換えることとした。 修正した金融商品実務指針案第 57-2 項は 4.2)において記載している。
8.18) IFRS 第 9	IFRS 第 9 号の定義と異なる意味で「償却原価」を用いている点について、用語変更ま	現行の金融商品実務指針において、

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
号の定義と異なる意味で「償却原価」を用いている点について、用語の変更又は背景の説明が必要である。	たは背景説明の明確化が必要であると考える。 （理由） IFRS 第 9 号では、「償却原価」は貸倒引当金控除後の金額を指す。一方、金融商品実務指針案第 57 項(3)では、「償却原価」は貸倒引当金を考慮しない金額として定義されており、これに基づき、例えば金融商品会計基準案第 14 項では「貸付金及び重要な金融要素を含む債権については、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。」などの規定が設けられている。 今回の改正は、国際的な会計基準との整合性を図ることを目的としたものであるにもかかわらず、同一の用語に異なる意味を持たせる取扱いは、日本基準に基づく英文財務諸表の利用者などに混乱を生じさせるおそれがある。また、IFRS 会計基準を任意適用している企業の有価証券報告書においては、連結財務諸表(IFRS 会計基準)と個別財務諸表(日本基準)で「償却原価」の意味が異なることとなり、利用者の理解可能性を損なう懸念がある。 このため、本改正案における「償却原価」という用語を他の名称に変更する（例えば「貸倒引当金控除前償却原価」等）こと、又は IFRS 第 9 号における「償却原価」と意味が異なる点を「結論の背景」等に明確に記載することが考えられる。	償却原価は評価性引当金を控除する前の金額とされている。この点、現行の金融商品実務指針を踏襲し、金融商品実務指針案においても償却原価は評価性引当金を控除する前の金額としている。 左記のコメントの通り、金融商品実務指針案の「償却原価」と IFRS 第 9 号における「償却原価」とでは意味が異なっているものの、金融商品実務指針案における償却原価が評価性引当金を控除する前の金額を示していることは金融商品実務指針案第 57 項より明確であるため、特段の対応は行わないこととした。
8. 19) 実効金利法における利息法を採用している場合に、先入先出法以外の売却原価の算定方	実務指針の P12 の 71 項の「(売却原価の算定)」について、「実効金利法における利息法を採用しているときの売却原価の算定は先入先出法による。」との記載があるが、IFRS 会計基準では「先入先出法」のみ特定する制約はないため、同様に先入先出法以外も認められるようにして欲しい。（当社が IFRS 対応済みの金融機関では先入先出法だけでなく、移動平均法を採用している事例もあり、海外では後入後出法も認められていると聞いています）	左記のコメントを受け、実効金利法を採用しているときの売却原価の算定についての定めを削除することとし、金融商品実務指針案第 71 項及び第 275 項を次のとおり修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
法を認めてほしい。		している。)。 「(売却損益~~原価~~の算定) 71. 第 83 項のただし書きに該当する事由により、満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合は、売却価額と売却時の帳簿価額との差額を当期の売却損益に計上する。~~この場合、償却原価法として実効金利法における利息法を採用しているときの売却原価の算定は先入先出法による。~~」 「275. 有価証券の評価方法としては、個別法、先入先出法及び平均法のいずれかを適用することが考えられる。このうち、個別法は売却対象銘柄の選定において恣意性が働く可能性を否定できないため、採り得ないものと考えられる~~した~~。~~したがって、償却原価法を適用するにあたって、定額法を採用する場合には、先入先出法又は平均法のいずれかを採用することになるが、利息法の場合には、その特質から、売却原価の算定方法として平均法では~~

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		~~適用が困難なため、先入先出法によることとした。~~」
	（対象文書） 金融商品実務指針案(71 項) （項目・論点） 債券の売却原価の算定 （意見等） 利息法（含む実効金利法）で償却原価計算する場合、債券の売却原価の算定にあたっては移動平均法も認めていただきたい。 （理由等） IFRS 第 9 号には、実効金利法（EIR）が適用される金融商品の売却原価算定に関する定めはない。また IFRS 第 9 号導入済の欧州銀行においては、同売却原価の算定において移動平均法を採用している実務も存在している。会計基準によって投資管理手法の実務に影響・制限が出ることを懸念するため、利息法（含む実効金利法）を採用する場合、先入先出法のみしか認めない基準を修正いただきたい。本件は、その他保有目的の債券に将来実効金利法が導入された際に先入先出法のみしか認めらない可能性も危惧した意見である。	同　上
（信用減損金融資産の受取利息についてのコメント）		
8.20）実効金利を採用した場合においても、約定金利に対する	実務指針の P29 の 120 項の不計上未収利息の規定について、「実効金利法を適用するに際して約定金利（又は約定金利相当の率）を用いる場合」との条件があるものの、実効金利を採用した場合においても、約定金利に対する未収利息のみ不計上とすることは可能であるため、認めていただきたい。	償却原価法の適用において実効金利法を用いた場合には、実効金利を用いて受取利息を算定することとなる。実効金利の算定においては受け取っ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
未収利息のみ不計上とすることを認めてほしい。		た利息と未収利息とを区分しないため、未収利息のみを実効金利から区分して不計上とすることは適切ではないと考えられる。このため、金融商品実務指針案第120項における未収利息不計上の定めは、実効金利法の適用において約定金利（又は約定金利相当の率）を用いる場合に適用できるとすることを提案している。
（貸倒引当金の会計処理についてのコメント）		
8.21）債権の売却損を目的使用の対象とする取扱いを認めて頂きたい。	（対象文書） 金融商品実務指針案 （項目・論点） 債権等の売却損 （意見等） 現行の金融商品実務指針 302 項における債権売却処分した場合の売却損を目的使用の対象とする旨の記載が、移行後の適用指針案において反映されてない理由は何か。現行の実務と同様に、売却損を目的使用の対象とする取扱いを認めていただきたい。 （理由等） 実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。	貸倒引当金の減少額のうち目的使用に該当する金額については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」により有価証券報告書の附属明細表において開示することが定められているものの、当委員会が開発している会計基準においては、引当金の減少額のうち目的使用に該当する金額についての開示は求めていない。このため、本公開草案においては、債権を売却した場合の売却損について貸倒引当金の目的使用の対象となる

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		という改正前の金融商品実務指針第302項の記載は削除することを提案している。なお、金融商品実務指針第302項の削除により、これまでの附属明細表の開示の実務を変更することは意図していない。
（経過措置についてのコメント）		
8.22）信用リスクが低い金融資産に対する経過措置について確認したい。	適用指針BC144項の経過措置の「当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかの判定に過大なコストや労力が必要となる場合」かつ「予想信用損失の算定時点において当該債権等の信用リスクが低い場合は、信用リスクが低い金融資産に関する定め（第24項から第27項参照）を適用することができる。」によって、適用初年度期首に投資適格の場合はステージ１となりますが、同一債権が翌年度に要注意先に該当する格付にランクダウンした場合、SICR判定の起点となる当初信用情報は遡って取得していないため、適用初年度の投資適格の格付を使用する理解でよろしいでしょうか。	一般的に、本会計基準等の適用初年度において信用リスクが低い金融資産に該当した金融資産が翌年度に要注意先に該当した場合は、当該金融資産に係る信用リスクは著しく増大していると考えられる。
8.23）適用初年度の直前の期末以前の帳簿価額を適用初年度の期首における償却原価とすることを認めてほしい。	実務指針P36「適用初年度の経過措置　実効金利 206-2」における「適用初年度の直前の期末における貸倒引当金控除前の帳簿価額を適用初年度の期首における償却原価とすることができる」について、システム対応の際は本番データを使用した試行期間で十分に検証することが想定されるため、適用初年度の直前の期末だけでなく、その前年度末（試行期間の開始）でもよいとするなど、柔軟に選択できると助かります。（購入債権等の定額法償却原価を基にした実効金利算出が必要となるため）	本会計基準等の改正に伴う会計方針は、本会計基準等の適用年度の期首から適用されることとなるため、適用初年度の期首における償却原価は適用初年度の直前の期末における金額を参照して決定する必要があると考えられる。したがって、適用初年度の直前の期末以外の時点の金額を適用

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		初年度の期首における償却原価として用いることはできないと考えられる。このため、特段の対応は行わないこととした。
（その他）		
8.24) 予想信用損失モデルの導入が財務報告の情報の質をどのように向上させるのかについて明確に記載することが望ましい。	以下の点について、ご検討いただきたい。 予想信用損失モデルの導入が財務報告の情報の質をどのように向上させるのかについても、予想信用損失適用指針案の「結論の背景 経緯」等において、明確に記載することが望ましいと考える。 （理由） 他の会計基準（例えば新リース会計基準等）においては、その開発経緯として、国際的な会計基準との整合性のみならず、財務諸表利用者のニーズ等にも言及されている。一方、予想信用損失適用指針案の「結論の背景 経緯」（BC1 項から BC4 項）では、我が国における会計基準を国際的に整合性のあるものとする点に主眼が置かれており、財務報告における情報の質の改善にどのように寄与するのかについて記載されていない。 国際的な整合性は重要な考慮要素であるものの、新たな基準の導入は実務に変化と負担を伴うため、そのコストに見合うだけ会計情報の意思決定有用性を高めるものであることが求められる。本件基準の開発・設定においても、財務諸表利用者のニーズに応えるものであり、かつ導入自体にメリットがあるからこそ採用されたものと理解しており、その背景や意図が基準上明示されることが望ましいと考える。 この点、IFRS 第 9 号 BCE.122 項から BCE.124 項では、予想信用損失モデルの導入による効果として、以下のような改善が示されている。これらは日本基準に予想信用損失モ	左記のコメントを受け、予想信用損失適用指針案（予想信用損失適用指針 BC2 項）に以下の記載を追加することとした。 「金融商品に関する会計基準については、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、金融商品会計の複雑性を低減するため、また世界的な金融危機の際における減損の認識への批判に対応するために、金融商品会計プロジェクトに取り組み、IASB は、2009 年 11 月から 2014 年 7 月にかけて、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」に関する規定の大幅な改訂を含む国際財務報告基準（IFRS）第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	デルを導入する場合でも同様に期待される効果であり、それにより財務諸表利用者はタイムリーで将来見通しを反映した透明性の高い情報に基づき、より適切な経済的意思決定を行うことが可能になると考える。 • 予想信用損失のより適時の認識 報告日現在の金融商品に係る信用損失の予想を反映し、信用リスクの変動を財務報告に適時・適切に反映することができる。 • 将来見通しを反映した情報による財務報告の有用性向上 将来予測的な情報を含む広範囲の情報を活用し、予想の変化に応じて予想信用損失の見積りを見直すことで、財務報告の有用性が高まる。 • 信用リスク管理プロセスの理解促進 企業の信用リスク管理プロセス及び金融商品に固有の信用リスクを理解するためのより多くの情報を提供する。	号」という。）を公表した。また、FASBも、2016年1月から2017年8月に、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」に関する規定の改正を行った。 これらの改正のうち、「金融資産の減損」については、IFRS会計基準及び米国会計基準のいずれにおいても、予想信用損失を反映する方法が導入されている。この点に関し、IASBは、IFRS第9号の予想信用損失モデルが将来予測的な情報を含む広範囲の情報の使用及び予想信用損失のより適時の認識を通じて、金融商品の信用リスクの変動を描写することによって経済的意思決定のための関連性のある情報を提供すると考えているとしている。」
8.25）IFRS会計基準が予想信用損失モデルを導入した背景を記	◆「予想信用損失適用指針案」結論の背景　BC2項について 【コメント】 そもそもIFRSの「予想信用損失モデル」とは、世界金融危機を招いた一因とされるIFRS（旧IAS39）の「発生信用損失モデル」に対する批判から、開発・導入せざるを得なかっ	予想信用損失適用指針案BC3項(2)において「金融資産の減損については、金融危機で顕在化した信用損失の「Too Little, Too Late」問題へ対応

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
載すべきである。	た背景なども記載すべきと考えます。 【理由】 IFRS では、信用損失が客観的に発生してからでないと認識することができないという、大きな弱点・欠陥のあった旧 IAS39「発生信用損失モデル」により、金融機関の引当が「Too little, too late」となり、世界的な金融危機を招き・増幅させてしまったという指摘・批判を受けたことから、より将来予測的な情報を用いる「予想信用損失モデル」を開発するに至った一方、 我が国では、バブル崩壊に伴う金融危機の教訓から、厳格な自己査定実施・将来に備えた引当金を積む実務等が定着していたこともあり、欧米金融機関に比し世界金融危機の影響は比較的小さかったことや、近年では金融検査マニュアル廃止以降、引当手法の多様化・将来予測情報を活用する「フォワードルッキング引当」等が大手行のみならず地域金融機関にも広がりつつあること、 ・・・以上より、「予想信用損失モデル」開発・導入の背景などの記載がもれていると、我が国の会計基準が IFRS より品質が劣っていたかのような誤解を与える恐れがあるためです。 むしろ、我が国の会計基準が一定の高品質を維持していることは、世界金融危機において十分機能したことにより証明済みですので、我が国の会計基準設定主体としての自負と誇りを持って堂々と発信いただきたく存じます。 （参考）【追記例】下線部分が追記部分（あくまで一例です、脚注で説明することも考えられます） BC2. 当委員会は、金融商品に関する会計基準の開発（改正）に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとすることにつながり得ると考えており、また、当時は我が	するために、国際的に予想信用損失モデルが導入されており、(略)」としており、国際的な会計基準に予想信用損失モデルが導入された経緯を記載している。 また、予想信用損失適用指針案 BC3 項(2)において「国際的な整合性を図る観点から、「金融資産の減損」について開発に着手する意義は高いと考えられる」ことから、金融商品に関する会計基準の開発に着手する提案を行ったことを示している。 以上の記載により、本会計基準等の改正の経緯は十分に説明されていると考えられるため、特段の対応を行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	国の会計基準との大きな差異と認識されていた、信用損失が客観的に発生してからでないと認識することができない、という大きな弱点をもった IFRS（旧 IAS39）の「発生信用損失モデル」が、結果的に世界的な金融危機を招き・増幅させてしまったこと、いわゆる「Too little, too late」問題、への反省から金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得るものと考えている。しかしながら、金融商品会計について国際的に整合性を図る上では、約 20 年ぶりの抜本的な改正となるため、我が国の企業において多くの適用上の課題が生じることが想定されたことから、当委員会は、2018 年 8 月に金融商品会計の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に対する意見を幅広く把握するために「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表した。	
8.26）IFRS 会計基準を適用する金融機関は修正せずに日本基準を適用できるようにすべきである。	適用指針の P26 の BC10「ステップ２」の経緯説明にて、「IFRS 第 9 号との比較可能性を損なわせず、IFRS 任意適用企業の個別財務諸表において日本基準を適用した場合でも IFRS 会計基準に従い作成する連結財務諸表上、基本的に修正が不要となることが前提となると考えられる。」の記載があるが、実態として IFRS 会計基準対応済の金融機関もそのまま使用できる内容ではなく、別途日本基準専用の対応が発生してしまう。これにより、国内金融機関の IFRS 任意適用拡大の阻害要因にもなり得るため、IFRS 会計基準対応を進めている金融機関は修正せずに済むようにして欲しい。（例として改正基準との差異は開示で明記するなどの対応が望ましい） 特に、条件変更損益に伴う認識の中止要件については、同一契約でも当初信用情報の起点が変わるなど相違する対応となることから、改正基準でも例外的に認めて欲しい。	本会計基準等が定める金融資産の減損については、原則的な取扱いを採用した場合には IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると考えられる。 また、条件変更については、改正後の金融商品会計基準等は条件変更に関する会計処理を定めていないため、既存資産の消滅と新たな資産の認識を行うのか、既存資産の継続とするの

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	その他の基準差異である FVPL となる債権については、償却原価と ECL 計算を実施しても IFRS 会計基準では使用しないなどの対応が可能であり、併存も可能であると考えます。 （IFRS 会計基準対応済の金融機関は、任意適用準備済に加えて、親会社が任意適用済であり、子会社として作成している場合もある）	かについては、個々の状況に応じて企業が判断することになると考えられる。
8.27） 予想信用損失の算定を簡素化された方法から原則的な方法に変更した場合、又はその逆の場合に、比較情報の修正が必要かどうか明確化して頂きたい。	以下の事項について検討いただきたい。 予想信用損失の算定を簡素化された方法から原則的な方法に変更した場合、またはその逆の場合に、比較情報の修正が必要かどうかの明確化 （理　由） 本公開草案の簡素化された予想信用損失の算定方法については、重要な会計方針に該当すると判断された場合、重要な会計方針として個別に選択した方針を注記することが考えられるとされている（予想信用損失適用指針案 BC89 項、BC90 項）。これについて、簡素化された予想信用損失の算定方法の採用と原則的な方法の間で会計方針を変更することとした場合、当該変更は企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という）第 5 項(2)に該当することとなると考えられ、この結果、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する必要があることとなる。 しかし、これらの変更の影響を過去に遡って把握することについては、過度な実務上の負担を強いる場合があるとともに、事後的判断が使用される可能性も考えられる。また、原則的な処理と簡素化された予想信用損失の算定方法との間の変更は、予想信用損失の算定の見積方法の変更の側面も有し、企業会計基準第 24 号第 19 項の会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合に該当する可能性があるとも考えられる。そのため、当該変更について企業会計基準第 24 号第 19 項の対象となるかど	予想信用損失の算定を簡素化された方法から原則的な方法に変更した場合の比較情報の修正についてのコメントへの対応は、3.1-30)③に記載している。 一方、予想信用損失の算定を原則的な方法から簡素化された方法に変更することは稀であると考えられるため、特段の対応は行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	うかの検討をお願いしたい。	
8.28) 金融商品実務指針案第118項の第2段落末尾について、「貸付額」ではなく「償却原価」へ文言を修正すべきである。	金融商品実務指針案第118項の第2段落末尾の表現については、「貸付額」ではなく「償却原価」へ文言を修正すべきであると考える。 (理由) 金融商品実務指針案第118項の第2段落末尾に記載された「ただし、貸付金の帳簿価額は、貸付額から貸倒引当金を控除した後の金額である」という文言は、本改正に伴う統一的な表現に照らすと、「ただし、貸付金の帳簿価額は、償却原価から貸倒引当金を控除した後の金額である」と改められるべき箇所であるにもかかわらず、改正案に修正が示されていない。 したがって、当該部分は改正提案の漏れと考えられ、文言の修正が必要である。	3-2.53)のコメントを受けて金融商品実務指針案第118項の修正を行うこととしており、この修正において「貸付額」という用語を修正している。修正した金融商品実務指針案第118項は、3-2.53)において示している。
8.29) 予想信用損失適用指針案及び金融商品実務指針案の表現の見直しを行うことが望ましい。	予想信用損失適用指針案第8項、第34項(2)、第48項における各項目の表現について、推定と反証の書きぶりの統一、主体が明確な文言への修正、固定金利に関する実効金利の考え方の補足など、基準の理解可能性を高める観点から表現の見直しを行うことが望ましいと考える。 (理由) ① 予想信用損失適用指針案第8項の表現について 第8項における「反証できる場合を除き、・・・推定する」という表現は、一般的に、「推定は反証可能なもの」として用いられる趣旨からはやや不自然に見える。加えて、第10項においては「・・・推定する。ただし、・・・この推定を反証することができる。」と記載されており、基準内で表現が統一されていない。したがって、第8項についても、例えば「・・・推定する。ただし、・・・この推定を反証することができる。」といった表現に見直し、他の規定と整合的にすることが望ましいと考え	(①のコメントについて) 左記のコメントを受けて、予想信用損失適用指針案第8項を次のとおり修正することとした(追加は下線、削除は取消線で示している。)。 「8. 前項にかかわらず、契約上の支払が3か月を超えて~~の~~期日経過している~~となる~~場合には、~~合理的で裏付け可能な情報に基づき反証できる場合を除き、~~デフォルトが発生していると推定する。ただし、より遅いデフォルトの要件の方が適切であることを立証

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	る。 ② 予想信用損失適用指針案第 34 項(2)の表現について 「貸付を実行した場合に受け取ると見込んでいるキャッシュ・フロー」という文言は、基準の趣旨をより明確に伝える観点からは、若干説明が省略されている印象がある。例えば、「貸付を実行した場合において、企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フロー」とすることで、主体がより明確となり、理解しやすい表現になると考える。 ③ 予想信用損失適用指針案第 48 項の表現について 「債権等が変動金利である場合には、期末における実効金利を用いる。」と規定されているが、この表現のみでは固定金利の場合の取扱いが読み手に必ずしも明確ではない。固定金利の場合の実効金利の考え方や、変動金利との違いについて補足記述を追加するなど、解釈上の齟齬を避ける観点での表現の見直しが望ましいと考える。 ④ 金融商品実務指針案第 206-2 項の表現について 金融商品実務指針案第 206-2 項では、経過措置について「該当する貸付金及び重要な金融要素を含む債権並びに満期保有目的の債券ごと」に適用できる旨が定められている。しかし、この表現のみでは、当該経過措置の適用単位が、個々の契約（資産）単位を想定しているのか、あるいは貸付金等の金融資産の種類（カテゴリー）単位を想定しているのか、読み手にとって必ずしも明確とは言えないと考える。 規定の趣旨に鑑みれば、実効金利法の遡及適用の可否は個別契約ごとに判断されるべきと理解しているが、解釈の相違による実務上の混乱を防止する観点から、適用単位をより明確に示す表現への修正が望ましいと考える。	するための合理的で裏付け可能な情報を有している場合には、この推定を反証することができる。」 （②のコメントについて） 左記のコメントを受けて、予想信用損失適用指針案第 34 項を次のとおり修正することとした（追加は下線で示している。）。 「34. （略） (1) 貸出コミットメント等の保有者が貸付を受けた場合に、企業が受け取るべき契約上のキャッシュ・フロー (2) 貸付を実行した場合において、企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フロー」 （③のコメントについて） 左記のコメントへの対応については、3-2. 15)で記載している。 （④のコメントについて）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		経過措置が個々の契約単位で適用可能であることは金融商品実務指針案第206-2項の表現から読み取れると考えられるため、特段の対応は行わないこととした。
8.30) 金融商品会計Q&A Q22の取扱いを明確にして頂きたい。	(意見) 金融商品会計に関するQ&AのQ22の取扱いを明確にして頂きたい。 (理由等) 当該Q&Aは、特段、改正がなされないものと思われるが、参照している金融商品会計に関する実務指針第274項は本公開草案では削除されているため。	左記のコメントを踏まえ、金融商品会計Q&A Q22が参照している金融商品実務指針第274項における「満期保有目的の債券は、当該保有区分へ分類するための要件から、信用リスクの高くない債券が対象となる」という記載について、金融商品実務指針第273項に加えることとした。また、金融商品会計Q&A Q22の参照先を金融商品実務指針第274項から金融商品実務指針第273項へ修正することとした。 修正した金融商品実務指針第273項は次のとおりである(追加は下線、削除は取消線で示している。)。なお、満期保有目的の債券の貸借対照表価額についての記載について、金融商品会計基準案と整合するようにあわせて

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		修正している。 「273. 株式と同様に、債券も本来は価格変動リスクを負っているが、金融商品会計基準では、満期まで所有する意図をもって保有する債券については、満期までの金利の変動による価格変動のリスクにさらされることがないことから、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額~~取得原価~~をもって貸借対照表価額とするものとされている。したがって、これは債券の保有に伴うキャッシュ・フローを満期まで保有することによりあらかじめ確定させようとする企業の合理的な投資行動を、時価評価の例外的な取扱いとして認める趣旨である。このため、「満期まで所有する積極的な意思」という主観的な要件だけでなく、「満期まで所有する能力」という外形的な要件も必要であるとして、満期保有目的を厳格に定義することとした。なお、「満期まで所

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		有する能力」という要件から、満期保有目的の債券の対象は、信用リスクの高くない債券となると考えられる。 （略）」
8.31） 予想信用損失適用指針と我が国の監督指針との関係性について監督当局と連携のうえ明確化すべきである。	予想信用損失適用指針の適用にあたり、我が国の監督指針との関係性について監督当局と連携のうえ明確化すべきであると考える。 （理由） 予想信用損失モデルの導入は、特に金融機関における信用リスク管理及び財務報告に大きな影響を及ぼすと考えられる。我が国の金融機関の実務は、会計基準のみならず、金融庁が定める監督指針に基づいて構築されている側面が大きく、信用リスク管理や予想信用損失の算定実務は、会計基準と監督指針の双方を整合的に運用することが求められる。そのため、両者に乖離が生じた場合、実務において大きな混乱が生じるおそれがある。 したがって、我が国の会計基準に予想信用損失モデルを導入するにあたっては、金融機関における実務運用が円滑となるよう、予想信用損失適用指針と監督指針との関係性について、監督当局と十分に連携し、整合性を確保することが重要である。 例えば、監督指針である「主要行等向けの総合的な監督指針」等では、一定の条件を満たす場合、債務者に有利となる取決めを行っても貸出条件緩和債権に該当しないとされている。他方、予想信用損失適用指針案第28項(3)では、「借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと」は、信用減損金融資産に該当する証拠の一つと位置付けられている。	我が国の監督指針は当局によって定められる事項であるため、会計基準と監督指針の関係性について示すことはできないと考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	このように、会計基準と監督指針では制度趣旨や判断の枠組みが異なる部分があるため、実務における取扱いが不整合となる可能性がある。予想信用損失モデルの導入を円滑に進めるためにも、上記の点を含め、監督当局との連携を図り、両者の関係性を明確にしていただくことが望ましいと考える。	
8.32) 我が国の監督指針についても予想信用損失適用指針の適用に際して実務上参考となり得ることを明確化して頂きたい。	以下の事項について検討いただきたい。 海外の監督当局等からのガイダンスのみならず、我が国の監督指針についても予想信用損失適用指針の適用に際して実務上参考となり得ることを明確化すること （理由） 予想信用損失適用指針案第28項において、信用減損金融資産に該当する証拠の一例として「借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと」が示されている。同項はIFRS第9号の定めを修正せずに取り入れたものであると理解しているが、IFRS第9号においては、借手に与えた譲歩について明確には説明されていない。 前述の例によると、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（以下「貸出条件緩和債権」という。）は信用減損金融資産に該当すると考えられる。 この貸出条件緩和債権の認定に関しては、我が国の監督指針に一定のガイダンスが示されている。具体的には、我が国の監督指針である「主要行等向けの総合的な監督指針」や「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていないと認められる場合、基準金利確保先、実抜計画策定先（策定見込先）、合実計画策定先等については、諸条件を満たせば、債務者に有利となる取決	我が国の監督指針は当局によって定められる事項であるため、会計基準と監督指針の関係性について示すことはできないと考えられる。 一方、海外の監督当局等から示されているガイダンス等については、当公開草案の開発におけるステップ2は「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指すこと」を目的としており、また、海外におけるIFRS第9号の適用では監督当局等から示されたガイダンスを踏まえた実務が形成されていることを踏まえ、このようなガイダンスを参考に実務を検討するこ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	めを行っている場合であっても、貸出条件緩和債権には該当しないとされている。これが銀行実務に広く浸透しているため、予想信用損失適用指針案第 28 項の適用に際しては当該監督指針を参照することが考えられる。 これに関連して、予想信用損失適用指針案 BC42 項及び BC43 項において、海外の監督当局等から公表されたガイダンス等は、IFRS 第 9 号の要求事項を適用する上での追加的な情報であり、実務上の困難さを軽減する観点から参考になり得ると示されている。欧州において IFRS 会計基準を適用している銀行が信用減損金融資産に係る定めを実務上適用するに当たっては、欧州における監督指針を考慮し、債務者に有利となる条件変更を行った貸付金等を、償却原価に与える影響が僅少である場合を除き、信用減損金融資産として認定していると考えられる。一方、予想信用損失適用指針案では、我が国の監督指針について言及されていない。 したがって、予想信用損失適用指針案では、我が国の監督指針について言及されていないことから、海外の監督当局等から公表されたガイダンス等のみならず、我が国の監督指針についても予想信用損失適用指針の適用に際して実務上参考となり得ると記載すべきであると考えられる。また、実務における適用を円滑とするために、予想信用損失適用指針と我が国の監督指針との関係性について、監督当局と連携いただきたい。	とがあり得ると考えられることから、予想信用損失適用指針案 BC42 項及び BC43 項において、海外の監督当局等から示されている IFRS 第 9 号の柔軟性を確認するガイダンス等は参考になり得ることを記載している。
	以下の事項について検討いただきたい。 海外の監督当局等からのガイダンスのみならず、我が国の監督指針についても予想信用損失適用指針の適用に際して実務上参考となり得ることの明確化 （理　由） 予想信用損失適用指針案第 28 項において、信用減損金融資産に該当する証拠の一例として「借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと」が示されている。同項は IFRS 第 9 号の定めを修正せずに取り入れたものであると理解しているが、IFRS 第 9 号においては、借手に与えた譲歩について明確には説明されていない。しかし、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（以下「貸出条件緩和債権」という）は信用減損金融資産に該当すると考えられる。 この貸出条件緩和債権の認定に関しては、銀行実務に広く浸透している我が国の監督指針に一定のガイダンスが示されているため、予想信用損失適用指針案第 28 項の適用に際しては当該監督指針を参照することが考えられる。 これに関連して、予想信用損失適用指針案 BC42 項および BC43 項において、海外の監督当局等から公表されたガイダンス等は、IFRS 第 9 号の要求事項を適用する上での追加的な情報であり、実務上の困難さを軽減する観点から参考になり得ると示されている。欧州において IFRS 会計基準を適用している銀行が信用減損金融資産に係る定めを実務上適用するにあたっては、欧州における監督指針を考慮し、一定の貸付金等を信用減損金融資産として認定していると考えられる。一方、予想信用損失適用指針案では、我が国の監督指針について言及されていない。したがって、海外の監督当局等から公表されたガイダンス等のみならず、我が国の監督指針についても予想信用損失適用指針の適用に際して実務上参考となり得ると記載すべきであると考えられる。また、実務における適用を円滑とするために、予想信用損失適用指針と我が国の監督指針との関係性について、監督当局と連携いただきたい。	
	以下の事項についてご検討いただきたい。 予想信用損失の算定と我が国の監督指針	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	(コメント) 海外の監督当局等からのガイダンスやレターのみならず、我が国の監督指針についても、予想信用損失適用指針の適用に際して実務上参考となり得るかをご検討いただきたい。 (理由) 予想信用損失適用指針案第 28 項(3)に基づくと、貸出条件緩和債権は信用減損金融資産として認定していることを示唆しているが、貸出条件緩和債権に関しては、より詳細な日本の監督当局のガイダンスが存在し、銀行実務に深く浸透していると理解している。 同適用指針案 BC42 項及び BC43 項において、海外の監督当局等から発出されたガイダンス等は、実務上の困難さを軽減する観点から参考になり得るとの記載がある一方で、我が国の監督指針についての言及がなされていない。このため、結論の背景等において、我が国の監督指針についても、本公開草案の適用に際して参考となり得るか、実務上の困難さを軽減する観点から考慮することが必要と考えられる。その際には、実務における適用を円滑とするために、同適用指針案第 28 項(2)、(3)と我が国の監督指針における貸出条件緩和債権の認定との関係性について、監督当局と連携することが望まれる。	
8.33) 我が国の監督指針等も参考になり得る旨、及び監督指針等の違いにより IFRS 第 9 号を適用した場合	次の項目について、コメントいたします。 ①予想信用損失適用指針案の適用にあたって我が国の監督指針等も参考になり得る旨の明確化、及び②日本及び欧米の監督指針等の違いにより IFRS 第 9 号を適用した場合と異なる結果となる可能性がある旨の明確化 (理由) ①について 予想信用損失適用指針案第 28 項(3)において、信用減損金融資産に該当する証拠の一	①のコメントへの対応については、8.31)で記載している。 また、②のコメントについては、会計基準の適用において、監督指針の違いによる影響について会計基準において明確化することはできないと考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
と異なる結果となる可能性がある旨を明確化すべきである。	例として「借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと」が定められています。同項は IFRS 第 9 号の定めを修正せずに取り入れたものと理解していますが、IFRS 第 9 号においては、借手に与えた譲歩について明確には説明されていません。 同項に従うと、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（以下「貸出条件緩和債権」という。）は信用減損金融資産に該当すると考えられます。 この貸出条件緩和債権の認定に関しては、我が国の監督指針に一定のガイダンスが示されており、具体的には、我が国の監督指針である「主要行等向けの総合的な監督指針」や「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」においては、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていないと認められる場合、基準金利確保先、実抜計画策定先（策定見込先）、合実計画策定先等については、諸条件を満たせば、債務者に有利となる取決めを行っている場合であっても、貸出条件緩和債権には該当しないとされており、これが銀行実務に深く浸透しているため、予想信用損失適用指針案第 28 項の適用に際しては当該監督指針を参照することが考えられます。 したがって、予想信用損失適用指針案 BC42 項及び BC43 項において、海外の監督当局等から公表されたガイダンス等のみならず、我が国の監督指針等についても予想信用損失適用指針の適用に際して実務上参考となり得ると明記することが有用であると考えられます。 ②について なお、欧州において IFRS 会計基準を適用している銀行が信用減損金融資産に係る定め	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	を実務上適用するにあたっては、我が国の監督指針とは異なる欧州における監督指針に従うため、我が国において予想信用損失適用指針案を適用した結果と欧州において IFRS 第９号を適用した場合とでは、同じ実務及び結果にはならないことが考えられます。 したがって、本公開草案では、国際的な比較可能性を確保することを重視し、IFRS 第９号を適用した場合と同じ実務及び結果になると認められる会計基準の開発を目指しているものの、我が国と諸外国との監督指針との相違により、予想信用損失適用指針案の適用結果と IFRS 第９号の適用結果に差異が生じる可能性があることを明確にする必要があると考えられます。	
8.34)本会計基準の適用により、従来の引当率・実績率の算定実務がどのように整理されるか示して頂きたい。	会計基準と監査上の指針等との関係について 現在、銀行における貸倒引当金の引当率・実績率等の算定実務は、ASBJ が公表する会計基準に加え、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号（以下「JICPA4 号」）等の監査上の指針を実質的に参照する形で定着している。とりわけ、いわゆる「１～３年ルール」は、監査上の指針に基づく取扱いであるものの、実務上は、事実上の会計基準として広く受け止められてきた。 日本公認会計士協会は、予想信用損失モデルに基づく新たな会計基準の開発を踏まえ、JICPA4 号等の見直しを予定している旨を公表しているが、具体的にどのような見直しが行われるのかについては現時点では明らかにされていない。このため、本公開草案の適用に伴い、「１～３年ルール」を含む現行の引当実務がどのように位置づけられるのかについて、実務上判断に迷う状況が生じている。 ASBJ は会計基準の設定主体であり、監査上の指針の内容そのものについて直接言及する立場にはないものと理解しているが、銀行の実務においては、会計基準と監査上の指針が不可分に運用されてきた実態があり、両者の関係性が明確に整理されないままでは、	((1)のコメントについて) 予想信用損失適用指針案においては、いわゆる「1～3 年ルール」は取り入れず、予想信用損失の算定に使用する見積期間は、原則として、貸手が信用リスクに晒される契約上の期間としている。このため、従来のいわゆる「1～3 年ルール」によって予想存続期間を決定することはできないと考えられる。また、予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において観察可能なデータに基づいて調整を行うこととしている。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	新基準適用後の実務運用を適切に見通すことが困難である。 　このような状況を踏まえ、本会計基準の適用により、従来の引当率・実績率の算定実務（いわゆる「１～３年ルール」を含む）がどのように整理されるのかについて、会計基準としての考え方を可能な範囲で示していただきたい。 　これらに関連して、以下の点について確認したい。 (1) 現行の引当実務（いわゆる「１～３年ルール」）の位置づけ • 現行の銀行実務においては、貸倒引当金の引当率・実績率等の算定にあたり、いわゆる「１～３年ルール」を含む監査上の指針を実質的に参照する形で実務が定着してきた経緯がある。 • 本会計基準の適用後において、予想信用損失の算定方法として、過去実績に基づく引当率・実績率を用いる実務が、どのような考え方の下で整理されることを想定しているのか。特に、従来の「１～３年ルール」に基づく考え方が、新基準の下で排除されるものではなく、一定の前提の下で合理的な手法として位置付け得るのかについて、結論の背景等において補足いただきたい。 (2) DCF 法、資本性劣後ローン等の取扱い • 本公開草案は、予想信用損失の算定手法を中心に整理されている一方、実務上重要となる会計上の判断事項については、その位置付けが必ずしも十分に示されていないように見受けられる。 • 例えば、現行実務では、DCF 法の適用や資本性劣後ローンの取扱いなど、重要な論点について、公認会計士協会の実務指針により実務上の整理が図られてきた経緯がある。 • 新基準適用後においては、こうした重要な会計判断について、会計基準設定主体で	（(2)のコメントについて） 　DCF 法や資本性劣後ローンについては、日本公認会計士協会より業種別の監査上の取扱い及び監査上の留意事項が示されているが、当委員会では特定の業種を対象とした会計基準の開発は行わないこととしているためコメントしない。 （(3)のコメントについて） 　金融商品会計基準案においては、予想信用損失の算定における過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映することを提案している。この合理的で裏付け可能な情報に含まれる情報について、予想信用損失適用指針案第 49 項から第 54 項において定めることを提案している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ある ASBJ として、既存の実務指針との関係を含め、どのように位置付け、整理するのかについて、基準本文又は適用指針の中で示されることが重要であると考える。 • このように、会計基準と監査実務指針との役割分担や階層関係が会計基準の枠組みの中で整理されることにより、実務者の理解が進み、監査対応を含む運用上の不確実性が低減され、結果として新基準の円滑な導入と実務の安定に資するものと考える。 (3) 将来予測情報の反映方法 • 適用指針では、将来予測情報を予想信用損失に反映するにあたり、必ずしも複雑な統計モデルを要求するものではなく、合理的かつ裏付け可能な情報に基づく簡便な調整が許容される旨が示されていると理解している。 • 一方、過去の信用損失実績等を基礎データとして予想信用損失を算定する方法においては、PD 推計モデルのように明確な確率構造を前提としない場合も多く、その場合の将来予測情報の反映方法としては、例えば、倒産件数や失業率等の経済指標の変動を踏まえた一定の調整係数を用いるなど、実務的に簡便な調整方法を用いることが想定される。 • この点、過去実績に基づく指標に対して、将来予測情報を反映した調整係数を乗じるといった簡易な方法により将来予測情報を反映させることが、適用指針の趣旨と整合するとの理解で差し支えないか。 (4) 簡素化された算定方法の実務運用と監査上の評価 • 本公開草案において示されている「簡素化された予想信用損失の算定方法」は、従来の会計実務で用いられてきたいわゆる「簡便法」とは異なり、会計基準上認められた算定方法の一つとして位置付けられているものと理解している。	将来の経済状況の予測についてはこれらの定めを勘案して検討を行うこととなると考えられる。 ((4)のコメントについて) 監査法人との協議については、実務の運用に係るものであり、会計基準設定主体が対応する範囲を超えるものであるため、コメントしない。 ((5)のコメントについて) 税効果会計については、本会計基準等の適用後も既存の「税効果会計に係る会計基準」等の定めにより対応することが可能と考えられるため、特段の対応は行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	• 一方で、実務の現場においては、当該算定方法の位置付けや評価の考え方について、必ずしも一様な理解が共有されるとは限らず、原則的な方法との関係性や、算定結果の評価の在り方について、運用上の不確実性が生じる可能性がある。 • 特に、監査対応を含む実務運用の過程において、原則的な方法との比較や追加的な補正の要否等が論点となる場合、簡素化された算定方法の選択そのものが、結果としてより保守的な引当水準を求められる方向に作用するのではないかとの懸念が生じ得る。 • 監査上の具体的な判断は会計基準設定主体である ASBJ の直接の所掌事項ではないものと理解しているが、簡素化された算定方法を選択した場合であっても、それが公正な会計基準に準拠した適切な会計処理であり、原則的な方法との間での優劣や代替関係を前提とするものではないこと、また、その算定結果の合理性は、主として算定プロセスの説明可能性や手法選択に係るガバナンスの観点から評価されるべきであるとの考え方について、結論の背景等において補足的に示されることが望ましいと考える。 • こうした整理が会計基準の枠組みの中で示されることにより、実務運用上の理解が一層促進され、監査対応を含む不確実性の低減や、新基準の円滑な適用に資するものと考えられる。 (5) 会計基準更に伴う税務・税効果会計との関係 • 現行の実務においては、実質破綻先・破綻先に係る債権について、個別貸倒引当金（いわゆるⅢ・Ⅳ分類相当額）として経理処理された金額のうち、税法要件を満たすものについては、損金算入（いわゆる無税償却）が認められている。 • 一方、本会計基準の適用により「個別貸倒引当金」という会計上の区分が廃止され、	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	実質破綻先・破綻先に係る損失も予想信用損失として一体的に認識されることとなる場合、当該損失の会計上の位置付けが変更されることとなる。 • このような会計上の区分・認識方法の変更は税務上の損金算入の可否そのものではなく、税効果会計における一時差異の性質や、将来減算一時差異の回収可能性の評価等にも影響を及ぼし得るものと考えられる。 • 本会計基準の検討にあたり、こうした会計処理の変更が税効果会計の前提や会計と税務の関係に与え得る影響について、どのような整理・想定の下で基準設計が行われているのか、結論の背景等に考え方を補足いただきたい。	
8.35) 予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金と関係会社事業損失引当金の実務との関係性について確認したい。	予想信用損失と関係会社事業損失引当金 （コメント） 本公開草案の予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金と関係会社事業損失引当金の実務との関係性について確認させていただきたい。 （理由） 子会社及び関連会社が債務超過に陥っている場合、現在保有している出資や債権が回収できないばかりでなく、仮に当該子会社及び関連会社が清算するとしたとき、債務超過部分について親会社（投資会社）が負担することが見込まれる場合がある。このような場合、当該子会社及び関連会社の財政状態等を勘案し、例えば、債務超過額に対して、企業会計原則注解（注 18）に基づき、関係会社事業損失引当金を計上する実務がある。なお、子会社及び関連会社に対して貸付金等の債権を有する場合には、債務超過額のうち債権相当額については関係会社事業損失引当金ではなく貸倒引当金が計上されていると考えられる。 ここで本公開草案においては、複数シナリオを考慮し確率加重された予想信用損失が	本公開草案においては、債権等について、予想信用損失を算定することを提案している。 金融商品に関しては、金融商品会計基準が企業会計原則より優先して適用されるとしているため、債権等については金融商品会計基準に基づいて予想信用損失を算定することとなると考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	算定されることになるため、貸倒引当金として債務超過額よりも少額な金額が計上される可能性も考えられる。 しかしながら、債務超過部分について親会社（投資会社）が負担することが見込まれるのであれば、予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金が債務超過額より少額であったとしても、企業会計原則注解（注 18）に基づき債務超過額相当額まで関係会社事業損失引当金を計上することが考えられる。なお、このような引当金の計算方法は、移管指針公開草案第 16 号「持分法会計に関する実務指針（案）」第 20 項の債務超過額のうち投資会社が事実上負担すると考えられる相当額を投資会社の持分に負担させる会計処理と、平仄があった会計処理とも考えられる。 このような関係会社事業損失引当金の計上方法が、本公開草案の趣旨に反するものではないことを確認したい。	
8. 36） 本公開草案の用語、定義等には分かりにくい点が多い。	質問 4 でも述べた通り、本公開草案の用語、定義等には分かりにくい点が多い。これらの点に関するコメントは「付録資料 2：用語、定義等に関するコメント」を参照されたい。 なお、以下の意見があった。 • 今後、分類及び測定に関する検討を進めるにあたり、キャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみで構成されることを要件とする SPPI 要件、並びに、金融資産をどのような目的（例：契約上のキャッシュ・フローの回収、売却、又はその両方）で保有するかという企業のビジネスモデルに基づき分類を行うビジネス要件の導入については、慎重な検討をお願いしたい。SPPI 要件及びビジネス要件はいずれも要件充足の判断が難しく、解釈や判断にばらつきが生じることで、実務運用が不明確となり、比較可能性が損なわれる懸念がある。	「付録資料 2：用語、定義等に関するコメント」に記載されているコメントについては、それぞれ関連する箇所に掲載し、コメントへの対応（案）を記載している。 また、金融商品の分類及び測定については、第 571 回企業会計基準委員会において見直しに着手することとしており、当該プロジェクトにおいては予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域を優先して基準開発を進

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		める予定である。左記のコメントについては、今後の基準開発において参考としたい。
8.37） 丁寧な情報提供を期待する。	本会計基準は、金融商品の信用リスクに関する会計処理のあり方を大きく転換する重要な制度改正である一方で、内容は専門的かつ難解であり、システム対応を含めた実務への影響も少なくない。 そのため、本会計基準等の適用までの間に、周知徹底の観点から、多方面にわたる個別具体的な解説を行うなど、丁寧な情報提供を強く期待する。	セミナー等の広報活動を行う際の参考としたい。
8.38） 金融商品会計基準案の構成を見直すべきである。	◆用語の定義について 【コメント】 「予想信用損失適用指針案」に、 Ⅱ．用語の定義 3. 本適用指針における用語の定義は、会計基準における用語の定義と同様とする。 とありますが、「金融商品会計基準案」には「用語の定義」の項目が見当たらず、定義と考えられる記述が本文や注書などに散っており、非常に分かりづらい構成となっていますので、この際、以下「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 24 条に従った原則通りの構成になるよう、修正すべきではないでしょうか。 （企業会計基準等の構成） 第 24 条 企業会計基準等は、原則として以下から構成される。 ① 目的 ② 会計基準（適用指針） 背景、用語の定義、会計処理、適用時期、審議及び議決	左記のコメントは、今後の基準開発において参考としたい。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	③ 結論の背景 ④ 設例	
8.39) 簡素化された予想信用損失の算定方法及びその他のオプションのIFRS第9号との整合性について、明確にすべきである。また、IFRS第9号の趣旨を我が国の預金等受入金融機関の実務等に当てはめて解釈したものであれば、規範性のある適用指針で記載すべきなのか検討して頂きたい。	IFRS9との整合性の再整理等 公開草案における「簡素化された方法」やその他のオプションについては、以下の二つの類型があると思われる。 ① IFRS9の趣旨の範囲内で、その趣旨を我が国の預金等受入金融機関の実務等に当てはめて解釈したもの ② IFRS9の趣旨から逸脱するが、我が国の預金等受入金融機関の実務等に鑑みて規定しているもの 当方の個人的な理解であるが、SICR判定の原則（要判定格付について反証しない方法）は適切な算定がなされることを前提に①に含まれるとの整理が可能であるが、要判定格付について反証する方法は、債務者ごとに前期末の信用リスクと比較してSICR判定する方法はIFRSの実務上も考えられないことから②になるものと考えている。また、平均残存期間の利用についても、それが予想存続期間の最善の見積手法として用いられるのであれば①の範囲内に含まれると言えるだろう。単一シナリオの容認については、その活用を無条件に認める現状の規定は②と整理せざるを得ない。また、「簡素化された方法」という整理ではないが、約定金利等の利用については、償却原価算定における収益認識基準の適用（実務指針案57-10）と約定金利の活用（同105-2）、適用指針案の予想信用損失に係る約定金利の活用（適用指針案65項）のいずれも②に該当するものと理解している。 もっとも、それは当方の個人的な理解に過ぎない。国内外を問わず、財務諸表利用者も当該基準がIFRSとどう異なるのか、という点については大きな関心があるものと予想さ	簡素化された予想信用損失の算定方法については、IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指して開発を行った。この目的を踏まえ、本公開草案の公表に至る審議においては、実務負担に配慮する観点から特に実務上の負担が重いと考えられる論点を抽出し、原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化するものとして、簡素化された予想信用損失の算定方法を定めることを提案している。 このように、簡素化された予想信用損失の算定方法はIFRS第9号を基礎とする原則的な処理を簡素化しているものであるため、IFRS第9号の解釈を示すものではないと考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	れる。また、今後 IFRS 適用企業と日本基準適用企業との企業結合などで会計方針を統一する必要性も多くなることも想定される中で、実務上は GAAP 差異分析も至るところで求められるだろう[6]。 これら以外にも、審議の過程では、適用される予定のオプションのリストが作成されていたものと承知をしているが、それらが①なのか②なのか、という点は明確にすべきである。そういった点を、結論の背景や補足文書等で、しっかりと整理して明示することは極めて有用であると考えられる。 そもそも①に相当するものは規範性のある適用指針で記載すべきなのか、と言う点もあらためて検討する必要がある。①の内容であれば、事実上は業種別の解釈指針であろうから、規範性のある文書とは別の形で公表するか、他の機関に検討をゆだねるべきではないか、とも考えられる。この点も合わせて検討されたい。 [6] 本会計基準の開発は、ASBJ が 2016 年に公表した中期運営方針における「今後、我が国における会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み」として検討が行われたもの（BC1）であり、合理的な理由のない場合には、IFRS9 と整合性のあるものにすることが期待される。また、IFRS9 が公表されてから 10 年以上経過し、海外の小規模の金融機関も含め、実務が定着してきているものと考えられ、そういった実務を踏まえた上で基準等を示すべきである。何ら合理的な理由もなく、IFRS9 の規定をカーブアウトすべきではない。また、結果として本公開草案の議論を踏まえ、信用金庫等においては、さらに当該基準をカーブアウトすべき、という議論も生じているものと承知しているが、今後、銀行と信用金庫等との合併が想定されることを踏まえても、こういった状況は好ましいものではない。銀行・信金等における貸倒引当金の評価は、いわば「貨幣の価値の評価」に直結する問題であり、マクロ経済の観点からも極めて重要である。この問題につ	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	いても明確な整理がなされる必要がある。	
8.40) 単に簡素化した会計処理方法を規定するのではなく当初認識・測定においては、金融資産をその時点における公正価値で認識・測定し、事後測定においては、全期間予想信用損失のうち、当初認識・測定時点からの変動分だけを認識する会計処理が適当であると考える。	「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」も併せて開発・設定するのであれば、単に簡素化した会計処理方法を規定するのではなく次に示す会計処理方法を規定した会計基準とするのが適当であると考える。 ✧ 当初認識・測定においては、金融資産をその時点における公正価値で認識・測定するのみとする。ただし、当初認識・測定時点における全期間予想信用損失の金額については、当該金融資産について認識の中止が行われるまで継続して注記における開示を行う。 ✧ 事後測定においては、全期間予想信用損失のうち、当初認識・測定時点からの変動分だけを認識する。 （「意見の理由」参照） 【意見の理由】 IFRS 第 9 号による会計処理と、米国会計基準 ASC326 による会計処理は、次に掲げる通り、いずれも問題点を抱えていると言える。 ● 当初認識時点における全期間予想信用損失は、たしかに、当初認識時点での公正価値（＝当初測定）に織り込まれている。したがって、米国会計基準 ASC326 が要求する当初認識時点で対象金融資産を公正価値で認識・測定したうえで、全期間予想信用損失を追加的に認識するという会計処理には、全期間予想信用損失を過剰に（二重に）認識することになるという問題点が存在する。これは、IFRS 第 9 号が指摘するとおりである（IFRS9.BC5.93）。 ● 一方、IFRS 第 9 号は、この問題に対処するべく、購入・組成時信用減損資産に該当する場合を除いて、原則として、当初認識時には、12 か月予想信用損失（全期間予	左記のコメント提出者は本公開草案における簡素化された予想信用損失の算定方法に同意しないとしたうえで、左記のコメントの会計処理を提案していると理解している。 この点、本公開草案の公表に至る審議においては、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる原則的な予想信用損失の算定方法を検討したうえで、簡素化された予想信用損失の算定方法の検討を行っている。この検討にあたっては、簡素化された予想信用損失の算定方法を採用することが見込まれる金融機関の代表者へ特に実務上の負担が重いと考えられる論点について意見聴取を行っている。 このような基準開発の進め方について、利害関係者から賛同を得ているため、左記のコメントには特段の対応は行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	想信用損失の一部）を認識・測定する一方、事後においては、SICR 判定を実施し、その結果、SICR が生じたと認められるならば全期間予想信用損失を認識・測定することとしている。 ● しかしながら、IFRS 第 9 号（及び IFRS 第 7 号）の適用上、12 か月予想信用損失を認識・測定する金融資産については、全期間予想信用損失の注記における開示もないため、IFRS 第 9 号（及び IFRS 第 7 号）に基づいて作成された財務諸表からは、12 か月予想信用損失を認識・測定する金融資産については全期間予想信用損失の金額を知ることができないという問題点が存在する。 ● また、IFRS 第 9 号も、当初認識時点において 12 か月予想信用損失は認識するのであるから、全期間予想信用損失を過剰に（二重に）認識することになるという米国会計基準 ASC326 が抱える問題について、大幅に緩和することはできているものの、完全に解消できているわけではない。 以上の問題点を踏まえれば、全期間予想信用損失の過剰（二重）認識を解消しつつ、常に全期間予想信用損失の金額を知らせることができる会計処理方法が最善であると認められる。 この場合、もっとも妥当と認められる会計処理方法は次の通りであると私は考える。 ◆ 当初認識・測定においては、金融資産をその時点における公正価値で認識・測定するのみとする。ただし、当初認識・測定時点における全期間予想信用損失の金額については、当該金融資産について認識の中止が行われるまで継続して注記における開示を行う。 ◆ 事後測定においては、全期間予想信用損失のうち、当初認識・測定時点からの変動分だけを認識する。	

<table>
<tr><th>論点の項目</th><th>コメントの概要</th><th>コメントへの対応</th></tr>
<tr><td></td><td>
ここで、今般、貴委員会は、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」と併せて、「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」も開発・設定することを提案している（ECL 適用指針 ED.BC5-BC27）。
この点、私は、当該「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」について、①質問 1 に述べた通り、単に簡素化した会計処理方法を規定したものとして開発・設定することには同意しないなか、②その開発・設定を行うのであれば、全期間予想信用損失の過剰（二重）認識を解消しつつ、常に全期間予想信用損失の金額を知らせることができるようにするべく、先述の会計処理方法を規定した会計基準として、開発・設定することが適当であると考える。
なぜなら、先述の会計処理方法を規定した会計基準は、①IFRS 第 9 号による会計処理と米国会計基準 ASC326 による会計処理のそれぞれが抱える問題点を一挙に解決できるのと同時に、②下表に示す通り、貴委員会が目標とする「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」にも合致するためである。
<table>
<tr><th>項目</th><th>合致することの説明</th></tr>
<tr><td>IFRS第9号を出発点とする</td><td>● 先述の会計処理方法は、当初認識・測定時点における全期間予想信用損失の金額については注記で開示するのみであり、認識する全期間予想信用損失は当初認識・測定時点からの変動分だけであるという点では、IFRS第9号（及びIFRS第7号）における購入・組成時信用減損資産に関する会計処理方法と概ね同じである。
● IFRS第9号による会計処理では、当初認識・測定時点と比較し</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>

論点の項目	コメントの概要		コメントへの対応
		て信用リスクが相対的に大きくなると、認識される予想信用損失の金額が大きくなる。この点、購入・組成時信用減損資産以外の金融資産の場合には、SICRが生じた一時点で大きくなるか、それとも、信用リスクの相対的な増大に常に連動して大きくなるか、という違いはあれども、上述のことそれ自体はすべての金融資産について先述の会計処理方法による場合でも同じである。 （補足）以上のことから、私は、先述の会計処理方法について、IFRS第9号（による会計処理方法）の「進化版」であると捉えている。	
	適切な引当水準を確保	● 先述の会計処理方法は、以下に掲げる点を除いては、IFRS第9号における予想信用損失の認識・測定方法を改変するものではない。したがって、先述の会計処理方法のもとでは、当然に、適切な引当水準は確保される（注）。 ➢ 当初認識・測定時点における全期間予想信用損失の金額について、認識はせず、注記において開示するにとどめる。 ➢ 常に、全期間予想信用損失のうち、当初認識・測定時点からの変動分だけを認識する（12か月予想信用損失の認識はない）。 （注）もちろん、当初認識・測定時点における全期間予想信用損失の金額について、一切の認識をせず、注記において開示するにとどめるために、認識される予想信用損失の金額はIFRS	

論点の項目	コメントの概要		コメントへの対応
		第9号を適用した場合と比較すれば小さい。しかしながら、これは予想信用損失の過剰な（二重の）認識が是正されていることを意味するものであって、「引当水準の不足」（＝予想信用損失の認識不足）が生じていることを意味するものではない。なお、財務諸表利用者は、認識されている予想信用損失の金額と注記で開示されている当初認識・測定時点における予想信用損失の金額を足し合わせるという作業をするだけで、全体としての全期間予想信用損失の金額（＝米国会計基準ASC326を適用した場合に認識される予想信用損失の金額に近いであろう金額）を知ることができることを、ここに改めて強調する。	
	実務負担に配慮	● 先述の会計処理方法によるときには、SICR判定を実施する必要が無く、また、12か月予想信用損失を測定する必要も無いために、IFRS第9号を適用した場合よりも、実務負担が大幅に軽くなる側面があることは間違いがない。 ● なお、上記のことに関連しては、先述の会計処理方法による場合でも、当初認識・測定時点を起点とした信用リスクの相対的な変化をトラッキングする必要はあるものの、かかるトラッキングは、全期間予想信用損失の増減額を求めるだけで実施できるものであり、SICR判定を行う場合のように、デフォルトが生じる可能性の程度（例：PD）だけを抜き出して変化をトラッキングする必要は無い。また、そのトラッキング結果につい	

論点の項目	コメントの概要		コメントへの対応
		て「著しい増大」に該当するか否かを判断する必要もない。 ● 先述の会計処理方法は、予想信用損失の計算と実効金利計算をデカップルする（＝実効金利計算は予想信用損失を考慮に入れない期待キャッシュ・フローに基づいて行う）ものであるから、IASBが2009年減損公開草案で提案するも、主に実務上の困難さの観点で断念した会計処理方法とは異なり、IFRS第9号に基づく金融資産に関する事後測定を抜本的に変更するものではない。 ● それでもなお、先述の会計処理方法によればこそ実務負担が重くなる側面もあることは否定されないが、そうしたことについては、IFRS第9号及び米国会計基準ASC326と整合的な範囲内にて、次に掲げる通りに一定の対処が可能であり得る。 ➢ 12か月予想信用損失を測定する必要がある場合とは異なってPDとLGDを常に同一のタイムスパン（＝全期間）とすることで問題ないため、全期間予想信用損失の測定について、PDとLGDへの分解をせずに損失率法によって実施することも十分にあり得ると考えられる。 ➢ 個々の金融資産について個別に全期間予想信用損失の測定を行うことが実務上どうしても困難であるという場合には、対象金融資産について共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングをしたうえで（IFRS9.B5.5.5参考）集合的に全期間予想信用損失の測定を行うこともあり得る	

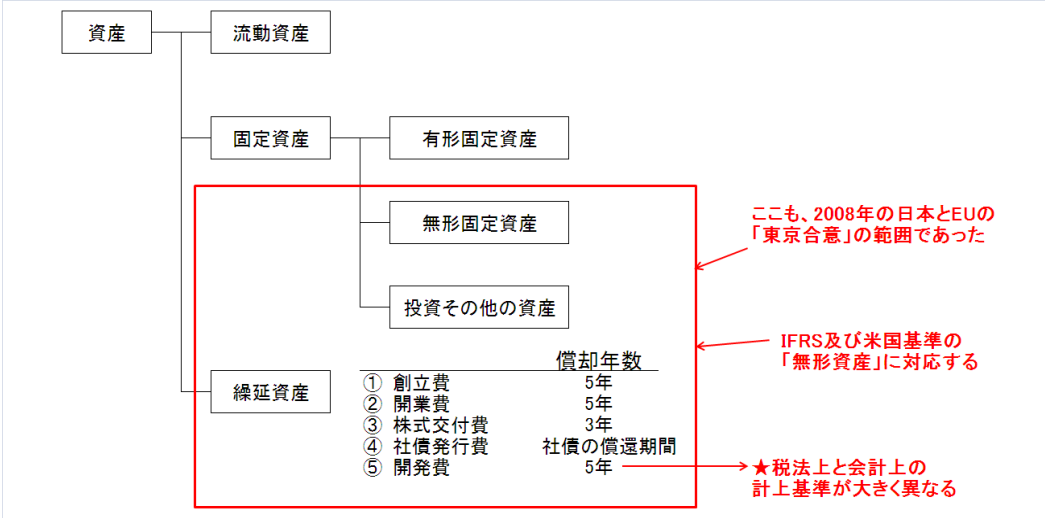
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	と考えられる。 ➢ 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等のうち、重要な金融要素を含まないものについては、信用スプレッドが重要ではないということであり、ひいては、当初認識・測定時における全期間予想信用損失も重要ではないということであるから、当初認識・測定時における全期間予想信用損失について一律にゼロとみなすという取扱もあり得ると考えられる。この場合、そうした受取手形、売掛金等については、IFRS第9号の適用上で営業債権等についての単純化したアプローチ（IFRS9.5.5.15）を適用した場合と同様に単に全期間予想信用損失を認識・測定するのみとなる（＝その全額が「事後的な変動額」であることになるため）。 ● 金融資産について、その時点における公正価値（時価）で当初認識・測定をすることについては、金融実務指針EDがすでに規定していることであるから（金融実務指針ED.29）、実務負担をより重くするものではない。 なお、必ずしも意図したことではないかもしれないが、現実として、我が国は、現在、後発の立場で、予想信用損失の認識・測定を会計基準の中に導入しようとしている。 こうした中、先行した IFRS 第 9 号及び米国会計基準 ASC326 のそれぞれが抱える問題点を解決できる会計処理方法を立案して、世界に向けて提案していくという役割は、後発の立場にいればこそ果たせるものであることにも、留意したい。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
8.41) 「受取手形」という文言について対応すべきである。	受取手形という文言についての対応 公開草案においては各所で「受取手形」という文言が用いられているが、現在、政府方針をもとに産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みが行われており、2027年３月末までに手形・小切手の交換が廃止されることが決定している。 現行の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」においては金融資産とは、「現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公社債等の有価証券並びに（略）デリバティブ取引（略）により生じる正味の債権等をいう。」（４項）とされ、金融負債とは「支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務等をいう。」（５項）とされていることから、金融資産及び金融負債の定義にも及ぶ論点であるものの、公開草案は手形・小切手の交換廃止日以降に適用されることが予想されるため、現段階において対応すべきである。	会計基準における「受取手形」という用語については、今後、電子交換所における手形・小切手の交換の廃止により、受取手形による取引が大幅に縮小した時点で、用語の置換えの必要性について検討することとなると考えられる。
8.42) 反証可能なものに対して「みなす」という表現を用いるのは適切ではない。	企業会計基準適用指針公開草案第88号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」BC98～BC107項において、反証可能なものに対して「みなし」や「みなす」といった表現が使用されているが、これは適切ではないのではないか。	信用リスクの著しい増大に関する判定についての簡素化された予想信用損失の算定方法については、みなし規定により、信用リスクの著しい増大の有無を判定することとしつつ、一定の場合にはみなし規定を反証することができるとしている。本公開草案の記載により定めの内容は明確であると考えられるため、特段の対応は行わないこととした。
8.43) 多様なス	（項目・論点）	左記のコメントに記載されている

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
テークホルダーとコミュニケーションを取りつつ、議論を行って頂きたい。	今後の検討における関係先とのコミュニケーション （意見等） 本会計基準の改正に伴う影響は大きいものと認識しており、公開草案後の検討においては、多様なステークホルダーともコミュニケーションを取りつつ、議論を行っていただきたい。 例えば、償却原価計算の導入は、銀行業において損益への影響にとどまらず、実務負荷の増大が見込まれる。その結果、決算の迅速性や情報開示の適時性、さらにIR対応や当局宛の報告など、幅広い業務への影響が懸念される。したがって、関連する団体と連携して、ガイドラインの整備をお願いしたい。また、信用リスクに関する計測範囲については貸出コミットメント等の空枠部分が自己資本比率規制上の取り扱いと同じであるか等不明確であり実務負荷が想定され、範囲の統一の議論をお願いしたい。 （理由等） 以下の観点で留意が必要と考えている。公開草案の目的は国際整合性を確保しつつ、実務上の実現可能性を担保することにあるため、これらの論点を踏まえた柔軟な設計が必要である。 ①　税務上の取り扱い 償却原価法による金融商品の帳簿価額の変動（例：実効金利法による利息認識や融資手数料の貸出金簿価への反映）が、税効果会計における一時差異としてどのように認識・処理されるかは重要な論点である。したがって、税務上の動向を注視しつつ、会計基準との整合性を踏まえた対応方針を早期に検討する必要がある。なお、業務負担の観点からは、財務と税務の不一致が生じないことが望ましい。 ②　決算公表資料への影響	観点は税務上の取扱い、決算公表資料及び自己資本比率規制に関するものである。当委員会は、企業会計に関する会計基準の開発を取り扱っているため、これらについてはコメントしない。 なお、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」において、新規の企業会計基準等又は既存の企業会計基準等の改正の定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの要否を委員会にて判断するとしている。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	決算短信やハイライトで開示している貸出金利回りの算定方法（貸出金平残の算出方法）をどのように扱うかなど、IR 上の理解可能性を確保する対応が必要。加えて、当該算定方法の変更や取扱いは、当局宛の報告内容にも影響を及ぼすため、報告基準との整合性を確保することが不可欠となる。 なお、償却原価計算に対する上記の変更は、システム要件定義にも直結するため、早急に対応方針を検討し、実装計画を策定する必要がある。 ③　自己資本比率規制においては「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント」の除外要件がある ※以下ア～オ要件の全てを満たす取引 ア．取引の相手方が法人等であること。ただし、事業者たる個人が取引の相手方である場合には、当該取引が事業性のものであるときに限る イ．取引の契約の締結及び維持に当たって、手数料その他これらに類する経費を受領していないこと ウ．取引の相手方が信用供与枠の引出しをするときは、その都度、当該相手方からの申請が行われること エ．取引の相手方による信用供与枠の引出しに係る全ての権限を標準的手法採用行が有していること オ．取引の相手方による信用供与枠の引出しの承認に当たっては、③に規定する申請の都度、当該相手方の信用力の評価を行っていること	
8.44）IFRS 会計基準が高品質で	ＩＦＲＳへのコンバージェンス いずれにせよ、現行の一般貸倒引当金の算定においては、過去の貸倒実積率に基づく	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
あるとする認識が誤っている可能性を認識する必要がある。	計算ではなく、何らかの損失額を合理的に見積もるような制度設計については、方向性としては賛成である。 しかし、ＡＳＢＪ関係者らは、ＩＦＲＳ自体が高品質な会計基準であるとする認識自体が誤っている可能性をしっかりと認識する必要がある。	左記のコメントに関し、当委員会が公表している中期運営方針(2025年12月12日)においては、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みについて次のように示している。 「財務情報の比較可能性を高め、かつ、我が国の会計基準の信認を確保するためには、日本基準を国際的に整合性のあるものとして維持し、これを対外的に示していくことが必要であると考えられる。 ここで、日本基準を国際的に整合性のあるものとすることは、国際的な会計基準を自動的に日本基準に採り入れることを意味しない。我が国における会計基準に係る基本的な考え方と異なること等を理由に、国際的な会計基準における取扱いについて我が国として受け入れ難いとしたものについては、原則として、日本基準において採り入れることはせず、その理由を明示することが考えられる。」

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
8.45) 研究開発費に関する新基準の開発に直ちに着手するべきである。	• ASBJ にとって大きなテーマであった「金融商品に関する会計基準の見直し」(本公開草案)及び「新リース会計基準」は一段落したので、キャパシティに余裕ができた筈であるので、早急に、我が国の産業界の国際競争力を蝕み続けた「実務対応報告第 19 号」の第 5 項(＝研究開発費の一律費用処理)の即時廃止、及び、2024 年 8 月に発表された新基準の開発に直ちに着手するべきである。  ※2008 年の東京合意においては、「IFRS 無形資産」全体＝JGAAP の「無形固定資産」及び「投資その他の資産」及び「繰延資産」に相当がコンバージェンスの対象であった。 この是正が早期に実現していれば、研究開発費は資産計上可能であり、我が国の産業界の塗炭の苦しみは早期に解消し、いわゆる「失われた 30 年」は 10 年で済んだ筈である。 まさに、会計制度の不備が齎した災禍であると言わざるを得ない。	今回の基準開発とは関連しないため、特段の対応は行わない。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	★なお、SAP の「内部指図」(K001/02/03)では、研究開発部門で発生した労務費・経費を指図決済として「建設仮勘定」として資産計上し、IFRS の「無形資産」、JGAAP の「投資その他の資産」に振り替えるということが、少なからぬ製造業等で実施されており、勿論、監査上も認められている。 • 防衛増税対応のハプコメの場合のように、質問を 1 つに纏めるということが無かったのは良い。	
8.46) 解説文書は有用である。	〔ASBJ ディレクターによる解説文書〕について • この文書自体は高く評価できる。 • p4 及び p5 について…「契約資産」は、例えば、建設業会計などのように「売上/役務収益」と「請求」が単月では対応しないような場合において非常に重要となる。ここで、契約資産に「予想信用損失モデル」を適用したことは高く評価できる。 ※2021 年度の JGAAP の改正で導入された「契約資産」であるが、会計コンサルタントの立場からすると、「契約資産」の適切な利用が浸透していない現実も散見される。ASBJ の側からも注意喚起が必要であると思われる。また、簿記の教育現場においても、民法上の「債権」(≒期限以外の停止条件のない債権であり、2021 年度以降の「債権」)との関連性が正しく教えられることが少ないため、会計システム構築の現場で支障が生じている場合が散見される。 • p7 について…〔図表 2〕は、銀行の融資現場の実業務等にも適合しており、大変分かりやすく、有用である。 • p12 について…〔図表 3〕は、銀行の融資現場の実業務等にも適合しており、大変分かりやすく、有用である。	左記のコメントは、今後の基準開発において参考としたい。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
（質問 9）補足文書（案）に関する質問		
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		
9.1） 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
（全般的なコメント）		
9.2） 簡素化された予想信用損失の算定方法は設例又は補足文書に記載すべきである。	前述のとおり、「簡素化された判定方法」等は、実務において適用に資するガイダンスとして、設例や補足文書へ記載すべきと考えます。	左記のコメントへの対応については、3-1.31）で記載している。
（追加の補足文書を求めるコメント）		
9.3） 貸倒実績率に基づく予想信用損失の算定に関し、従来の我が国の会計実務及び本公開草案における我が国独自のオプションを踏まえた	以下の点について、補足文書への追加を検討いただきたい。 貸倒実績率に基づく予想信用損失の算定に関しては、予想信用損失適用指針案 設例 8 に加え、従来の日本の会計実務や本公開草案における日本独自のオプションを踏まえた補足文書を整備することが望ましいと考える。 （理由） 本公開草案では、従来の貸倒実績率法に係る設例（現行金融商品実務指針設例 12）や Q&A（現行金融商品 Q&A Q41）の削除が提案される一方、新たに予想信用損失適用指針案に設例 8（貸倒実績率に基づく 12 か月の予想信用損失の算定）が設けられている。この設例 8 は、IFRS 第 9 号に掲載されている設例 9 に基づくものであり、実効金利法が適用	補足文書において、今回削除が提案されている金融商品実務指針の設例 12 と同程度の粒度の内容を反映した具体的な事例解説を示すことについて、本公開草案では、予想信用損失モデルの導入に伴い金融商品実務指針案において貸倒実績率法の定めを削除することを提案しているため、貸倒実績率法に基づく貸倒見積高の算定

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
補足文書を整備することが望ましい。	され、未収利息も不計上とならない前提（すなわち日本独自のオプションが適用されていない前提）となっている。 しかし、貸倒実績率の算定は、利息の計上方法、実績損失額の定義、分母となる母集団や集計範囲の設定等により大きく異なり得る。適切な予想信用損失を算定するには、これらの前提を踏まえた分母・分子の設定が必要である。そのため、IFRS 第 9 号に掲載されている設例のみでは、多くの企業において貸倒実績率の算定方法が不明確となり、実務上にばらつきが生じ、混乱を招くおそれがある。 本改正後は、PD・LGD 法を採用する一部の金融機関を除き、多くの日本企業が貸倒実績率を利用して予想信用損失を算定することが想定される。また、本改正の適用対象は国際的な資金調達を行う企業に限定されないため、大手企業のみならず幅広い企業が利用できる解説が必要である。基準移行の負担を軽減する観点からも、分かりやすい事例解説の提供が望まれる。 この点、IFRS 第 9 号との整合性を目指す会計処理を導入する一方で、IFRS 第 9 号とは異なる設例を会計基準や適用指針に織り込むことは、日本独自の解説を開発することになり得るという懸念は理解できる。しかし、従来の日本の実務では、多くの企業が現行金融商品実務指針設例 12 の内容を参考に実務を構築してきた経緯がある。したがって、補足文書において、今回削除が提案されている設例 12 と同程度の粒度の内容を反映した具体的な事例解説を示すことが強く望まれる。 さらに、以下のような点についても、従来の日本の会計実務や本公開草案の日本独自オプションを踏まえた補足的な解説が有用であると考える。 ①　1 年の貸倒実績率と 12 か月の予想信用損失 従来の「1 年の貸倒実績率」は「その債権から 1 年以内に生じる貸倒損失」を分	に関する設例 12 についても削除することを提案している。 本公開草案の公表に至る審議の過程で、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の内容以外でどのような内容について補足文書を作成することが必要であるかを検討した結果、特に実務上の運用にあたり有用であるとの意見が聞かれた 5 項目について補足文書（案）を公表している。 本公開草案は、原則主義的な IFRS 第 9 号の定めを取り入れたものであり、実務への配慮として提案している我が国独自のオプションを適用した場合の予想信用損失の算定についても、企業の判断により様々な方法が考えられることから、補足文書を追加して詳細に記載することで却って実態に応じた判断を妨げる懸念がある。 このため、特段の対応を行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	子として算定されており、一部企業では現行金融商品 Q&A Q41 に従って個別貸倒引当金繰入額を貸倒損失額に含める手法が採用されていた。 一方、予想信用損失適用指針案における 12 か月予想信用損失はデフォルトが期末後 12 か月以内に発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額について、デフォルトが発生する確率で加重して算定したものであり、企業が今後 12 か月間にデフォルトが発生すると予測している債権等について生じる全期間の予想信用損失とも、また、今後 12 か月にわたり予測されるキャッシュ・フローの不足額とも異なる（同適用指針案 BC75 項）概念である。従来にない新しい概念であるため、どのような計算が 12 か月予想信用損失の算定に相当するのか、現行金融商品実務指針設例 12 と同程度の平易な数値例を用いた解説が強く望まれる。 ② 受取利息不計上オプションの適用 上述のとおり、予想信用損失適用指針案に導入されている設例8は、IFRS第9号の設例9を基礎としたものであり、実効金利法が適用され、かつ受取利息が不計上とならないことを前提としている。すなわち、設例8におけるグループXの償却原価800千円に対し貸倒実績（現在価値）600千円となるケースは、元本及び利息の双方について75%が比例的に回収不能である状況を前提としている。 一方、本公開草案では、「信用減損金融資産に係る受取利息については不計上とすることができる」日本独自のオプションが提案されている（金融商品実務指針案第120項）。このオプションを適用すると、受取利息を計上しないことになるため、貸倒実績率の分子・分母の構造自体が設例8とは異なる。したがって、適切な予想信用損失を算定するためには、設例8とは別の前提にも基づく貸倒実績率の算	①について、12 か月の予想信用損失の定義及び算定については、IFRS 第 9 号の定めを取り入れたものである。 ここで、IFRS 第 9 号に存在しない設例を設けて例示を行うことによって、IFRS 会計基準を適用している企業の実務と相違する懸念があると考えられる。 このため、特段の対応を行わないこととした。 ②受取利息不計上のオプションについては、コメント 4.39）で記載している。 ③本公開草案の公表に至る審議において、経過措置については、国際的な会計基準との整合性を重視し、IFRS 第 9 号の経過措置に関する定めをベンチマークとして検討を行っている。本公開草案において提案している経過

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	定が必要となる。 しかしながら、質問4（償却原価に係る会計処理に関する質問）（7）でもコメントした通り、受取利息不計上オプションを適用した場合の償却原価の概念自体が本公開草案では明確に整理されておらず、受取利息を不計上とした場合に、基準としてどのような貸倒実績率算定が想定されているのか理解することは困難である。 ③　基準移行時の実務負担軽減のための措置 予想信用損失の概念に基づいて貸倒実績率を算定するには、新たなデータ整備等が必要となり、強制適用までに十分な過去データが揃わない可能性がある。また、従来の日本の実務では、現行金融商品会計基準（注9）に従い未収利息を不計上としていた場合、貸倒実績率の分母から未収利息を除いて計算していた。その結果、回収の多くが元本回収に充当されることとなり、未収利息を含めて計算した場合に比べて回収率が高く（すなわち貸倒実績率は低く）算定されていた。このようなデータしか保有しない企業が、改正後の実効金利法を前提とした貸倒実績率を算定する場合、理論的には補正が必要となる。 以上を踏まえ、以下のような経過措置等を検討する必要があると考える。 ・従来の貸倒実績率の算定・適用を当面認める ・従来の貸倒実績率データを利用しつつ、新たな概念に基づく予想信用損失を算定するうえで許容可能な簡便的方法を提供する 実務負荷が過度とならないよう、適切なガイダンスの提供が望まれる。	措置に関する定めは、国際的な会計基準と整合していると考えられることから、追加の経過措置は設けず、本公開草案の提案を変更しないこととした。
9.4）　日本基準でのみ予想信用損失の算定や実	海外の IFRS 会計基準の実務にも前例がなく、日本基準でのみ「予想信用損失の算定」や「実効金利法の適用」が必要となるケースに関して、補足文書としてガイダンスを整備することが望ましいと考える。	本公開草案の公表に至る審議の過程で、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の内容以外でどのような内容について

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
効金利法の適用が必要となるケースに関して、補足文書としてガイダンスを整備することが望ましい。	（理由） 今回の改正案では、金融商品の分類及び測定に関しては最小限の見直ししか行わないことが提案されている。そのため、キャッシュ・フローに複雑又は特殊な条件が付されており、IFRS 第 9 号であれば SPPI 要件を満たさず実効金利法の適用対象とならない金融資産（※）であっても、法的形式として「債権」に該当する場合には、予想信用損失の算定対象となり、かつ原則として実効金利法の適用対象になると理解している。 （※）例えば、①永久劣後ローンや、②業績連動型など元本・金利が変動性にさらされているものの組込デリバティブが区分処理されない債権（すなわち、企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」第 3 項の 3 要件のいずれかを満たさない場合） このような債権は、キャッシュ・フローの複雑性や特殊性に起因して予想信用損失の算定や実効金利法の適用が著しく困難となる可能性があり、以下の理由から不当に過大な実務負担を招くことが懸念される。 • 海外の IFRS 会計基準の実務にも前例がないため、実効金利の具体的な算出方法等について実務の混乱が生じるおそれがあること。 • キャッシュ・フローの見積りが多くの仮定や不確実性を伴うものとなり、その結果得られる貸借対照表価額（償却原価から予想信用損失を控除した額）が必ずしも財務情報として有用とは限らないこと。 • 将来的に金融商品の分類及び測定の改正が行われる際、SPPI 要件を満たさない金融資産について公正価値測定を要求する IFRS 会計基準との整合性から、償却原価が最も適切な測定ベースであるか、また時価による測定の選択を認めるべきかな	補足文書を作成することが必要であるかを検討した結果、特に実務上の運用にあたり有用であるとの意見が聞かれた 5 項目について補足文書（案）を公表している。 金融商品の分類及び測定より先に金融資産の減損について会計基準の開発に着手することとなったため、本公開草案の提案では、IFRS 第 9 号において実効金利法の適用対象とならない金融資産についても、一部実効金利法の対象となる場合がある。この点、現在、金融商品の分類及び測定に関して、予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域をフェーズ 1 として優先して審議を行っており、今後対応が検討される予定である。このため、過渡的には、個々の事実及び状況に応じて、企業が適切と考える方法で対応することになると考えられる。 このため、特段の対応を行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	どが検討される可能性があり、その場合、現在の取扱いが、一時的な負担となる可能性があること。 以上を踏まえると、このような特徴的な債権については、過大な実務負担を避ける観点から、補足文書において「予想信用損失の算定方法」及び「実効金利法の適用方法」に関するガイダンスを整備することが必要であると考える。	
9.5) 日本公認会計士協会が公表する「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」に記載されている実務的な取扱いを、補足文書に引き継いで頂きたい。	(対象文書) 補足文書案 (項目・論点) DCF法によるECL算定実務ガイダンスの追加 (意見等) 日本公認会計士協会が公表する「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」に記載されている実務的な取り扱いを、補足文書に引き継いでいただきたい。 (理由等) 現在の邦銀の実務では、DCF法による見積りは、日本公認会計士協会の「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」に基づいて行われている。 同監査上の留意事項では、(1)複数シナリオごとの発生確率をそれぞれ見積もる計算例と、(2)基礎となるシナリオを設定してそこからのデフォルトを想定した場合の計算例が提示されている。 (1)複数シナリオごとの発生確率をそれぞれ見積もる計算例は、金融商品会計基準案の95-2(1)項の「確率による加重計算」に準拠した方法と考えられる。	日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」における取扱いについては、我々が回答する立場にないと考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	また(2)基礎となるシナリオを設定してそこからのデフォルトを想定した場合の計算例についても、予想信用損失適用指針案 43 項では、「すべての考え得るシナリオを特定する必要はないものの、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する。」と記載されており、「新適用指針（案）」の趣旨に沿った方法と考えられる。 そのため、現行基準と同程度の実務水準を維持し、金融機関毎の実務のばらつきを抑えることを目的として、「実務に資するための情報を提供することを目的」とした補足文書に、当該文書の内容を必要な修正を実施の上で引き継ぐべきと考える。	
9.6) 購入又は組成した信用減損金融資産以外の信用減損金融資産の貸倒引当金の算定方法を例示して頂きたい。	（対象文書） 補足文書案 （項目・論点） ステージ 3 の債権等の貸倒引当金の算定方法に係る設例の追加 （意見等） 購入又は組成した信用減損金融資産以外の信用減損金融資産（ステージ 3 の金融資産）について、具体的な貸倒引当金の算定方法が不明であるため、適用指針や補足文書に例示いただきたい。 （理由等） 実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。	本公開草案では、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、原則主義である IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルに関する定めについて、条件変更に関する定めを除いて取り入れている。 設例についても、IFRS 第 9 号の設例 1 から設例 12 について、その他有価証券に分類される債券を前提とする設例 4 と IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした条件変更に関する設例 11 を除いて、我が国の状況に合わせるように一部修正するかどうかを検討した上で、予想信用損失適用指針案に含め

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		ることを提案している。 ここで、IFRS 第 9 号に存在しない設例を設けて例示を行うことによって、IFRS 会計基準を適用している企業の実務と相違する懸念があると考えられる。 このため、特段の対応を行わないこととした。
9.7) 金融保証契約の会計処理についての設例を補足文書に追加することが望ましい。	金融保証契約の会計処理については、本公開草案に定める測定モデルが従来の実務と大きく異なり、実務上の理解が難しい点があるため、具体的な数値例等を含む補足文書を整備することが望ましいと考える。 （理由） 本公開草案では、金融保証契約は、①予想信用損失の金額と②発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とすることが規定されている（金融商品会計基準案第 26-2 項）。この測定方法は、負債を二重に計上することを避けるという趣旨に基づくものであり、IFRS 第 9 号の考え方を参考に導入されたものである。 もっとも、この測定モデルは、従来の日本基準における債務保証の取扱いとは大きく異なり、予想信用損失の見積りと、発生の認識時に計上された金額（前受保証料等）から収益認識済額を控除した金額とを継続的に比較し、高い方を帳簿価額とするという点に独特の難しさがある。特に、期間中の収益認識の進行と信用リスクの変動が相互に影響し合うため、文章による規定だけでは会計処理の全体像を理解しにくい場面が多いと	左記のコメントを受けて、金融商品実務指針案第 311-5 項を次のとおり修正することとした（追加は下線で示している。）。 「311-5. 2026 年 10 月の金融商品会計基準の改正に際して、金融保証契約の発行者においては、金融保証契約は、(1) 予想信用損失の金額及び (2) 発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とすることが定められた（金融商品会計基準第 26-2 項）。これは、金融保証契約に関する負債が二重に計上されるこ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	考えられる。 　したがって、企業が適切に会計処理を行えるよう、具体的な数値例を盛り込んだ補足文書を整備し、金融保証契約の測定の考え方と実務で留意すべきポイントを明確に示すことが望ましいと考える。	とを避けるためである。この会計処理においては、例えば、ある金融保証契約の期末における予想信用損失の金額が 100、発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額が 60 である場合、金融保証契約の期末における貸借対照表価額は 100（負債）となる。 　審議において、(1)予想信用損失の金額と(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額の比較を行うことに係る実務負担に関する意見が聞かれたため、両者を別個に取り扱い、それぞれを貸借対照表価額とすることができるとする会計処理について検討が行われた。当該会計処理を行った場合、金融保証契約を締結することにより引き受けたリスクに対応するものとして対価を受領する保証料と予想信用損失とをそれぞれ総額で認識することとなり、その結果、金融保証契約に関する負債が

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		二重に計上されることが課題となる。審議の結果、実務負担の大きさと当該会計処理を認めることによる影響の両方を考慮し、当該会計処理を行うことができることとした（本実務指針第137項参照）。当該会計処理を行った場合、例えば、ある金融保証契約の期末における予想信用損失の金額が100、発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額が60である場合、金融保証契約の期末における貸借対照表価額は100（負債）となり、発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額60とは別個に会計処理されることとなる。」 　また、金融商品会計基準案第90-4項に次の記載を追加することとした。 「90-4.　（略） 　なお、金融保証契約については、原則として(1)予想信用損失の金額及び(2)発生の認識時の価額から収益に認

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		識された累計額を控除した金額のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とすることとしており、金融保証契約を締結することにより引き受けたリスクをいずれかの金額で負債に計上するものであることから、引当金には該当しないものとして取り扱い、金融保証契約などの適切な勘定科目をもって表示することが考えられる。ただし、(1)予想信用損失の金額と(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額を別個に取り扱い、それぞれを貸借対照表価額とすることを選択した場合（金融商品実務指針第 137 項）、(1)予想信用損失の金額についてはオフバランス項目に対する引当であることから、引当金として取り扱い、金融保証契約に係る予想信用損失引当金などの適切な勘定科目をもって表示することが考えられる。」
	（対象文書）	同　上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	補足文書案 （項目・論点） 金融保証契約における設例の追加 （意見等） 金融保証契約における具体的なSICR判定の方法、引当の算出方法について、補足文書等に設例を盛り込んでいただきたい。 （理由等） 実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。	
9.8）一般事業会社におけるグループ内の貸付金、貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定について、補足文書において具体的な算定方法を明確化すべきである。	次の項目について、コメントいたします。 一般事業会社におけるグループ内の貸付金、貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定について、補足文書において具体的な算定方法の明確化 （理由） 開発にあたっての基本的な方針におけるステップ5「一般事業会社に関する検討」では、一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権について、IFRS第9号第5.5.15項において定められている営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチに関する定めを取り入れることとされています（予想損失適用指針案BC26項）。 一方で、一般事業会社における個別財務諸表においては、グループ内における貸付金や貸出コミットメントが多額に生じる場合もありますが、このような貸付金や貸出コミットメントについては、上記の単純化したアプローチの対象とはならないと考えられ（金融商品会計基案第28-5項）、一般事業会社においても、開発にあたっての基本的な方針におけるステップ2もしくはステップ4に基づく、予想信用損失の算定が求められ	3-2.27）のコメントに対応して、公開草案後の再審議において、一般事業会社においても、簡素化された予想信用損失の算定方法を適用することができる場合があることを予想信用損失適用指針の結論の背景に追加することとした。 本公開草案は、原則主義的なIFRS第9号の定めを取り入れたものであり、実務への配慮として提案している我が国独自のオプションである簡素化された予想信用損失の算定方法についても、企業の判断により様々な方法が考えられる。このため、一般事業会

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ます。 この点、例えば、補足文書（案）のステップ2に基づく信用リスクの著しい増大に関する判定として、「Ⅰ.信用リスクの著しい増大に関する判定」では、「信用格付プロセスとデフォルトの発生確率（Probability of default、以下「PD」という。）を組み合わせた方法を取り上げて説明を行う」とされ（補足文書（案）第10項）、旧金融検査マニュアルを参考にした内部信用格付に基づく判定方法の例が示されています。また、ステップ4に基づく簡素化された信用リスクの著しい増大に関する判定として、「Ⅱ.簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定」では、予想信用損失適用指針案第56項から第62項における正常先（優良格付、中間格付、要判定格付）、その他要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先といった内部信用格付けが行われていることを前提とした判定方法の例が示されています。 一方で、一般事業会社においては、金融機関のような内部信用格付に基づく管理を行っていない場合も多いと考えられます。この点、現行金融商品実務指針第295項では、金融検査マニュアルにおける正常先・要注意先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先の5段階の債務者区分を取り上げた上で、「しかしながら、一般事業会社では金融機関のような厳格な債権管理が行われていないのが通常であると考えられるため、金融機関の資産の自己査定における債務者区分と厳密に対応させる必要はないこととした。」とされており、一般事業会社においては厳密な債権管理が行われていないことが想定されています。 この点については、第536回企業会計基準委員会 審議事項(3)-2において、同一の会社等の集団に属することから、借手に関する情報が入手することは比較的容易であることや、IFRS第9号においても原則主義に基づく「手法にとらわれない」一般的なアプロ	社において、簡素化された予想信用損失の算定方法を適用して信用リスクの著しい増大に関する判定を行う場合について、補足文書を追加して詳細に記載することで却って実態に応じた判断を妨げる懸念がある。 したがって、特段の対応を行わないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ーチで十分な対応ができる旨が議論されています。 　しかしながら、借手に関する情報を比較的容易に入手したとしても、内部信用格付を有さない一般事業会社において、当該情報を利用してどのように信用リスクの著しい増大に関する判定を実施するのかについての例示を示すことは、金融機関向けの補足文書（案）が示されていることとのバランスを踏まえても有用であると考えられます。 　したがって、一般事業会社における信用リスクの著しい増大に関する判定を行う場合の具体的な方法の例を補足文書において明確化することが実務において有用と考えられます。	
9.9）より簡便的なアプローチを補足文書に記載して頂きたい。	［協同組織金融機関からのコメント］ （意見） 　以下のようなより簡便的なアプローチを補足文書に記載頂きたい。 (1) 内部格付制度が無い金融機関における信用リスクの著しい増大の判定の考え方 (2) 将来予測情報の考慮について、マクロ経済指標を用いた手法以外の手法 （理由等） (1) 2019 年 12 月に廃止された「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」において「国内基準適用金融機関にあっては信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えない」旨、記載があることから、一定数の協同組織金融機関では、現行の運用において内部格付制度を持たず、正常先を 3 つに区分することは制度設計上、困難である。 　また、融資先が中小企業・小規模事業者等のみであるような協同組織金融機関では、銀行の融資先における上場企業や大企業のような優良格付に該当する取引先は想定されず、仮に正常先を区分できた場合でも、正常先内での格付遷移において信	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 　協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留めることとする。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	用リスクの著しい増大とまでは言えないものと考えられる。 (2)　協同組織金融機関の貸出先は、地域の中小企業・小規模事業者等や特定の業域または職域に関連する個人・法人などから構成されている。このような貸出先の信用リスクは、必ずしもマクロ経済と相関するものとは限らない可能性もあることから、将来予測情報の考慮について、マクロ経済指標を用いた回帰モデルによる手法以外の手法についても、追加的に例示して頂きたい。	
9.10) 協同組織金融機関の実務負担に配慮した方法を示して頂きたい。	［協同組織金融機関からのコメント］ • 簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定について、内部信用格付を活用して判定する方法が提案されている。しかし、そもそも内部信用格付を保有していない協同組織金融機関も相応に存在する。そうした協同組織金融機関の実務負担に配慮した、過大なコストや労力が掛からない簡素化された算定方法を設例を使って選択肢の一つとして例示していただきたい（予想信用損失適用指針第 56 項～62 項)。 • 予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において観察可能なデータに基づいて調整を行う、観察可能なデータには「(1)国内総生産（GDP）(2)失業率(3)不動産価格や商品価格(4)借手の支払状況(5)金融商品又は金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因」と例示されている。しかし、協同組織金融機関において、融資先業種が集中した貸出ポートフォリオに適合する観察可能なデータは見出し難い。そうした協同組織金融機関の実務負担に配慮した過大なコストや労力が掛からない簡素化された調整方法を設例を使って選択肢の一つとして例示いただきたい（予想信用損失適用指針第 50,51 項）	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留めることとする。
（「Ⅱ.簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定」についてのコメント）		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
9.11) 「シミュレーション計算」により正常先を区分する方法についての設例を追加して頂きたい。	(対象文書) 補足文書案(38 項) (項目・論点) 簡素化された予想信用損失の算定において「シミュレーション計算」により正常先を区分する方法 (意見等) 補足文書案第 38 項の「正常先における内部信用格付ごとに PD をシミュレーション計算し、本文書第 33 項の適用イメージと同様に正常先を区分する」方法についての設例を追加いただきたい。 (理由等) 実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。	簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定において、正常先を区分する方法の例として、適用初年度にシミュレーション計算を行った内部信用格付ごとの PD に基づいて区分する方法(以下「シミュレーション計算を行う方法」という。)を補足文書(案)で示している。 しかし、シミュレーションを行う方法については、会計基準で対応するものというより、より専門とする者により対応される内容と考えられる。このため、特段の対応を行わないこととした。
(「Ⅲ.満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定」についてのコメント)		
9.12) 信用力が非常に高い発行体の債券について、より明確化していただきたい。また、債権に	(対象文書) 補足文書案(54 項) (項目・論点) 満期保有目的債券のうち、信用力が非常に高い発行体の債券 (意見等) 「信用力が非常に高い発行体の債券」として、「特定のソブリン債」が例示されている	本公開草案の公表に至る審議において、満期保有目的の債券のうち、信用力が非常に高い発行体の債券について、より対象範囲を明確にすることができないか検討したものの、特定の国の国債等を明示することは困難で

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
ついても同じ内容を記載して頂きたい。	が、対象範囲をもう一段階明確にしていただきたい。（米国債、日本国債等） 　また、一般の優良事業会社の発行社債についても、「信用力が非常に高い発行体」に含まれるものがある、という認識でよいか。 （理由等） 　補足文書案第 54 項では、「信用力が『非常に』高い発行体」及び「『特定の』ソブリン債」とされており、対象範囲をかなり絞り込んでいるように見受けられる。そのため、補足文書において想定されている債券と解釈に齟齬が生じないよう、対象範囲をもう一段階明確にする必要があると考えられる。 　なお、旧金融検査マニュアルでは「国、地方公共団体・・・に対する債権については、回収の危険性または価値の毀損の危険性がないものとして、貸倒引当金の対象とはしない」とされており、現状、金融機関は貸出金の引当を積んでいない。この取り扱いは、政策的な観点も踏まえて政府が定めたものと思われることから、結論の背景等において、この点を考慮した記載を検討する必要があるのではないか。	あると考えられたため、特定のソブリン債を例示したものである。 　このため、本公開草案の提案を変更しないこととした。
	（対象文書） 　補足文書案(54 項) （項目・論点） 　満期保有目的債券のうち、信用力が非常に高い発行体の債券に関する規定への記載の追加 （意見等） 　補足文書案第 54 項において、「なお、信用力が非常に高い発行体の債券（例：特定のソブリン債）を保有する場合、複数のシナリオを考慮したとしても、予想信用損失の算定に用いる 12 か月の PD をゼロ％と決定し、結果として予想信用損失が計上されない場合	補足文書における記載は特定のソブリン債に関するものであり、貸付金に適用することを意図していない。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	があり得ると考えられる。」と記載いただいたことは、実務に資する有用な内容と考えるため、同内容を貸付金等の債権の予想信用損失についても追加することを検討いただきたい。 （理由等） 旧金融検査マニュアルでは、「国・地方公共団体等向け債権は回収危険性等がないものとして貸倒引当金の対象としない」旨の記載があり、この考えに則り運営する実務も一定あるものと思料。今回満期保有目的の債券が貸付金と同等の性格という趣旨で予想信用損失の対象とされた点を踏まえると、同様に実務に資する有用な内容となることが考えられるため、貸付金等の債権についても平仄を合わせて類似する内容の追記を検討いただきたい。	
9.13） 一定の場合には貸倒引当金を計上しないということは許容されるのか、その他有価証券に振り替えた場合は、予想信用損失を計上する必要はなく、その他有価証券として減損の必要	満期保有目的の債券の取扱いについて 満期保有目的の債券に関しては補足文書案において外部信用格付や格付別の実績累積デフォルト率の利用して予想信用損失を計上することを許容していただいていると理解しております。 また、信用力が非常に高い発行体の債券（例：特定のソブリン債）を保有する場合には、予想信用損失の算定に用いる 12 か月の PD をゼロ％と決定し、予想信用損失が計上されない場合があり得るとされています。 (1) 例えばシングル A 格の事業会社の 1 年間の PD は数ベーシスポイント（格付機関によって異なりますが 0.01～0.05%）、BBB 格の 1 年間の PD は（0.1%～0.43%）と極めて小さな数値です。 債券市場関係者としては、会計処理の複雑性及び煩雑性により、満期保有目的の債券の対象となる金融商品の流動性の低下が懸念されます。	(1)について、本公開草案では、予想信用損失の算定を行う際は、信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映して、信用損失が発生するリスク又は確率を考慮することを提案している。このため、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を考慮した上で、個々の実態に応じて予想信用損失を算定し、これに基づいて

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
性を判断することになるか確認したい。	SICR が発生していない場合、予想信用損失が著しく僅少の場合には重要性の観点から貸倒引当金を計上しないということは許容されるのでしょうか。 (2) 格付が低下して SICR が発生するような場合には、金融商品会計に関する実務指針第 83 項の債券の発行者の信用状態の著しい悪化に該当するため、その他有価証券に振り替えたり、償還前に売却しても、残りの満期保有目的のその他有価証券へ振り替える必要はないと理解しています。その他有価証券に振り替えた場合には、全期間の予想信用損失を計上する必要はなく、その他有価証券として減損の必要性を判断するという理解で正しいでしょうか。	貸倒引当金を計上することになると考えられる。なお、重要性については、個々の状況に応じて判断されるべきと考えられる。 (2)満期保有目的の債券からその他有価証券へ振替えた場合、当該その他有価証券については、予想信用損失の算定対象ではないため、金融商品会計基準第 18 項及び金融商品実務指針第 73 項に基づき、時価をもって貸借対照表価額とすることになる。また、時価が著しく下落した場合には、金融商品会計基準第 20 項及び金融商品実務指針第 91 項に基づいて、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理することになる。
(「Ⅳ. 貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定」についてのコメント)		
9. 14) 規制上の目的で用いられる数値を用いる	(対象文書) 補足文書案(60 項、61 項) (項目・論点)	本公開草案の公表に至る審議において、貸出コミットメントに係る実績引出率に関するデータが整備され、実

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
ことが認められる「合理的な期間」の意味を確認したい。また、合理的な期間経過後の取扱いを確認したい。	貸出コミットメント等における当局規制数値の活用 （意見等） 貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定に関して、当局規制数値の活用可能期間については「合理的な期間」と記載されている（補足文書案第 61 項）が、この期間の定義は「統計上有意なデータ整備のために必要な期間」と理解してよいか。 上述の理解が定義に含まれていない場合、以下の内容について、今後補足文書に追加することを検討いただきたい。 • 20XX 年改正の金融商品に関する会計基準適用後、合理的な期間が経過した後も、貸出コミットメント等に関する統計上有用なデータが不足することが明らかであると認められる場合は、引き続き当局規制上の数値を使用できるものとする。 （理由等） 従来の法人向けローン・コミットメントは、信用力が高い企業との契約が主であり、基本的にはコベナンツ条項を設定しているため、デフォルトが発生しづらい商品設計となっている。 そのため、商品制度が変わらない限り、基準適用後、合理的な期間が経過した後も、統計上、データ整備に必要な有用データは引き続き集まらないと考えられる。	績引出率に基づいて予想信用損失を算定する体制が整った時点から、企業固有の実績引出率を用いた上で必要な調整を行ったものを予想引出率として用いることとすることを検討したものの、規制上の目的で用いられる数値を用いることができるとする過渡的な対応が長期間継続されることが懸念されることから、過渡的な対応を利用できる期間に歯止めをかけることを検討すべきであるとの意見が聞かれた。 このため、合理的な期間内に貸出コミットメント等に関するデータを整備し、企業固有の状況に応じた予想信用損失の算定に移行することが必要と考えられることを提案している。このため、「合理的な期間」は「統計上有意なデータ整備のために必要な期間」は必ずしも同一とはならないと考えられる。
（その他）		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
9.15) 約定金利を用いる場合の手数料の取扱いについての判断基準を示して頂きたい。	［協同組織金融機関からのコメント］ 実効金利によらず約定金利を用いる場合の手数料の取扱いについては、金融商品会計実務指針第 105 - 2 項及び同 293 - 3 項の規定があるが、当該規定のみでは判断に幅が生じ、企業間比較可能性が担保されない可能性があるため、金融商品会計実務指針や補足文書などで具体的な判断基準を提示いただきたい。	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留めることとする。
9.16) 開示項目及び内容について柔軟な対応が可能であることを示して頂きたい。	［協同組織金融機関からのコメント］ 予想信用損失適用指針第 71 項から第 74 項において開示目的に関して記載があり、開示項目は開示目的に照らして各社で判断すると理解している。開示項目・内容は、各金融機関が目的に基づき、会計監査人との協議のうえ、柔軟な対応が可能であることを予想信用損失適用指針や補足文書に示していただきたい。	当委員会が公表する企業会計基準は、専ら金融商品取引法に基づく財務諸表に適用されることを念頭において開発されている。 協同組織金融機関が参照する会計の基準については、必ずしも当委員会が公表する企業会計基準と同一であるとは限らず、当局と協議しながら検討されるものと理解しているため、左記のコメントは今後の参考に留めることとする。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
9.17）補足文書と解説文書の不整合を修正すべきである。	この補足文書を作成したこと自体は評価できる。しかし、下記のような矛盾があるので修正されたい。 • p8 の内部格付け 1～10 と、解説文書(以下、「解説文書」と略す)の p7 の〔図表 2〕との整合性が取れていないので、誤解を惹起するので、当該矛盾を解消する必要がある。 • p11 の項番 33 の図では、「中間格付」が「格付 5」となっており、「要判定格付」が「格付 6」となっており、これは「解説文書」の p7 の〔図表 2〕との整合性が取れていないので、誤解を惹起するので、当該矛盾を解消する必要がある。 • p12 の項番 37 の図と、「解説文書」の p7 の〔図表 2〕との整合性が取れていないので、誤解を惹起するので、当該矛盾を解消する必要がある。	補足文書（案）の（図 1）は、簡素化された予想信用損失の算定方法を適用していない場合の内部信用格付を利用した信用リスクの著しい増大に関する判定方法の例を示すイメージである。解説文書の図表 2 は、簡素化された予想信用損失の算定方法のうち信用リスクの著しい増大の判定の例を示すイメージである。また、補足文書（案）第 37 項は、外部信用格付を利用する方法により正常先を区分する場合の例を示すイメージである。このように、それぞれ異なる方法による信用リスクの著しい増大を判定する方法の例を示しているため、異なる内部信用格付の例を用いている。 内部信用格付の段階数や正常先を優良格付、中間格付、要判定格付に区分する方法は、各企業が内部管理状況を踏まえた上で判断するものであるため、各企業によって異なることとなる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		このため、補足文書（案）内、及び補足文書（案）と解説文書の間において、解消すべき矛盾は生じていないと考えられる。したがって、補足文書（案）を修正しないこととした。

以　上